原子力発第１９３０２号
令和元年１１月２７日

愛　媛　県　知　事
　中　村　時　広　殿

四国電力株式会社
取締役社長　社長執行役員
長　井　啓　介

原子炉施設保安規定変更の補正に関する事前連絡について

拝啓　時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は，弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，令和元年６月２５日付，原子力発第１９０９６号にて連絡した原子炉施設保安規定変更につきまして，下記のとおり安全協定第１０条第１項第１号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬　具

記

１．補正の理由

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更を行った原子炉施設保安規定については，変更認可申請後の原子力規制庁の審査が実施されているが，その審査の過程で運用の明確化が必要となったことから，記載内容を一部変更する。

２．補正の概要

令和元年６月２５日付事前連絡した原子炉施設保安規定変更の記載内容を一部変更する。

以　上

参考資料

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後（補正後）の比較表

変更前	変更後	備考
第１編 運転段階の発電用原子炉施設編 （２号炉および３号炉に係る保安措置） 運転段階とは，原子力発電所の運転を始める前に，新燃料を発電所へ搬入する時点から，「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の３の 33 第２項の規定に基づき認可を受け，廃止措置を実施する前までの段階をいう。 また，運転段階にある伊方発電所２号炉および３号炉に係る発電用原子炉施設を運転段階の発電用原子炉施設という。	第１編 運転段階の発電用原子炉施設編 （３号炉に係る保安措置） 運転段階とは，原子力発電所の運転を始める前に，新燃料を発電所へ搬入する時点から，「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の３の 34 第２項の規定に基づき認可を受け，廃止措置を実施する前までの段階をいう。 また，運転段階にある伊方発電所３号炉に係る発電用原子炉施設を運転段階の発電用原子炉施設という。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（目　　的） 第１条　この規定第１編（第１編において，以下「本編」という。）は，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の３の24第１項の規定にもとづき，運転段階の伊方発電所２号炉および３号炉原子炉施設（本編において，以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において，以下「保安活動」という。）を定め，核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	（目　　的） 第１条　この規定第１編（第１編において，以下「本編」という。）は，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第43条の３の24第１項の規定にもとづき，運転段階の伊方発電所３号炉原子炉施設（本編において，以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において，以下「保安活動」という。）を定め，核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（品質保証計画） 第３条　第２条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，以下のとおり品質保証計画を定める。 【品質保証計画】 （中略）	**（品質保証計画）** 第３条　第２条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，以下のとおり品質保証計画を定める。 【品質保証計画】 （中略）	本頁変更なし

変更前

表１　品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連

３条の要求事項	３条 4.2.1 の分類	社内規定 一次文書 （３条以外の関連条文）	制定者	二次文書 （３条以外の関連条文）	制定者
4.1　一般要求事項	d）	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	設備の重要度分類管理内規	発電所長
4.2.1 一般	a）	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	－	－
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	c） c）	品質保証規程（132） 品質保証基準（132）	社長 原子力本部長	書類等管理標準（132） 文書・品質記録管理内規（132） 設計／調達管理標準(原子力発電所)（132） 文書・品質記録管理内規（132）	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
		品質保証規程（132）	社長	内部品質監査要領（132）	考査室原子力監査担当部長
5.1　経営者のコミットメント 5.2　原子力安全の重視 5.3　品質方針	d） d） d）	品質保証規程 (2の2,2の3,119)	社長	－	－
5.4　計画	d）	品質保証規程 (2の2,2の3) 品質保証基準 (2の2,2の3,119)	社長 原子力本部長	－	－
		品質保証規程(2の2,2の3)	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長
5.5.1 責任および権限 5.5.2 管理責任者	d） d）	品質保証規程（4,5） 品質保証基準（4,5）	社長 原子力本部長	－	－
5.5.3 プロセス責任者	d）	品質保証規程（4,5）	社長	内部品質監査要領（4,5）	考査室原子力監査担当部長
5.5.4 内部コミュニケーション	d）	品質保証基準（6,7）	原子力本部長	品質保証委員会運営要領 原子力発電安全委員会運営要領（6） 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規（7） 品質保証運営委員会運営内規 予防処置管理内規 設計管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長

変更後

表１　品質マネジメントシステムに係る社内規定一覧および各条文との関連

３条の要求事項	３条 4.2.1 の分類	社内規定 一次文書 （３条以外の関連条文）	制定者	二次文書 （３条以外の関連条文）	制定者
4.1　一般要求事項	d）	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	設備の重要度分類管理内規	発電所長
4.2.1 一般	a）	品質保証規程 品質保証基準	社長 原子力本部長	－	－
4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	c） c）	品質保証規程（132） 品質保証基準（132）	社長 原子力本部長	書類等管理標準（132） 文書・品質記録管理内規（132） 設計／調達管理標準(原子力発電所)（132） 文書・品質記録管理内規（132）	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
		品質保証規程（132）	社長	内部品質監査要領（132）	考査室原子力監査担当部長
5.1　経営者のコミットメント 5.2　原子力安全の重視 5.3　品質方針	d） d） d）	品質保証規程 (2の2,2の3,119)	社長	－	－
5.4　計画	d）	品質保証規程 (2の2,2の3) 品質保証基準 (2の2,2の3,119)	社長 原子力本部長	－	－
		品質保証規程(2の2,2の3)	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長
5.5.1 責任および権限 5.5.2 管理責任者	d） d）	品質保証規程（4,5） 品質保証基準（4,5）	社長 原子力本部長	－	－
5.5.3 プロセス責任者	d）	品質保証規程（4,5）	社長	内部品質監査要領（4,5）	考査室原子力監査担当部長
5.5.4 内部コミュニケーション	d）	品質保証基準（6,7）	原子力本部長	品質保証委員会運営要領 原子力発電安全委員会運営要領（6） 品質保証運営委員会運営標準 品質保証運営委員会運営内規 訓練活用情報検討会運営内規 品質保証運営委員会運営標準 安全運営委員会運営内規（7） 品質保証運営委員会運営内規 予防処置管理内規 設計管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長

備考

本頁変更なし

変更前

表１つづき

３条の要求事項	３条 4.2.1 の分類	社内規定 一次文書 （３条以外の関連条文）	制定者	二次文書 （３条以外の関連条文）	制定者
5.6　マネジメントレビュー	d）	品質保証規程(2の2,2の3) 品質保証基準(2の2,2の3)	社長 原子力本部長	－	－
		品質保証規程(2の2,2の3)	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長
6.1　資源の提供	d）	品質保証規程	社長	－	－
6.2　人的資源	d）	品質保証規程（4,5） 品質保証基準 （4,5,8,8の2,9,9の2）	社長 原子力本部長	設計／調達管理標準 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領（119の3） 高経年化対策検討標準（119の3） 新知見情報等の収集及び分析・評価標準（17の2の2,17の3） 保修訓練内規 運転訓練内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規（130,131）	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
		品質保証規程（4,5）	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長
6.3　原子炉施設およびインフラストラクチャー 6.4　作業環境 7.1　業務の計画 7.2　業務または原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.5　業務の実施 7.6　監視機器および測定機器の管理 8.2.3　プロセスの監視および測定	d） d） d） d） d） d） d）	品質保証規程(2の2,2の3) 品質保証基準 (2の2,2の3,119,133)	社長 原子力本部長	運転総括内規 （12～17の8,18の2～92,96,99～101,122,125,128,130～133） 燃料管理内規（33,40,69,71,72の2,72の3,74,77,79～84,93～98） 炉心管理内規（19～26,28～34,49） 放射線管理総括内規 （13,16,17,17の2,17の3,17の7,84,99～102,104～117,119） 保守内規（13,16,22,24,33,35,43～48,51,55,56,58,60～63,69,70,75,84,119） 工事管理内規（119） 化学管理総括内規（18,47） 防災計画(原子力災害編)（120～129,133） 火災防護計画（17,17の7） 緊急時対応内規（17の4～17の6,17の8） 自然災害対応内規（17の2の2,17の3,17の7） 溢水対応内規（17の2）	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
7.3　設計・開発	d）	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長

変更後

表１つづき

３条の要求事項	３条 4.2.1 の分類	社内規定 一次文書 （３条以外の関連条文）	制定者	二次文書 （３条以外の関連条文）	制定者
5.6　マネジメントレビュー	d）	品質保証規程(2の2,2の3) 品質保証基準(2の2,2の3)	社長 原子力本部長	－	－
		品質保証規程(2の2,2の3)	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長
6.1　資源の提供	d）	品質保証規程	社長	－	－
6.2　人的資源	d）	品質保証規程（4,5） 品質保証基準 （4,5,8,8の2,9,9の2）	社長 原子力本部長	設計／調達管理標準 原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領（119の3） 高経年化対策検討標準（119の3） 新知見情報等の収集及び分析・評価標準（17の2の2,17の3） 保修訓練内規 運転訓練内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規（130,131）	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
		品質保証規程（4,5）	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長
6.3　原子炉施設およびインフラストラクチャー 6.4　作業環境 7.1　業務の計画 7.2　業務または原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス 7.5　業務の実施 7.6　監視機器および測定機器の管理 8.2.3　プロセスの監視および測定	d） d） d） d） d） d） d）	品質保証規程(2の2,2の3) 品質保証基準 (2の2,2の3,119,133)	社長 原子力本部長	運転総括内規 （12～17の6,18の2～92,96,99～101,122,125,128,130～133） 燃料管理内規（33,40,69,71,72,74,77,79～84,93～98） 炉心管理内規（19～26,28～34,49） 放射線管理総括内規 （13,16,17,17の2,17の3,84,99～102,104～117,119） 保守内規（13,16,22,24,33,35,43～48,51,55,56,58,60～63,69,70,75,84,119） 工事管理内規（119） 化学管理総括内規（18,47） 防災計画(原子力災害編)（120～129,133） 火災防護計画（17） 緊急時対応内規（17の4～17の6） 自然災害対応内規（17の2の2,17の3） 溢水対応内規（17の2）	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
7.3　設計・開発	d）	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 設計管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

表１つづき

３条の要求事項	３条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 （３条以外の関連条文）	制定者	二次文書 （３条以外の関連条文）	制定者
7.4　調達	d）	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.1　一般 8.2.1 原子力安全の達成 8.4　データの分析 8.5.1 継続的改善	d） d） d） d）	品質保証基準	原子力本部長	－	－
8.2.2 内部監査	c）	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長
8.2.3 プロセスの監視および測定	d）	品質保証基準(119の3)	原子力本部長	原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領（119の3） 高経年化対策検討標準（119の3） 新知見情報等の収集及び分析・評価標準（17の2の2,17の3）	原子力部長 原子力部長 原子力部長
8.2.4 検査および試験	d）	品質保証基準	原子力本部長	検査および試験管理内規（119の2）	発電所長
8.3　不適合管理	c）	品質保証基準（133）	原子力本部長	設計／調達管理標準 異常時措置連絡要領（133） 非常事態対策要領（133） 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置	c）	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.3 予防処置	c）	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 予防処置管理内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長

変更後

表１つづき

３条の要求事項	３条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 （３条以外の関連条文）	制定者	二次文書 （３条以外の関連条文）	制定者
7.4　調達	d）	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.1　一般 8.2.1 原子力安全の達成 8.4　データの分析 8.5.1 継続的改善	d） d） d） d）	品質保証基準	原子力本部長	－	－
8.2.2 内部監査	c）	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長
8.2.3 プロセスの監視および測定	d）	品質保証基準(119の3)	原子力本部長	原子炉施設の定期的な評価および高経年化対策検討要領（119の3） 高経年化対策検討標準（119の3） 新知見情報等の収集及び分析・評価標準（17の2の2,17の3）	原子力部長 原子力部長 原子力部長
8.2.4 検査および試験	d）	品質保証基準	原子力本部長	検査および試験管理内規（119の2）	発電所長
8.3　不適合管理	c）	品質保証基準（133）	原子力本部長	設計／調達管理標準 異常時措置連絡要領（133） 非常事態対策要領（133） 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置	c）	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 不適合管理内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.3 予防処置	c）	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 不適合管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 予防処置管理内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考
（保安に関する職務） 第５条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。 ２　原子力本部長は，品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。 ３　考査室原子力監査担当部長は，内部監査に係る管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。 ４　原子力部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに安全文化の醸成のための取組みを総括（内部監査部門を除く）する。 ５　原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。 ６　原子燃料サイクル部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち，燃料に関連する業務を統括する。 ７　原子力保安研修所長は，原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 ８　土木建築部長は，土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 ９　資材部長は，供給者の選定に関する業務を行う。 10　発電所長（以下「所長」という。）は，発電所における保安に関する業務を統括する。 11　品質保証部長は，品質保証課長，保安管理課長，定検検査課長，人材育成課長および工程管理課長の所管する業務を統括する。 12　品質保証課長は，発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13　保安管理課長は，発電所の保安管理に関する業務を行う。 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 16　工程管理課長は，施設定期検査（以下「定期検査」という。）および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 17　安全管理部長は，安全技術課長，放射線・化学管理課長，防災課長，訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 18　安全技術課長は，３号炉について重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下，「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く），３号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く），２号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く），炉心の管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。 19　放射線・化学管理課長は，放射性固体・液体・気体廃棄物管理，放射線管理および化学管理に関する業務を行う。	（保安に関する職務） 第５条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。 ２　原子力本部長は，品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。 ３　考査室原子力監査担当部長は，内部監査に係る管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。 ４　原子力部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに安全文化の醸成のための取組みを総括（内部監査部門を除く）する。 ５　原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。 ６　原子燃料サイクル部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち，燃料に関連する業務を統括する。 ７　原子力保安研修所長は，原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 ８　土木建築部長は，土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 ９　資材部長は，供給者の選定に関する業務を行う。 10　発電所長（以下「所長」という。）は，発電所における保安に関する業務を統括する。 11　品質保証部長は，品質保証課長，保安管理課長，定検検査課長，人材育成課長および工程管理課長の所管する業務を統括する。 12　品質保証課長は，発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13　保安管理課長は，発電所の保安管理に関する業務を行う。 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 16　工程管理課長は，施設定期検査（以下「定期検査」という。）および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 17　安全管理部長は，安全技術課長，放射線・化学管理課長，防災課長，訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 18　安全技術課長は，重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く），大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長および発電課長が実施する業務を除く），炉心の管理および燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。 19　放射線・化学管理課長は，放射性固体・液体・気体廃棄物管理，放射線管理および化学管理に関する業務を行う。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
20　防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，３号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，３号炉について火山現象（降灰）による影響が発生し，または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および３号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	20　防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，火山現象（降灰）による影響が発生し，または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）
21　訓練計画課長は，３号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，３号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに２号炉について電源機能等喪失時の体制の整備に関する業務のうち，教育および訓練の管理に関する業務を行う。	21　訓練計画課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務ならびに大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち，教育および訓練の管理に関する業務を行う。	
22　施設防護課長は，施設の出入管理に関する業務を行う。	22　施設防護課長は，施設の出入管理に関する業務を行う。	
23　発電部長は，発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。	23　発電部長は，発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。	
24　発電課長は，原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。	24　発電課長は，原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。	
25　発電課当直長（以下「当直長」という。）は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。	25　発電課当直長（以下「当直長」という。）は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお，本編において当直長は，特に定めの無い限り３号炉の当直長をいう。	
26　系統管理課長は，原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。	26　系統管理課長は，原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。	
27　保修部長は，保修統括課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長，計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。	27　保修部長は，保修統括課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長，計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。	
28　保修統括課長は，原子炉施設の保修，改造に関する総括業務を行う。	28　保修統括課長は，原子炉施設の保修，改造に関する総括業務を行う。	
29　機械計画第一課長は，原子炉施設のうち原子炉設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。	29　機械計画第一課長は，原子炉施設のうち原子炉設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。	
30　機械計画第二課長は，原子炉施設のうちタービン設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。	30　機械計画第二課長は，原子炉施設のうちタービン設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。	
31　電気計画課長は，原子炉施設のうち電気設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。	31　電気計画課長は，原子炉施設のうち電気設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。	
32　計装計画課長は，原子炉施設のうち計装設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。	32　計装計画課長は，原子炉施設のうち計装設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。	
33　設備改良工事課長は，原子炉施設のうち機械設備，電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。	33　設備改良工事課長は，原子炉施設のうち機械設備，電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。	
34　土木建築部長は，土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。	34　土木建築部長は，土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。	
35　土木建築課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。	35　土木建築課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。	
36　耐震工事課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。	36　耐震工事課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。	
37　各課長（当直長を含む。）は，所掌業務にもとづき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等，３号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等，３号炉について火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，３号炉についてその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等，３号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，３号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等，２号炉について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等，非常時の措置，保安教育ならびに記録および報告を行う。	37　各課長（当直長を含む。）は，所掌業務にもとづき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等，非常時の措置，保安教育ならびに記録および報告を行う。	
38　各課長は，課員を指示・指導し，所管する業務を遂行する。また，各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。	38　各課長は，課員を指示・指導し，所管する業務を遂行する。また，各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。	

変更前	変更後	備考
（伊方発電所安全運営委員会） 第７条　発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ２　運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。 ただし，委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 (1)　運転管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項（３号炉） (j) 火災発生時，内部溢水発生時（３号炉），火山影響等発生時（３号炉）およびその他自然災害発生時等（３号炉）の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（３号炉） (2)　燃料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3)　放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4)　放射線管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定，区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5)　保守管理に関する内規の制定および改正 (6)　改造の実施に関する事項 (7)　非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条） (8)　保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項 (9)　事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項 ３　所長を委員長とする。 ４　運営委員会は，委員長，原子炉主任技術者，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者，第５条第11項から第36項（第25項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。	**（伊方発電所安全運営委員会）** 第７条　発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。 ２　運営委員会は，発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し，確認する。 ただし，委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は，審議事項に該当しない。 (1)　運転管理に関する内規の制定および改正 (a) 運転員の構成人員に関する事項 (b) 当直の引継方法に関する事項 (c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (d) 巡視点検に関する事項 (e) 異常時の措置に関する事項 (f) 警報発生時の措置に関する事項 (g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (h) 定期的に実施するサーベランスに関する事項 (i) 誤操作の防止に関する事項 (j) 火災発生時，内部溢水発生時，火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する事項 (k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項 (2)　燃料管理に関する内規の制定および改正 (a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 (b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 (c) 燃料の検査および取替に関する事項 (3)　放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正 (a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 (b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 (c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 (d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 (4)　放射線管理に関する内規の制定および改正 (a) 管理区域の設定，区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 (b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 (c) 保全区域に関する事項 (d) 周辺監視区域に関する事項 (e) 線量の評価に関する事項 (f) 除染に関する事項 (g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 (h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 (i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 (5)　保守管理に関する内規の制定および改正 (6)　改造の実施に関する事項（第２編第218条の２第２項に関する事項を含む） (7)　非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条） (8)　保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項 (9)　事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項 (10) その他運営委員会で定めた事項 ３　所長を委員長とする。 ４　運営委員会は，委員長，原子炉主任技術者，電気主任技術者，ボイラー・タービン主任技術者，第５条第11項から第36項（第25項を除く）に定める職位の者に加え，委員長が指名した者で構成する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（原子炉主任技術者の職務等）

第９条　原子炉主任技術者は，原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし，次の職務を遂行する。

(1)　原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は，運転に従事する者（所長を含む。以下，本条において同じ。）へ指示する。

(2)　表９－１に定める事項について，所長の承認に先だち確認する。

(3)　表９－２に定める事項について，各課長からの報告内容等を確認する。

(4)　表９－３に示す記録の内容を確認する。

(5)　第133条第１項で定める事項について報告を受けた場合，発電管理部長に報告する。

(6)　その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。

２　原子炉主任技術者は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を，誠実かつ最優先に行う。

３　原子炉施設の運転に従事する者は，原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

４　原子炉主任技術者は，職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。

表９－１

条　　文	内　　容
第12条（運転員等の確保）	第５項，第６項，第７項および第８項に定める体制の構築
第17条の５（重大事故等発生時の体制の整備）	第１項に定める計画の確認
第17条の６（大規模損壊発生時の体制の整備）	第１項に定める計画の確認
第23条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界
第31条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲
第35条（１次冷却材の温度・圧力および１次冷却材温度変化率）	１次冷却材温度・圧力の制限範囲
第71条（燃料取扱建屋空気浄化系）	照射済燃料の照射終了後の所定期間
第92条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動
第96条（燃料の取替等）	燃料装荷実施計画
第104条（管理区域の設定・解除）	第５項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第７項に定める管理区域の設定・解除
第130条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画
第131条（協力会社従業員への保安教育）	協力会社従業員への保安教育実施計画

変更後

（原子炉主任技術者の職務等）

第９条　原子炉主任技術者は，原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし，次の職務を遂行する。

(1)　原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は，運転に従事する者（所長を含む。以下，本条において同じ。）へ指示する。

(2)　表９－１に定める事項について，所長の承認に先だち確認する。

(3)　表９－２に定める事項について，各課長からの報告内容等を確認する。

(4)　表９－３に示す記録の内容を確認する。

(5)　第133条第１項で定める事項について報告を受けた場合，発電管理部長に報告する。

(6)　その他原子炉施設の運転に関し保安の監督に必要な職務を行う。

２　原子炉主任技術者は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を，誠実かつ最優先に行う。

３　原子炉施設の運転に従事する者は，原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。

４　原子炉主任技術者は，職務を遂行するにあたり必要に応じて関係する主任技術者と協議する。

表９－１

条　　文	内　　容
第12条（運転員等の確保）	第５項，第６項，第７項および第８項に定める体制の構築
第17条の５（重大事故等発生時の体制の整備）	第１項に定める計画の確認
第17条の６（大規模損壊発生時の体制の整備）	第１項に定める計画の確認
第23条（制御棒の挿入限界）	制御棒の挿入限界
第31条（軸方向中性子束出力偏差）	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲
第35条（１次冷却材の温度・圧力および１次冷却材温度変化率）	１次冷却材温度・圧力の制限範囲
第71条（燃料取扱建屋空気浄化系）	照射済燃料の照射終了後の所定期間
第92条（異常収束後の措置）	原子炉の再起動
第96条（燃料の取替等）	燃料装荷実施計画
第104条（管理区域の設定・解除）	第５項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第７項に定める管理区域の設定・解除
第130条（所員への保安教育）	所員への保安教育実施計画
第131条（協力会社従業員への保安教育）	協力会社従業員への保安教育実施計画

備考

本頁変更なし

変更前

表９－２

条　　文	内　　容
第17条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の２（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の２の２（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果
第17条の３（その他自然災害発生時等の体制の整備）	地震，津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の５（重大事故等発生時の体制の整備）	第１項に定める成立性の確認訓練の結果
第17条の６（大規模損壊発生時の体制の整備）	第１項に定める技術的能力の確認訓練の結果
第17条の７（地震・火災等発生時の措置）	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第84条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認
第87条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合
	第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行
第88条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	第２項に定める必要な安全措置
	第３項に定める点検時の措置の実施
	第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合
第90条（異常時の基本的な対応）	第１項または第２項に該当する事態が発生した場合の原因調査および対応措置
第91条（異常時の措置）	第90条第１項または第２項に該当する事態の収束
第96条（燃料の取替等）	第３項に定める取替炉心の安全性の評価結果
第133条（報　　告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合
	第90条第１項または第２項に該当する事態が発生した場合
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
	実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第２号から第14号に定める報告事象が生じた場合

変更後

表９－２

条　　文	内　　容
第17条（火災発生時の体制の整備）	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の２（内部溢水発生時の体制の整備）	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の２の２（火山影響等発生時の体制の整備）	火山影響等発生時に講じた措置の結果
第17条の３（その他自然災害発生時等の体制の整備）	地震，津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の５（重大事故等発生時の体制の整備）	第１項に定める成立性の確認訓練の結果
第17条の６（大規模損壊発生時の体制の整備）	第１項に定める技術的能力の確認訓練の結果
第84条（重大事故等対処設備）	要求される代替措置の確認
第87条（運転上の制限を満足しない場合）	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合
	第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行
第88条（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）	第２項に定める必要な安全措置
	第３項に定める点検時の措置の実施
	第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合
第90条（異常時の基本的な対応）	第１項または第２項に該当する事態が発生した場合の原因調査および対応措置
第91条（異常時の措置）	第90条第１項または第２項に該当する事態の収束
第96条（燃料の取替等）	第３項に定める取替炉心の安全性の評価結果
第133条（報　　告）	運転上の制限を満足していないと判断した場合
	第90条第１項または第２項に該当する事態が発生した場合
	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合
	実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第２号から第14号に定める報告事象が生じた場合

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表９－３ 記　　録　　項　　目 １．発電日誌等 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 再結合装置内の温度（３号炉） (10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量 ２．燃料に係る記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 ３．点検報告書 (1) 運転開始前の点検結果 (2) 運転停止後の点検結果 ４．引継簿 ５．放射線管理に係る記録 (1) 原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量，空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況 ６．放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の１日間および３月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路 ７．原子炉施設の巡視または点検の結果 ８．保安教育の実施報告書	表９－３ 記　　録　　項　　目 １．発電日誌等 (1) 熱出力 (2) 炉心の中性子束密度 (3) 炉心の温度 (4) 冷却材入口温度 (5) 冷却材出口温度 (6) 冷却材圧力 (7) 冷却材流量 (8) 制御棒位置 (9) 再結合装置内の温度 (10) 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量 ２．燃料に係る記録 (1) 原子炉内における燃料体の配置 (2) 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 (3) 使用済燃料の払出し時における放射能の量 ３．点検報告書 (1) 運転開始前の点検結果 (2) 運転停止後の点検結果 ４．引継簿 ５．放射線管理に係る記録 (1) 原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮へい物の側壁における線量当量率 (2) 管理区域における外部放射線に係る１週間の線量当量，空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 (3) 放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況 ６．放射性廃棄物管理に係る記録 (1) 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の１日間および３月間についての平均濃度 (2) 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 (3) 放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法 (4) 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の経路 ７．原子炉施設の巡視または点検の結果 ８．保安教育の実施報告書	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（原子炉の運転期間）
第11条の２　所長は，表11の２に定める原子炉の運転期間※1の範囲内で運転を行う。なお，実用炉規則第49条第１項に基づき，原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は，その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。

※１：原子炉の運転期間とは，定期検査が終了した日から，次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお，「原子炉を停止する」とは，当該原子炉の主発電機の解列をいう。（以下，本条において同じ。）

表11の２
<table>
<tr><th></th><th>２号炉</th><th>３号炉</th></tr>
<tr><td>原子炉の運転期間</td><td>13ヶ月</td><td>13ヶ月</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（原子炉の運転期間）
第11条の２　所長は，表11の2に定める原子炉の運転期間※1の範囲内で運転を行う。なお，実用炉規則第49条第１項に基づき，原子力規制委員会が定期検査を受けるべき時期を定めて承認している場合は，その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。

※１：原子炉の運転期間とは，定期検査が終了した日から，次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお，「原子炉を停止する」とは，当該原子炉の主発電機の解列をいう。（以下，本条において同じ。）

表11の２
<table>
<tr><td>原子炉の運転期間</td><td>13ヶ月</td></tr>
</table>
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
（運転員等の確保） 第12条　発電課長は，原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお，原子炉の運転に必要な知識を有する者とは，原子炉の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。 ２　発電課長は，原子炉の運転にあたって第１項で定める者の中から，１直あたり表12－１に定める人数の者をそろえ，中央制御室あたり５直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお，特別な事情がある場合を除き，連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また，表12－１に定める人数のうち，１名は当直長※1とし，運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。 ３　当直長は，第２項で定める者のうち，表12－２に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。 ４　各課長は，重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また，安全技術課長は，重大事故等対応を行う要員として，表12－３に定める人数の者を確保する。 ５　発電課長は，第17条の５第１項(2)の成立性の確認訓練において，その訓練に係る者が，役割に応じた必要な力量（以下，本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は，速やかに，表12－１（３号炉）に定める人数の者を確保する体制から，力量が確保できていないと判断された者を除外し，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て体制を構築する。 ６　訓練計画課長は，第17条の５第１項(2)の成立性の確認訓練において，その訓練に係る者が，力量を確保できていないと判断した場合は，速やかに，安全技術課長に報告する。安全技術課長は，表12－３に定める人数の者を確保する体制から，力量が確保できていないと判断された者を除外し，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て体制を構築する。 ７　発電課長は，第５項を受け，力量が確保できていないと判断された者については，教育訓練等により，力量が確保されていることを確認した後，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て，表12－１（３号炉）に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 ８　訓練計画課長は，第６項を受け，力量が確保できていないと判断された者については，教育訓練等により，力量が確保されていることを確認した後，安全技術課長に報告する。安全技術課長は，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て，表12－３に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 ９　発電課長および安全技術課長は，表12－１（３号炉）および表12－３に定める人数の者に欠員が生じた場合は，速やかに補充を行う。 10　所長は，表12－１（３号炉）および表12－３に定める人数の者の補充の見込みが立たない場合，原子炉の運転中は，原子炉の安全を確保しつつ，速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は，原子炉の停止状態を維持し，原子炉の安全を確保する。 ※１：当直長は，１号炉および２号炉で兼務を行うことができる。（以下，本条において同じ。）	**（運転員等の確保）** 第12条　発電課長は，原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお，原子炉の運転に必要な知識を有する者とは，原子炉の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。 ２　発電課長は，原子炉の運転にあたって第１項で定める者の中から，１直あたり表12－１に定める人数の者をそろえ，中央制御室あたり５直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお，特別な事情がある場合を除き，連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また，表12－１に定める人数のうち，１名は当直長とし，運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。 ３　当直長は，第２項で定める者のうち，表12－２に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。 ４　各課長は，重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する。また，安全技術課長は，重大事故等対応を行う要員として，表12－３に定める人数の者を確保する。 ５　発電課長は，第17条の５第１項(2)の成立性の確認訓練において，その訓練に係る者が，役割に応じた必要な力量（以下，本条において「力量」という。）を確保できていないと判断した場合は，速やかに，表12－１に定める人数の者を確保する体制から，力量が確保できていないと判断された者を除外し，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て体制を構築する。 ６　訓練計画課長は，第17条の５第１項(2)の成立性の確認訓練において，その訓練に係る者が，力量を確保できていないと判断した場合は，速やかに，安全技術課長に報告する。安全技術課長は，表12－３に定める人数の者を確保する体制から，力量が確保できていないと判断された者を除外し，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て体制を構築する。 ７　発電課長は，第５項を受け，力量が確保できていないと判断された者については，教育訓練等により，力量が確保されていることを確認した後，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て，表12－１に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 ８　訓練計画課長は，第６項を受け，力量が確保できていないと判断された者については，教育訓練等により，力量が確保されていることを確認した後，安全技術課長に報告する。安全技術課長は，原子炉主任技術者の確認，所長の承認を得て，表12－３に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。 ９　発電課長および安全技術課長は，表12－１および表12－３に定める人数の者に欠員が生じた場合は，速やかに補充を行う。 10　所長は，表12－１および表12－３に定める人数の者の補充の見込みが立たない場合，原子炉の運転中は，原子炉の安全を確保しつつ，速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は，原子炉の停止状態を維持し，原子炉の安全を確保する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

表12－１

1. ２号炉

	２号炉 （１号炉および２号炉の合計人数）
モード１，２，３および４の場合	５名以上 （当直長を含む）
モード５，６および照射済燃料移動中の場合	３名以上 （当直長を含む）

2. ３号炉

	３号炉
モード１，２，３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間）の場合	10名以上 （当直長を含む）
モード４（余熱除去系が熱除去のために使用されている期間），５および６の場合	８名以上 （当直長を含む）
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	５名以上 （当直長を含む）

表12－２

	２号炉 （１号炉および２号炉の合計人数）	３号炉
モード１，２，３および４の場合	３名以上 （当直長または副当直長を含む班長以上）	２名以上 （当直長または副当直長を含む班長以上）
モード５，６および照射済燃料移動中の場合	２名以上 （班長以上）	
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間		

表12－３

	３号炉
モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	22名以上

変更後

表12－１

モード１，２，３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている期間）の場合	10名以上 （当直長を含む）
モード４（余熱除去系が熱除去のために使用されている期間），５および６の場合	８名以上 （当直長を含む）
使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	５名以上 （当直長を含む）

表12－２

モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	２名以上 （当直長または副当直長を含む班長以上）

表12－３

モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	22名以上

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（巡視点検） 第13条　当直長は，毎日１回以上，原子炉施設（原子炉格納容器内，アニュラス内，第106条第１項で定める区域および本条第３項で定める設備を除く。）を巡視し，次の施設および設備について点検を行う。 (1)　原子炉冷却系統施設 (2)　制御材駆動設備 (3)　電源，給排水および排気施設 ２　当直長は，原子炉格納容器内，アニュラス内および第106条第１項で定める区域を，関連するパラメータによる間接的な監視により，点検を行う。なお，原子炉格納容器内および第106条第１項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く）は，一定期間※1毎に巡視し，点検を行う。 ３　各課長は，第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備，緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備について一定期間※1毎に巡視し，点検を行う。 ※１：一定期間とは，１ヶ月を超えない期間をいい，その確認の間隔は７日間を上限として延長することができる。ただし，確認回数の低減を目的として，恒常的に延長してはならない。なお，定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。 また，点検可能な時期が定期検査時となる施設については，定期検査毎に実施する。	**（巡視点検）** 第13条　当直長（１号炉および２号炉の当直長を含む）は，毎日１回以上，原子炉施設（原子炉格納容器内，アニュラス内，第106条第１項で定める区域および本条第３項で定める設備を除く。）を巡視し，次の施設および設備について点検を行う。ただし，１号炉および２号炉の当直長は，１号炉，２号炉および３号炉共用の原子炉施設の巡視点検に限る。 (1)　原子炉冷却系統施設 (2)　制御材駆動設備 (3)　電源，給排水および排気施設 ２　当直長は，原子炉格納容器内，アニュラス内および第106条第１項で定める区域を，関連するパラメータによる間接的な監視により，点検を行う。なお，原子炉格納容器内および第106条第１項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く）は，一定期間※1毎に巡視し，点検を行う。 ３　各課長は，第84条に定める設備のうち可搬型重大事故等対処設備，緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備について一定期間※1毎に巡視し，点検を行う。 ※１：一定期間とは，１ヶ月を超えない期間をいい，その確認の間隔は７日間を上限として延長することができる。ただし，確認回数の低減を目的として，恒常的に延長してはならない。なお，定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。 また，点検可能な時期が定期検査時となる施設については，定期検査毎に実施する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（運転管理に関する内規の作成） 第14条　各課長は，次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する内規を作成し，制定・改正にあたり，第７条第２項にもとづき運営委員会の確認を得る。 (1)　原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2)　巡視点検に関する事項 (3)　異常時の措置（３号炉における誤操作防止に関する事項を含む。）に関する事項 (4)　警報発生時の措置に関する事項 (5)　原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6)　定期的に実施するサーベランスに関する事項	**（運転管理に関する内規の作成）** 第14条　各課長は，次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する内規を作成し，制定・改正にあたり，第７条第２項にもとづき運営委員会の確認を得る。 (1)　原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2)　巡視点検に関する事項 (3)　異常時の措置（誤操作防止に関する事項を含む。）に関する事項 (4)　警報発生時の措置に関する事項 (5)　原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6)　定期的に実施するサーベランスに関する事項	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（引　　継） 第15条　当直長は，その業務を次直の当直長に引き継ぐ際には，発電日誌および引継簿を引き渡すとともに，運転状況を申し送る。	（引　　継） 第15条　当直長（１号炉および２号炉の当直長を含む）は，その業務を次直の当直長（１号炉および２号炉の当直長を含む）に引き継ぐ際には，発電日誌および引継簿を引き渡すとともに，運転状況を申し送る。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（原子炉起動前の確認事項） 第16条　発電課長は，燃料を原子炉へ装荷する前までに，第84条で定期検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※1について，通知が完了していることを確認するとともに，その旨を当直長に通知する。 ２　当直長は，原子炉の起動開始前までに，次の施設および設備を点検し，異常の有無を確認する。 (1)　原子炉冷却系統施設 (2)　制御材駆動設備 (3)　電源，給排水および排気施設 ３　発電課長は，最終ヒートアップ開始※2までに，第３節の条文中で定期検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※3※4について，通知が完了していることを確認するとともに，その旨を当直長に通知する。 ※１：燃料を原子炉へ装荷した後に実施される確認項目を除く。 ※２：定期検査の最終段階において，原子炉を臨界にするためにモード５からモード４への移行操作を開始することをいう。 ※３：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。 ※４：定期検査における最終の確認結果を確認する。なお，動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については，最終ヒートアップ開始前の１年以内の確認結果を確認するものとする。	**（原子炉起動前の確認事項）** 第16条　発電課長は，燃料を原子炉へ装荷する前までに，第84条で定期検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※1について，通知が完了していることを確認するとともに，その旨を当直長に通知する。 ２　当直長は，原子炉の起動開始前までに，次の施設および設備を点検し，異常の有無を確認する。 (1)　原子炉冷却系統施設 (2)　制御材駆動設備 (3)　電源，給排水および排気施設 ３　発電課長は，最終ヒートアップ開始※2までに，第３節の条文中で定期検査時に関係課長から発電課長に通知されることとなっている確認項目※3※4について，通知が完了していることを確認するとともに，その旨を当直長に通知する。 ※１：燃料を原子炉へ装荷した後に実施される確認項目を除く。 ※２：定期検査の最終段階において，原子炉を臨界にするためにモード５からモード４への移行操作を開始することをいう。 ※３：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。 ※４：定期検査における最終の確認結果を確認する。なお，動作確認を伴う確認項目および系統構成に係る確認項目については，最終ヒートアップ開始前の１年以内の確認結果を確認するものとする。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
（火災発生時の体制の整備） 第17条　防災課長は，火災が発生した場合（以下，「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む火災防護計画を定め，所長の承認を得る。火災防護計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　火災の発生を消防機関へ通報するために，中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること※2 (2)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (3)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (4)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (5)　発電所における可燃物の適切な管理に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，火災の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ※１：消防機関への通報，消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また，３号炉においては火災の発生防止，火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む。（以下，本条において同じ。） ※２：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。	**（火災発生時の体制の整備）** 第17条　防災課長は，火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む火災防護計画を定め，所長の承認を得る。火災防護計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　火災の発生を消防機関へ通報するために，中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること※2 (2)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (3)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (4)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (5)　発電所における可燃物の適切な管理に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，火災の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ※１：消防機関への通報，消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また，火災の発生防止，火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む。（以下，本条において同じ。） ※２：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（内部溢水発生時の体制の整備（３号炉）） 第17条の２　３号炉について，防災課長は，原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下，「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3)　内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，内部溢水の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ※１：内部溢水発生時に行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）	**（内部溢水発生時の体制の整備）** 第17条の２　防災課長は，原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3)　内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，内部溢水の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ※１：内部溢水発生時に行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（火山影響等発生時の体制の整備（３号炉）） 第17条の２の２　３号炉について，防災課長は，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他資機材の配備に関すること (4)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)　非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること (b)　(a)項に掲げるもののほか，代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること (c)　(b)項に掲げるもののほか，交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，火山影響等発生時に，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断したともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，火山影響等発生時に，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ５　発電管理部長は，火山現象に関する新たな知見等の収集，反映等を実施する。 ※１：火山影響等発生時に行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）	**（火山影響等発生時の体制の整備）** 第17条の２の２　防災課長は，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他資機材の配備に関すること (4)　火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)　非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること (b)　(a)項に掲げるもののほか，代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること (c)　(b)項に掲げるもののほか，交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，火山影響等発生時に，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断したともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，火山影響等発生時に，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ５　発電管理部長は，火山現象に関する新たな知見等の収集，反映等を実施する。 ※１：火山影響等発生時に行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（その他自然災害発生時等の体制の整備（３号炉）） 第17条の３　３号炉について，防災課長は，原子炉施設内においてその他自然災害（「地震，津波および竜巻等」をいう。以下，本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3)　その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，その他自然災害の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ５　発電管理部長は，その他自然災害に関する新たな知見等の収集，反映等を実施する。 ６　発電管理部長は，定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し，確認結果に基づき防護措置の要否を評価するとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ※１：その他自然災害発生時に行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）	**（その他自然災害発生時等の体制の整備）** 第17条の３　防災課長は，原子炉施設内においてその他自然災害（「地震，津波および竜巻等」をいう。以下，本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定め，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付２に示す「火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3)　その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること ２　各課長は，前項の計画に基づき，その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　各課長は，その他自然災害の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 ５　発電管理部長は，その他自然災害に関する新たな知見等の収集，反映等を実施する。 ６　発電管理部長は，定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し，確認結果に基づき防護措置の要否を評価するとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ※１：その他自然災害発生時に行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（資機材等の整備（３号炉）） 第17条の４　３号炉について，各課長は，次の資機材等を配置または整備し，維持管理する。 (1)　機械計画第二課長は，ミニローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を夜間に実施する場合に必要な可搬型照明を整備する。また，発電課長は，全交流動力電源喪失時に運転員が操作場所までの移動に必要な照明として可搬型照明を整備する。なお，可搬型照明は，第17条の５および第17条の６で配備する資機材と兼ねることができる。 (2)　機械計画第一課長は，設計基準事故が発生した場合に用いる非常用ディーゼル発電機を７日間連続運転させるために必要なミニローリーを常時３台以上配備し，位置的分散を考慮して配置する。また，ミニローリーおよび燃料移送配管による燃料の輸送に関する手順を定める。 (3)　各課長は，設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置として運転指令設備および通信連絡設備を整備し，警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常発生時の対応に関する手順を定める。	**（資機材等の整備）** 第17条の４　各課長は，次の資機材等を配置または整備し，維持管理する。 (1)　機械計画第二課長は，ミニローリーによるディーゼル発電機燃料の輸送を夜間に実施する場合に必要な可搬型照明を整備する。また，発電課長は，全交流動力電源喪失時に運転員が操作場所までの移動に必要な照明として可搬型照明を整備する。なお，可搬型照明は，第17条の５および第17条の６で配備する資機材と兼ねることができる。 (2)　機械計画第一課長は，設計基準事故が発生した場合に用いる非常用ディーゼル発電機を７日間連続運転させるために必要なミニローリーを常時３台以上配備し，位置的分散を考慮して配置する。また，ミニローリーおよび燃料移送配管による燃料の輸送に関する手順を定める。 (3)　各課長は，設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置として運転指令設備および通信連絡設備を整備し，警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線およびデータ伝送設備の異常発生時の対応に関する手順を定める。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（重大事故等発生時の体制の整備（３号炉）） 第17条の５　３号炉について，安全技術課長および訓練計画課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。発電課長は，原子炉施設の運転に係る計画を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）の配置に関すること (2)　対策要員に対する教育および訓練を，以下のとおり実施すること (a)　力量の維持向上のための教育訓練を年１回以上実施すること (b)　重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年１回以上実施すること (c)　成立性の確認訓練の結果を記録し，所長および原子炉主任技術者に報告すること (3)　重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートの確保，復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動，ならびに必要な資機材の配備に関すること (4)　重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)　炉心の著しい損傷を防止するための対策 (b)　原子炉格納容器の破損を防止するための対策 (c)　使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策 (d)　原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策 ２　各課長は，前項の計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長，訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長，訓練計画課長および発電課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　３号炉について，原子力部長は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定める。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備に関すること ５　発電管理部長は，第４項に定める計画に基づき，重大事故等発生時の支援に関する活動を実施する。 ６　発電管理部長は，第５項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は，第４項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	**（重大事故等発生時の体制の整備）** 第17条の５　安全技術課長および訓練計画課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。発電課長は，原子炉施設の運転に係る計画を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員（以下「対策要員」という。）の配置に関すること (2)　対策要員に対する教育および訓練を，以下のとおり実施すること (a)　力量の維持向上のための教育訓練を年１回以上実施すること (b)　重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練（以下「成立性の確認訓練」という。）を年１回以上実施すること (c)　成立性の確認訓練の結果を記録し，所長および原子炉主任技術者に報告すること (3)　重大事故の発生および拡大の防止に必要なアクセスルートの確保，復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のための活動，ならびに必要な資機材の配備に関すること (4)　重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)　炉心の著しい損傷を防止するための対策 (b)　原子炉格納容器の破損を防止するための対策 (c)　使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の損傷を防止するための対策 (d)　原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策 ２　各課長は，前項の計画に基づき，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長，訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長，訓練計画課長および発電課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　原子力部長は，重大事故等発生時の支援に関する活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画を定める。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　重大事故等発生時の支援に関する活動を行うために必要な資機材の配備に関すること ５　発電管理部長は，第４項に定める計画に基づき，重大事故等発生時の支援に関する活動を実施する。 ６　発電管理部長は，第５項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は，第４項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（大規模損壊発生時の体制の整備（３号炉）） 第17条の６　３号炉について，安全技術課長および訓練計画課長は，大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。発電課長は，原子炉施設の運転に係る計画を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する以下の教育および訓練の実施に関すること (a)　力量の維持向上のための教育訓練を年１回以上実施すること (b)　重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）を年１回以上実施すること (c)　(b)項の訓練の結果を記録し，所長および原子炉主任技術者に報告すること (3)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (4)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)　大規模な火災が発生した場合における消火活動 (b)　炉心の著しい損傷を緩和するための対策 (c)　原子炉格納容器の破損を緩和するための対策 (d)　使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策 (e)　放射性物質の放出を低減するための対策 ２　各課長は，前項の計画に基づき，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長，訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長，訓練計画課長および発電課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　３号炉について，原子力部長は，大規模損壊発生時の支援に関する活動を行う体制の整備について計画を定める。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。 ５　発電管理部長は，第４項に定める計画に基づき，大規模損壊発生時の支援に関する活動を実施する。 ６　発電管理部長は，第５項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は，第４項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	**（大規模損壊発生時の体制の整備）** 第17条の６　安全技術課長および訓練計画課長は，大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合（以下「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項を含む計画（発電課長が定める計画に含まれる事項を除く）を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。発電課長は，原子炉施設の運転に係る計画を定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。 (1)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する以下の教育および訓練の実施に関すること (a)　力量の維持向上のための教育訓練を年１回以上実施すること (b)　重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練（以下「技術的能力の確認訓練」という。）を年１回以上実施すること (c)　(b)項の訓練の結果を記録し，所長および原子炉主任技術者に報告すること (3)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること (4)　大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な以下の事項に関すること (a)　大規模な火災が発生した場合における消火活動 (b)　炉心の著しい損傷を緩和するための対策 (c)　原子炉格納容器の破損を緩和するための対策 (d)　使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策 (e)　放射性物質の放出を低減するための対策 ２　各課長は，前項の計画に基づき，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長，訓練計画課長または発電課長に報告する。安全技術課長，訓練計画課長および発電課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ４　原子力部長は，大規模損壊発生時の支援に関する活動を行う体制の整備について計画を定める。計画の策定にあたっては，添付３に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従って実施する。 ５　発電管理部長は，第４項に定める計画に基づき，大規模損壊発生時の支援に関する活動を実施する。 ６　発電管理部長は，第５項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。また発電管理部長は，第４項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（地震・火災等発生時の措置（２号炉）） 第17条の７　２号炉について，各課長は，地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (1)　最寄りの気象庁震度観測点において震度５弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (2)　原子炉施設に火災が発生した場合は，早期消火および延焼の防止に努めるとともに，火災鎮火後，原子炉施設の損傷の有無を確認する。 ２　２号炉について，各課長は，山火事，台風，津波等の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（電源機能等喪失時の体制の整備（２号炉）） 第17条の８　２号炉について，安全技術課長および訓練計画課長は，津波によって交流電源を供給するすべての設備，海水を使用して原子炉施設を冷却するすべての設備および使用済燃料ピットを冷却するすべての設備の機能が喪失した場合（以下「電源機能等喪失時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の事項に係る計画を策定し，所長の承認を得る。 (1)　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2)　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練 (3)　電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車※1，ポンプ※2，消火ホースおよびその他資機材の配備 ２　各課長は，前項の計画に基づき，電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。 ３　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，安全技術課長または訓練計画課長に報告する。安全技術課長または訓練計画課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 ※１：電源車とは，電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。 ※２：ポンプとは，消防自動車に装備されているポンプを含む。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理） 第18条の２　３号炉について，発電課長は，通常時または事故時開となるおそれがないように施錠管理を行うＲＣＳループドレン弁，加圧器ベント弁および加圧器安全弁入口ループシールドレン弁について，定期検査時に，閉止施錠状態であることを確認する。	（原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理） 第18条の２　発電課長は，通常時または事故時開となるおそれがないように施錠管理を行うＲＣＳループドレン弁，加圧器ベント弁および加圧器安全弁入口ループシールドレン弁について，定期検査時に，閉止施錠状態であることを確認する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（減速材温度係数）

第21条　モード１，２および３において，減速材温度係数は，表21－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　安全技術課長は，燃料取替に伴う燃料装荷開始までに，減速材温度係数を解析により確認する。

(2)　安全技術課長は，燃料取替後，モード１になるまでに１回，減速材温度係数が負であることを測定により確認し，その結果を当直長に通知する。

３　安全技術課長は，減速材温度係数が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表21－２の措置を講じるとともに，当直長に通知する。通知をうけた当直長は，同表の措置を講じる。

表21－１

1. ２号炉

項　　目	運転上の制限
減速材温度係数	(1)モード１および２（臨界状態）において，負であること (2)モード１，２および３において，-85×10^{-5} Δk/k/℃以上であること

2. ３号炉

項　　目	運転上の制限
減速材温度係数	(1)モード１および２（臨界状態）において，負であること (2)モード１，２および３において，-78×10^{-5} Δk/k/℃以上であること

表21－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 減速材温度係数が負でない場合	A. 1 安全技術課長は，減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し，その結果を当直長に通知する。	24時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，未臨界状態のモード２にする。	12時間

変更後

（減速材温度係数）

第21条　モード１，２および３において，減速材温度係数は，表21－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　減速材温度係数が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　安全技術課長は，燃料取替に伴う燃料装荷開始までに，減速材温度係数を解析により確認する。

(2)　安全技術課長は，燃料取替後，モード１になるまでに１回，減速材温度係数が負であることを測定により確認し，その結果を当直長に通知する。

３　安全技術課長は，減速材温度係数が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表21－２の措置を講じるとともに，当直長に通知する。通知をうけた当直長は，同表の措置を講じる。

表21－１

項　　目	運転上の制限
減速材温度係数	(1)モード１および２（臨界状態）において，負であること (2)モード１，２および３において，-78×10^{-5} Δk/k/℃以上であること

表21－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 減速材温度係数が負でない場合	A. 1 安全技術課長は，減速材温度係数が負となるように制御グループバンク引抜制限値を決定し，その結果を当直長に通知する。	24時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，未臨界状態のモード２にする。	12時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（制御棒動作機能）
第22条　モード１および２（臨界状態）において，制御棒動作機能は，表22－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　計装計画課長は，定期検査時に，制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85％に至るまでの時間）が，２号炉では2.1秒以下，３号炉では2.5秒以下であることを確認し，その結果を当直長に通知する。
(2)　当直長は，モード１および２（臨界状態）において，３ヶ月に１回，全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして，各制御棒位置が変化することにより，制御棒が固着していないことを確認する。
(3)　当直長は，モード１および２（臨界状態）において，12時間に１回，制御棒毎に各制御棒位置が，ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。また，当直長はモード１および２（臨界状態）において，制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合，４時間に１回，制御棒毎に各制御棒位置が，ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。
３　当直長は，制御棒動作機能が第１項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合，表22－２の措置を講じるとともに，制御棒１本が不整合である場合は安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

※１：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により，制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合は，制御棒の不整合とはみなさない。

表22－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>制御棒動作機能※2</td><td>(1)すべての制御棒が挿入不能※3でないこと
(2)すべての制御棒が不整合※4でないこと</td></tr>
</table>
※２：制御棒動作機能のうち，３号炉の制御棒クラスタは，重大事故等対処設備を兼ねる。
※３：挿入不能とは，機械的固着のため，制御棒が挿入できないことをいう。(以下，本条において同じ。)
※４：不整合とは，制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合をいう。
（以下，本条において同じ。）
</td>
<td>
（制御棒動作機能）
第22条　モード１および２（臨界状態）において，制御棒動作機能は，表22－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　計装計画課長は，定期検査時に，制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85％に至るまでの時間）が，2.5秒以下であることを確認し，その結果を当直長に通知する。
(2)　当直長は，モード１および２（臨界状態）において，３ヶ月に１回，全挿入されていない制御棒をバンク毎に動かして，各制御棒位置が変化することにより，制御棒が固着していないことを確認する。
(3)　当直長は，モード１および２（臨界状態）において，12時間に１回，制御棒毎に各制御棒位置が，ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。また，当直長はモード１および２（臨界状態）において，制御棒位置偏差大を検知する警報が動作不能となった場合，４時間に１回，制御棒毎に各制御棒位置が，ステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にあることを確認する。
３　当直長は，制御棒動作機能が第１項で定める運転上の制限を満足していない※1と判断した場合，表22－２の措置を講じるとともに，制御棒１本が不整合である場合は安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

※１：制御棒位置指示装置またはステップカウンタの動作不良により，制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合は，制御棒の不整合とはみなさない。

表22－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>制御棒動作機能※2</td><td>(1)すべての制御棒が挿入不能※3でないこと
(2)すべての制御棒が不整合※4でないこと</td></tr>
</table>
※２：制御棒動作機能のうち，制御棒クラスタは，重大事故等対処設備を兼ねる。
※３：挿入不能とは，機械的固着のため，制御棒が挿入できないことをいう。(以下，本条において同じ。)
※４：不整合とは，制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内にない場合をいう。
（以下，本条において同じ。）
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

変更前

表22－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.制御棒１本以上が挿入不能である場合	A.1.1 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する。 または A.1.2 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直長は，モード３にする。	１時間 １時間 12時間
B.制御棒１本が不整合である場合	B.1 当直長は，制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する。 または B.2.1.2 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直長は，原子炉熱出力を75％以下に下げる。 および B.2.3 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する。 および B.2.4 安全技術課長は，モード１において，$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。 および B.2.5 安全技術課長は，本条件で安全解析の再評価を行い，その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し，その結果を当直長に通知する。	１時間 １時間 １時間 ２時間 24時間 その後の１日に１回 72時間 ５日

変更後

表22－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.制御棒１本以上が挿入不能である場合	A.1.1 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する。 または A.1.2 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および A.2 当直長は，モード３にする。	１時間 １時間 12時間
B.制御棒１本が不整合である場合	B.1 当直長は，制御棒の不整合を復旧する。 または B.2.1.1 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する。 または B.2.1.2 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および B.2.2 当直長は，原子炉熱出力を75％以下に下げる。 および B.2.3 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する。 および B.2.4 安全技術課長は，モード１において，$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。 および B.2.5 安全技術課長は，本条件で安全解析の再評価を行い，その結果が運転期間を通じて有効であることを確認し，その結果を当直長に通知する。	１時間 １時間 １時間 ２時間 24時間 その後の１日に１回 72時間 ５日

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考
表22－２　つづき	表22－２　つづき	本頁変更なし

変更前

条　　件	要求される措置	完了時間
C.条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。	12時間
D.２本以上の制御棒が不整合である場合	D.1.1 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する または D.1.2 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および D.2 当直長は，モード３にする。	１時間 １時間 12時間

変更後

条　　件	要求される措置	完了時間
C.条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。	12時間
D.２本以上の制御棒が不整合である場合	D.1.1 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上であることを確認する または D.1.2 当直長は，停止余裕が1.8％Δk/k以上となるように，ほう酸による濃縮操作を開始する。 および D.2 当直長は，モード３にする。	１時間 １時間 12時間

変更前

（化学体積制御系（ほう酸濃縮機能））

第27条　モード１および２において，化学体積制御系は，表27－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード１および２において，１ヶ月に１回，１台以上の充てんポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※1。

(2)　当直長は，モード１および２において，１ヶ月に１回，１台以上のほう酸ポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。

(3)　当直長は，モード１および２において，ほう酸タンクのほう酸水量およびほう酸水温度を表27－２で定める頻度で確認する。

(4)　発電課長は，モード１および２において，ほう酸タンクのほう素濃度を表27－２で定める頻度で確認する。

３　発電課長は，ほう酸タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。当直長は，ほう酸タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合，またはその他の理由により化学体積制御系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，　表27－３の措置を講じる。なお，本編の他の条文の定めにかかわらず，充てんポンプおよびほう酸ポンプ１系統が復旧するまでは，モード３からモード４への移行を行ってはならない。

※１：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。(以下，本条において同じ。)

表27－１

項　　目	運転上の制限
化学体積制御系※2※3	(1)ほう酸濃縮に必要な系統のうち，１系統以上が動作可能であること (2)ほう酸タンクのほう素濃度，ほう酸水量およびほう酸水温度が表27－２で定める制限値内にあること

※２：３号炉のほう酸ポンプおよびほう酸タンクは，重大事故等対処設備を兼ねる。

※３：３号炉の充てんポンプが動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。

変更後

（化学体積制御系（ほう酸濃縮機能））

第27条　モード１および２において，化学体積制御系は，表27－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　化学体積制御系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード１および２において，１ヶ月に１回，１台以上の充てんポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※1。

(2)　当直長は，モード１および２において，１ヶ月に１回，１台以上のほう酸ポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。

(3)　当直長は，モード１および２において，ほう酸タンクのほう酸水量およびほう酸水温度を表27－２で定める頻度で確認する。

(4)　発電課長は，モード１および２において，ほう酸タンクのほう素濃度を表27－２で定める頻度で確認する。

３　発電課長は，ほう酸タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。当直長は，ほう酸タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合，またはその他の理由により化学体積制御系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，　表27－３の措置を講じる。なお，本編の他の条文の定めにかかわらず，充てんポンプおよびほう酸ポンプ１系統が復旧するまでは，モード３からモード４への移行を行ってはならない。

※１：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。（以下，本条において同じ。）

表27－１

項　　目	運転上の制限
化学体積制御系※2※3	(1)ほう酸濃縮に必要な系統のうち，１系統以上が動作可能であること (2)ほう酸タンクのほう素濃度，ほう酸水量およびほう酸水温度が表27－２で定める制限値内にあること

※２：ほう酸ポンプおよびほう酸タンクは，重大事故等対処設備を兼ねる。

※３：充てんポンプが動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表27－２

項　　目	制　限　値		確認頻度
	２号炉	３号炉	
ほう素濃度	21,000ppm以上	21,000ppm以上	１ヶ月に１回
ほう酸水量※4 （有効水量）	12.5m^{3}以上	21.4m^{3}以上	１週間に１回
ほう酸水温度	65℃以上	65℃以上	

※４：全ほう酸タンクの合計水量をいう。

表27－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 充てんポンプ全台が動作不能である場合	A.1 当直長は，モード３にする。 および A.2 当直長は，充てんポンプ１台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに
B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は，ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。	10日
C. ほう酸タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	C.1 当直長は，ほう酸タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	10日 （ほう酸注入タンクとほう酸水を循環しているタンクについては第54条（ほう酸注入タンク）を参照のこと）
D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満足していない場合	D.1 当直長は，ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。	10日
E. 条件Ａ，Ｂ，ＣまたはＤ以外の理由により化学体積制御系が動作不能である場合	E.1 当直長は，化学体積制御系１系統以上を動作可能な状態に復旧する。	10日
F. 条件Ｂ，Ｃ，ＤまたはＥの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直長は，モード３にする。 および F.2 当直長は，化学体積制御系１系統以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに

変更後

表27－２

項　　目	制　限　値	確認頻度
ほう素濃度	21,000ppm以上	１ヶ月に１回
ほう酸水量※4 （有効水量）	21.4m^{3}以上	１週間に１回
ほう酸水温度	65℃以上	

※４：全ほう酸タンクの合計水量をいう。

表27－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 充てんポンプ全台が動作不能である場合	A.1 当直長は，モード３にする。 および A.2 当直長は，充てんポンプ１台以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに
B. ほう酸タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は，ほう酸タンクのほう酸水量を制限値内に回復させる。	10日
C. ほう酸タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	C.1 当直長は，ほう酸タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	10日
D. ほう酸タンクのほう酸水温度が制限値を満足していない場合	D.1 当直長は，ほう酸タンクのほう酸水温度を制限値内に回復させる。	10日
E. 条件Ａ，Ｂ，ＣまたはＤ以外の理由により化学体積制御系が動作不能である場合	E.1 当直長は，化学体積制御系１系統以上を動作可能な状態に復旧する。	10日
F. 条件Ｂ，Ｃ，ＤまたはＥの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直長は，モード３にする。 および F.2 当直長は，化学体積制御系１系統以上を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	12時間 速やかに

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（原子炉熱出力）

第28条　モード１において，原子炉熱出力※1は，表28－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　安全技術課長は，原子炉熱出力について運転管理目標を定め，発電課長に通知するとともに，当直長は，モード１において，１時間に１回，原子炉熱出力の瞬時値※2および１時間平均値※3を確認する。

３　当直長は，原子炉熱出力が第１項で定める運転上の制限を満足していない※4と判断した場合，表28－２の措置を講じる。

※１：本条における原子炉熱出力とは，蒸気発生器熱出力をいう。

※２：瞬時値は，プラント計算機により算出される１分値をいう。ただし，プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては，出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう。

※３：１時間平均値は，プラント計算機により算出される当該１時間の瞬時値の平均値をいう。ただし，プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては，出力領域中性子束計装の記録計の読み値から換算した値をいう。

※４：定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表28－１

1．２号炉

項　　目	運転上の制限
原子炉熱出力	1,650MWt以下であること

2．３号炉

項　　目	運転上の制限
原子炉熱出力	2,660MWt以下であること

表28－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1　当直長は，運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに

変更後

（原子炉熱出力）

第28条　モード１において，原子炉熱出力※1は，表28－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉熱出力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　安全技術課長は，原子炉熱出力について運転管理目標を定め，発電課長に通知するとともに，当直長は，モード１において，１時間に１回，原子炉熱出力の瞬時値※2および１時間平均値※3を確認する。

３　当直長は，原子炉熱出力が第１項で定める運転上の制限を満足していない※4と判断した場合，表28－２の措置を講じる。

※１：本条における原子炉熱出力とは，蒸気発生器熱出力をいう。

※２：瞬時値は，プラント計算機により算出される１分値をいう。ただし，プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては，出力領域中性子束計装の指示計または記録計の読み値から換算した値をいう。

※３：１時間平均値は，プラント計算機により算出される当該１時間の瞬時値の平均値をいう。ただし，プラント計算機の故障等により値の確認ができない場合にあっては，出力領域中性子束計装の記録計の読み値から換算した値をいう。

※４：定期的な機器の切替や原子炉熱出力のゆらぎ等に伴い発生する瞬時値の逸脱は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表28－１

項　　目	運転上の制限
原子炉熱出力	2,660MWt以下であること

表28－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.原子炉熱出力が運転上の制限を満足していない場合	A.1　当直長は，運転上の制限を満足するように原子炉熱出力を下げる措置を開始する。	速やかに

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（熱流束熱水路係数（$F_Q(Z)$））

第29条　モード１において，$F_Q(Z)$は，表29－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　$F_Q(Z)$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　安全技術課長は，燃料取替後，原子炉熱出力が75％を超える前までに１回，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$を確認し，その結果を発電課長に通知する。その後，安全技術課長は，モード１において，１ヶ月に１回，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$を確認する。

３　安全技術課長は，$F_Q(Z)$が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表29－２の措置を講じるとともに，当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は，同表の措置を講じる。

表29－１

項　　目	運転上の制限
$F_Q(Z)$	原子炉熱出力が50％を超える場合，$2.32/P^{※1}\times K(Z)^{※2}$以下であること 原子炉熱出力が50％以下の場合，$4.64\times K(Z)$以下であること

※１：Pは，原子炉熱出力の定格に対する割合（以下，本条において同じ）

※２：K(Z)は，２号炉については図29-1，３号炉については図29-2に示す炉心高さZに依存するF_Q制限係数（以下，本条において同じ）

表29－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分１％あたり原子炉熱出力を１％以上下げる。 および A.2 計装計画課長は，軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分（％）だけ下げ，その結果を当直長に通知する。 および A.3 計装計画課長は，$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分１％あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を１％以上下げ，その結果を当直長に通知する。 および A.4 計装計画課長は，$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分１％あたり過出力ΔＴトリップ設定値を１％以上下げ，その結果を当直長に通知する。 および A.5 安全技術課長は，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$および$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。	15分 ４時間 ８時間 72時間 原子炉熱出力がA.1の制限値を超えて増加する前
B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード２にする	12時間

変更後

（熱流束熱水路係数（$F_Q(Z)$））

第29条　モード１において，$F_Q(Z)$は，表29－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　$F_Q(Z)$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　安全技術課長は，燃料取替後，原子炉熱出力が75％を超える前までに１回，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$を確認し，その結果を発電課長に通知する。その後，安全技術課長は，モード１において，１ヶ月に１回，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$を確認する。

３　安全技術課長は，$F_Q(Z)$が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表29－２の措置を講じるとともに，当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は，同表の措置を講じる。

表29－１

項　　目	運転上の制限
$F_Q(Z)$	原子炉熱出力が50％を超える場合，$2.32/P^{※1}\times K(Z)^{※2}$以下であること 原子炉熱出力が50％以下の場合，$4.64\times K(Z)$以下であること

※１：Pは，原子炉熱出力の定格に対する割合（以下，本条において同じ。）

※２：K(Z)は，図29に示す炉心高さZに依存するF_Q制限係数（以下，本条において同じ。）

表29－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分１％あたり原子炉熱出力を１％以上下げる。 および A.2 計装計画課長は，軸方向中性子束出力偏差の許容運転制限範囲を$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分（％）だけ下げ，その結果を当直長に通知する。 および A.3 計装計画課長は，$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分１％あたり出力領域中性子束高トリップ設定値を１％以上下げ，その結果を当直長に通知する。 および A.4 計装計画課長は，$F_Q(Z)$の運転上の制限の超過分１％あたり過出力ΔＴトリップ設定値を１％以上下げ，その結果を当直長に通知する。 および A.5 安全技術課長は，炉内出力分布測定を行い，$F_Q(Z)$および$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。	15分 ４時間 ８時間 72時間 原子炉熱出力がA.1の制限値を超えて増加する前
B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード２にする	12時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
図29-1 〔２号炉〕 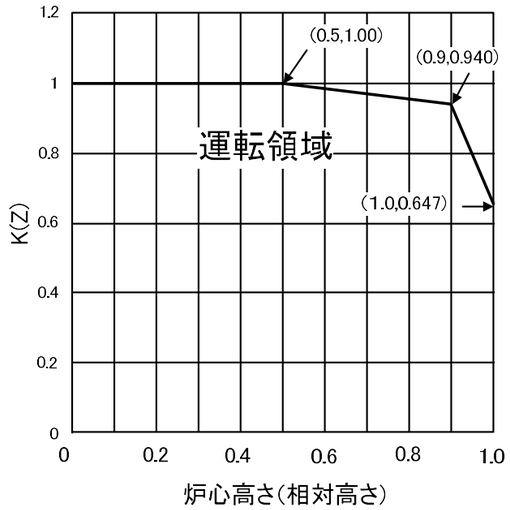 図29-2 〔３号炉〕 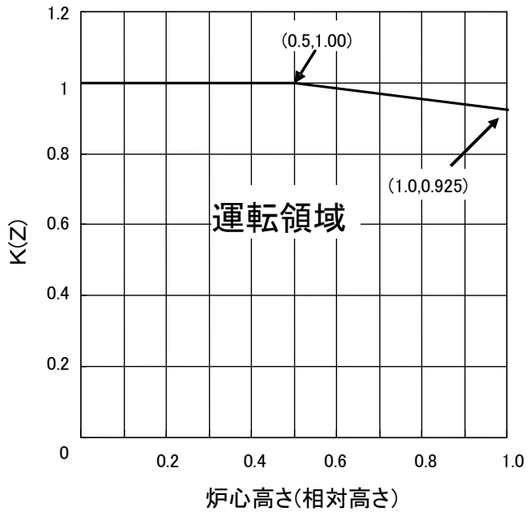 	削除 図29 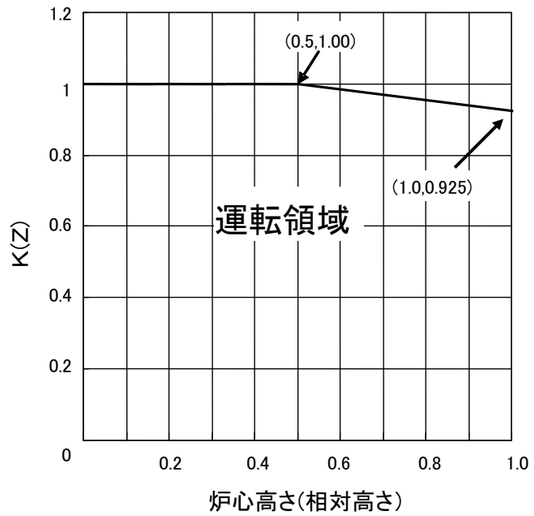 	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（核的エンタルピ上昇熱水路係数（$F^N_{\Delta H}$））
第30条　モード１において，$F^N_{\Delta H}$は，表30－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　$F^N_{\Delta H}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　安全技術課長は，燃料取替後，原子炉熱出力が75%を超える前までに１回，炉内出力分布測定を行い，$F^N_{\Delta H}$を確認し，その結果を発電課長に通知する。その後，安全技術課長は，モード１において，１ヶ月に１回，炉内出力分布測定を行い，$F^N_{\Delta H}$を確認する。
３　安全技術課長は，$F^N_{\Delta H}$が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表30－２の措置を講じるとともに，当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は，同表の措置を講じる。

表30－１
１．２号炉
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>$F^N_{\Delta H}$</td><td>1.60(1＋0.3(1－P※1))以下であること</td></tr>
</table>
※１：Pは，原子炉熱出力の定格に対する割合（以下，本条において同じ。）
２．３号炉
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>$F^N_{\Delta H}$</td><td>1.64(1＋0.3(1－P※1))以下であること</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（核的エンタルピ上昇熱水路係数（$F^N_{\Delta H}$））
第30条　モード１において，$F^N_{\Delta H}$は，表30－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　$F^N_{\Delta H}$が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　安全技術課長は，燃料取替後，原子炉熱出力が75%を超える前までに１回，炉内出力分布測定を行い，$F^N_{\Delta H}$を確認し，その結果を発電課長に通知する。その後，安全技術課長は，モード１において，１ヶ月に１回，炉内出力分布測定を行い，$F^N_{\Delta H}$を確認する。
３　安全技術課長は，$F^N_{\Delta H}$が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表30－２の措置を講じるとともに，当直長および計装計画課長に通知する。通知をうけた当直長および計装計画課長は，同表の措置を講じる。

表30－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>$F^N_{\Delta H}$</td><td>1.64(1＋0.3(1－P※1))以下であること</td></tr>
</table>
※１：Pは，原子炉熱出力の定格に対する割合
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

変更前

表30－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. $F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していない場合※2	A.1.1 当直長は，$F^N_{\Delta H}$の運転上の制限を満足させる。 または	４時間
	A.1.2.1 当直長は，原子炉熱出力を50%以下に下げる。 および	４時間
	A.1.2.2 計装計画課長は，出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ，その結果を当直長に通知する。	８時間
	および	
	A.2 安全技術課長は，炉内出力分布測定を実施し，$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。	24時間
	および	
	A.3 安全技術課長は，所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を実施し，$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する※3。	原子炉熱出力が50%を超える前 および 原子炉熱出力が75%を超える前 および 原子炉熱出力が95%以上となった後の24時間以内
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード２にする。	12時間

※２：条件Ａに至った場合は，$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限値内に回復しても，A.3の措置を完了しなければならない。

※３：本措置を実施するために，原子炉熱出力を下げる必要はない。

変更後

表30－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. $F^N_{\Delta H}$が運転上の制限を満足していない場合※2	A.1.1 当直長は，$F^N_{\Delta H}$の運転上の制限を満足させる。 または	４時間
	A.1.2.1 当直長は，原子炉熱出力を50%以下に下げる。 および	４時間
	A.1.2.2 計装計画課長は，出力領域中性子束高トリップ設定値を55%以下に下げ，その結果を当直長に通知する。	８時間
	および	
	A.2 安全技術課長は，炉内出力分布測定を実施し，$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する。	24時間
	および	
	A.3 安全技術課長は，所定の出力以上に上昇する前に炉内出力分布測定を実施し，$F^N_{\Delta H}$および$F_Q(Z)$が運転上の制限を満足していることを確認し，その結果を当直長に通知する※3。	原子炉熱出力が50%を超える前 および 原子炉熱出力が75%を超える前 および 原子炉熱出力が95%以上となった後の24時間以内
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード２にする。	12時間

※２：条件Ａに至った場合は，$F^N_{\Delta H}$が運転上の制限値内に回復しても，A.3の措置を完了しなければならない。

※３：本措置を実施するために，原子炉熱出力を下げる必要はない。

備考

本頁変更なし

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（計測および制御設備）
第33条　次の計測および制御設備は，表33－１で定める事項を運転上の制限とする。
(1)　原子炉保護系計装
(2)　工学的安全施設等作動計装
(3)　事故時監視計装
(4)　非常用ディーゼル発電機起動計装
(5)　中央制御室換気系隔離計装
(6)　中央制御室外原子炉停止装置
(7)　燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装
２　計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　安全技術課長，当直長，電気計画課長および計装計画課長は，表33－２から表33－８で定める確認事項を実施する。また，安全技術課長，電気計画課長および計装計画課長は，その結果を発電課長または当直長に通知する。
３　当直長，電気計画課長および計装計画課長は，計測および制御設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表33－２から表33－８の措置を講じるとともに，必要に応じ，関係各課長へ通知する。通知をうけた関係各課長は，同表に定める措置を講じる。

表33－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>第１項で定める計測および制御設備</td><td>表33－２から表33－８に定める所要チャンネル数，系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること</td></tr>
</table>
※１：本条における動作可能とは，当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また，本条における動作不能とは，特に定めのある場合を除き，点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合，または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態，または誤動作により動作信号を出力している状態は，動作可能とみなす。
</td>
<td>
（計測および制御設備）
第33条　次の計測および制御設備は，表33－１で定める事項を運転上の制限とする。
(1)　原子炉保護系計装
(2)　工学的安全施設等作動計装
(3)　事故時監視計装
(4)　非常用ディーゼル発電機起動計装
(5)　中央制御室換気系隔離計装
(6)　中央制御室外原子炉停止装置
(7)　燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装
２　計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　安全技術課長，当直長，電気計画課長および計装計画課長は，表33－２から表33－８で定める確認事項を実施する。また，安全技術課長，電気計画課長および計装計画課長は，その結果を発電課長または当直長に通知する。
３　当直長，電気計画課長および計装計画課長は，計測および制御設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表33－２から表33－８の措置を講じるとともに，必要に応じ，関係各課長へ通知する。通知をうけた関係各課長は，同表に定める措置を講じる。

表33－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>第１項で定める計測および制御設備</td><td>表33－２から表33－８に定める所要チャンネル数，系統数および機能がそれぞれの適用モードにおいて動作可能※1であること</td></tr>
</table>
※１：本条における動作可能とは，当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また，本条における動作不能とは，特に定めのある場合を除き，点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合，または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態，または誤動作により動作信号を出力している状態は，動作可能とみなす。
</td>
<td>本頁変更なし</td>
</tr>
</table>

変更前

表33－２(1)原子炉保護系計装（２号炉）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2		確認事項		
	２号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．原子炉保護系論理回路	－	モード１および２	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認※3のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては，検査のためのバイパスを２時間に限り行うことができる。	１ヶ月に１回（交互に１系統ずつ）	計装計画課長
				B. 原子炉トリップしゃ断器１系統が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	１時間			
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				B. 原子炉トリップしゃ断器１系統が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			

※２：特に定める場合を除き，チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。（以下，本条において同じ）

※３：「正常な状態であることを確認」とは，定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。（以下，本条において同じ）

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－２(1)つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	２号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
２．手動原子炉トリップ	－	モード１および２	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	12時間 13時間			
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－２(1)つづき

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
		２号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
３．出力領域中性子束高	高設定	定格出力の111％以下	モード１および２	４※4	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※5	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内その後の１日に１回	当直長
								出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±２％を超える場合	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認※6する。	１日に１回	当直長
	低設定	定格出力の27％以下	モード１（P-10未満）および２	４※4	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※5	６時間			
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			

※４：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※５：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※６：「動作不能でないことを指示値により確認」とは，当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお，トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。（以下，本条において同じ）

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－２(1)つづき

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
		２号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
４．出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の＋11％以下	モード１および２	４※7	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※8	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
	減少率高	定格出力の－11％以上	モード１および２	４※7	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※8	６時間			
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
５．中間領域中性子束高		定格出力の30％以下	モード１（P-10未満）および２（P-6以上）	２※9	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，P-6未満にする。 または A.2 当直長は，P-10以上にする。	２時間 ２時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. ２チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は，P-6未満にする。	速やかに ２時間	動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
			モード２（P-6未満）	２	A. １または２チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

※７：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※８：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※９：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，２時間に限り，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－２(1)つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	２号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．線源領域中性子束高	2×10^{5}cps以下	モード２ (P-6未満)	２※10	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. ２チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回 ただし，適用モード６（燃料移動中）の場合は，12時間に１回	当直長
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	２※10※11	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			
				C. ２チャンネルが動作不能である場合	C.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
		原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合のモード３，４および５	１ (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は，停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに ２時間 その後の12時間に１回			

※10：「中間領域中性子束高」２チャンネルが動作可能であることを条件に，P-6リセット時においては，２チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※11：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，２時間に限り，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－２(1)つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	２号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．線源領域中性子束高 つづき	2×10^{5}cps以下	原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合の モード６	１ （監視機能のみ）	A.すべてのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに ４時間 その後の12時間に１回			
		原子炉格納容器内での燃料移動中の場合の モード６	２ （監視機能のみ）	A.１チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。※12※13 および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに 速やかに			
				B.２チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。※12※14 および B.2 計装計画課長は，１チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.3 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.4 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに ４時間 その後の12時間に１回			

※12：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※13：A.2の措置を完了し，かつ，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを１日に１回確認することで，燃料の取出作業を行うことができる。
※14：B.3の措置を完了し，かつ，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に１回確認することで，燃料の取出作業を行うことができる。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－２(1)つづき

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
		２号炉			条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
７．１次冷却材可変温度高	過大温度ΔＴ高	第34条の設定範囲内	モード１および２	４※15	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※16	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後，原子炉熱出力が70％以上となって48時間以内に１回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±３％を超える場合	安全技術課長および計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
	過出力ΔＴ高	第34条の設定範囲内	モード１および２	４※15	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※16	６時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	１ヶ月に１回	安全技術課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
８．加圧器圧力	低	12.84MPa[gage]以上	モード１（P-7以上）	４※15	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※16	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
	高	16.61MPa[gage]以下	モード１および２	４※15	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※16	６時間			
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			

※15：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
　　この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※16：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－２(1)つづき

機　　能		設定値 ２号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
９．加圧器水位高		計器スパンの92％以下	モード１ (P-7以上)	４※17	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
10.　１次冷却材流量低	１ループ	定格流量の87％以上	モード１ (P-8以上)	１ループあたり４※17	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-8未満にする。	12時間			
	２ループ	定格流量の87％以上	モード１ (P-7以上，P-8未満)	１ループあたり４※17	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間			
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
11.　１次冷却材ポンプ母線電圧低		定格電圧の65％以上	モード１ (P-7以上)	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長

※17：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※18：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－２(1)つづき

機　　能		設定値 ２号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
12. １次冷却材ポンプ母線周波数低		57Hz以上	モード１ (P-7以上)	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
13. １次冷却材ポンプしゃ断器開	１台開	－	モード１ (P-8以上)	１次冷却材ポンプ１台あたり１	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-8未満にする。	12時間			
	２台開	－	モード１ (P-7以上，P-8未満)	１次冷却材ポンプ１台あたり１	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間			
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
14. 蒸気発生器水位異常低		計器スパンの11%以上	モード１および２	１基あたり４※19	A. １チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※20	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長

※19：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※20：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－２(1)つづき

機　　能		設定値 ２号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
15. タービントリップ	タービンオートストップ油圧低	0.25MPa[gage]以上	モード１ (P-7以上)	３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
	主蒸気止め弁閉	－	モード１ (P-7以上)	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
16. 非常用炉心冷却系作動		表33－３(1)の機能１．非常用炉心冷却系作動を参照	モード１および２	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
17. 地震加速度大	水平地震大	原子炉補助建家 地下１階床 (EL 4.2m) 180Gal以下	モード１および２	３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
		原子炉格納施設 ４階床 (EL 26.2m) 320Gal以下		３						
	鉛直地震大	原子炉補助建家 地下１階床 (EL 4.2m) 90Gal以下		３						

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－２(1)つづき

機　　能	設定値 ２号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
18．インターロック									
a．P-6	中間領域中性子束 10^{-10}Ａ	モード２ (P-6未満)	2	A．１チャンネル以上が動作不能である場合※21	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
b．P-7	d．項およびe．項参照	モード１ (P-7以上)	2	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
c．P-8	出力領域中性子束 定格出力の10%	モード１ (P-8以上)	4	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-8未満にする。	12時間			
d．P-10	出力領域中性子束 定格出力の10%	モード１ (P-10未満) および２	4	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
e．P-13	タービン第１段後圧力 定格出力の10%	モード１ (P-13以上)	3	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-13未満にする。	12時間			

※21：表33－２のインターロックにおける「動作不能である場合」とは，チャンネル故障あるいは出力側の故障により，関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下，本条において同じ。）

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－２(2)原子炉保護系計装（３号炉）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	３号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．原子炉保護系論理回路※22	－	モード１および２	４系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては，検査のためのバイパスを２時間に限り行うことができる。	１ヶ月に１回（交互に２系統ずつ）	計装計画課長
				B. 原子炉トリップしゃ断器１系統が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	１時間			
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	４系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				B. 原子炉トリップしゃ断器１系統が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	48時間			
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			

※22：モード１および２における原子炉トリップしゃ断器は，重大事故等対処設備を兼ねる。

変更後	備考
表33－２　原子炉保護系計装	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2		確認事項		
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2				
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．原子炉保護系論理回路※3	－	モード１および２	４系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認※4のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては，検査のためのバイパスを２時間に限り行うことができる。	１ヶ月に１回（交互に２系統ずつ）	計装計画課長
				B. 原子炉トリップしゃ断器１系統が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	１時間			
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	４系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間			
				B. 原子炉トリップしゃ断器１系統が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	48時間			
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			

※２：特に定める場合を除き，チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。（以下，本条において同じ。）
※３：モード１および２における原子炉トリップしゃ断器は，重大事故等対処設備を兼ねる。
※４：「正常な状態であることを確認」とは，定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう。（以下，本条において同じ。）

変更前

表33－２(2)つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	３号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
２．手動原子炉トリップ※23	－	モード１および２	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	12時間 13時間			
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			

※23：モード１および２における手動原子炉トリップは，重大事故等対処設備を兼ねる。

変更後	備考
表33－２つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
２．手動原子炉トリップ※5	－	モード１および２	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	12時間 13時間			
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			

※５：モード１および２における手動原子炉トリップは，重大事故等対処設備を兼ねる。

変更前

表33－２(2)つづき

機　　能		設定値 ３号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
３．出力領域中性子束高	高設定	定格出力の111％以下	モード１および２	４※24	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※25	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内その後の１日に１回	当直長
								出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±２％を超える場合	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
	低設定	定格出力の27％以下	モード１（P-10未満）および２	４※24	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※25	６時間			
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			

※24：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※25：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－２つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
３．出力領域中性子束高	高設定	定格出力の111％以下	モード１および２	４※6	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※7	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値との差を確認する。	原子炉熱出力が15%以上となってから24時間以内その後の１日に１回	当直長
							出力領域中性子束計装の指示値の校正を実施する。	原子炉熱出力と出力領域中性子束計装の指示値の差が±２％を超える場合	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					B.1 当直長は，モード３にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認※8する。	１日に１回	当直長
	低設定	定格出力の27％以下	モード１（P-10未満）および２	４※6	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※7	６時間			
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			

※６：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※７：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※８：「動作不能でないことを指示値により確認」とは，当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること，また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお，トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない。（以下，本条において同じ。）

変更前

表33－２(2)つづき

機　　能		設定値 ３号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
４．出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11％ステップ以下	モード１および２	４※26	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　する。※27	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
	減少率高	定格出力の８％ステップ以下	モード１および２	４※26	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※27	６時間			
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
５．中間領域中性子束高		定格出力の30％以下	モード１（P-10未満）および２（P-6以上）	２※28	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，P-6未満にする。 または A.2 当直長は，P-10以上にする。	２時間 ２時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. ２チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は，P-6未満にする。	速やかに ２時間	動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
			モード２（P-6未満）	２	A. １または２チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

※26：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※27：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※28：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，２時間に限り，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更後	備考
表33－２つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
４．出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11％ステップ以下	モード１および２	４※9	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合		設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※10	６時間			
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
	減少率高	定格出力の８％ステップ以下	モード１および２	４※9	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※10	６時間			
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
５．中間領域中性子束高		定格出力の30％以下	モード１（P-10未満）および２（P-6以上）	２※11	A.１チャンネルが動作不能である場合		設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					A.1 当直長は，P-6未満にする。 または A.2 当直長は，P-10以上にする。	２時間 ２時間			
					B.２チャンネルが動作不能である場合		動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					B.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は，P-6未満にする。	速やかに ２時間			
			モード２（P-6未満）	２	A.１または２チャンネルが動作不能である場合				
					A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに			

※9：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※10：検出器特性検査時，炉内外核計装照合校正時，出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード２での炉物理検査時においては，残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

※11：制御棒引抜き阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，２時間に限り，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更前

表33－２(2)つづき

機　　能	設定値 ３号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
６．線源領域中性子束高	２×10^5cps以下	モード２ (P-6未満)	２※29	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. ２チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回 ただし，適用モード６（燃料移動中）の場合は，12時間に１回	当直長
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	２※29※30	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			
				C. ２チャンネルが動作不能である場合	C.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
		原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合のモード３，４および５	１ (監視機能のみ)	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は，停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに ２時間 その後の12時間に１回			

※29：「中間領域中性子束高」２チャンネルが動作可能であることを条件に，P-6リセット時においては，２チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※30：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，２時間に限り，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更後	備考
表33－２つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置				
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．線源領域中性子束高	２×10^5cps以下	モード２（P-6未満）	２※12	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜き操作をすべて中止する。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. ２チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回ただし，適用モード６（燃料移動中）の場合は，12時間に１回	当直長
		原子炉トリップしゃ断器が閉じ，制御棒の引抜きが行える場合のモード３，４および５	２※12※13	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	１時間			
				C. ２チャンネルが動作不能である場合	C.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに			
		原子炉トリップしゃ断器が開放されている場合のモード３，４および５	１（監視機能のみ）	A. すべてのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は，停止余裕が第19条で定める値であることを確認する。	速やかに ２時間 その後の12時間に１回			

※12：「中間領域中性子束高」２チャンネルが動作可能であることを条件に，P-6リセット時においては，２チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※13：「線源領域炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は，残りのチャンネルが動作可能であることを条件に，２時間に限り，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更前

表33－２(2)つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	３号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．線源領域中性子束高 つづき	２×10^5cps以下	原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合の モード６	１ （監視機能のみ）	A.すべてのチャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに ４時間 その後の12時間に１回			
		原子炉格納容器内での燃料移動中の場合の モード６	２ （監視機能のみ）	A.１チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。※31※32 および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに 速やかに			
				B.２チャンネルが動作不能である場合	B.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。※31※33 および B.2 計装計画課長は，１チャンネルを動作可能な状態にす　る措置を開始する。 および B.3 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.4 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに ４時間 その後の12時間に１回			

※31：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※32：A.2の措置を完了し，かつ，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを１日に１回確認することで，燃料の取出作業を行うことができる。
※33：B.3の措置を完了し，かつ，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に１回確認することで，燃料の取出作業を行うことができる。

変更後	備考
表33－２つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置				
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．線源領域中性子束高 つづき	２×10^5cps以下	原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合の モード６	１ （監視機能のみ）	A.すべてのチャンネルが動作不能である場合	A.１ 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.２ 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに ４時間 その後の12時間に１回			
		原子炉格納容器内での燃料移動中の場合の モード６	２ （監視機能のみ）	A.１チャンネルが動作不能である場合	A.１ 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。※14※15 および A.２ 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに 速やかに			
				B.２チャンネルが動作不能である場合	B.１ 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する。※14※16 および B.２ 計装計画課長は，１チャンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。 および B.３ 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.４ 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに ４時間 その後の12時間に１回			

※14：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
※15：A.2の措置を完了し，かつ，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを１日に１回確認することで，燃料の取出作業を行うことができる。
※16：B.3の措置を完了し，かつ，１次冷却材中のほう素濃度が第80条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に１回確認することで，燃料の取出作業を行うことができる。

変更前

表33－２(2)つづき

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
		３号炉			条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
７．１次冷却材可変温度高	過大温度ΔＴ高	第34条の設定範囲内	モード１および２	４※34	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※35	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後，原子炉熱出力が70％以上となって48時間以内に１回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±３％を超える場合	安全技術課長および計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
	過出力ΔＴ高	第34条の設定範囲内	モード１および２	４※34	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※35	６時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	１ヶ月に１回	安全技術課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
８．原子炉圧力	低	12.73MPa[gage]以上	モード１（P-7以上）	４※34	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※35	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
	高	16.61MPa[gage]以下	モード１および２	４※34	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※35	６時間			
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			

※34：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※35：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－２つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条件	要求される措置	完了時間	項目	頻度	担当
７．１次冷却材可変温度高	過大温度ΔＴ高	第34条の設定範囲内	モード１および２	４※17	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後，原子炉熱出力が70％以上となって48時間以内に１回および炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差が±３％を超える場合	安全技術課長および計装計画課長
				B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
	過出力ΔＴ高	第34条の設定範囲内	モード１および２	４※17	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間			
							炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。	１ヶ月に１回	安全技術課長
				B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
８．原子炉圧力	低	12.73MPa[gage]以上	モード１（P-7以上）	４※17	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
	高	16.61MPa[gage]以下	モード１および２	４※17	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18	６時間			
				B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			

※17：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※18：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－２(2)つづき

機　　能		設定値 ３号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
９．加圧器水位高		計器スパンの94%以下	モード１ (P-7以上)	４※36	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※37	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
10.　１次冷却材流量低	１ループ	定格流量の87%以上	モード１ (P-8以上)	１ループあたり ４※36	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※37	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-8未満にする。	12時間			
	２ループ	定格流量の87%以上	モード１ (P-7以上，P-8未満)	１ループあたり ４※36	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※37	６時間			
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
11.　１次冷却材ポンプ電源電圧低		定格電圧の65%以上	モード１ (P-7以上)	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
								機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
12.　１次冷却材ポンプ電源周波数低		57Hz以上	モード１ (P-7以上)	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
								機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			

※36：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※37：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－２つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
９．加圧器水位高		計器スパンの94%以下	モード１（P-7以上）	４※19	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合		設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※20	６時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
10．１次冷却材流量低	１ループ	定格流量の87%以上	モード１（P-8以上）	１ループあたり４※19	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合		設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※20	６時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-8未満にする。	12時間			
	２ループ	定格流量の87%以上	モード１（P-7以上，P-8未満）	１ループあたり４※19	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合				
					A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※20	６時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
11．１次冷却材ポンプ電源電圧低		定格電圧の65%以上	モード１（P-7以上）	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合		設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
					A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
12．１次冷却材ポンプ電源周波数低		57Hz以上	モード１（P-7以上）	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合		設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
					A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			

※19：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※20：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－２(2)つづき

機　　能		設定値 ３号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 所要チャンネル条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
13. 蒸気発生器水位低		計器スパンの11%以上	モード１および２	１基あたり４※38	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※39	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
14. タービントリップ	タービン非常しゃ断油圧低	6.4MPa[gage]以上	モード１（P-7以上）	４※38	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※39	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
	主蒸気止め弁閉	－	モード１（P-7以上）	４	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
15. 非常用炉心冷却系作動		表33－３(2)の機能１．非常用炉心冷却系作動を参照	モード１および２	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
16. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋 地下２階床(EL -4.5m) 190Gal以下	モード１および２	４※38	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※39	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		原子炉建屋３階床 (EL 24.0m) 390Gal以下		４※38						
	垂直方向	原子炉補助建屋 地下２階床(EL -4.5m) 90Gal以下		４※38	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			

※38：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※39：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－２つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
13. 蒸気発生器水位低		計器スパンの11%以上	モード１および２	１基あたり４※21	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合		設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。	12時間			
14. タービントリップ	タービン非常しゃ断油圧低	6.4MPa[gage]以上	モード１（P-7以上）	４※21	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合		設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※22	６時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
	主蒸気止め弁閉	－	モード１（P-7以上）	４	A. １チャンネルが動作不能である場合		機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
15. 非常用炉心冷却系作動		表33－３(2)の機能１．非常用炉心冷却系作動を参照	モード１および２	２系統	A. １系統が動作不能である場合		機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					A. 1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	６時間			
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。	12時間			
16. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋地下２階床(EL -4.5m) 190Gal以下	モード１および２	４※21	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合		設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		原子炉建屋３階床(EL 24.0m) 390Gal以下		４※21					
	垂直方向	原子炉補助建屋地下２階床(EL -4.5m) 90Gal以下		４※21	B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合				
					A. 1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※22	６時間			
					B. 1 当直長は，モード３にする。	12時間			

※21：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※22：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－２(2)つづき

機　　能	設定値 ３号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
17．インターロック									
ａ．P-6	中間領域中性子束 9.1×10^{-11}～ 1.1×10^{-10}Ａ	モード２ (P-6未満)	２	A. １チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
ｂ．P-7	ｄ.項およびｅ.項参照	モード１ (P-7以上)	２	A. １チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
ｃ．P-8	出力領域中性子束 定格出力の40±0.5%	モード１ (P-8以上)	４	A. １チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-8未満にする。	12時間			
ｄ．P-10	出力領域中性子束 定格出力の10±0.5%	モード１ (P-10未満) および２	４	A. １チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
ｅ．P-13	タービン第１段後圧力 定格出力の10±0.6%	モード１ (P-13以上)	４	A. １チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-13未満にする。	12時間			

変更後	備考
表33－２つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
17．インターロック								
a．P-6	中間領域中性子束 9.1×10^{-11}～ 1.1×10^{-10}Ａ	モード２ (P-6未満)	2	A．１チャンネル以上が動作不能である場合※23	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
b．P-7	d．項およびe．項参照	モード１ (P-7以上)	2	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-7未満にする。	12時間			
c．P-8	出力領域中性子束 定格出力の40±0.5%	モード１ (P-8以上)	4	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-8未満にする。	12時間			
d．P-10	出力領域中性子束 定格出力の10±0.5%	モード１ (P-10未満) および２	4	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
e．P-13	タービン第１段後圧力 定格出力の10±0.6%	モード１ (P-13以上)	4	A．１チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，P-13未満にする。	12時間			

※23：表33－２のインターロックにおける「動作不能である場合」とは，チャンネル故障あるいは出力側の故障により，関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下，本条において同じ。）

変更前

表33－３(1)工学的安全施設等作動計装（２号炉）

機　　能	設定値 ２号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
１．非常用炉心冷却系作動									
a．非常用炉心冷却系作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。 ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
b．手動起動	－	モード１，２，３および４	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
c．格納容器圧力高（高１）	0.032MPa[gage]以下	モード１，２および３	４※40	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※41	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
d．加圧器圧力異常低	11.66MPa[gage]以上	モード１および２（P-6以上）	４※40	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※41	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※40：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
　　この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※41：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－３(1)つづき

機　　能		設定値 ２号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
e．加圧器圧力低と加圧器水位低の一致	加圧器圧力低	12.35MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上）	４※42	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※43	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード１，２および３（P-11以上）	４※42	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※43	６時間			
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
f．主蒸気ライン圧力異常低		3.35MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上）	主蒸気ライン毎に４※42	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※43	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※42：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
　　この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※43：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－３(1)つづき

機　　能	設定値 ２号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
２．原子炉格納容器スプレイ系作動									
a．原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
b．手動起動	－	モード１，２，３および４	４	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
c．格納容器圧力異常高（高３）	0.128MPa[gage]以下	モード１，２および３	４※44	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※45	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※44：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
　　この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※45：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－３(1)つづき

機　　能	設定値 ２号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
３．原子炉格納容器隔離									
ａ．格納容器隔離Ａ									
(1)格納容器隔離Ａ 作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	－	モード１，２，３および４	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(3)非常用炉心冷却系作動	機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								
ｂ．格納容器隔離Ｂ									
(1)格納容器隔離Ｂ 作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことが	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｂ．手動起動を参照								
(3)格納容器圧力異常高 （高３）	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｃ．格納容器圧力異常高（高３）を参照								

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－３(1)つづき

機　　能		設定値 ２号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
ｃ．格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離										
(1)格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路		－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離Ａ	機能３．原子炉格納容器隔離　ａ．格納容器隔離Ａを参照								
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード１，２，３および４	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
								機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
ｄ．格納容器換気系隔離										
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路		－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｂ．手動起動を参照								
	格納容器隔離Ａ手動起動	機能３．原子炉格納容器隔離　ａ．格納容器隔離Ａ				(2)手動起動を参照				
(3)非常用炉心冷却系作動		機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－３(1)つづき

機　　能	設定値 ２号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
４．主蒸気ライン隔離									
a．主蒸気ライン隔離作動論理回路	－	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	２系統	A．１系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
b．手動起動	－	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	２	A．１チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
c．格納容器圧力異常高（高２）	0.089MPa[gage]以下	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	４※46	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※47	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
d．主蒸気ライン圧力異常低	3.35MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上） ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に４※46	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※47	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※46：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
　　この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※47：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－３(1)つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	２号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
e．主蒸気ライン圧力減少率高	－0.87MPa以上	モード３（P-11未満） ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に４※48	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※49	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※48：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※49：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－３(1)つづき

機　　能		設定値 ２号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
５．主給水隔離										
a．主給水隔離作動論理回路		－	モード１，２および３ ただし，主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	２系統	A．１系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
b．蒸気発生器水位異常高		狭域水位計の77%以下	モード１，２および３ ただし，主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	１基あたり４※50	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※51	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
c．非常用炉心冷却系作動		機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								
d．１次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	１次冷却材平均温度低	289.25℃以上	モード１，２および３ ただし，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	４※50	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※51	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	原子炉トリップ	表33－２(1)原子炉保護系計装を参照								

※50：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。
　　この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※51：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－３(1)つづき

機　　能	設定値 ２号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
６．インターロック									
a．P-6	中間領域中性子束 10^{-10}A	モード１ および２ (P-6以上)	2	A. １チャンネル以上が動作不能である場合※52	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
b．P-11	加圧器圧力 13.73MPa[gage]	モード１，２および３ (P-11以上)	4	A. １チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適　合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長

※52：表33－３のインターロックにおける「動作不能である場合」とは，チャンネル故障あるいは出力側の故障により，関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下，本条において同じ。）

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－３(2)工学的安全施設等作動計装（３号炉）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	３号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．非常用炉心冷却系作動									
a．非常用炉心冷却系作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統※53	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
b．手動起動	－	モード１，２，３および４	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
c．格納容器圧力高（高１）	0.034MPa[gage]以下	モード１，２および３	４※54	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※55	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
d．原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード１ および２ (P-6以上)	４※54	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※55	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※53：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り１系統が動作可能であることを条件に，２時間に限り，１系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。
※54：残りの３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※55：残りの３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－３　工学的安全施設等作動計装	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．非常用炉心冷却系作動								
a．非常用炉心冷却系作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統※24	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
b．手動起動	－	モード１，２，３および４	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
c．格納容器圧力高（高１）	0.034MPa[gage]以下	モード１，２および３	４※25	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※26	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
d．原子炉圧力異常低	11.36MPa[gage]以上	モード１ および２ (P-6以上)	４※25	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※26	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※24：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り１系統が動作可能であることを条件に，２時間に限り，１系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。
※25：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※26：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－３(2)つづき

機　　能		設定値 ３号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
e．原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.04MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上）	４※56	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※57	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード１，２および３（P-11以上）	４※56	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※57	６時間			
					B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
f．主蒸気ライン圧力低		3.35MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上）	主蒸気ライン毎に４※56	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※57	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※56：残りの３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※57：残りの３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－３つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
e．原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.04MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上）	４※27	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※28	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード１，２および３（P-11以上）	４※27	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※28	６時間			
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
f．主蒸気ライン圧力低		3.35MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上）	主蒸気ライン毎に４※27	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※28	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※27：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※28：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－３(2)つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	３号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
２．原子炉格納容器スプレイ系作動									
a．原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統※58	A．１系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
b．手動起動	－	モード１，２，３および４	４	A．１チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
c．格納容器圧力異常高（高３）	0.136MPa[gage]以下	モード１，２および３	４※59	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※60	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※58：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り１系統が動作可能であることを条件に，２時間に限り，１系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。
※59：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※60：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－３つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置				
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
２．原子炉格納容器スプレイ系作動									
ａ．原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統※29	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
ｂ．手動起動	－	モード１，２，３および４	４	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
ｃ．格納容器圧力異常高（高３）	0.136MPa[gage]以下	モード１，２および３	４※30	A. １チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※31	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※29：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り１系統が動作可能であることを条件に，２時間に限り，１系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。
※30：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※31：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－３(2)つづき

機　　能	設定値 ３号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
３．原子炉格納容器隔離									
ａ．格納容器隔離Ａ									
(1)格納容器隔離Ａ 作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統※61	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	－	モード１，２，３および４	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(3)非常用炉心冷却系作動	機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								
ｂ．格納容器隔離Ｂ									
(1)格納容器隔離Ｂ 作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統※61	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｂ．手動起動を参照								
(3)格納容器圧力異常高 （高３）	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｃ．格納容器圧力異常高（高３）を参照								

※61：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り１系統が動作可能であることを条件に，２時間に限り，１系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

変更後										備考
表33－３つづき										
機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項				伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当	
３．原子炉格納容器隔離										
ａ．格納容器隔離Ａ										
(1)格納容器隔離Ａ 作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統※32	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間				
(2)手動起動	－	モード１，２，３および４	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間				
(3)非常用炉心冷却系作動	機能１．非常用炉心冷却系作動を参照									
ｂ．格納容器隔離Ｂ										
(1)格納容器隔離Ｂ 作動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統※32	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間				
(2)手動起動	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｂ．手動起動を参照									
(3)格納容器圧力異常高 （高３）	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｃ．格納容器圧力異常高（高３）を参照									

※32：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り１系統が動作可能であることを条件に，２時間に限り，１系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

変更前

表33－３(2)つづき

機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
		３号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
ｃ．格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離										
(1)格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路		－	モード１，２，３および４	２系統※62	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離Ａ	機能３．原子炉格納容器隔離　ａ．格納容器隔離Ａを参照								
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード１，２，３および４	１母線あたり３	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
ｄ．格納容器換気系隔離										
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路		－	モード１，２，３および４	２系統※62	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
(2)手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｂ．手動起動を参照								
	格納容器隔離Ａ手動起動	機能３．原子炉格納容器隔離　ａ．格納容器隔離Ａ　(2)手動起動を参照								
(3)非常用炉心冷却系作動		機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								

※62：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り１系統が動作可能であることを条件に，２時間に限り，１系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

変更後										備考
表33－３つづき										
機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）
				所要チャンネル・系統数 条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当	
ｃ．格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離										
(1)格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離作動論理回路		－	モード１，２，３および４	２系統※33	A.１系統が動作不能である場合					
					A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合					
					B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間				
(2)格納容器隔離Ａと6.6kV非常用母線電圧低の一致による隔離	格納容器隔離Ａ	機能３．原子炉格納容器隔離　ａ．格納容器隔離Ａを参照								
	6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード１，２，３および４	１母線あたり３	A.１チャンネルが動作不能である場合					
					A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長	
							機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合					
					B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間				
ｄ．格納容器換気系隔離										
(1)格納容器換気系隔離作動論理回路		－	モード１，２，３および４	２系統※33	A.１系統が動作不能である場合					
					A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合					
					B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間				
(2)手動起動	原子炉格納容器スプレイ系手動起動	機能２．原子炉格納容器スプレイ系作動　ｂ．手動起動を参照								
	格納容器隔離Ａ手動起動	機能３．原子炉格納容器隔離　ａ．格納容器隔離Ａ　(2)手動起動を参照								
(3)非常用炉心冷却系作動		機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								

※33：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り１系統が動作可能であることを条件に，２時間に限り，１系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。

変更前

表33－３(2)つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	３号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
４．主蒸気ライン隔離									
a．主蒸気ライン隔離作動論理回路	－	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	２系統※63	A．１系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
b．手動起動	－	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	２	A．１チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
c．格納容器圧力異常高（高２）	0.092MPa[gage]以下	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	４※64	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※65	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
d．主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上） ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に４※64	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※65	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※63：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り１系統が動作可能であることを条件に，２時間に限り，１系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。
※64：残りの３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※65：残りの３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－３つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
４．主蒸気ライン隔離									
a．主蒸気ライン隔離作動論理回路	－	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	２系統※34	A．１系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
b．手動起動	－	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	２	A．１チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
c．格納容器圧力異常高（高２）	0.092MPa[gage]以下	モード１，２および３ ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	４※35	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※36	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
d．主蒸気ライン圧力低	3.35MPa[gage]以上	モード１，２および３（P-11以上） ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に４※35	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※36	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※34：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り１系統が動作可能であることを条件に，２時間に限り，１系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。
※35：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※36：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－３(2)つづき

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	３号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
e．主蒸気ライン圧力減少率高	－0.87MPa以上	モード３（P-11未満） ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に４※66	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に　　する。※67	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※66：残りの３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※67：残りの３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後	備考
表33－３つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル条件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
e．主蒸気ライン圧力減少率高	－0.87MPa以上	モード３（P-11未満） ただし，全主蒸気隔離弁が閉じている場合を除く	主蒸気ライン毎に４※37	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※38	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			

※37：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※38：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－３(2)つづき

機　　能		設定値 ３号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
５．主給水隔離										
a．主給水隔離 作動論理回路		－	モード１，２および３ ただし，主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	２系統※68	A．１系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
b．蒸気発生器水位異常高		狭域水位計の75.5%以下	モード１，２および３ ただし，主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	１基あたり４※69	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※70	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
c．非常用炉心冷却系作動		機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								
d．１次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	１次冷却材平均温度低	289.75℃以上	モード１，２および３ ただし，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	４※69	A．１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※70	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長
					B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	原子炉トリップ	表33－２(2)原子炉保護系計装を参照								

※68：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り１系統が動作可能であることを条件に，２時間に限り，１系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。
※69：残りの３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※70：残りの３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更後										備考
表33－３つづき										
機　　能		設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項			伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）
				所要チャンネル	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当	
				条　件						
５．主給水隔離										
a．主給水隔離作動論理回路		－	モード１，２および３ ただし，主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	２系統※39	A.１系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
b．蒸気発生器水位異常高		狭域水位計の75.5%以下	モード１，２および３ ただし，主給水隔離弁，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	１基あたり４※40	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※41	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
c．非常用炉心冷却系作動		機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								
d．１次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	１次冷却材平均温度低	289.75℃以上	モード１，２および３ ただし，主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合を除く	４※40	A.１チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。※41	６時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
								動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
					B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	原子炉トリップ	表33－２　原子炉保護系計装を参照								

※39：原子炉保護系論理回路の機能検査時においては，残り１系統が動作可能であることを条件に，２時間に限り，１系統をバイパスすることができる。この場合，バイパスした系統を動作不能とはみなさない。
※40：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスすることができる。この場合，バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※41：残り３チャンネルが動作可能であることを条件に，１チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

変更前

表33－３(2)つづき

機　　能	設定値 ３号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
６．インターロック									
a．P-6	中間領域中性子束 9.1×10^{-11}～ 1.1×10^{-10}Ａ	モード１ および２ (P-6以上)	２	A. １チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
b．P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa[gage]	モード１，２ および３ (P-11以上)	４	A. １チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	１日に１回	当直長

変更後	備考
表33－３つづき	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
６．インターロック									
a．P-6	中間領域中性子束 9.1×10^{-11}～ 1.1×10^{-10}Ａ	モード１ および２ （P-6以上）	２	A. １チャンネル以上が動作不能である場合※42	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
b．P-11	加圧器圧力 13.73±0.03MPa[gage]	モード１，２および３ （P-11以上）	４	A. １チャンネル以上が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	１時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長

※42：表33－３のインターロックにおける「動作不能である場合」とは，チャンネル故障あるいは出力側の故障により，関連する動作機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む。）をいう。（以下，本条において同じ。）

変更前

表33－４(1)事故時監視計装（２号炉）

項　　目	機　　能	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１次冷却設備計装	１次冷却材圧力	2	モード１，２および３	A. １チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	加圧器水位	2					動作不能でないことを指示値により確認する	１ヶ月に１回	当直長
	１次冷却材温度（広域）（高温側）	2		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 計装計画課長は，当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
	１次冷却材温度（広域）（低温側）	2							
化学体積制御設備計装	ほう酸タンク水位	2							
主蒸気および給水設備計装	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に２		C. １つの機能が動作不能である場合	C.1 計装計画課長は，当該機能の１チャンネルを動作可能　　な状態にする。または代替　　の監視手段を	10日			
	復水タンク水位	2		D. 条件Ｃの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード３にするおよび D.2 当直長は，モード４にする	12時間 36時間			
	蒸気発生器水位（広域）	2							
	蒸気発生器水位（狭域）	蒸気発生器毎に２							
	補助給水流量	2							
原子炉格納施設計装	格納容器再循環サンプ水位	2							
	原子炉格納容器内圧力	2							
	原子炉格納容器内温度	2							
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	2							
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2							
原子炉補機冷却設備計装	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2							
原子炉補機冷却海水設備計装	原子炉補機冷却海水母管圧力	2							
制御用圧縮空気設備計装	制御用空気圧力	2							
非常用炉心冷却設備計装	高圧注入流量	2							
	低圧注入流量（余熱除去流量）	2							
	燃料取替用水タンク水位	2							

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－４(2)事故時監視計装（３号炉）

項　　目	機　　能	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１次冷却系計装※71	１次冷却材圧力	2	モード１，２および３	A. １チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	加圧器水位	2					動作不能でないことを指示値により確認する	１ヶ月に１回	当直長
	１次冷却材温度（広域）（高温側）	3							
	１次冷却材温度（広域）（低温側）	3		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 計装計画課長は，当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
化学体積制御系計装※71	ほう酸タンク水位	2							
主蒸気および給水，補助給水計装※71	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に２		C. １つの機能が動作不能である場合	C.1 計装計画課長は，当該機能の１チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日			
	補助給水タンク水位	2							
	蒸気発生器水位（広域）	3		D. 条件Ｃの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード３にする および D.2 当直長は，モード４にする	12時間 36時間			
	蒸気発生器水位（狭域）	蒸気発生器毎に２							
	補助給水流量	3							
燃料取替用水系計装※71	燃料取替用水タンク水位	2							
原子炉格納容器関連計装※71	格納容器再循環サンプ水位(広域)	2							
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	2							
	原子炉格納容器内圧力	2							
	原子炉格納容器内温度	2							
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	2							
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2							
原子炉補機冷却系計装※71	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2							
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2							
非常用炉心冷却系計装※71	高圧注入流量	2							
	低圧注入流量	2							

※71：各計装が動作不能時は，第84条（表84－16）の運転上の制限も確認する。

変更後	備考
表33－４　事故時監視計装	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

項　目	機　能	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置		確認事項		
				所要チャンネル数を満足できない場合の措置				
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１次冷却系計装※43	１次冷却材圧力	2	モード１，２および３	A. １チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
	加圧器水位	2					動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
	１次冷却材温度（広域）（高温側）	3							
	１次冷却材温度（広域）（低温側）	3		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 計装計画課長は，当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
化学体積制御系計装※43	ほう酸タンク水位	2							
主蒸気および給水，補助給水計装※43	主蒸気ライン圧力	主蒸気ライン毎に２		C. １つの機能が動作不能である場合	C.1 計装計画課長は，当該機能の１チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日			
	補助給水タンク水位	2		D. 条件Ｃの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード３にする。 および D.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
	蒸気発生器水位（広域）	3							
	蒸気発生器水位（狭域）	蒸気発生器毎に２							
	補助給水流量	3							
燃料取替用水系計装※43	燃料取替用水タンク水位	2							
原子炉格納容器関連計装※43	格納容器再循環サンプ水位(広域)	2							
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	2							
	原子炉格納容器内圧力	2							
	原子炉格納容器内温度	2							
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	2							
	原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	2							
原子炉補機冷却系計装※43	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2							
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2							
非常用炉心冷却系計装※43	高圧注入流量	2							
	低圧注入流量	2							

※43：各計装が動作不能時は，第84条（表84－16）の運転上の制限も確認する。

変更前

表33－５(1)非常用ディーゼル発電機起動計装（２号炉）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	２号炉		条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．非常用ディーゼル発電機起動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A.１系統が動作不能である場合				
				A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のための当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
			B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
		モード５，６および照射済燃料移動中	１系統	A.１系統が動作不能である場合				
				A.1 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
２．6.6kV非常用母線電圧低検出	定格電圧の64.7%以上	モード１，２，３，４，５，６および照射済燃料移動中	所要の１母線あたり３	A.１母線あたり１チャンネルが動作不能である場合				
				A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
			B.１母線あたり２チャンネル以上が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は，１母線あたり２チャンネルを動作可能な状態にする。	２時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
			C.条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
３．非常用炉心冷却系作動	表33－３(1)機能１．非常用炉心冷却系作動を参照							

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－５(2)非常用ディーゼル発電機起動計装（３号炉）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	３号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．非常用ディーゼル発電機起動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のための当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
		モード５，６および照射済燃料移動中	１系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
２．6.6kV非常用母線電圧低検出	定格電圧の64.7%以上	モード１，２，３，４，５，６および照射済燃料移動中	所要の１母線あたり３	A. １母線あたり１チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長
				B. １母線あたり２チャンネル以上が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は，１母線あたり２チャンネルを動作可能な状態にする。	２時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
３．非常用炉心冷却系作動	表33－３(2)機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								

変更後										備考
表33－５　非常用ディーゼル発電機起動計装										伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）
機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項				
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当	
１．非常用ディーゼル発電機起動論理回路	－	モード１，２，３および４	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のための当該系統のバイパスを行うことができる。	６時間	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
				B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間				
		モード５，６および照射済燃料移動中	１系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに				
２．6.6kV非常用母線電圧低検出	定格電圧の64.7%以上	モード１，２，３，４，５，６および照射済燃料移動中	所要の１母線あたり３	A. １母線あたり１チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	６時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気計画課長	
							機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長	
				B. １母線あたり２チャンネル以上が動作不能である場合	B.1 電気計画課長は，１母線あたり２チャンネルを動作可能な状態にする。	２時間				
				C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに				
３．非常用炉心冷却系作動	表33－３機能１．非常用炉心冷却系作動を参照									

変更前

表33－６(1)中央制御室換気系隔離計装（２号炉）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
	２号炉			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．中央制御室換気系隔離作動論理回路	－	モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. ２系統が動作不能である場合	B.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード１，２，３および４において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する。※72	速やかに 速やかに			
２．手動起動	－	モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. ２チャンネルが動作不能である場合	B.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード１，２，３および４において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する。※72	速やかに 速やかに			
３．非常用炉心冷却系作動	表33－３(1)機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								

※72：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－６(2)中央制御室換気系隔離計装（３号炉）

機　　能	設定値 ３号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
１．中央制御室換気系隔離作動論理回路	－	モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. ２系統が動作不能である場合	B.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード１，２，３および４において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する。※73	速やかに 速やかに			
２．手動起動	－	モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. ２チャンネルが動作不能である場合	B.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード１，２，３および４において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する。※73	速やかに 速やかに			
３．非常用炉心冷却系作動	表33－３(2)機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								

※73：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後	備考
表33－６　中央制御室換気系隔離計装	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．中央制御室換気系隔離作動論理回路	－	モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. ２系統が動作不能である場合	B.1 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード１，２，３および４において条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する。※44	速やかに 速やかに			
２．手動起動	－	モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B. ２チャンネルが動作不能である場合	B.1 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態にする。	10日			
				C. モード１，２，３および４において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，中央制御室非常用給気ファンを起動させる。 または D.2 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する。※44	速やかに 速やかに			
３．非常用炉心冷却系作動	表33－３　機能１．非常用炉心冷却系作動を参照								

※44：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前

表33－７(1)　中央制御室外原子炉停止装置（２号炉）

機　　能	適用モード	機能を 条　件	満足できない場合の措置※74 要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 ほう酸ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード１， ２および３	A. 機能の１つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長 および 計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計 加圧器圧力計	モード１， ２および３	A. 機能の１つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する	１ヶ月に１回	当直長

※74：機能毎に個別の条件が適用される。

変更後	備考
削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表33－７(2)　中央制御室外原子炉停止装置（３号炉）

機　　能	適用モード	機能を満足できない場合の措置※75			確認事項		
		条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
ほう酸ポンプ	モード１，２および３	A. 機能の１つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長および計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード１，２，３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長および計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
余熱除去ポンプ	モード４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長および計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード５にする。	56時間			
加圧器圧力計	モード１，２および３	A. 機能の１つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード１，２，３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
線源領域中性子束計	モード２（P-6未満），３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
１次冷却材圧力計（広域） １次冷却材温度計（広域）（低温側）	モード３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A.1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード５にする。	56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長

※75：機能毎に個別の条件が適用される。

変更後	備考
表33－７　中央制御室外原子炉停止装置	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	適用モード	機能を満足できない場合の措置※45					
		条　件	要求される措置	完了時間	確認事項		
					項　目	頻　度	担　当
ほう酸ポンプ	モード１，２および３	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長および計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間			
充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス隔離弁 原子炉補機冷却水ポンプ 海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード１，２，３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長および計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間			
余熱除去ポンプ	モード４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長および計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード５にする。	56時間			
加圧器圧力計	モード１，２および３	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
蒸気発生器（広域）水位計 主蒸気圧力計 加圧器水位計	モード１，２，３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
線源領域中性子束計	モード２（P-6未満），３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード３にする。 および B. 2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長
１次冷却材圧力計（広域） １次冷却材温度計（広域）（低温側）	モード３および４	A. 機能の１つが動作不能である場合	A. 1 計装計画課長は，当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
		B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，モード５にする。	56時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	１ヶ月に１回	当直長

※45：機能毎に個別の条件が適用される。

変更前

表33－８　燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装（３号炉）

機　　能	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
			条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし，照射終了後，所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	２系統	A．１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，アニュラス排気ファン１台が運転可能な状態であることを確認する。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
			B．２系統が動作不能である場合 または 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，アニュラス排気ファン１台を運転状態とする。 または B.2 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。※76	速やかに 速やかに			
２．燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし，照射終了後，所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	２	A．１チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，アニュラス排気ファン１台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
			B．２チャンネルが動作不能である場合 または 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，アニュラス排気ファン１台を運転状態とする。 または B.2 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。※76	速やかに 速やかに			

※76：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後	備考
表33－８　燃料落下および燃料取扱建屋空気浄化系計装	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

機　　能	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
			所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 条件	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 要求される措置	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．燃料取扱棟空気浄化系作動論理回路	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし，照射終了後，所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	２系統	A. １系統が動作不能である場合	A. 1 当直長は，アニュラス排気ファン１台が運転可能な状態であることを確認する。ただし，残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ，作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
			B. ２系統が動作不能である場合 または 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，アニュラス排気ファン１台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。※46	速やかに 速やかに			
２．燃料落下検知	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中 ただし，照射終了後，所定の期間を経過した照射済燃料を取り扱う場合は除く。	２	A. １チャンネルが動作不能である場合	A. 1 当直長は，アニュラス排気ファン１台が運転可能な状態であることを確認する。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	電気計画課長
			B. ２チャンネルが動作不能である場合 または 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 当直長は，アニュラス排気ファン１台を運転状態とする。 または B. 2 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。※46	速やかに 速やかに			

※46：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（ＤＮＢ比）
第34条　モード１において，ＤＮＢ比は，表34で定める事項を運転上の制限とする。
２　ＤＮＢ比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　当直長は，モード１において，１次冷却材温度差，１次冷却材平均温度および１次冷却材圧力が，２号炉については図34－１，３号炉については図34－２に示す１次冷却材可変温度高（過大温度ΔＴおよび過出力ΔＴ）トリップ設定値制限図の範囲内にあることを，12時間に１回確認する。

表34
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>ＤＮＢ比</td><td>1.42以上※1，1.30以上※2　であること</td></tr>
</table>
※１：※２以外の場合に適用する。
※２：炉心圧力が9.81MPa[abs]未満に低下する運転時の異常な過渡変化事象の場合に適用する。
</td>
<td>
（ＤＮＢ比）
第34条　モード１において，ＤＮＢ比は，表34で定める事項を運転上の制限とする。
２　ＤＮＢ比が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　当直長は，モード１において，１次冷却材温度差，１次冷却材平均温度および１次冷却材圧力が，図34に示す１次冷却材可変温度高（過大温度ΔＴおよび過出力ΔＴ）トリップ設定値制限図の範囲内にあることを，12時間に１回確認する。

表34
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>ＤＮＢ比</td><td>1.42以上※1，1.30以上※2　であること</td></tr>
</table>
※１：※２以外の場合に適用する。
※２：炉心圧力が9.81MPa[abs]未満に低下する運転時の異常な過渡変化事象の場合に適用する。
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
図 34－１　　１次冷却材可変温度高（過大温度ΔＴおよび過出力ΔＴ）トリップ設定値制限図〔２号炉〕 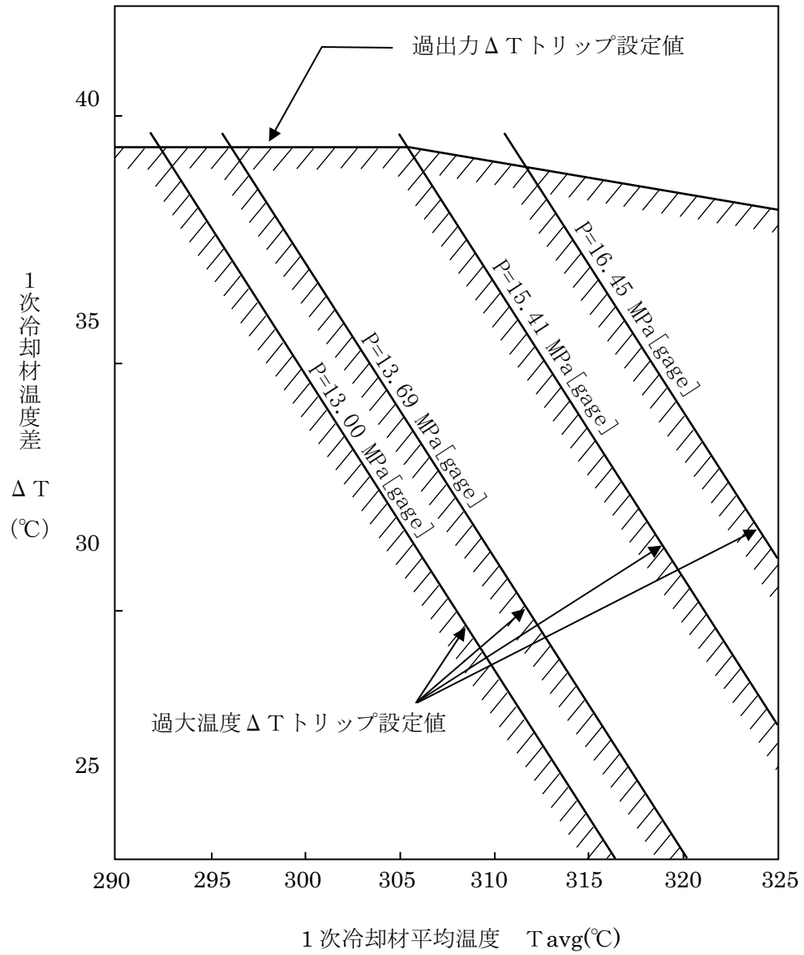 	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
図34－2　1次冷却材可変温度高（過大温度△Tおよび過出力△T）トリップ設定値制限図〔3号炉〕 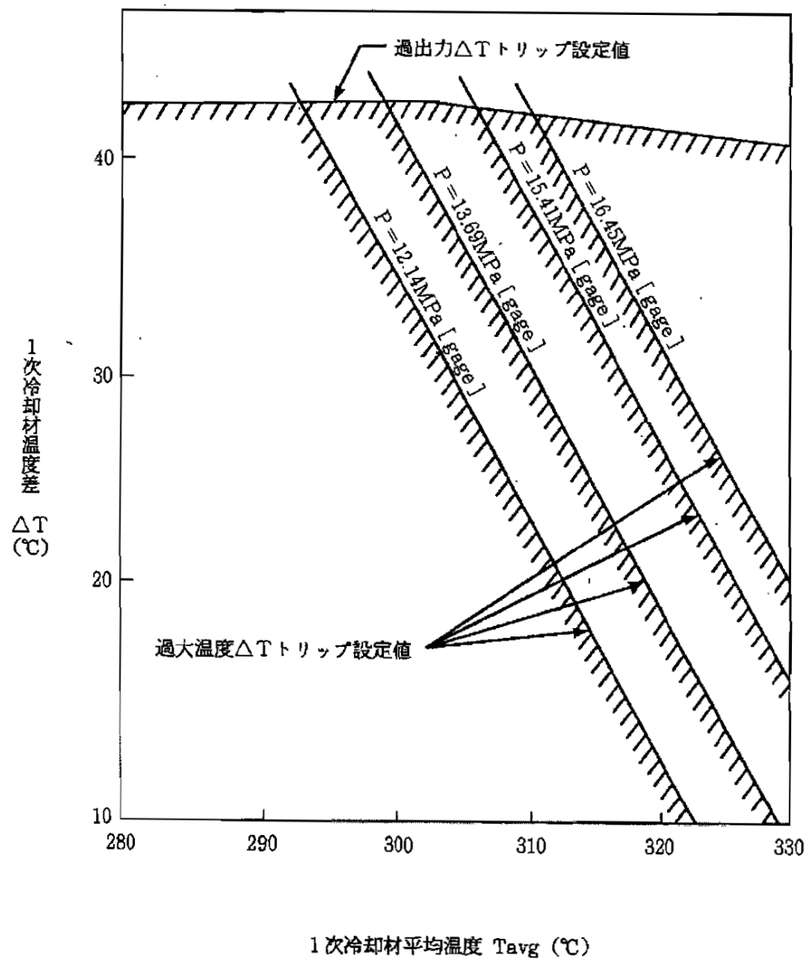 	図34　1次冷却材可変温度高（過大温度△Tおよび過出力△T）トリップ設定値制限図 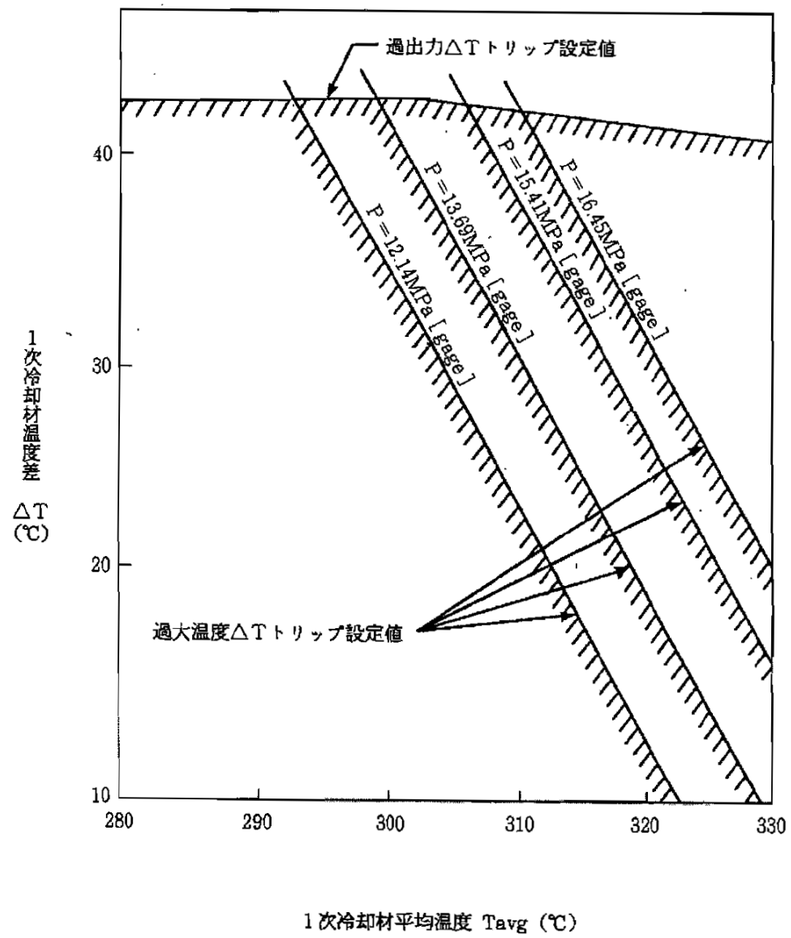 	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（１次冷却材の温度・圧力および１次冷却材温度変化率）

第35条　通常の１次冷却系の加熱・冷却時※1において，１次冷却材温度・圧力および１次冷却材温度変化率※2は，表35－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却材温度・圧力および１次冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，原子炉容器鋼材監視試験片の評価結果等により原子炉容器のＲＴ$_{NDT}$の推移を評価し，その結果にもとづき原子炉容器の非延性破壊防止のための１次冷却材温度・圧力の制限範囲を定め，原子炉主任技術者の確認を得たうえで，所長の承認を得て，発電課長に通知する。

(2)　当直長は，通常の１次冷却系の加熱・冷却時において，１時間に１回，１次冷却材温度・圧力を確認する。

(3)　当直長は，通常の１次冷却系の加熱・冷却時において，１時間に１回，１次冷却材温度変化率を確認する。

３　当直長は，１次冷却材温度・圧力または１次冷却材温度変化率が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表35－３の措置を講じる。

※１：通常の１次冷却系の加熱・冷却時とは，原子炉起動，原子炉停止（異常時を除く。），１次冷却系の耐圧・漏えい検査および安全注入系逆止弁漏えい検査のための昇温，降温操作開始から終了までをいう（以下，本条において同じ）。

※２：１次冷却材温度変化率とは，１時間毎の差分のことをいう（以下，本条において同じ）。

表35－１

項　　目	運転上の制限
１次冷却材温度・圧力	第２項(1)号で定める原子炉容器の非延性破壊防止のための１次冷却材温度・圧力の制限範囲内であること
１次冷却材温度変化率	表35－２で定める制限値内であること※3

※３：瞬時の制限値の逸脱は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表35－２

項　　目		制　限　値	
		２号炉	３号炉
１次冷却材温度変化率	原子炉容器	55℃/h以下	
	加圧器	加熱率：　55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下	

表35－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １次冷却材温度・圧力が制限範囲内にない場合	A.1 当直長は，制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに
B. １次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は，制限値内に回復させる措置を開始する。	速やかに

変更後

（１次冷却材の温度・圧力および１次冷却材温度変化率）

第35条　通常の１次冷却系の加熱・冷却時※1において，１次冷却材温度・圧力および１次冷却材温度変化率※2は，表35－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却材温度・圧力および１次冷却材温度変化率が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，原子炉容器鋼材監視試験片の評価結果等により原子炉容器のＲＴ$_{NDT}$の推移を評価し，その結果にもとづき原子炉容器の非延性破壊防止のための１次冷却材温度・圧力の制限範囲を定め，原子炉主任技術者の確認を得たうえで，所長の承認を得て，発電課長に通知する。

(2)　当直長は，通常の１次冷却系の加熱・冷却時において，１時間に１回，１次冷却材温度・圧力を確認する。

(3)　当直長は，通常の１次冷却系の加熱・冷却時において，１時間に１回，１次冷却材温度変化率を確認する。

３　当直長は，１次冷却材温度・圧力または１次冷却材温度変化率が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表35－３の措置を講じる。

※１：通常の１次冷却系の加熱・冷却時とは，原子炉起動，原子炉停止（異常時を除く。），１次冷却系の耐圧・漏えい検査および安全注入系逆止弁漏えい検査のための昇温，降温操作開始から終了までをいう。（以下，本条において同じ。）

※２：１次冷却材温度変化率とは，１時間毎の差分のことをいう。（以下，本条において同じ。）

表35－１

項　　目	運転上の制限
１次冷却材温度・圧力	第２項(1)号で定める原子炉容器の非延性破壊防止のための１次冷却材温度・圧力の制限範囲内であること
１次冷却材温度変化率	表35－２で定める制限値内であること※3

※３：瞬時の制限値の逸脱は，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表35－２

項　　目		制　限　値
１次冷却材温度変化率	原子炉容器	55℃/h以下
	加圧器	加熱率：　55℃/h以下 冷却率：110℃/h以下

表35－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １次冷却材温度・圧力が制限範囲内にない場合	A.1 当直長は，制限範囲内に回復させる措置を開始する。	速やかに
B. １次冷却材温度変化率が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は，制限値内に回復させる措置を開始する。	速やかに

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（１次冷却系　－モード３－） 第36条　モード３において，１次冷却系は，表36－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1)　当直長は，モード３において，２号炉については，１日に１回，以下の事項を確認する。 (a)　１台の１次冷却材ポンプが運転中であり，それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること (b)　他の１台の１次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり，それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること (2)　当直長は，モード３において，３号炉については，制御棒引抜操作が行える状態※1である場合は，１日に１回，２台以上の１次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また，それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であることを確認する。 (3)　当直長は，モード３において，３号炉については，制御棒引抜操作が行える状態でない場合は，１日に１回，以下の事項を確認する。 (a)　１台の１次冷却材ポンプが運転中であり，それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること (b)　他の１台以上の１次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり，それに対応する蒸気発生器のうち１基以上の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること ３　当直長は，１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表36－２の措置を講じる。 ※１：制御棒引抜操作が行える状態とは，原子炉トリップしゃ断器が投入され，制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう。(以下，本条において同じ。)	（１次冷却系　－モード３－） 第36条　モード３において，１次冷却系は，表36－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1)　当直長は，モード３において，制御棒引抜操作が行える状態※1である場合は，１日に１回，２台以上の１次冷却材ポンプが運転中であることを確認する。また，それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であることを確認する。 (2)　当直長は，モード３において，制御棒引抜操作が行える状態でない場合は，１日に１回，以下の事項を確認する。 (a)　１台の１次冷却材ポンプが運転中であり，それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること (b)　他の１台以上の１次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中であり，それに対応する蒸気発生器のうち１基以上の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること ３　当直長は，１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表36－２の措置を講じる。 ※１：制御棒引抜操作が行える状態とは，原子炉トリップしゃ断器が投入され，制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）による電源が制御棒駆動装置に供給されている状態をいう。（以下，本条において同じ。）	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

表36－１

1．２号炉

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	蒸気発生器による熱除去系２系統が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること

2．３号炉

項　　目	運転上の制限
１次冷却系※2	(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は，蒸気発生器による熱除去系２系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は，蒸気発生器による熱除去系２系統以上が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること

※２：蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は，第84条（表84-８）の運転上の制限も確認する。

表36－２

1．２号炉

条　　件	要求される措置	完了時間
A.蒸気発生器による熱除去系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該熱除去系を動作可能な状態に復旧する。	72時間
B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード４にする。	24時間
C.蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	C.1.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。 または C.1.2 当直長は，制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）のしゃ断器を開く。 および C.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作をすべて中止する。 および C.3 当直長は，蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

変更後

表36－１

項　　目	運転上の制限
１次冷却系※2	(1)制御棒の引抜操作が行える状態である場合は，蒸気発生器による熱除去系２系統以上が運転中であること (2)制御棒の引抜操作が行える状態でない場合は，蒸気発生器による熱除去系２系統以上が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること

※２：蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は，第84条（表84-８）の運転上の制限も確認する。

削除

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

表36－２　つづき

2．３号炉

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 制御棒の引抜操作が行える状態である場合に，運転中の蒸気発生器による熱除去系が１系統である場合	A.1 当直長は，他の蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする。 または A.2 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。 または A.3 当直長は，制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）のしゃ断器を開く。	１時間 １時間 １時間
B. 制御棒の引抜操作が行える状態でない場合に，動作可能な蒸気発生器による熱除去系が１系統である場合	B.1 当直長は，他の蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧する。	72時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード４にする。	24時間
D. 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	D.1.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。 または D.1.2 当直長は，制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）のしゃ断器を開く。 および D.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および D.3 当直長は，蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

変更後

表36－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 制御棒の引抜操作が行える状態である場合に，運転中の蒸気発生器による熱除去系が１系統である場合	A.1 当直長は，他の蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする。 または A.2 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。 または A.3 当直長は，制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）のしゃ断器を開く。	１時間 １時間 １時間
B. 制御棒の引抜操作が行える状態でない場合に，動作可能な蒸気発生器による熱除去系が１系統である場合	B.1 当直長は，他の蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧する。	72時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード４にする。	24時間
D. 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	D.1.1 当直長は，原子炉トリップしゃ断器を開く。 または D.1.2 当直長は，制御棒クラスタ駆動用電源装置（MGセット）のしゃ断器を開く。 および D.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および D.3 当直長は，蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（１次冷却系　－モード４－）
第37条　モード４において，１次冷却系は，表37－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　当直長は，モード４において，１日に１回，余熱除去ポンプまたは１次冷却材ポンプのうち１台が運転中であることを確認するとともに，１次冷却材ポンプが運転中である場合は，それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であることを確認する。
(2)　当直長は，モード４において，１日に１回，前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは１次冷却材ポンプのうち，１台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに，１次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は，それに対応する蒸気発生器のうち１基以上の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であることを確認する。
３　当直長は，１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表37－２の措置を講じる。

表37－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>１次冷却系※1</td><td>余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち，２系統以上が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること</td></tr>
</table>
※１：３号炉の余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は，第84条（表84-４または表84－８）の運転上の制限も確認する。
</td>
<td>
（１次冷却系　－モード４－）
第37条　モード４において，１次冷却系は，表37－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　当直長は，モード４において，１日に１回，余熱除去ポンプまたは１次冷却材ポンプのうち１台が運転中であることを確認するとともに，１次冷却材ポンプが運転中である場合は，それに対応する蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であることを確認する。
(2)　当直長は，モード４において，１日に１回，前号で確認した以外の余熱除去ポンプまたは１次冷却材ポンプのうち，１台以上に電源が供給されているか運転中であることを確認するとともに，１次冷却材ポンプに電源が供給されているか運転中である場合は，それに対応する蒸気発生器のうち１基以上の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であることを確認する。
３　当直長は，１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表37－２の措置を講じる。

表37－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>１次冷却系※1</td><td>余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち，２系統以上が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること</td></tr>
</table>
※１：余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は，第84条（表84-４または表84－８）の運転上の制限も確認する。
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

変更前

表37－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.余熱除去系１系統が動作不能である場合 および 蒸気発生器による熱除去系がすべて動作不能である場合	A.1 当直長は，モード５にする。	20時間
B.余熱除去系がすべて動作不能である場合 および 動作可能な蒸気発生器による熱除去系が１系統である場合	B.1 当直長は，余熱除去系１系統を復旧する措置を開始する。 または B.2 当直長は，他の蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに
C.余熱除去系がすべて運転中でない場合 および 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	C.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および C.2.1 当直長は，余熱除去系１系統を復旧し，運転状態にする措置を開始する。 または C.2.2 当直長は，蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧し，運転状態にする措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

変更後

表37－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.余熱除去系１系統が動作不能である場合 および 蒸気発生器による熱除去系がすべて動作不能である場合	A.1 当直長は，モード５にする。	20時間
B.余熱除去系がすべて動作不能である場合 および 動作可能な蒸気発生器による熱除去系が１系統である場合	B.1 当直長は，余熱除去系１系統を復旧する措置を開始する。 または B.2 当直長は，他の蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに
C.余熱除去系がすべて運転中でない場合 および 蒸気発生器による熱除去系がすべて運転中でない場合	C.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および C.2.1 当直長は，余熱除去系１系統を復旧し，運転状態にする措置を開始する。 または C.2.2 当直長は，蒸気発生器による熱除去系１系統を復旧し，運転状態にする措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

備考

本頁変更なし

変更前

（１次冷却系　－モード５（１次冷却系満水）－）

第38条　モード５（１次冷却系満水）において，１次冷却系は，表38－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード５（１次冷却系満水）において，１日に１回，１台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。

(2)　当直長は，モード５（１次冷却系満水）において，１日に１回，以下のいずれかの事項を確認する。

(a)　前号で確認した以外の余熱除去ポンプ１台に電源が供給されているか運転中であること

(b)　２号炉については１基以上，３号炉については２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること

３　当直長は，１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表38－２の措置を講じる。

表38－１

1. ２号炉

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	(1)余熱除去系１系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか，１基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること※1

2. ３号炉

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	(1)余熱除去系※3１系統が運転中であること※1※2 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか，２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること※1

※１：計画的にモード４に加熱する場合は，蒸気発生器１基以上の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であることを条件に，すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※２：計画的にモード４に加熱するために１次冷却材ポンプを起動する場合は，他の余熱除去ポンプが動作可能であることを条件に，１次冷却材ポンプの起動前から起動後までの１時間に限り，当該余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※３：余熱除去系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。

変更後

（１次冷却系　－モード５（１次冷却系満水）－）

第38条　モード５（１次冷却系満水）において，１次冷却系は，表38－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード５（１次冷却系満水）において，１日に１回，１台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。

(2)　当直長は，モード５（１次冷却系満水）において，１日に１回，以下のいずれかの事項を確認する。

(a)　前号で確認した以外の余熱除去ポンプ１台に電源が供給されているか運転中であること

(b)　２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること

３　当直長は，１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表38－２の措置を講じる。

表38－１

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	(1)余熱除去系※1１系統が運転中であること※2※3 (2)他の余熱除去系が動作可能もしくは運転中であるか，２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること※2

※１：余熱除去系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。

※２：計画的にモード４に加熱する場合は，蒸気発生器１基以上の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であることを条件に，すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※３：計画的にモード４に加熱するために１次冷却材ポンプを起動する場合は，他の余熱除去ポンプが動作可能であることを条件に，１次冷却材ポンプの起動前から起動後までの１時間に限り，当該余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

変更前

表38－２

1．２号炉

条　　件	要求される措置	完了時間
A.余熱除去系１系統が動作不能である場合 および 計器スパンの５％以上の水位（狭域）を有する蒸気発生器がない場合	A.1 当直長は，当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は，１基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに
B.余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃 度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は，余熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに

2．３号炉

条　　件	要求される措置	完了時間
A.余熱除去系１系統が動作不能である場合 および 計器スパンの５％以上の水位（狭域）を有する蒸気発生器が１基以下である場合	A.1 当直長は，当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は，２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに
B.余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は，余熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに

変更後

表38－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.余熱除去系１系統が動作不能である場合 および 計器スパンの５％以上の水位（狭域）を有する蒸気発生器が１基以下である場合	A.1 当直長は，当該余熱除去系を復旧する措置を開始する。 または A.2 当直長は，２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上である状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに
B.余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は，余熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

変更前

（１次冷却系　－モード５（１次冷却系非満水）－）

第39条　モード５（１次冷却系非満水※1）において，１次冷却系は，表39－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード５（１次冷却系非満水）において，１日に１回，１台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。

(2)　当直長は，モード５（１次冷却系非満水）において，１日に１回，残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。

３　当直長は，１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表39－２の措置を講じる。

※１：１次冷却系非満水とは，１次冷却系水抜き開始からモード６となるまで，およびモード５となってから１次冷却系水張り終了までの期間をいう（以下，本条において同じ）。

表39－１

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系※2 ２系統が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること※3※4※5※6

※２：３号炉の余熱除去系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。

※３：１次冷却材ポンプによる１次冷却系空気抜きを行う場合は，２時間に限り，すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※４：ポンプの切替を行う場合は，以下のすべてを満足させることを条件に，15分に限り，すべての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること

(b) １次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと

(c) １次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと

※５：余熱除去ポンプを用いて１次冷却系の真空脱気運転を行っている場合は，余熱除去系への切替操作が可能であることおよび他の１系統が運転中であることを条件に，１系統を隔離することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※６：１次冷却材ポンプのターニングトルクの計測を行う場合は，２時間に限り，すべての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表39－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は，余熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに

変更後

（１次冷却系　－モード５（１次冷却系非満水）－）

第39条　モード５（１次冷却系非満水※1）において，１次冷却系は，表39－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード５（１次冷却系非満水）において，１日に１回，１台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。

(2)　当直長は，モード５（１次冷却系非満水）において，１日に１回，残りの余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。

３　当直長は，１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表39－２の措置を講じる。

※１：１次冷却系非満水とは，１次冷却系水抜き開始からモード６となるまで，およびモード５となってから１次冷却系水張り終了までの期間をいう。（以下，本条において同じ。）

表39－１

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系※2 ２系統が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること※3※4※5※6

※２：余熱除去系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。

※３：１次冷却材ポンプによる１次冷却系空気抜きを行う場合は，２時間に限り，すべての余熱除去系を隔離することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※４：ポンプの切替を行う場合は，以下のすべてを満足させることを条件に，15分に限り，すべての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

(a) 炉心出口温度が飽和温度より5.6℃以上下回るように維持されていること

(b) １次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと

(c) １次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと

※５：余熱除去ポンプを用いて１次冷却系の真空脱気運転を行っている場合は，余熱除去系への切替操作が可能であることおよび他の１系統が運転中であることを条件に，１系統を隔離することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

※６：１次冷却材ポンプのターニングトルクの計測を行う場合は，２時間に限り，すべての余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表39－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 余熱除去系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を復旧する措置を開始する。	速やかに
B. 余熱除去系がすべて運転中でない場合	B.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は，余熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（１次冷却系　－モード６（キャビティ高水位）－）

第40条　モード６（キャビティ高水位※1）において，１次冷却系は，表40－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード６（キャビティ高水位）において，１日に１回，１台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。

(2)　当直長は，モード６（キャビティ高水位）において，１日に１回，１次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。

３　当直長は，１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表40－２の措置を講じる。

※１：キャビティ高水位とは，原子炉キャビティ水位が２号炉についてはEL 31.8m以上，３号炉についてはEL 31.7 m以上である場合をいう。(以下，本条において同じ。)

表40－１

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	(1)余熱除去系※2 １系統以上が運転中であること※3 (2)１次冷却材温度が65℃以下であること

※２：３号炉の余熱除去系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。

※３：１次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に，８時間あたり１時間に限り，余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

変更後

（１次冷却系　－モード６（キャビティ高水位）－）

第40条　モード６（キャビティ高水位※1）において，１次冷却系は，表40－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード６（キャビティ高水位）において，１日に１回，１台以上の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。

(2)　当直長は，モード６（キャビティ高水位）において，１日に１回，１次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。

３　当直長は，１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表40－２の措置を講じる。

※１：キャビティ高水位とは，原子炉キャビティ水位がEL 31.7 m以上である場合をいう。（以下，本条において同じ。）

表40－１

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	(1)余熱除去系※2 １系統以上が運転中であること※3 (2)１次冷却材温度が65℃以下であること

※２：余熱除去系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。

※３：１次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に，８時間あたり１時間に限り，余熱除去ポンプを停止することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

変更前	変更後	備考
表40－２ （下表）	表40－２ （下表）	本頁変更なし

変更前

表40－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.余熱除去系がすべて運転中でない場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は，炉心への照射済燃料およびウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の移動を中止する※4。 および A.3 当直長は，余熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
B.１次冷却材温度が65℃を超えた場合	B.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は，炉心への照射済燃料およびウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の移動を中止する。 および B.3 当直長は，１次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 および B.4 当直長は，原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部をすべて閉止する。	速やかに 速やかに 速やかに ４時間

※４：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。（以下，本条において同じ。）

変更後

表40－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.余熱除去系がすべて運転中でない場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.2 当直長は，炉心への照射済燃料およびウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の移動を中止する※4。 および A.3 当直長は，余熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに
B.１次冷却材温度が65℃を超えた場合	B.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および B.2 当直長は，炉心への照射済燃料およびウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料の移動を中止する。 および B.3 当直長は，１次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。 および B.4 当直長は，原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部をすべて閉止する。	速やかに 速やかに 速やかに ４時間

※４：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。（以下，本条において同じ。）

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（１次冷却系　－モード６（キャビティ低水位）－）
第41条　モード６（キャビティ低水位※1）において，１次冷却系は，表41－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　当直長は，モード６（キャビティ低水位）において，１日に１回，１台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。
(2)　当直長は，モード６（キャビティ低水位）において，１日に１回，残りの１台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。
(3)　当直長は，モード６（キャビティ低水位）において，１日に１回，１次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。
３　当直長は，１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表41－２の措置を講じる。

※１：キャビティ低水位とは，原子炉キャビティ水位が２号炉においてはEL 31.8m未満，３号炉においてはEL 31.7m未満である場合をいう。(以下，本条において同じ。)

表41－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>１次冷却系</td><td>(1)余熱除去系※2 ２系統が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること※3
(2)１次冷却材温度が65℃以下であること</td></tr>
</table>
※２：３号炉の余熱除去系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。
※３：キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は，余熱除去系への切替操作が可能であること，および他の１系統が運転中であることを条件に，１系統を隔離することができる。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。
</td>
<td>
（１次冷却系　－モード６（キャビティ低水位）－）
第41条　モード６（キャビティ低水位※1）において，１次冷却系は，表41－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　１次冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　当直長は，モード６（キャビティ低水位）において，１日に１回，１台の余熱除去ポンプが運転中であることを確認する。
(2)　当直長は，モード６（キャビティ低水位）において，１日に１回，残りの１台の余熱除去ポンプに電源が供給されているか運転中であることを確認する。
(3)　当直長は，モード６（キャビティ低水位）において，１日に１回，１次冷却材温度が65℃以下であることを確認する。
３　当直長は，１次冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表41－２の措置を講じる。

※１：キャビティ低水位とは，原子炉キャビティ水位がEL 31.7m未満である場合をいう。（以下，本条において同じ。）

表41－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>１次冷却系</td><td>(1)余熱除去系※2 ２系統が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること※3
(2)１次冷却材温度が65℃以下であること</td></tr>
</table>
※２：余熱除去系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。
※３：キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は，余熱除去系への切替操作が可能であること，および他の１系統が運転中であることを条件に，１系統を隔離することができる。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
表41－２
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A.余熱除去系１系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，当該系統を復旧する措置を開始する。
または
A.2 当直長は，原子炉キャビティ水位を高水位にする措置を開始する。</td><td>速やかに

速やかに</td></tr>
<tr><td>B.余熱除去系がすべて運転中でない場合</td><td>B.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。
および
B.2 当直長は，余熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする措置を開始する。</td><td>速やかに

速やかに</td></tr>
<tr><td>C.１次冷却材温度が65℃を超えた場合</td><td>C.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。
および
C.2 当直長は，１次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。
および
C.3 当直長は，原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部をすべて閉止する。</td><td>速やかに

速やかに

４時間</td></tr>
</table>
</td>
<td>
表41－２
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A.余熱除去系１系統が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，当該系統を復旧する措置を開始する。
または
A.2 当直長は，原子炉キャビティ水位を高水位にする措置を開始する。</td><td>速やかに

速やかに</td></tr>
<tr><td>B.余熱除去系がすべて運転中でない場合</td><td>B.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。
および
B.2 当直長は，余熱除去系１系統を復旧し，運転状態とする措置を開始する。</td><td>速やかに

速やかに</td></tr>
<tr><td>C.１次冷却材温度が65℃を超えた場合</td><td>C.1 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。
および
C.2 当直長は，１次冷却材温度を65℃以下に回復させる措置を開始する。
および
C.3 当直長は，原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部をすべて閉止する。</td><td>速やかに

速やかに

４時間</td></tr>
</table>
</td>
<td>本頁変更なし</td>
</tr>
</table>

変更前

（加圧器）

第42条　モード１，２および３において，加圧器は，表42－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２および３において，12時間に１回，加圧器の水位を確認する。

(2)　当直長は，モード１，２および３において，１週間に１回，加圧器ヒータ２系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。

３　当直長は，加圧器が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表42－２の措置を講じる。

表42－１

項　　目	運転上の制限
加　圧　器	(1)加圧器の水位が所定の水位※1以下であること (2)所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ２系統が動作可能であること

※１：所定の水位とは，２号炉においては計器スパンの92%，３号炉においては計器スパンの94%をいう。（以下，本条において同じ）

表42－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.加圧器水位が所定の水位を超えた場合	A.1 当直長は，モード３にし，原子炉トリップしゃ断器を開く。 および A.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間
B.所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ１系統が動作不能である場合	B.1 当直長は，当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	72時間
C.条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間

変更後

（加圧器）

第42条　モード１，２および３において，加圧器は，表42－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　加圧器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２および３において，12時間に１回，加圧器の水位を確認する。

(2)　当直長は，モード１，２および３において，１週間に１回，加圧器ヒータ２系統が所内非常用母線から受電していることを確認する。

３　当直長は，加圧器が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表42－２の措置を講じる。

表42－１

項　　目	運転上の制限
加　圧　器	(1)加圧器の水位が所定の水位※1以下であること (2)所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ２系統が動作可能であること

※１：所定の水位とは，計器スパンの94%をいう。（以下，本条において同じ。）

表42－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.加圧器水位が所定の水位を超えた場合	A.1 当直長は，モード３にし，原子炉トリップしゃ断器を開く。 および A.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間
B.所内非常用母線から受電している加圧器ヒータ１系統が動作不能である場合	B.1 当直長は，当該加圧器ヒータを動作可能な状態に復旧する。	72時間
C.条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（加圧器安全弁）

第43条　モード１，２，３および４（１次冷却材温度が130℃を超える）において，加圧器安全弁は，表43－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，加圧器安全弁の吹出し圧力が表43－２で定める設定値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

３　当直長は，加圧器安全弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表43－３の措置を講じる。

表43－１

項　　目	運転上の制限
加圧器安全弁※1	すべてが動作可能であること

※１：３号炉の加圧器安全弁は，重大事故等対処設備を兼ねる。

表43－２

項　　目	設定値	
	２号炉	３号炉
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下	

表43－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.加圧器安全弁１個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は，モード３にする。 および A.2 当直長は，モード４にし，１次冷却材温度を130℃以下にする。	12時間 36時間

変更後

（加圧器安全弁）

第43条　モード１，２，３および４（１次冷却材温度が130℃を超える）において，加圧器安全弁は，表43－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，加圧器安全弁の吹出し圧力が表43－２で定める設定値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

３　当直長は，加圧器安全弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表43－３の措置を講じる。

表43－１

項　　目	運転上の制限
加圧器安全弁※1	すべてが動作可能であること

※１：加圧器安全弁は，重大事故等対処設備を兼ねる。

表43－２

項　　目	設定値
加圧器安全弁吹出し圧力	17.16MPa[gage]以下

表43－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.加圧器安全弁１個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は，モード３にする。 および A.2 当直長は，モード４にし，１次冷却材温度を130℃以下にする。	12時間 36時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（加圧器逃がし弁）

第44条　モード１，２および３において，加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁は，表44－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　計装計画課長は，定期検査時に，加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止り圧力が表44－２で定める設定値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

(2)　計装計画課長は，定期検査時に，加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し，その結果を発電課長に通知する。

(3)　機械計画第一課長は，定期検査時に，加圧器逃がし元弁が全開および全閉することを確認し，その結果を発電課長に通知する。

３　当直長は，加圧器逃がし弁または加圧器逃がし元弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表44－３の措置を講じる。

表44－１

項　　目	運転上の制限
加圧器逃がし弁※1 および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること

※１：３号炉の加圧器逃がし弁が動作不能時は，第84条（表84－３）の運転上の制限も確認する。

表44－２

項　　目		設　定　値	
		２号炉	３号炉
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下	
	吹止り圧力	15.91MPa[gage]以上	15.97MPa[gage]以上

変更後

（加圧器逃がし弁）

第44条　モード１，２および３において，加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁は，表44－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　加圧器逃がし弁および加圧器逃がし元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　計装計画課長は，定期検査時に，加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止り圧力が表44－２で定める設定値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

(2)　計装計画課長は，定期検査時に，加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し，その結果を発電課長に通知する。

(3)　機械計画第一課長は，定期検査時に，加圧器逃がし元弁が全開および全閉することを確認し，その結果を発電課長に通知する。

３　当直長は，加圧器逃がし弁または加圧器逃がし元弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表44－３の措置を講じる。

表44－１

項　　目	運転上の制限
加圧器逃がし弁※1 および加圧器逃がし元弁	すべてが動作可能であること

※１：加圧器逃がし弁が動作不能時は，第84条（表84－３）の運転上の制限も確認する。

表44－２

項　　目		設　定　値
加圧器逃がし弁	吹出し圧力	16.10MPa[gage]以下
	吹止り圧力	15.97MPa[gage]以上

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

表44－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.加圧器逃がし弁１台の自動制御ができないが，手動での全開および全閉操作は可能である場合※2	A.1 当直長は，当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし元弁を閉止する。	１時間
B.加圧器逃がし弁１台が，手動でも全開または全閉操作ができない場合	B.1 当直長は，当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし元弁を閉止する。 および B.2 当直長は，当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能な状態に復旧する。	１時間 72時間
C.加圧器逃がし元弁１台の全閉操作ができない場合	C.1 当直長は，当該加圧器逃がし元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。 および C.2 当直長は，当該加圧器逃がし元弁を動作可能な状態に復旧する。	１時間 72時間
D.条件Ａ，ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード３にする。 および D.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間

※２：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。

変更後

表44－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.加圧器逃がし弁１台の自動制御ができないが，手動での全開および全閉操作は可能である場合※2	A.1 当直長は，当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし元弁を閉止する。	１時間
B.加圧器逃がし弁１台が，手動でも全開または全閉操作ができない場合	B.1 当直長は，当該加圧器逃がし弁のあるラインの加圧器逃がし元弁を閉止する。 および B.2 当直長は，当該加圧器逃がし弁を手動での全開および全閉操作が可能な状態に復旧する。	１時間 72時間
C.加圧器逃がし元弁１台の全閉操作ができない場合	C.1 当直長は，当該加圧器逃がし元弁のあるラインの加圧器逃がし弁を開弁できないようにする。 および C.2 当直長は，当該加圧器逃がし元弁を動作可能な状態に復旧する。	１時間 72時間
D.条件Ａ，ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード３にする。 および D.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間

※２：加圧器逃がし弁毎に個別の条件が適用される。

備考

本頁変更なし

変更前

（蒸気発生器細管漏えい監視）

第47条　モード１，２，３および４において，蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は，表47－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　計装計画課長は，定期検査時に，復水器ガスモニタ※1，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い，その結果を発電課長に通知する。

(2)　機械計画第一課長は，定期検査時に，渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し，その結果を発電課長に通知する。

(3)　放射線・化学管理課長は，モード１，２，３および４において，１ヶ月に１回，２次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。

(4)　当直長は，モード１および２において，１日に１回，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタ，高感度型主蒸気管モニタのうち２種類以上※2のモニタにより，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。

(5)　当直長は，モード３および４において，１日に１回，蒸気発生器ブローダウン水モニタにより，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお，プラント状態により監視できない場合または蒸気発生器ブローダウン水モニタ洗浄中は，放射線・化学管理課長が，１日に１回，２次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し，その結果を当直長に通知することをもって，蒸気発生器ブローダウン水モニタによる確認に代えることができる。

(6)　当直長は，モード１，２，３および４において，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は，放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は，その後の８時間以内に２次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し，その結果を当直長に通知する。

３　当直長は，蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，第２項(6)号で定める確認の結果を待つことなく，表47－２の措置を講じるとともに，２次系試料採取測定を実施する必要がある場合は放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は同表の措置を講じる。放射線・化学管理課長は，蒸気発生器細管が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合※3，当直長に通知する。通知をうけた当直長は同表の措置を講じる。

※１：２号炉については復水器空気抽出器ガスモニタ，３号炉については復水器排気ガスモニタをいう。（以下，本条において同じ。）

※２：高感度型主蒸気管モニタについては，２号炉については２つの主蒸気管モニタ，３号炉においては３つの主蒸気管モニタで１種類とみなす。（以下，本条において同じ。）

※３：第２項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は，蒸気発生器細管が第１項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。

表47－１

項　　目	運転上の制限
蒸気発生器細管	漏えいがないこと
蒸気発生器細管漏えい監視装置	(1)モード１および２において，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち，２種類以上が動作可能であること (2)モード３および４において，蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作可能であること※4

※４：プラント状態により監視できない場合または洗浄中は除く。

変更後

（蒸気発生器細管漏えい監視）

第47条　モード１，２，３および４において，蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は，表47－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　計装計画課長は，定期検査時に，復水器排気ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い，その結果を発電課長に通知する。

(2)　機械計画第一課長は，定期検査時に，渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し，その結果を発電課長に通知する。

(3)　放射線・化学管理課長は，モード１，２，３および４において，１ヶ月に１回，２次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。

(4)　当直長は，モード１および２において，１日に１回，復水器排気ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタ，高感度型主蒸気管モニタのうち２種類以上※1のモニタにより，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。

(5)　当直長は，モード３および４において，１日に１回，蒸気発生器ブローダウン水モニタにより，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。なお，プラント状態により監視できない場合または蒸気発生器ブローダウン水モニタ洗浄中は，放射線・化学管理課長が，１日に１回，２次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し，その結果を当直長に通知することをもって，蒸気発生器ブローダウン水モニタによる確認に代えることができる。

(6)　当直長は，モード１，２，３および４において，復水器排気ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタまたは高感度型主蒸気管モニタの指示値に有意な上昇が認められた場合は，放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は，その後の８時間以内に２次系試料採取測定により蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認し，その結果を当直長に通知する。

３　当直長は，蒸気発生器細管または蒸気発生器細管漏えい監視装置が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，第２項(6)号で定める確認の結果を待つことなく，表47－２の措置を講じるとともに，２次系試料採取測定を実施する必要がある場合は放射線・化学管理課長に通知する。通知をうけた放射線・化学管理課長は同表の措置を講じる。放射線・化学管理課長は，蒸気発生器細管が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合※2，当直長に通知する。通知をうけた当直長は同表の措置を講じる。

※１：高感度型主蒸気管モニタについては，３つの主蒸気管モニタで１種類とみなす。（以下，本条において同じ。）

※２：第２項(6)号で定める確認が実施できなかった場合は，蒸気発生器細管が第１項で定める運転上の制限を満足していないとみなす。

表47－１

項　　目	運転上の制限
蒸気発生器細管	漏えいがないこと
蒸気発生器細管漏えい監視装置	(1)モード１および２において，復水器排気ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち，２種類以上が動作可能であること (2)モード３および４において，蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作可能であること※3

※３：プラント状態により監視できない場合または洗浄中は除く。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>表47－２
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A. モード１および２において，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち，いずれか２種類が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，動作不能なモニタのうち，いずれか１種類を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。
および
A.2 当直長は，残りの動作可能なモニタで，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。
および
A.3 放射線・化学管理課長は，２次系試料採取測定により，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</td><td>速やかに
１時間
その後の１日に１回
24時間
その後の１日に１回</td></tr>
<tr><td>B. モード１および２において，復水器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのすべてが動作不能である場合</td><td>B.1 当直長は，いずれか１種類のモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。
および
B.2 放射線・化学管理課長は，２次系試料採取測定により，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</td><td>速やかに
８時間
その後の８時間に１回</td></tr>
<tr><td>C. モード３および４において，蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作不能である場合</td><td>C.1 当直長は，蒸気発生器ブローダウン水モニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。
および
C.2 放射線・化学管理課長は，２次系試料採取測定により，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</td><td>速やかに
８時間
その後の８時間に１回</td></tr>
<tr><td>D. 蒸気発生器細管に漏えいが発生したと判断した場合
または
条件Ａ，ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>D.1 当直長は，モード３にする。
および
D.2 当直長は，モード５にする。</td><td>12時間
56時間</td></tr>
</table></td>
<td>表47－２
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A. モード１および２において，復水器排気ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのうち，いずれか２種類が動作不能である場合</td><td>A.1 当直長は，動作不能なモニタのうち，いずれか１種類を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。
および
A.2 当直長は，残りの動作可能なモニタで，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。
および
A.3 放射線・化学管理課長は，２次系試料採取測定により，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</td><td>速やかに
１時間
その後の１日に１回
24時間
その後の１日に１回</td></tr>
<tr><td>B. モード１および２において，復水器排気ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタのすべてが動作不能である場合</td><td>B.1 当直長は，いずれか１種類のモニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。
および
B.2 放射線・化学管理課長は，２次系試料採取測定により，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</td><td>速やかに
８時間
その後の８時間に１回</td></tr>
<tr><td>C. モード３および４において，蒸気発生器ブローダウン水モニタが動作不能である場合</td><td>C.1 当直長は，蒸気発生器ブローダウン水モニタを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。
および
C.2 放射線・化学管理課長は，２次系試料採取測定により，蒸気発生器細管に漏えいがないことを確認する。</td><td>速やかに
８時間
その後の８時間に１回</td></tr>
<tr><td>D. 蒸気発生器細管に漏えいが発生したと判断した場合
または
条件Ａ，ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>D.1 当直長は，モード３にする。
および
D.2 当直長は，モード５にする。</td><td>12時間
56時間</td></tr>
</table></td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）</td></tr>
</table>

変更前

（１次冷却材中のよう素131濃度）

第49条　モード１，２および３（１次冷却材温度が260 ℃以上）において，１次冷却材中のよう素131濃度は，表49－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　安全技術課長は，モード１，２および３（１次冷却材温度が260 ℃以上）において，１週間に１回，１次冷却材中のよう素131濃度を確認する。

３　安全技術課長は，１次冷却材中のよう素131濃度が，第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。通知をうけた当直長は，表49－２の措置を講じる。

表49－１

1. ２号炉

項　　目	運転上の制限
１次冷却材中のよう素131濃度	5.1×10^4Bq/cm^3以下であること

2. ３号炉

項　　目	運転上の制限
１次冷却材中のよう素131濃度	3.2×10^4Bq/cm^3以下であること

表49－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にし，１次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間

変更後

（１次冷却材中のよう素131濃度）

第49条　モード１，２および３（１次冷却材温度が260 ℃以上）において，１次冷却材中のよう素131濃度は，表49－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却材中のよう素131濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　安全技術課長は，モード１，２および３（１次冷却材温度が260 ℃以上）において，１週間に１回，１次冷却材中のよう素131濃度を確認する。

３　安全技術課長は，１次冷却材中のよう素131濃度が，第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。通知をうけた当直長は，表49－２の措置を講じる。

表49－１

項　　目	運転上の制限
１次冷却材中のよう素131濃度	3.2×10^4Bq/cm^3以下であること

表49－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １次冷却材中のよう素131の濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，１次冷却材中のよう素131濃度の運転上の制限を満足させる。	48時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にし，１次冷却材温度を260℃未満にする。	12時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（蓄圧タンク）

第50条　モード１，２および３（１次冷却系圧力が6.89MPa［gage］を超える場合）※1において，蓄圧タンクは，表50－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２および３（１次冷却系圧力が6.89MPa［gage］を超える場合）において，蓄圧タンクのほう酸水量および圧力を表50－２で定める頻度で確認する。

なお，燃料取替用水タンクからの補給または１次冷却系の加熱以外の理由により，蓄圧タンク水位計で３cm以上の水位増加が確認された場合は，６時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。

(2)　発電課長は，モード１，２および３（１次冷却系圧力が6.89MPa［gage］を超える場合）において，蓄圧タンクのほう素の濃度を表50－２で定める頻度で確認する。

(3)　当直長は，モード１，２および３（１次冷却系圧力が6.89MPa［gage］を超える場合）において，１日に１回，蓄圧タンクのすべての出口隔離弁が全開であることを確認する。

３　発電課長は，蓄圧タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。当直長は，蓄圧タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合，または蓄圧タンクがほう素濃度以外の理由により第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表50－３の措置を講じる。

※１：原子炉起動時のモード３（１次冷却系圧力が6.89MPa［gage］を超えた時点）から，すべての出口隔離弁が全開となるまでの間は除く（以下，本条において同じ）。

表50－１

項　　目	運転上の制限
蓄圧タンク※2	(1)ほう素濃度，ほう酸水量および圧力が表50－２で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること

※２：３号炉の蓄圧タンクは，重大事故等対処設備を兼ねる。

表50－２

項　　目	制　限　値		確認頻度
	２号炉	３号炉	
ほう素濃度	3,000ppm以上	4,400ppm以上	３ヶ月に１回
ほう酸水量（有効水量）	35.4m^{3}以上	29.0m^{3}以上	１日に１回
圧　　力	5.07MPa［gage］以上	4.04MPa［gage］以上	１日に１回

変更後

（蓄圧タンク）

第50条　モード１，２および３（１次冷却系圧力が6.89MPa［gage］を超える場合）※1において，蓄圧タンクは，表50－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　蓄圧タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２および３（１次冷却系圧力が6.89MPa［gage］を超える場合）において，蓄圧タンクのほう酸水量および圧力を表50－２で定める頻度で確認する。

なお，燃料取替用水タンクからの補給または１次冷却系の加熱以外の理由により，蓄圧タンク水位計で３cm以上の水位増加が確認された場合は，６時間以内に当該タンクのほう素濃度を確認する。

(2)　発電課長は，モード１，２および３（１次冷却系圧力が6.89MPa［gage］を超える場合）において，蓄圧タンクのほう素の濃度を表50－２で定める頻度で確認する。

(3)　当直長は，モード１，２および３（１次冷却系圧力が6.89MPa［gage］を超える場合）において，１日に１回，蓄圧タンクのすべての出口隔離弁が全開であることを確認する。

３　発電課長は，蓄圧タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。当直長は，蓄圧タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合，または蓄圧タンクがほう素濃度以外の理由により第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表50－３の措置を講じる。

※１：原子炉起動時のモード３（１次冷却系圧力が6.89MPa［gage］を超えた時点）から，すべての出口隔離弁が全開となるまでの間は除く（以下，本条において同じ）。

表50－１

項　　目	運転上の制限
蓄圧タンク※2	(1)ほう素濃度，ほう酸水量および圧力が表50－２で定める制限値内にあること (2)出口隔離弁が全開であること

※２：蓄圧タンクは，重大事故等対処設備を兼ねる。

表50－２

項　　目	制　限　値	確認頻度
ほう素濃度	4,400ppm以上	３ヶ月に１回
ほう酸水量（有効水量）	29.0m^{3}以上	１日に１回
圧　　力	4.04MPa［gage］以上	１日に１回

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
表50－３ （下記参照）	表50－３ （下記参照）	本頁変更なし

変更前

表50－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 蓄圧タンク１基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は，当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間
B. 蓄圧タンク１基が条件Ａ以外の理由により，運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直長は，当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	１時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，１次冷却系圧力を6.89MPa[gage]以下に下げる。	12時間 18時間
D. 蓄圧タンク２基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直長は，モード３にする。 および D.2 当直長は，モード４にする。 および D.3 当直長は，モード５にする。	12時間 36時間 56時間

変更後

表50－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 蓄圧タンク１基のほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は，当該蓄圧タンクのほう素濃度を制限値内に回復させる。	72時間
B. 蓄圧タンク１基が条件Ａ以外の理由により，運転上の制限を満足していない場合	B.1 当直長は，当該蓄圧タンクの運転上の制限を満足させる。	１時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，１次冷却系圧力を6.89MPa[gage]以下に下げる。	12時間 18時間
D. 蓄圧タンク２基以上が運転上の制限を満足していない場合	D.1 当直長は，モード３にする。 および D.2 当直長は，モード４にする。 および D.3 当直長は，モード５にする。	12時間 36時間 56時間

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（非常用炉心冷却系　－モード１，２および３－）
第51条　モード１，２および３において，非常用炉心冷却系は，表51－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　発電課長は，定期検査時に，２号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および余熱除去ポンプについては表51－２に定める事項を確認する。
(2)　発電課長は，定期検査時に，３号炉の高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表51－２に定める事項を確認する。
(3)　発電課長は，定期検査時に，高圧注入系および低圧注入系の自動作動弁が，模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。
(4)　発電課長は，定期検査時に，高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが，模擬信号により起動することを確認する。
(5)　発電課長は，定期検査時に，施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。
(6)　機械計画第一課長は，定期検査時に，原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し，その結果を発電課長に通知する。
(7)　機械計画第一課長は，定期検査時に，３号炉の余熱除去ポンプ入口弁が，閉止可能であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。
(8)　当直長は，モード１，２および３において，１ヶ月に１回，２台の高圧注入ポンプおよび２台の余熱除去ポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。また，動作可能であることを確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。
３　当直長は，非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表51－３の措置を講じる。

表51－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>非常用炉心冷却系※1※2</td><td>(1)高圧注入系の２系統が動作可能であること※3※4
(2)低圧注入系の２系統が動作可能であること※3</td></tr>
</table>
※１：３号炉の高圧注入系が動作不能時は，第84条（表84－３および表84－４）の運転上の制限も確認する。
※２：３号炉の低圧注入系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。
※３：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合，２時間に限り，運転上の制限を適用しない。
※４：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は，高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に，動作不能とはみなさない。
</td>
<td>
（非常用炉心冷却系　－モード１，２および３－）
第51条　モード１，２および３において，非常用炉心冷却系は，表51－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　発電課長は，定期検査時に，高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表51－２に定める事項を確認する。
(2)　発電課長は，定期検査時に，高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが，模擬信号により起動することを確認する。
(3)　発電課長は，定期検査時に，施錠等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。
(4)　機械計画第一課長は，定期検査時に，原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し，その結果を発電課長に通知する。
(5)　機械計画第一課長は，定期検査時に，余熱除去ポンプ入口弁が，閉止可能であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。
(6)　当直長は，モード１，２および３において，１ヶ月に１回，２台の高圧注入ポンプおよび２台の余熱除去ポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。また，動作可能であることを確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。
３　当直長は，非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表51－３の措置を講じる。

表51－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>非常用炉心冷却系※1※2</td><td>(1)高圧注入系の２系統が動作可能であること※3※4
(2)低圧注入系の２系統が動作可能であること※3</td></tr>
</table>
※１：高圧注入系が動作不能時は，第84条（表84－３および表84－４）の運転上の制限も確認する。

※２：低圧注入系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。
※３：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合，２時間に限り，運転上の制限を適用しない。
※４：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りを行う場合は，高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に，動作不能とはみなさない。
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

変更前

表51－２

1．２号炉

項　　目	確認事項
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が86m以上，容量が454m^3/h以上であることを確認する。

2．３号炉

項　　目	確認事項
高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上，容量が280m^3/h以上であることを確認する。
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上，容量が681m^3/h以上であることを確認する。

表51－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.高圧注入系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B.低圧注入系１系統が動作不能である場合	B.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
C.条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間

変更後

表51－２

項　　目	確認事項
高圧注入ポンプ	テストラインにおける揚程が950m以上，容量が280m^3/h以上であることを確認する。
余熱除去ポンプ	テストラインにおける揚程が82.4m以上，容量が681m^3/h以上であることを確認する。

表51－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.高圧注入系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B.低圧注入系１系統が動作不能である場合	B.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
C.条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（非常用炉心冷却系　－モード４－）

第52条　モード４において，非常用炉心冷却系は，表52－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード４において，１ヶ月に１回，１台以上の高圧注入ポンプまたは充てんポンプ，および１台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。

３　当直長は，非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表52－２の措置を講じる。

表52－１

項　　目	運転上の制限
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1)高圧注入系または充てん系１系統以上が動作可能であること※4 (2)低圧注入系１系統以上が動作可能であること※4※5

※１：３号炉の高圧注入系が動作不能時は，第84条（表84－３および表84－４）の運転上の制限も確認する。

※２：３号炉の充てん系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。

※３：３号炉の低圧注入系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。

※４：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合，２時間に限り，運転上の制限を適用しない。

※５：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は，低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に，動作不能とはみなさない。

表52－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.低圧注入系のすべてが動作不能である場合	A.1 当直長は，低圧注入系１系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに
B.高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合	B.1 当直長は，高圧注入系または充てん系の１系統を動作可能な状態に復旧する。	１時間
C.条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード５にする。	20時間

変更後

（非常用炉心冷却系　－モード４－）

第52条　モード４において，非常用炉心冷却系は，表52－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード４において，１ヶ月に１回，１台以上の高圧注入ポンプまたは充てんポンプ，および１台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。

３　当直長は，非常用炉心冷却系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表52－２の措置を講じる。

表52－１

項　　目	運転上の制限
非常用炉心冷却系※1※2※3	(1)高圧注入系または充てん系１系統以上が動作可能であること※4 (2)低圧注入系１系統以上が動作可能であること※4※5

※１：高圧注入系が動作不能時は，第84条（表84－３および表84－４）の運転上の制限も確認する。

※２：充てん系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。

※３：低圧注入系が動作不能時は，第84条（表84－４）の運転上の制限も確認する。

※４：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合，２時間に限り，運転上の制限を適用しない。

※５：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は，低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に，動作不能とはみなさない。

表52－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.低圧注入系のすべてが動作不能である場合	A.1 当直長は，低圧注入系１系統を動作可能な状態に復旧するための措置を開始する。	速やかに
B.高圧注入系および充てん系のすべてが動作不能である場合	B.1 当直長は，高圧注入系または充てん系の１系統を動作可能な状態に復旧する。	１時間
C.条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード５にする。	20時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（燃料取替用水タンク）

第53条　モード１，２，３および４において，燃料取替用水タンクは，表53－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　燃料取替用水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２，３および４において，燃料取替用水タンクのほう酸水量を表53－２で定める頻度で確認する。

(2)　発電課長は，モード１，２，３および４において，燃料取替用水タンクのほう素濃度を表53－２で定める頻度で確認する。

３　発電課長は，燃料取替用水タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。当直長は，燃料取替用水タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合，または燃料取替用水タンクのほう酸水量が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表53－３の措置を講じる。

表53－１

項　　目	運転上の制限
燃料取替用水タンク※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表53－２で定める制限値内にあること

※１：３号炉の燃料取替用水タンク（ほう酸水量）が運転上の制限を逸脱した場合は，第84条（表84－14）の運転上の制限も確認する。

表53－２

項　　目	制　限　値		確認頻度
	２号炉	３号炉	
ほう素濃度	3,000ppm以上	4,400ppm以上	１ヶ月に１回
ほう酸水量（有効水量）	1,050m^{3}以上	1,700m^{3}以上	１週間に１回

表53－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は，ほう素濃度を制限値内に回復させる。	８時間
B.燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は，ほう酸水量を制限値内に回復させる。	１時間
C.条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長はモード３にする。 および C.2 当直長はモード５にする。	12時間 56時間

変更後

（燃料取替用水タンク）

第53条　モード１，２，３および４において，燃料取替用水タンクは，表53－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　燃料取替用水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２，３および４において，燃料取替用水タンクのほう酸水量を表53－２で定める頻度で確認する。

(2)　発電課長は，モード１，２，３および４において，燃料取替用水タンクのほう素濃度を表53－２で定める頻度で確認する。

３　発電課長は，燃料取替用水タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。当直長は，燃料取替用水タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合，または燃料取替用水タンクのほう酸水量が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表53－３の措置を講じる。

表53－１

項　　目	運転上の制限
燃料取替用水タンク※1	ほう素濃度およびほう酸水量が表53－２で定める制限値内にあること

※１：燃料取替用水タンク（ほう酸水量）が運転上の制限を逸脱した場合は，第84条（表84－14）の運転上の制限も確認する。

表53－２

項　　目	制　限　値	確認頻度
ほう素濃度	4,400ppm以上	１ヶ月に１回
ほう酸水量（有効水量）	1,700m^{3}以上	１週間に１回

表53－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.燃料取替用水タンクのほう素濃度が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は，ほう素濃度を制限値内に回復させる。	８時間
B.燃料取替用水タンクのほう酸水量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は，ほう酸水量を制限値内に回復させる。	１時間
C.条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長はモード３にする。 および C.2 当直長はモード５にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

（ほう酸注入タンク）

第54条　モード１，２および３において，２号炉のほう酸注入タンクは，表54－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　ほう酸注入タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２および３において，ほう酸注入タンクのほう酸水量およびほう酸水温度を表54－２で定める頻度で確認する。

(2)　発電課長は，モード１，２および３において，ほう酸注入タンクのほう素濃度を表54－２で定める頻度で確認する。

３　発電課長は，ほう酸注入タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，当直長に通知する。当直長は，ほう酸注入タンクのほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないとの通知をうけた場合，またはほう酸注入タンクのほう酸水量もしくはほう酸水温度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表54－３の措置を講じる。

表54－１

項　　目	運転上の制限
ほう酸注入タンク	ほう素濃度，ほう酸水量およびほう酸水温度が表54－２で定める制限値内であること

表54－２

項　　目	制　限　値		確認頻度
	２号炉	３号炉	
ほう素濃度	21,000ppm以上	──	１ヶ月に１回
ほう酸水量 （有効水量）	2.46m^{3}以上	──	１週間に１回
ほう酸水温度	65℃以上	──	１日に１回

表54－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.ほう酸注入タンクのほう素濃度，ほう酸水量またはほう酸水温度が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は，制限値内に回復させる。	１時間
B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，１次冷却系ほう素濃度を93℃における停止余裕1.0%Δk/kに相当するほう素濃度まで，濃縮する。 および B.3 当直長は，制限値内に回復させる。	12時間 12時間 ７日
C.条件Ｂの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード４にする。	24時間

</td>
<td>

第54条　削除

</td>
<td>

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
（原子炉格納容器） 第55条　モード１，２，３および４において，原子炉格納容器は，表55－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，原子炉格納容器漏えい率が表55－３で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 (2)　機械計画第一課長は，定期検査時に，エアロックインターロック機構の健全性を確認し，その結果を発電課長に通知する。 (3)　発電課長は，定期検査時に，表55－６で定める系統の格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。 (4)　発電課長および機械計画第一課長は，定期検査時に，事故条件下において閉止していることが要求される格納容器隔離弁で，閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した格納容器自動隔離弁を含む。）を除き，閉止状態であることを確認する。ただし，格納容器隔離弁のうち，発電課長は手動隔離弁，機械計画第一課長は閉止フランジについて，至近の記録，施錠管理の実施，区域管理の実施等により確認を行うことができる。 (5)　当直長は，モード１，２，３および４において，12時間に１回，原子炉格納容器圧力を確認する。 ３　当直長は，原子炉格納容器が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，以下の措置を講じる。 (1)　エアロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は，表55－４の措置を講じる。 (2)　エアロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は，表55－５の措置を講じるとともに，同表の条件Ｄに該当する場合は機械計画第一課長に通知する。通知をうけた機械計画第一課長は，同表の措置を講じる。	（原子炉格納容器） 第55条　モード１，２，３および４において，原子炉格納容器は，表55－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，原子炉格納容器漏えい率が表55－３で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し，その結果を発電課長に通知する。 (2)　機械計画第一課長は，定期検査時に，エアロックインターロック機構の健全性を確認し，その結果を発電課長に通知する。 (3)　発電課長は，定期検査時に，表55－６で定める系統の格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。 (4)　発電課長および機械計画第一課長は，定期検査時に，事故条件下において閉止していることが要求される格納容器隔離弁で，閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した格納容器自動隔離弁を含む。）を除き，閉止状態であることを確認する。ただし，格納容器隔離弁のうち，発電課長は手動隔離弁，機械計画第一課長は閉止フランジについて，至近の記録，施錠管理の実施，区域管理の実施等により確認を行うことができる。 (5)　当直長は，モード１，２，３および４において，12時間に１回，原子炉格納容器圧力を確認する。 ３　当直長は，原子炉格納容器が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，以下の措置を講じる。 (1)　エアロック以外の理由により運転上の制限を満足していないと判断した場合は，表55－４の措置を講じる。 (2)　エアロックが運転上の制限を満足していないと判断した場合は，表55－５の措置を講じるとともに，同表の条件Ｄに該当する場合は機械計画第一課長に通知する。通知をうけた機械計画第一課長は，同表の措置を講じる。	本頁変更なし

変更前

表55－１

項　　目	運転上の制限
原子炉格納容器※1	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55－２で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※2※3 (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※4

※１：３号炉の原子炉格納容器は，重大事故等対処設備を兼ねる。
※２：動作可能であることとは，エアロックのインターロック機構が健全であること，およびエアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。
※３：モード４の原子炉格納容器パージ後，直ちに閉止できることを条件にエアロックの両方のドアを開放する場合，運転上の制限を適用しない。
※４：動作可能であることとは，閉止可能（閉止状態であることを含む。）であることをいう。

表55－２

項　　目	制　限　値	
	２号炉	３号炉
原子炉格納容器圧力	0.0098MPa[gage]以下	

表55－３

項　　目		漏えい率	
		２号炉	３号炉
Ａ種検査	設計圧力検査	0.08%/日以下	
	低圧検査	0.04%/日以下	
Ｂ・Ｃ種検査		0.04%/日以下	

変更後

表55－１

項　　目	運転上の制限
原子炉格納容器※1	(1)原子炉格納容器の機能が健全であること (2)原子炉格納容器圧力が表55－２で定める制限値内にあること (3)エアロックが動作可能であること※2※3 (4)格納容器隔離弁が動作可能であること※4

※１：原子炉格納容器は，重大事故等対処設備を兼ねる。
※２：動作可能であることとは，エアロックのインターロック機構が健全であること，およびエアロックが閉止可能（閉止状態であることを含む）であることをいう。
※３：モード４の原子炉格納容器パージ後，直ちに閉止できることを条件にエアロックの両方のドアを開放する場合，運転上の制限を適用しない。
※４：動作可能であることとは，閉止可能（閉止状態であることを含む。）であることをいう。

表55－２

項　　目	制　限　値
原子炉格納容器圧力	0.0098MPa[gage]以下

表55－３

項　　目		漏えい率
Ａ種検査	設計圧力検査	0.08%/日以下
	低圧検査	0.04%/日以下
Ｂ・Ｃ種検査		0.04%/日以下

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

表55－４※5※6※7

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器隔離弁２個を有するラインで，１個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直長は，当該ラインを隔離する。 および A.2 当直長は，当該ラインが隔離されていることを確認する※8。	４時間 隔離後の１ヶ月に１回
B. 格納容器隔離弁２個を有するラインで，２個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直長は，当該ラインを隔離する。 および B.2 当直長は，当該ラインが隔離されていることを確認する※8。	１時間 隔離後の１ヶ月に１回
C. 閉鎖系で格納容器隔離弁１個を有するラインで，１個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 当直長は，当該ラインを隔離する。 および C.2 当直長は，当該ラインが隔離されていることを確認する※8。	４時間 隔離後の１ヶ月に１回
D. 原子炉格納容器圧力が表55－２で定める制限値を満足していない場合	D.1 当直長は，原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	１時間
E. 条件Ａ，Ｂ，ＣまたはＤ以外の理由で，原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 当直長は，原子炉格納容器の機能を復旧する。	１時間
F. 条件Ａ，Ｂ，Ｃ，ＤまたはＥの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直長は，モード３にする。 および F.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

※５：各隔離ラインは，直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。
※６：ライン毎に，条件および要求される措置が適用される。
※７：格納容器隔離弁の閉止不能により，当該ラインの各機器が動作不能となる場合は，それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。
※８：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。

変更後

表55－４※5※6※7

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 格納容器隔離弁２個を有するラインで，１個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	A.1 当直長は，当該ラインを隔離する。 および A.2 当直長は，当該ラインが隔離されていることを確認する※8。	４時間 隔離後の１ヶ月に１回
B. 格納容器隔離弁２個を有するラインで，２個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	B.1 当直長は，当該ラインを隔離する。 および B.2 当直長は，当該ラインが隔離されていることを確認する※8。	１時間 隔離後の１ヶ月に１回
C. 閉鎖系で格納容器隔離弁１個を有するラインで，１個の格納容器隔離弁が閉止不能な場合	C.1 当直長は，当該ラインを隔離する。 および C.2 当直長は，当該ラインが隔離されていることを確認する※8。	４時間 隔離後の１ヶ月に１回
D. 原子炉格納容器圧力が表55－２で定める制限値を満足していない場合	D.1 当直長は，原子炉格納容器圧力を制限値内に回復させる。	１時間
E. 条件Ａ，Ｂ，ＣまたはＤ以外の理由で，原子炉格納容器の機能が確保されない場合	E.1 当直長は，原子炉格納容器の機能を復旧する。	１時間
F. 条件Ａ，Ｂ，Ｃ，ＤまたはＥの措置を完了時間内に達成できない場合	F.1 当直長は，モード３にする。 および F.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

※５：各隔離ラインは，直ちに閉止できることを条件に隔離解除を行うことができる。
※６：ライン毎に，条件および要求される措置が適用される。
※７：格納容器隔離弁の閉止不能により，当該ラインの各機器が動作不能となる場合は，それぞれの機器の運転上の制限を満足していない場合の措置を講じなければならない。
※８：原子炉格納容器外部における隔離のみに適用される。

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考
表55－５※9※10※11	表55－５※9※10※11	本頁変更なし

変更前

条　　件	要求される措置	完了時間
A.閉止不能なエアロックドア１つを有するエアロックが１基以上ある場合	A.1 当直長は，当該エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。 および A.2 当直長は，A.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および A.3 当直長は，A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	１時間 24時間 施錠後の１ヶ月に１回
B.インターロック機構が動作不能なエアロックが１基以上ある場合	B.1 当直長は，当該エアロックの閉止可能なドアのうち１つが閉止されていることを確認する。 および B.2 当直長は，B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および B.3 当直長は，B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	１時間 24時間 施錠後の１ヶ月に１回
C.閉止不能なエアロックドア２つを有するエアロックが１基以上ある場合	C.1 当直長は，当該エアロックの１つのドアを閉止する。 および C.2 当直長は，C.1で閉止したドアを施錠する。 および C.3 当直長は，C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。	１時間 24時間 施錠後の１ヶ月に１回

変更後

条　　件	要求される措置	完了時間
A.閉止不能なエアロックドア１つを有するエアロックが１基以上ある場合	A.1 当直長は，当該エアロックの閉止可能なドアが閉止されていることを確認する。 および A.2 当直長は，A.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および A.3 当直長は，A.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	１時間 24時間 施錠後の１ヶ月に１回
B.インターロック機構が動作不能なエアロックが１基以上ある場合	B.1 当直長は，当該エアロックの閉止可能なドアのうち１つが閉止されていることを確認する。 および B.2 当直長は，B.1で閉止を確認したドアを施錠する。 および B.3 当直長は，B.1で閉止を確認したドアが施錠・閉止されていることを確認する。	１時間 24時間 施錠後の１ヶ月に１回
C.閉止不能なエアロックドア２つを有するエアロックが１基以上ある場合	C.1 当直長は，当該エアロックの１つのドアを閉止する。 および C.2 当直長は，C.1で閉止したドアを施錠する。 および C.3 当直長は，C.1で閉止したドアが閉止・施錠されていることを確認する。	１時間 24時間 施錠後の１ヶ月に１回

変更前

表55－５　つづき

条　　件	要求される措置	完了時間
D. 条件Ａ，ＢまたはＣ以外の理由によりエアロック１基以上の機能が確保できない場合	D.1 機械計画第一課長は，当該エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。 および D.2 当直長は，当該エアロックの１つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 機械計画第一課長は，当該エアロックの機能を復旧し，その結果を当直長に通知する。	速やかに １時間 24時間
E. 条件Ａ，Ｂ，ＣまたはＤの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直長は，モード３にする。 および E.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

※９：当該エアロックの修理を行うための出入りは許容される。
※10：常用および非常用エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に，一時的に当該エアロックを使用することが許容される。
※11：インターロック機構が動作不能な場合，同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。

変更後

表55－５　つづき

条　　件	要求される措置	完了時間
D. 条件Ａ，ＢまたはＣ以外の理由によりエアロック１基以上の機能が確保できない場合	D.1 機械計画第一課長は，当該エアロックの漏えい率の評価に向けた措置を開始する。 および D.2 当直長は，当該エアロックの１つのドアを閉止する。または閉止されていることを確認する。 および D.3 機械計画第一課長は，当該エアロックの機能を復旧し，その結果を当直長に通知する。	速やかに １時間 24時間
E. 条件Ａ，Ｂ，ＣまたはＤの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 当直長は，モード３にする。 および E.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

※９：当該エアロックの修理を行うための出入りは許容される。
※10：常用および非常用エアロックの片方のドアが閉止不能である場合においても直ちに閉止できることを条件に，一時的に当該エアロックを使用することが許容される。
※11：インターロック機構が動作不能な場合，同時に両方のドアが開放されないことを条件に出入りが許容される。

備考

本頁変更なし

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表55－６
1．２号炉
<table>
<tr><td>化学体積制御系統</td><td>抽出ライン
１次冷却材ポンプ封水戻りライン
１次冷却材ポンプ封水注入ライン</td></tr>
<tr><td>安全注入系統</td><td>蓄圧タンクテストライン
蓄圧タンクN_2ライン</td></tr>
<tr><td>原子炉補機冷却系統</td><td>余剰抽出冷却器冷却水ライン
格納容器空調装置冷却水ライン
制御棒クラスタ駆動装置冷却ユニット冷却水ライン
１次冷却材ポンプ冷却水ライン
１次冷却材ポンプモータ冷却水ライン</td></tr>
<tr><td>放射性廃棄物処理系統</td><td>加圧器逃がしタンク純水補給ライン
加圧器逃がしタンクN_2供給ライン
加圧器逃がしタンクガス分析ライン
格納容器冷却材ドレンタンクベントヘッダライン
格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン
格納容器冷却材ドレンタンク出口ライン
格納容器サンプＢポンプ出口ライン</td></tr>
<tr><td>炉内核計装炭酸ガスパージ系統</td><td>炉内核計装炭酸ガスパージライン</td></tr>
<tr><td>試料採取系統</td><td>加圧器蒸気側サンプルライン
加圧器液側サンプルライン
１次冷却材（ループＡ）サンプルライン
蓄圧タンクサンプルライン
格納容器サンプル空気ライン</td></tr>
<tr><td>原子炉格納施設</td><td>真空逃がしライン（格納容器の外側の弁による）
格納容器減圧ライン
真空逃がしライン（格納容器の内側の弁による）</td></tr>
<tr><td>換気空調系統</td><td>格納容器給気ライン
格納容器排気ライン</td></tr>
<tr><td>蒸気発生器ブローダウン系統</td><td>蒸気発生器ブローダウンライン
蒸気発生器ブローダウンサンプルライン</td></tr>
<tr><td>制御用空気系統</td><td>制御用空気ライン</td></tr>
<tr><td>消火系統</td><td>消火ライン</td></tr>
</table>
</td>
<td>削除</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
表55－６つづき 2．３号炉	表55－６	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

化学体積制御系統	抽出ライン １次冷却材ポンプ封水戻りライン
安全注入系統	蓄圧タンクN_2ライン 安全注入テストライン
原子炉補機冷却系統	余剰抽出冷却器冷却水ラインおよび制御棒クラスタ駆動装置冷却ユニット冷却水ライン 格納容器空調装置冷却水ライン １次冷却材ポンプ・モータ冷却水ライン
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水補給ライン 加圧器逃がしタンクN_2供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンクベントヘッダライン 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンク出口ライン 格納容器サンプポンプ出口ライン
試料採取系統	加圧器サンプルラインおよび１次冷却材（ループＡ）サンプルライン １次冷却材（ループＢ）サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン 格納容器サンプル空気ライン
換気空調系統	格納容器給気ライン 格納容器排気ライン
蒸気発生器ブローダウン系統	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンプルライン
消火系統	消火ライン
炉内核計装炭酸ガスパージ系統	炉内核計装炭酸ガスパージライン
空調用冷水系統	制御棒位置指示装置冷却ユニット冷却水ライン
制御用空気系統	制御用空気ライン
原子炉格納施設	真空逃がしライン（格納容器の外側の弁による） 格納容器減圧ライン 真空逃がしライン（格納容器の内側の弁による）

化学体積制御系統	抽出ライン １次冷却材ポンプ封水戻りライン
安全注入系統	蓄圧タンクN_2ライン 安全注入テストライン
原子炉補機冷却系統	余剰抽出冷却器冷却水ラインおよび制御棒クラスタ駆動装置冷却ユニット冷却水ライン 格納容器空調装置冷却水ライン １次冷却材ポンプ・モータ冷却水ライン
放射性廃棄物処理系統	加圧器逃がしタンク純水補給ライン 加圧器逃がしタンクN_2供給ライン 加圧器逃がしタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンクベントヘッダライン 格納容器冷却材ドレンタンクガス分析ライン 格納容器冷却材ドレンタンク出口ライン 格納容器サンプポンプ出口ライン
試料採取系統	加圧器サンプルラインおよび１次冷却材（ループＡ）サンプルライン １次冷却材（ループＢ）サンプルライン 蓄圧タンクサンプルライン 格納容器サンプル空気ライン
換気空調系統	格納容器給気ライン 格納容器排気ライン
蒸気発生器ブローダウン系統	蒸気発生器ブローダウンライン 蒸気発生器ブローダウンサンプルライン
消火系統	消火ライン
炉内核計装炭酸ガスパージ系統	炉内核計装炭酸ガスパージライン
空調用冷水系統	制御棒位置指示装置冷却ユニット冷却水ライン
制御用空気系統	制御用空気ライン
原子炉格納施設	真空逃がしライン（格納容器の外側の弁による） 格納容器減圧ライン 真空逃がしライン（格納容器の内側の弁による）

変更前

（原子炉格納容器真空逃がし系）

第56条　モード１，２，３および４において，原子炉格納容器真空逃がし系は，表56－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

３　当直長は，原子炉格納容器真空逃がし系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表56－２の措置を講じる。

表56－１

1. ２号炉

項　　目	運転上の制限
原子炉格納容器真空逃がし系	４系統以上が動作可能であること※1

2. ３号炉

項　　目	運転上の制限
原子炉格納容器真空逃がし系	２系統が動作可能であること※1

※１：動作可能であることとは，真空逃がし機能が確保されていることをいう。（以下，本条において同じ。）

表56－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

変更後

（原子炉格納容器真空逃がし系）

第56条　モード１，２，３および４において，原子炉格納容器真空逃がし系は，表56－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

３　当直長は，原子炉格納容器真空逃がし系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表56－２の措置を講じる。

表56－１

項　　目	運転上の制限
原子炉格納容器真空逃がし系	２系統が動作可能であること※1

※１：動作可能であることとは，真空逃がし機能が確保されていることをいう。

表56－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １系統の原子炉格納容器真空逃がし系が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	10日
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（原子炉格納容器スプレイ系）
第57条　モード１，２，３および４において，原子炉格納容器スプレイ系は，表57－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　発電課長は，定期検査時に，２号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭および漏えいがないことを確認する。
(2)　発電課長は，定期検査時に，３号炉の格納容器スプレイポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表57－３に定める事項を確認する。
(3)　発電課長は，定期検査時に，格納容器スプレイポンプが，模擬信号により起動することを確認する。
(4)　発電課長は，定期検査時に，原子炉格納容器スプレイ系の自動弁が，模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。
(5)　発電課長は，定期検査時に，施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。
(6)　発電課長は，よう素除去薬品タンクの薬品※1濃度を表57－２に定める頻度で確認する。
(7)　当直長は，よう素除去薬品タンクの薬品溶液量を表57－２に定める頻度で確認する。
(8)　当直長は，モード１，２，３および４において，１ヶ月に１回，２台の格納容器スプレイポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。また，動作可能であることを確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。
３　当直長は，原子炉格納容器スプレイ系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表57－４の措置を講じる。

※１：２号炉については苛性ソーダ，３号炉についてはヒドラジンをいう。（以下，本条において同じ。）

表57－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>原子炉格納容器スプレイ系※2</td><td>(1) ２系統が動作可能であること※3
(2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および溶液量が表57－２に定める制限値内にあること</td></tr>
</table>
※２：３号炉の原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は，第84条（表84－４および表84－６）の運転上の制限も確認する。
※３：原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合，２時間に限り，運転上の制限を適用しない。
</td>
<td>
（原子炉格納容器スプレイ系）
第57条　モード１，２，３および４において，原子炉格納容器スプレイ系は，表57－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。
(1)　発電課長は，定期検査時に，格納容器スプレイポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表57－３に定める事項を確認する。
(2)　発電課長は，定期検査時に，格納容器スプレイポンプが，模擬信号により起動することを確認する。
(3)　発電課長は，定期検査時に，原子炉格納容器スプレイ系の自動作動弁が，模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。
(4)　発電課長は，定期検査時に，施錠等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。
(5)　発電課長は，よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度を表57－２に定める頻度で確認する。
(6)　当直長は，よう素除去薬品タンクのヒドラジン溶液量を表57－２に定める頻度で確認する。
(7)　当直長は，モード１，２，３および４において，１ヶ月に１回，２台の格納容器スプレイポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する。また，動作可能であることを確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。
３　当直長は，原子炉格納容器スプレイ系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表57－４の措置を講じる。

表57－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>原子炉格納容器スプレイ系※1</td><td>(1) ２系統が動作可能であること※2
(2) よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度およびヒドラジン溶液量が表57－２に定める制限値内にあること</td></tr>
</table>
※１：原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は，第84条（表84－４および表84－６）の運転上の制限も確認する。
※２：原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合，２時間に限り，運転上の制限を適用しない。
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

変更前

表57－２

項　　目	制　限　値		確認頻度
	２号炉	３号炉	
苛性ソーダ濃度	30wt％以上	──	定期検査時
ヒドラジン濃度	──	35wt％以上	定期検査時
溶液量 （有効水量）	7.3m^{3}以上	1.6m^{3}以上	モード１，２，３および４において６ヶ月に１回

表57－３

項　　目	確認事項
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が170m以上，容量が940m^3/h以上であることを確認する

表57－４

条　　件	要求される措置	完了時間
A.原子炉格納容器スプレイ系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B.よう素除去薬品タンクの薬品濃度または溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は，制限値内に回復させる。	72時間
C.条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

変更後

表57－２

項　　目	制　限　値	確認頻度
ヒドラジン濃度	35wt％以上	定期検査時
ヒドラジン溶液量 （有効水量）	1.6m^{3}以上	モード１，２，３および４において６ヶ月に１回

表57－３

項　　目	確認事項
格納容器スプレイポンプ	テストラインにおける揚程が170m以上，容量が940m^3/h以上であることを確認する

表57－４

条　　件	要求される措置	完了時間
A.原子炉格納容器スプレイ系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B.よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度またはヒドラジン溶液量が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は，制限値内に回復させる。	72時間
C.条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（アニュラス空気浄化系）

第58条　モード１，２，３および４において，アニュラス空気浄化系は，表58－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，アニュラス排気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表58－２に定める値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

(2)　発電課長は，定期検査時に，アニュラス排気ファンが模擬信号により起動することを確認する。

(3)　発電課長は，定期検査時に，アニュラス排気ファンの起動により，自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。

(4)　当直長は，モード１，２，３および４において，１ヶ月に１回，２台のアニュラス排気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。

３　当直長は，アニュラス空気浄化系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表58－３の措置を講じる。

表58－１

項　　目	運転上の制限
アニュラス空気浄化系※1	２系統が動作可能であること

※１：３号炉のアニュラス空気浄化系が動作不能時は，第84条（表84－11）の運転上の制限も確認する。

表58－２

項　　目	よう素除去効率（総合除去効率）	
	２号炉	３号炉
アニュラス排気フィルタ	95%以上	

表58－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. アニュラス空気浄化系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

変更後

（アニュラス空気浄化系）

第58条　モード１，２，３および４において，アニュラス空気浄化系は，表58－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　アニュラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，アニュラス排気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表58－２に定める値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

(2)　発電課長は，定期検査時に，アニュラス排気ファンが模擬信号により起動することを確認する。

(3)　発電課長は，定期検査時に，アニュラス排気ファンの起動により，自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。

(4)　当直長は，モード１，２，３および４において，１ヶ月に１回，２台のアニュラス排気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。

３　当直長は，アニュラス空気浄化系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表58－３の措置を講じる。

表58－１

項　　目	運転上の制限
アニュラス空気浄化系※1	２系統が動作可能であること

※１：アニュラス空気浄化系が動作不能時は，第84条（表84－11）の運転上の制限も確認する。

表58－２

項　　目	よう素除去効率（総合除去効率）
アニュラス排気フィルタ	95%以上

表58－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. アニュラス空気浄化系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（アニュラス）

第59条　モード１，２，３および４において，アニュラスは，表59－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　発電課長は，定期検査時に，アニュラス排気ファンの起動により，アニュラスが10分以内に負圧になることを確認する。

３　当直長は，アニュラスが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表59－２の措置を講じる。

表59－１

項　　目	運転上の制限
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1

※１：アニュラス内点検，エアロック点検，２号炉の原子炉格納容器内点検等を行う場合，運転上の制限を適用しない。

表59－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直長は，アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

変更後

（アニュラス）

第59条　モード１，２，３および４において，アニュラスは，表59－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　アニュラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　発電課長は，定期検査時に，アニュラス排気ファンの起動により，アニュラスが10分以内に負圧になることを確認する。

３　当直長は，アニュラスが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表59－２の措置を講じる。

表59－１

項　　目	運転上の制限
アニュラス	アニュラスの機能が健全であること※1

※１：アニュラス内点検，エアロック点検等を行う場合，運転上の制限を適用しない。

表59－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. アニュラスの負圧確立が不能である場合	A.1 当直長は，アニュラスを負圧確立が可能な状態に復旧する。	24時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（主蒸気安全弁）

第60条　モード１，２および３において※1，主蒸気安全弁は，表60－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，主蒸気安全弁設定値が表60－３に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。

３　当直長は，主蒸気安全弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表60－４の措置を講じる。

※１：原子炉起動時のモード３から，主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。

表60－１

項　　目	運転上の制限
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表60－2で定める個数以上が動作可能であること

※２：３号炉の主蒸気安全弁は，重大事故等対処設備を兼ねる。

表60－２

1．２号炉

原子炉熱出力	個　　数
80%超	７個
70%超で，かつ80%以下	６個
55%超で，かつ70%以下	５個
40%超で，かつ55%以下	４個
25%超で，かつ40%以下	３個
25%以下	２個

2．３号炉

原子炉熱出力	個　　数
80%超	５個
60%超で，かつ80%以下	４個
40%超で，かつ60%以下	３個
40%以下	２個

変更後

（主蒸気安全弁）

第60条　モード１，２および３において※1，主蒸気安全弁は，表60－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，主蒸気安全弁設定値が表60－３に定める値であることを確認し，その結果を当直長に通知する。

３　当直長は，主蒸気安全弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表60－４の措置を講じる。

※１：原子炉起動時のモード３から，主蒸気安全弁機能検査が完了するまでの間を除く。

表60－１

項　　目	運転上の制限
主蒸気安全弁※2	蒸気発生器毎に表60－2で定める個数以上が動作可能であること

※２：主蒸気安全弁は，重大事故等対処設備を兼ねる。

表60－２

原子炉熱出力	個　　数
80%超	５個
60%超で，かつ80%以下	４個
40%超で，かつ60%以下	３個
40%以下	２個

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

表60－３

1．２号炉

項　　目	設　定　値
主蒸気安全弁　吹出し圧力	各蒸気発生器において７個のうち１個は 7.48MPa[gage]以下 他の１個は 7.65 MPa[gage]以下 残り５個は 7.85 MPa[gage]以下

2．３号炉

項　　目	設　定　値
主蒸気安全弁　吹出し圧力	各蒸気発生器において５個のうち１個は 7.48MPa[gage]以下 他の１個は 7.65 MPa[gage]以下 残り３個は 7.85 MPa[gage]以下

表60－４

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 所要の主蒸気安全弁のうち１個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は，表60－２に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	６時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が１個以下である場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間

変更後

表60－３

項　　目	設　定　値
主蒸気安全弁　吹出し圧力	各蒸気発生器において５個のうち１個は 7.48MPa[gage]以下 他の１個は 7.65 MPa[gage]以下 残り３個は 7.85 MPa[gage]以下

表60－４

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 所要の主蒸気安全弁のうち１個以上が動作不能である場合	A.1 当直長は，表60－２に定める個数を満足する原子炉熱出力以下に下げる。	６時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合 または 蒸気発生器毎の動作可能な主蒸気安全弁が１個以下である場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（主蒸気隔離弁）

第61条　モード１，２および３において，主蒸気隔離弁は，表61－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，主蒸気隔離弁が模擬信号で５秒以内に閉止することを確認し，その結果を発電課長に通知する。

３　当直長は，主蒸気隔離弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表61－２の措置を講じる。

表61－１

項　　目	運転上の制限
主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2

※１：３号炉の主蒸気隔離弁は，重大事故等対処設備を兼ねる。

※２：閉止状態にある主蒸気隔離弁については，運転上の制限を適用しない。

表61－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. モード１および２において主蒸気隔離弁１個が閉止不能である場合	A.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	８時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間
C. モード３で主蒸気隔離弁１個以上が閉止不能である場合	C.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直長は，当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	８時間 閉止後の１週間に１回
D. 条件Ｃの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード４にする。	24時間

変更後

（主蒸気隔離弁）

第61条　モード１，２および３において，主蒸気隔離弁は，表61－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，主蒸気隔離弁が模擬信号で５秒以内に閉止することを確認し，その結果を発電課長に通知する。

３　当直長は，主蒸気隔離弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表61－２の措置を講じる。

表61－１

項　　目	運転上の制限
主蒸気隔離弁※1	閉止可能であること※2

※１：主蒸気隔離弁は，重大事故等対処設備を兼ねる。

※２：閉止状態にある主蒸気隔離弁については，運転上の制限を適用しない。

表61－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. モード１および２において主蒸気隔離弁１個が閉止不能である場合	A.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止可能な状態に復旧する。	８時間
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間
C. モード３で主蒸気隔離弁１個以上が閉止不能である場合	C.1 当直長は，当該主蒸気隔離弁を閉止する。 および C.2 当直長は，当該主蒸気隔離弁閉止を確認する。	８時間 閉止後の１週間に１回
D. 条件Ｃの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード４にする。	24時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（主蒸気逃がし弁）

第63条　モード１，２，３および４(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において，主蒸気逃がし弁は，表63－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　計装計画課長は，定期検査時に，主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

３　当直長は，主蒸気逃がし弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表63－２の措置を講じる。

表63－１

項　　目	運転上の制限
主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること

※１：３号炉の主蒸気逃がし弁が動作不能時は，第84条（表84－９）の運転上の制限も確認する。

表63－２

1. ２号炉

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 主蒸気逃がし弁１個が開弁できない場合	A.1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	７日
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	12時間 36時間

2. ３号炉

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 主蒸気逃がし弁１個が開弁できない場合	A.1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	７日
B. 主蒸気逃がし弁２個以上が開弁できない場合	B.1 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が１個以下になるように復旧する。	24時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	12時間 36時間

変更後

（主蒸気逃がし弁）

第63条　モード１，２，３および４(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において，主蒸気逃がし弁は，表63－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　計装計画課長は，定期検査時に，主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

３　当直長は，主蒸気逃がし弁が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表63－２の措置を講じる。

表63－１

項　　目	運転上の制限
主蒸気逃がし弁※1	手動での開弁ができること

※１：主蒸気逃がし弁が動作不能時は，第84条（表84－９）の運転上の制限も確認する。

表63－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 主蒸気逃がし弁１個が開弁できない場合	A.1 当直長は，当該主蒸気逃がし弁を開弁できる状態に復旧する。	７日
B. 主蒸気逃がし弁２個以上が開弁できない場合	B.1 当直長は，開弁できない主蒸気逃がし弁が１個以下になるように復旧する。	24時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	12時間 36時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（補助給水系） 第64条　モード１，２，３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，補助給水系は，表64－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1)　発電課長は，定期検査時に，施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2)　発電課長は，定期検査時に，２号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭および漏えいがないことを確認する。 (3)　発電課長は，定期検査時に，３号炉のタービン動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表64－２に定める事項を確認する。 (4)　発電課長は，定期検査時に，電動補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。 (5)　発電課長は，定期検査時に，タービン動補助給水ポンプの起動弁が模擬信号により動作することを確認する。 (6)　発電課長は，定期検査時に，２号炉の電動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭および漏えいがないことを確認する。 (7)　発電課長は，定期検査時に，３号炉の電動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表64－３に定める事項を確認する。 (8)　当直長は，モード１，２および３において，１ヶ月に１回，２台の電動補助給水ポンプおよび１台のタービン動補助給水ポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※1。また，動作可能であることを確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。 (9)　当直長は，モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，１ヶ月に１回，１台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。 ３　当直長は，補助給水系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表64－４の措置を講じる。 ※１：モード３において，タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は，起動弁の開閉確認をもって代えることができる。（以下，本条において同じ。）	（補助給水系） 第64条　モード１，２，３および４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，補助給水系は，表64－１で定める事項を運転上の制限とする。 ２　補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。 (1)　発電課長は，定期検査時に，施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。 (2)　発電課長は，定期検査時に，タービン動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表64－２に定める事項を確認する。 (3)　発電課長は，定期検査時に，電動補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。 (4)　発電課長は，定期検査時に，タービン動補助給水ポンプの起動弁が模擬信号により動作することを確認する。 (5)　発電課長は，定期検査時に，電動補助給水ポンプを起動させ，異常な振動，異音，異臭，漏えいがないこと，および表64－３に定める事項を確認する。 (6)　当直長は，モード１，２および３において，１ヶ月に１回，２台の電動補助給水ポンプおよび１台のタービン動補助給水ポンプについて，ポンプを起動し，動作可能であることを確認する※1。また，動作可能であることを確認する際に操作した弁については，正しい位置に復旧していることを確認する。 (7)　当直長は，モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，１ヶ月に１回，１台以上の電動補助給水ポンプが手動で起動可能であることを確認する。 ３　当直長は，補助給水系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表64－４の措置を講じる。 ※１：モード３において，タービン動補助給水ポンプが動作可能であることの確認は，起動弁の開閉確認をもって代えることができる。（以下，本条において同じ。）	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

表64－１

項　　目	運転上の制限
補助給水系※2	(1)モード１，２および３において，電動補助給水ポンプによる２系統およびタービン動補助給水ポンプによる１系統が動作可能であること※3 (2)モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる１系統以上が動作可能であること

※２：３号炉の補助給水系が動作不能時は，第84条（表84－８）の運転上の制限も確認する。
※３：タービン動補助給水ポンプについては，原子炉起動時のモード３において試運転に係る調整を行っている場合，運転上の制限は適用しない。

表64－２

項　　目	確認項目
タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上，容量が210m^3/h以上であることを確認する。

表64－３

項　　目	確認項目
電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上，容量が90m^3/h以上であることを確認する。

表64－４

条　　件	要求される措置	完了時間
A.モード１，２および３において補助給水系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの２系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード１，２および３において補助給水系２系統以上が動作不能である場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間
C.モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合	C.1 当直長は，電動補助給水ポンプによる補助給水系１系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直長は，余熱除去系１系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに 速やかに

変更後

表64－１

項　　目	運転上の制限
補助給水系※2	(1)モード１，２および３において，電動補助給水ポンプによる２系統およびタービン動補助給水ポンプによる１系統が動作可能であること※3 (2)モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる１系統以上が動作可能であること

※２：補助給水系が動作不能時は，第84条（表84－８）の運転上の制限も確認する。
※３：タービン動補助給水ポンプについては，原子炉起動時のモード３において試運転に係る調整を行っている場合，運転上の制限は適用しない。

表64－２

項　　目	確認項目
タービン動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上，容量が210m^3/h以上であることを確認する。

表64－３

項　　目	確認項目
電動補助給水ポンプ	テストラインにおける揚程が900m以上，容量が90m^3/h以上であることを確認する。

表64－４

条　　件	要求される措置	完了時間
A.モード１，２および３において補助給水系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの２系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合 または モード１，２および３において補助給水系２系統以上が動作不能である場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４にする。	12時間 36時間
C.モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）において，電動補助給水ポンプによる補助給水系のすべてが動作不能である場合	C.1 当直長は，電動補助給水ポンプによる補助給水系１系統を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 または C.2 当直長は，余熱除去系１系統以上による熱除去のための操作を開始する。	速やかに 速やかに

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（復水タンク）

第65条　モード１，２，３および４（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において，復水タンク（２号炉），補助給水タンク（３号炉）は表65－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　復水タンク（２号炉），補助給水タンク（３号炉）が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２，３および４（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において，１日に１回，復水タンク（２号炉），補助給水タンク（３号炉）の水量を確認する。

３　当直長は，復水タンク（２号炉），補助給水タンク（３号炉）が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表65－２の措置を講じる。

表65－１

1. ２号炉

項　　目	運転上の制限
復水タンク水量（有効水量）	305m^{3}以上であること

2. ３号炉

項　　目	運転上の制限
補助給水タンク水量（有効水量）※1	610m^{3}以上であること

※１：補助給水タンク水量（有効水量）が運転上の制限を逸脱した場合は，第84条（表84－14）の運転上の制限も確認する。

表65－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 復水タンク（２号炉），補助給水タンク（３号炉）の水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，代替水源である２次系純水タンク等の水量が復水タンク（２号炉），補助給水タンク（３号炉）の水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は，復水タンク（２号炉），補助給水タンク（３号炉）の水量の運転上の制限を満足させる。	４時間 その後の12時間に１回 ７日
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	12時間 36時間

変更後

（補助給水タンク）

第65条　モード１，２，３および４（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において，補助給水タンクは表65－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　補助給水タンクが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２，３および４（蒸気発生器が熱除去のため使用されている場合）において，１日に１回，補助給水タンクの水量を確認する。

３　当直長は，補助給水タンクが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表65－２の措置を講じる。

表65－１

項　　目	運転上の制限
補助給水タンク水量（有効水量）※1	610m^{3}以上であること

※１：補助給水タンク水量（有効水量）が運転上の制限を逸脱した場合は，第84条（表84－14）の運転上の制限も確認する。

表65－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 補助給水タンクの水量が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，代替水源である２次系純水タンク等の水量が補助給水タンクの水量と合わせて運転上の制限を満足していることを確認する。 および A.2 当直長は，補助給水タンクの水量の運転上の制限を満足させる。	４時間 その後の12時間に１回 ７日
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード４（蒸気発生器が熱除去のために使用されていない場合）にする。	12時間 36時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

変更前

（原子炉補機冷却水系）

第66条　モード１，２，３および４において，原子炉補機冷却水系は，表66－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　発電課長は，定期検査時に，施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

(2)　発電課長は，定期検査時に，原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること，および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。

(3)　当直長は，モード１，２，３および４において，原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合，切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。

３　当直長は，原子炉補機冷却水系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表66－２の措置を講じる。

表66－１

項　　目	運転上の制限
原子炉補機冷却水系※1	２系統が動作可能であること

※１：３号炉の原子炉補機冷却水系が動作不能時は，第84条（表84－７）の運転上の制限も確認する。

表66－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却水系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※2。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

※２：運転中のポンプについては運転状態により確認する。

変更後

（原子炉補機冷却水系）

第66条　モード１，２，３および４において，原子炉補機冷却水系は，表66－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　発電課長は，定期検査時に，施錠等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

(2)　発電課長は，定期検査時に，原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動すること，および原子炉補機冷却水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。

(3)　当直長は，モード１，２，３および４において，原子炉補機冷却水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合，切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。

３　当直長は，原子炉補機冷却水系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表66－２の措置を講じる。

表66－１

項　　目	運転上の制限
原子炉補機冷却水系※1	２系統が動作可能であること

※１：原子炉補機冷却水系が動作不能時は，第84条（表84－７）の運転上の制限も確認する。

表66－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却水系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※2。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

※２：運転中のポンプについては運転状態により確認する。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（原子炉補機冷却海水系）

第67条　モード１，２，３および４において，原子炉補機冷却海水系は，表67－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　発電課長は，定期検査時に，施錠等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

(2)　発電課長は，定期検査時に，海水ポンプが模擬信号により起動すること，および原子炉補機冷却海水系自動作動弁が正しい位置に作動することを確認する。

(3)　当直長は，モード１，２，３および４において，海水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合，切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。

３　当直長は，原子炉補機冷却海水系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表67－２の措置を講じる。

表67－１

項　　目	運転上の制限
原子炉補機冷却海水系※1	２系統が動作可能であること

※１：３号炉の原子炉補機冷却海水系が動作不能時は，第84条（表84－７）の運転上の制限も確認する。

表67－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却海水系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※2。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

※２：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。

変更後

（原子炉補機冷却海水系）

第67条　モード１，２，３および４において，原子炉補機冷却海水系は，表67－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　発電課長は，定期検査時に，施錠等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。

(2)　発電課長は，定期検査時に，海水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。

(3)　当直長は，モード１，２，３および４において，海水ポンプまたは原子炉補機冷却水冷却器の切替を行った場合，切替の際に操作した弁が正しい位置にあることを確認する。

３　当直長は，原子炉補機冷却海水系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表67－２の措置を講じる。

表67－１

項　　目	運転上の制限
原子炉補機冷却海水系※1	２系統が動作可能であること

※１：原子炉補機冷却海水系が動作不能時は，第84条（表84－７）の運転上の制限も確認する。

表67－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 原子炉補機冷却海水系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のポンプを起動し，動作可能であることを確認する※2。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

※２：運転中のポンプについては，運転状態により確認する。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁のおいて同様）

変更前

（制御用空気系）

第68条　モード１，２，３および４において，制御用空気系は，表68－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２，３および４において，１日に１回，制御用空気圧力を確認する。

３　当直長は，制御用空気系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表68－３の措置を講じる。

なお，制御用空気圧力が一時的に運転上の制限を逸脱した後，Ａ制御用空気母管またはＢ制御用空気母管を隔離する隔離弁の閉止により速やかに復帰した場合は，復帰した制御用空気母管については運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表68－１

項　　目	運転上の制限
制御用空気系	２系統の圧力※1が表68－２で定める制限値内にあること

※１：２系統の圧力とは，Ａ制御用空気母管の圧力およびＢ制御用空気母管の圧力をいう。

表68－２

項　　目	制　限　値	
制御用空気圧力	２号炉	３号炉
	0.50MPa[gage]以上	0.60MPa[gage]以上

表68－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 制御用空気系１系統が表68－２で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直長は，当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。 および A.2 当直長は，残りの系統について，運転上の制限を満足していることを確認する。	72時間 ４時間 その後の８時間に１回
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

変更後

（制御用空気系）

第68条　モード１，２，３および４において，制御用空気系は，表68－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　制御用空気系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２，３および４において，１日に１回，制御用空気圧力を確認する。

３　当直長は，制御用空気系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表68－３の措置を講じる。

なお，制御用空気圧力が一時的に運転上の制限を逸脱した後，Ａ制御用空気母管またはＢ制御用空気母管を隔離する隔離弁の閉止により速やかに復帰した場合は，復帰した制御用空気母管については運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表68－１

項　　目	運転上の制限
制御用空気系	２系統の圧力※1が表68－２で定める制限値内にあること

※１：２系統の圧力とは，Ａ制御用空気母管の圧力およびＢ制御用空気母管の圧力をいう。

表68－２

項　　目	制　限　値
制御用空気圧力	0.60MPa[gage]以上

表68－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 制御用空気系１系統が表68－２で定める制限値を満足していない場合	A.1 当直長は，当該系統の制御用空気圧力を制限値内に回復させる。 および A.2 当直長は，残りの系統について，運転上の制限を満足していることを確認する。	72時間 ４時間 その後の８時間に１回
B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。 および B.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（中央制御室非常用循環系）

第69条　モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，中央制御室非常用循環系は，表69－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表69－２に定める値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

(2)　発電課長は，定期検査時に，中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること，および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。

(3)　当直長は，モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，１ヶ月に１回，中央制御室あたり２台の中央制御室非常用給気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。

３　当直長は，中央制御室非常用循環系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表69－３の措置を講じるとともに，安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表69－１

項　　目	運転上の制限
中央制御室非常用循環系※1	中央制御室あたり２系統が動作可能であること

※１：３号炉の中央制御室非常用循環系が動作不能時は，第84条（表84－17）の運転上の制限も確認する。

表69－２

項　　目	よう素除去効率（総合除去効率）	
	２号炉	３号炉
中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上	

表69－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 中央制御室非常用循環系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日
B. 中央制御室非常用循環系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は，少なくとも１系統を動作可能な状態に復旧する。	10日
C. モード１，２，３および４において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

（中央制御室非常用循環系）

第69条　モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，中央制御室非常用循環系は，表69－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，中央制御室非常用給気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表69－２に定める値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

(2)　発電課長は，定期検査時に，中央制御室非常用給気ファンが模擬信号により起動すること，および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。

(3)　当直長は，モード１，２，３，４および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，１ヶ月に１回，２台の中央制御室非常用給気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。

３　当直長は，中央制御室非常用循環系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表69－３の措置を講じるとともに，安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表69－１

項　　目	運転上の制限
中央制御室非常用循環系※1	２系統が動作可能であること

※１：中央制御室非常用循環系が動作不能時は，第84条（表84－17）の運転上の制限も確認する。

表69－２

項　　目	よう素除去効率（総合除去効率）
中央制御室非常用給気フィルタ	95%以上

表69－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 中央制御室非常用循環系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	30日
B. 中央制御室非常用循環系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は，少なくとも１系統を動作可能な状態に復旧する。	10日
C. モード１，２，３および４において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間
D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

変更前

（安全補機室空気浄化系）

第70条　モード１，２，３および４において，３号炉の安全補機室空気浄化系は，表70－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，安全補機室排気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表70－２に定める値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

(2)　発電課長は，定期検査時に，安全補機室排気ファンが模擬信号により起動すること，および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。

(3)　発電課長は，定期検査時に，安全補機室排気ファンを起動させ，異常な振動，異音がないこと，および安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。

(4)　当直長は，モード１，２，３および４において，１ヶ月に１回，２台の安全補機室排気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。

３　当直長は，安全補機室空気浄化系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表70－３の措置を講じる。

表70－１

項　　目	運転上の制限
安全補機室空気浄化系	２系統が動作可能であること

表70－２

項　　目	よう素除去効率（総合除去効率）	
	２号炉	３号炉
安全補機室排気フィルタ	―	95％以上

表70－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 安全補機室空気浄化系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は，安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	72時間 24時間 その後の１日に１回
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

変更後

（安全補機室空気浄化系）

第70条　モード１，２，３および４において，安全補機室空気浄化系は，表70－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　機械計画第一課長は，定期検査時に，安全補機室排気フィルタのよう素除去効率（総合除去効率）が表70－２に定める値であることを確認し，その結果を発電課長に通知する。

(2)　発電課長は，定期検査時に，安全補機室排気ファンが模擬信号により起動すること，および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。

(3)　発電課長は，定期検査時に，安全補機室排気ファンを起動させ，異常な振動，異音がないこと，および安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。

(4)　当直長は，モード１，２，３および４において，１ヶ月に１回，２台の安全補機室排気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。

３　当直長は，安全補機室空気浄化系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表70－３の措置を講じる。

表70－１

項　　目	運転上の制限
安全補機室空気浄化系	２系統が動作可能であること

表70－２

項　　目	よう素除去効率（総合除去効率）
安全補機室排気フィルタ	95％以上

表70－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 安全補機室空気浄化系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B. 安全補機室空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	B.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および B.2 当直長は，安全補機室に設置されている機器に異常な漏えいがないことを確認する。	72時間 24時間 その後の１日に１回
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

変更前

（燃料取扱建屋空気浄化系）

第71条　使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，３号炉の燃料取扱建屋空気浄化系は，表71－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　燃料取扱建屋空気浄化系が運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　発電課長は，定期検査時に，アニュラス排気ファンが模擬信号により起動すること，および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。

(2)　当直長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，１ヶ月に１回，２台のアニュラス排気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。

３　当直長は，燃料取扱建屋空気浄化系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表71－２の措置を講じるとともに，安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表71－１

項　　目	運転上の制限
燃料取扱建屋空気浄化系	２系統が動作可能であること※1

※１：照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取扱う場合，運転上の制限を適用しない。なお，所定期間については，安全技術課長があらかじめ定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。

表71－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.燃料取扱建屋空気浄化系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 当直長は，残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は，残りの系統のファンについて，運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに ８時間に１回 速やかに
C.燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。（以下，本条において同じ。）

変更後

（燃料取扱建屋空気浄化系）

第71条　使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，燃料取扱建屋空気浄化系は，表71－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　燃料取扱建屋空気浄化系が運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　発電課長は，定期検査時に，アニュラス排気ファンが模擬信号により起動すること，および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。

(2)　当直長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において，１ヶ月に１回，２台のアニュラス排気ファンについて，ファンを起動し，動作可能であることを確認する。

３　当直長は，燃料取扱建屋空気浄化系が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表71－２の措置を講じるとともに，安全技術課長による使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表71－１

項　　目	運転上の制限
燃料取扱建屋空気浄化系	２系統が動作可能であること※1

※１：照射終了後の所定期間を経過した照射済燃料を取扱う場合，運転上の制限を適用しない。なお，所定期間については，安全技術課長があらかじめ定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。

表71－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.燃料取扱建屋空気浄化系１系統が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの系統のファンを起動し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の８時間に１回
B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1.1 当直長は，残りの系統のファンを運転状態にする。 および B.1.2 当直長は，残りの系統のファンについて，運転状態により動作可能であることを確認する。 または B.2 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに ８時間に１回 速やかに
C.燃料取扱建屋空気浄化系のすべての系統が動作不能である場合	C.1 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する。	速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。（以下，本条において同じ。）

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

（外部電源（２号炉）　－モード１，２，３および４－）

第72条　２号炉について，モード１，２，３および４において，外部電源※1は，表72－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２，３および４において，１週間に１回，非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源２系列以上の電圧が確立していることを確認する。

３　当直長は，外部電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表72－２の措置を講じる。

※１：外部電源とは，電力系統または主発電機（当該原子炉の主発電機を除く。）からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。（以下，本条および第72条の２において同じ。）

表72－１

項　　目	運転上の制限
外部電源	２系列※2以上が動作可能であること※3

※２：外部電源の系列数は当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数と主発電機数の合計数とする。（以下，本条および第72条の２において同じ。）

※３：送電線事故の瞬停時は，運転上の制限を適用しない。

表72－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.動作可能な外部電源が１系列である場合	A.1 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および A.2 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１系列を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 10日
B.動作可能な外部電源が１系列である場合 および 非常用ディーゼル発電機１基が動作不能である場合	B.1 当直長は，動作不能となっている外部電源１系列または非常用ディーゼル発電機１基を復旧する。	12時間
C.すべての外部電源が動作不能である場合	C.1 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１系列を動作可能な状態に復旧する。	24時間
D.条件Ａ，ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード３にする。 および D.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

</td>
<td>削除</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

（外部電源（２号炉）　－モード５，６および照射済燃料移動中－）

第72条の２　２号炉について，モード５，６および照射済燃料移動中において，外部電源は，表72の２－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード５，６および照射済燃料移動中において，１週間に１回，所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源１系列以上の電圧が確立していることを確認する。

３　当直長は，外部電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表72の２－２の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表72の２－１

項　　目	運転上の制限
外部電源	所要の非常用高圧母線に電力供給が可能な外部電源１系列以上が動作可能であること※1

※１：送電線事故の瞬停時は，運転上の制限を適用しない。

表72の２－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.すべての外部電源が動作不能である場合	A.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する※2。 および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

</td>
<td>削除</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（外部電源（３号炉））
第72条の３　３号炉について，モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，外部電源※1は，表72の３－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　当直長は，モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，１週間に１回，所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源３回線以上の電圧が確立していること，および１回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。
変圧器１次側において１相開放を検知した場合，故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。
３　当直長は，外部電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表72の３－２の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知を受けた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

※１：外部電源とは，電力系統からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。（以下，本条において同じ。）

表72の３－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>外部電源</td><td>(1) ３回線※2以上が動作可能であること※3
(2) (1)の外部電源のうち，１回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5</td></tr>
</table>
※２：外部電源の回線数は，当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。（以下，本条において同じ。）
※３：送電線事故の瞬停時は，運転上の制限を適用しない。
※４：独立性を有するとは，「送電線の上流において１つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。
※５：１つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても，設備構成として，別ルートでの連系が可能な状態であれば，独立性を有しているとみなすことができる。
</td>
<td>
（外部電源）
第72条　モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，外部電源※1は，表72－１で定める事項を運転上の制限とする。
２　外部電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。
(1)　当直長は，モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，１週間に１回，所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源３回線以上の電圧が確立していること，および１回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。
変圧器１次側において１相開放を検知した場合，故障箇所の隔離または非常用母線を健全な電源から受電できるよう切替を実施する。
３　当直長は，外部電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表72－２の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知を受けた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

※１：外部電源とは，電力系統からの電力を第78条および第79条で要求される非常用高圧母線に供給する設備をいう。（以下，本条において同じ。）

表72－１
<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>外部電源</td><td>(1) ３回線※2以上が動作可能であること※3
(2) (1)の外部電源のうち，１回線以上は他の回線に対して独立性を有していること※4※5</td></tr>
</table>
※２：外部電源の回線数は，当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線すべてに対して電力供給することができる発電所外からの送電線の回線数とする。（以下，本条において同じ。）
※３：送電線事故の瞬停時は，運転上の制限を適用しない。
※４：独立性を有するとは，「送電線の上流において１つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいう。
※５：１つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても，設備構成として，別ルートでの連系が可能な状態であれば，独立性を有しているとみなすことができる。
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
表72の３－２	表72－２	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

条　　件	要求される措置	完了時間
A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および A.2 当直長は，動作可能な外部電源の少なくとも１回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 30日
B. 動作可能な外部電源が２回線である場合	B.1 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および B.2 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 30日
C. 動作可能な外部電源が２回線である場合 および すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および C.2 当直長は，動作可能な外部電源の少なくとも１回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。 または，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 20日
D. 動作可能な外部電源が１回線である場合	D.1 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および D.2 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 10日

変更後

条　　件	要求される措置	完了時間
A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A.1 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および A.2 当直長は，動作可能な外部電源の少なくとも１回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 30日
B. 動作可能な外部電源が２回線である場合	B.1 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および B.2 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 30日
C. 動作可能な外部電源が２回線である場合 および すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合	C.1 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および C.2 当直長は，動作可能な外部電源の少なくとも１回線以上を他の回線に対し独立性を有している状態に復旧する。 または，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 20日
D. 動作可能な外部電源が１回線である場合	D.1 当直長は，動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。 および D.2 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	４時間 その後の１日に１回 10日

変更前

表72の３－２（続き）

条　　件	要求される措置	完了時間
E. 動作可能な外部電源が１回線である場合 および 非常用ディーゼル発電機１基が動作不能である場合※6	E.1 当直長は，動作不能となっている外部電源１回線または非常用ディーゼル発電機１基を復旧する。	12時間
F. すべての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間
G. モード１，２，３および４において，条件Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，ＥまたはＦの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直長は，モード３にする。 および G.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間
H. モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，条件Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，ＥまたはＦの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料移動中の場合は，照射済燃料の移動を中止する※7。 および H.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および H.3 当直長は，１次冷却系の水抜きを行っている場合は，水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに

※６：モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては，非常用ディーゼル発電機には，非常用発電機１基を含めることができる。非常用発電機とは，所要の電力供給が可能なものをいう。

※７：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

表72－２（続き）

条　　件	要求される措置	完了時間
E. 動作可能な外部電源が１回線である場合 および 非常用ディーゼル発電機１基が動作不能である場合※6	E.1 当直長は，動作不能となっている外部電源１回線または非常用ディーゼル発電機１基を復旧する。	12時間
F. すべての外部電源が動作不能である場合	F.1 当直長は，動作不能となっている外部電源の少なくとも１回線を動作可能な状態に復旧する。	24時間
G. モード１，２，３および４において，条件Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，ＥまたはＦの措置を完了時間内に達成できない場合	G.1 当直長は，モード３にする。 および G.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間
H. モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，条件Ａ，Ｂ，Ｃ，Ｄ，ＥまたはＦの措置を完了時間内に達成できない場合	H.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料移動中の場合は，照射済燃料の移動を中止する※7。 および H.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および H.3 当直長は，１次冷却系の水抜きを行っている場合は，水抜きを中止する。	速やかに 速やかに 速やかに

※６：モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間においては，非常用ディーゼル発電機には，非常用発電機１基を含めることができる。非常用発電機とは，所要の電力供給が可能なものをいう。なお，非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。

※７：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（ディーゼル発電機　－モード１，２，３および４－）

第73条　モード１，２，３および４において，非常用ディーゼル発電機は，表73－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　発電課長は，定期検査時に，次の事項を確認する。

(a)　模擬信号により非常用ディーゼル発電機が起動し，10秒以内に非常用ディーゼル発電機の電圧が確立すること

(b)　非常用ディーゼル発電機に電源を求める機器が，母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること

(c)　(b)における所定負荷のもとにおいて，非常用ディーゼル発電機が電圧6,900±345Vおよび周波数60±3Hzで運転可能であること

(2)　当直長は，モード１，２，３および４において，１ヶ月に１回，２基の非常用ディーゼル発電機について，待機状態から起動し，無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzで運転可能であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。

(3)　当直長は，モード１，２，３および４において，１ヶ月に１回，燃料油サービスタンク貯油量を確認する。

３　当直長は，非常用ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表73－３の措置を講じる。

表73－１

項　　目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機※1	(1)非常用ディーゼル発電機２基が動作可能であること※2 (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73－２に定める制限値内にあること※3

※１：３号炉の非常用ディーゼル発電機は，重大事故等対処設備を兼ねる。

※２：予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。

※３：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。

表73－２

項　　目	制　限　値	
	２号炉	３号炉
燃料油サービスタンク貯油量 （保有油量）	825L以上	1,375L以上

変更後

（ディーゼル発電機　－モード１，２，３および４－）

第73条　モード１，２，３および４において，非常用ディーゼル発電機は，表73－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　発電課長は，定期検査時に，次の事項を確認する。

(a)　模擬信号により非常用ディーゼル発電機が起動し，10秒以内に非常用ディーゼル発電機の電圧が確立すること

(b)　非常用ディーゼル発電機に電源を求める機器が，母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること

(c)　(b)における所定負荷のもとにおいて，非常用ディーゼル発電機が電圧6,900±345Vおよび周波数60±3Hzで運転可能であること

(2)　当直長は，モード１，２，３および４において，１ヶ月に１回，２基の非常用ディーゼル発電機について，待機状態から起動し，無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzで運転可能であることならびに引き続き非常用高圧母線に並列して定格出力で運転可能であることを確認する。

(3)　当直長は，モード１，２，３および４において，１ヶ月に１回，燃料油サービスタンク貯油量を確認する。

３　当直長は，非常用ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表73－３の措置を講じる。

表73－１

項　　目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機※1	(1)非常用ディーゼル発電機２基が動作可能であること※2 (2)燃料油サービスタンクの貯油量が表73－２に定める制限値内にあること※3

※１：非常用ディーゼル発電機は，重大事故等対処設備を兼ねる。

※２：予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。

※３：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。

表73－２

項　　目	制　限　値
燃料油サービスタンク貯油量 （保有油量）	1,375L以上

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

変更前

表73－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.非常用ディーゼル発電機１基が動作不能※4である場合	A.1 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの非常用ディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の１日に１回
B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，残りの非常用ディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日
C.非常用ディーゼル発電機１基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が１回線である場合	C.1 当直長は，動作不能となっている非常用ディーゼル発電機１基または外部電源１回線を復旧する。	12時間
D.条件ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード３にする。 および D.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

※４：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。(以下，本条において同じ。)

変更後

表73－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.非常用ディーゼル発電機１基が動作不能※4である場合	A.1 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの非常用ディーゼル発電機を起動（無負荷運転）し，動作可能であることを確認する。	10日 ４時間 その後の１日に１回
B.条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，残りの非常用ディーゼル発電機を運転状態（負荷運転）にする。 および B.2 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 30日
C.非常用ディーゼル発電機１基が動作不能である場合 および 動作可能な外部電源が１回線である場合	C.1 当直長は，動作不能となっている非常用ディーゼル発電機１基または外部電源１回線を復旧する。	12時間
D.条件ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 当直長は，モード３にする。 および D.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

※４：燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。（以下，本条において同じ。）

備考

本頁変更なし

変更前

（ディーゼル発電機　－モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間－）

第74条　モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，非常用ディーゼル発電機は，表74－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，１ヶ月に１回，非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。

(a)　非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し，無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。

(b)　燃料油サービスタンク貯油量を確認する。

３　当直長は，非常用ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表74－３の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表74－１

項　　目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機※1	(1)非常用ディーゼル発電機２基が動作可能であること※2※3 (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74－２に定める制限値内にあること※4

※１：３号炉の非常用ディーゼル発電機は，重大事故等対処設備を兼ねる。

※２：非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。

※３：非常用ディーゼル発電機には，非常用発電機１基を含めることができる。非常用発電機とは，所要の電力供給が可能なものをいう。なお，非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。

※４：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。

表74－２

項　　目	制　限　値	
	２号炉	３号炉
燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）	825L以上	1,375L以上

表74－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.非常用ディーゼル発電機２基および非常用発電機１基のうち，２基以上が動作不能※5である場合	A.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する※6。	速やかに
	および	
	A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに
	および	
	A.3 当直長は，非常用ディーゼル発電機２基および非常用発電機１基のうち，少なくとも２基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

※５：非常用ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。

※６：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

（ディーゼル発電機　－モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間－）

第74条　モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，非常用ディーゼル発電機は，表74－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間において，１ヶ月に１回，非常用ディーゼル発電機について以下の事項を実施する。

(a)　非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し，無負荷運転時の電圧が6,900±345Vおよび周波数が60±3Hzであることを確認する。

(b)　燃料油サービスタンク貯油量を確認する。

３　当直長は，非常用ディーゼル発電機が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表74－３の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表74－１

項　　目	運転上の制限
非常用ディーゼル発電機※1	(1)非常用ディーゼル発電機２基が動作可能であること※2※3 (2)(1)の非常用ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンクの貯油量が表74－２に定める制限値内にあること※4

※１：非常用ディーゼル発電機は，重大事故等対処設備を兼ねる。

※２：非常用ディーゼル発電機の予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。

※３：非常用ディーゼル発電機には，非常用発電機１基を含めることができる。非常用発電機とは，所要の電力供給が可能なものをいう。なお，非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。

※４：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。

表74－２

項　　目	制　限　値
燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）	1,375L以上

表74－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.非常用ディーゼル発電機２基および非常用発電機１基のうち，２基以上が動作不能※5である場合	A.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する※6。	速やかに
	および	
	A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。	速やかに
	および	
	A.3 当直長は，非常用ディーゼル発電機２基および非常用発電機１基のうち，少なくとも２基を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに

※５：非常用ディーゼル発電機の燃料油サービスタンクの貯油量（保有油量）が制限値を満足していない場合を含む。

※６：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

変更前

（ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油および始動用空気）

第75条　所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油および始動用空気は，表75－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，１ヶ月に１回，所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量，潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧を確認する。

(2)　機械計画第一課長は，１ヶ月に１回，所要の非常用ディーゼル発電機の重油タンクの油量を確認し，その結果を当直長に通知する。

３　当直長および機械計画第一課長は，所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油および始動用空気が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，次の各号の措置を講じる。

(1)　当直長は，所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の燃料油，潤滑油または始動用空気が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表75－３の措置を講じる。

(2)　機械計画第一課長は，所要の非常用ディーゼル発電機の重油タンクの燃料油が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表75－３の措置を講じ，その結果を当直長に通知する。

表75－１

項　　目	運転上の制限
所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油および始動用空気	所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽等※1の油量※2，潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧が表75－２に定める制限値以内にあること※3※4

※１：２号炉については燃料油貯油槽を，３号炉については燃料油貯油槽および重油タンクをいう。（以下，本条において同じ）
　　３号炉の燃料油貯油槽は，重大事故等対処設備を兼ねる。

※２：重油タンクの油量が運転上の制限を逸脱した場合は，第84条（表84－15）の運転上の制限も確認する。

※３：予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。

※４：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。

表75－２

項　　目	制　限　値	
	２号炉	３号炉
燃料油貯油槽等の油量（保有油量）	24kL以上	258kL以上※5
潤滑油タンクの油量（保有油量）	3,600L以上	4,800L以上
起動用空気貯槽圧	2.5MPa以上	2.50MPa以上

※５：燃料油貯油槽129kL以上および重油タンク129kL以上をいう。

変更後

（ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油および始動用空気）

第75条　所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油および始動用空気は，表75－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，１ヶ月に１回，所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量，潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧を確認する。

(2)　機械計画第一課長は，１ヶ月に１回，所要の非常用ディーゼル発電機の重油タンクの油量を確認し，その結果を当直長に通知する。

３　当直長および機械計画第一課長は，所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油および始動用空気が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，次の各号の措置を講じる。

(1)　当直長は，所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽の燃料油，潤滑油または始動用空気が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表75－３の措置を講じる。

(2)　機械計画第一課長は，所要の非常用ディーゼル発電機の重油タンクの燃料油が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表75－３の措置を講じ，その結果を当直長に通知する。

表75－１

項　　目	運転上の制限
所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油，潤滑油および始動用空気	所要の非常用ディーゼル発電機の燃料油貯油槽等※1の油量※2，潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧が表75－２に定める制限値以内にあること※3※4

※１：燃料油貯油槽および重油タンクをいう。（以下，本条において同じ）
　　燃料油貯油槽は，重大事故等対処設備を兼ねる。

※２：重油タンクの油量が運転上の制限を逸脱した場合は，第84条（表84－15）の運転上の制限も確認する。

※３：予備潤滑運転（ターニング，エアラン）を行う場合，運転上の制限を適用しない。

※４：非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は，運転上の制限を適用しない。

表75－２

項　　目	制　限　値
燃料油貯油槽等の油量（保有油量）	258kL以上※5
潤滑油タンクの油量（保有油量）	4,800L以上
起動用空気貯槽圧	2.50MPa以上

※５：燃料油貯油槽129kL以上および重油タンク129kL以上をいう。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表75－３
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A. 燃料油貯油槽等の油量，潤滑油タンクの油量または起動用空気貯槽圧が制限値を満足していない場合※6</td><td>A.1 当直長は，燃料油貯油槽の油量，潤滑油タンクの油量または起動用空気貯槽圧を制限値内に回復させる。
または
A.2 機械計画第一課長は，重油タンクの油量を制限値内に回復させる。</td><td>48時間</td></tr>
<tr><td>B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td><td>速やかに</td></tr>
</table>
※６：燃料油貯油槽等の油量，潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧の制限値は個別に適用される。</td>
<td>表75－３
<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A. 燃料油貯油槽等の油量，潤滑油タンクの油量または起動用空気貯槽圧が制限値を満足していない場合※6</td><td>A.1 当直長は，燃料油貯油槽の油量，潤滑油タンクの油量または起動用空気貯槽圧を制限値内に回復させる。
または
A.2 機械計画第一課長は，重油タンクの油量を制限値内に回復させる。</td><td>48時間</td></tr>
<tr><td>B. 条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合</td><td>B.1 当直長は，当該非常用ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td><td>速やかに</td></tr>
</table>
※６：燃料油貯油槽等の油量，潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧の制限値は個別に適用される。</td>
<td>本頁変更なし</td>
</tr>
</table>

変更前

（非常用直流電源　－モード１，２，３および４－）

第76条　モード１，２，３および４において，非常用直流電源（蓄電池※1および充電器）は，表76－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　発電課長は，定期検査時に，非常用直流電源の健全性を確認する。

(2)　当直長は，モード１，２，３および４において，１週間に１回，浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V以上であることを確認する。

３　当直長は，非常用直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表76－２の措置を講じる。

※１：３号炉においては，蓄電池（非常用）をいう（以下，本条において同じ）。

表76－１

項　　目	運転上の制限
非常用直流電源	２系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること

※２：３号炉の蓄電池が動作不能時は，第84条（表84－15）の運転上の制限も確認する。

※３：充電器とは，充電器または後備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能とみなす。（以下，本条において同じ。）

表76－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 非常用直流電源１系統の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに
B. 非常用直流電源１系統の蓄電池および充電器が動作不能である場合	B.1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。	２時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

変更後

（非常用直流電源　－モード１，２，３および４－）

第76条　モード１，２，３および４において，非常用直流電源（蓄電池（非常用）および充電器）は，表76－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　発電課長は，定期検査時に，非常用直流電源の健全性を確認する。

(2)　当直長は，モード１，２，３および４において，１週間に１回，浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V以上であることを確認する。

３　当直長は，非常用直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表76－２の措置を講じる。

表76－１

項　　目	運転上の制限
非常用直流電源	２系統（蓄電池（非常用）※1および充電器※2）が動作可能であること

※１：蓄電池（非常用）が動作不能時は，第84条（表84－15）の運転上の制限も確認する。

※２：充電器とは，充電器または後備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能とみなす。（以下，本条において同じ。）

表76－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 非常用直流電源１系統の蓄電池（非常用）または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。 および A.2 当直長は，残りの非常用直流電源が動作可能であることを確認する。	10日 速やかに
B. 非常用直流電源１系統の蓄電池（非常用）および充電器が動作不能である場合	B.1 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する。	２時間
C. 条件ＡまたはＢの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 当直長は，モード３にする。 および C.2 当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

変更前

（非常用直流電源　－モード５，６および照射済燃料移動中－）

第77条　モード５，６および照射済燃料移動中において，非常用直流電源（蓄電池※1および充電器）は，表77－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード５，６および照射済燃料移動中において，１週間に１回，浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V 以上であることを確認する。

３　当直長は，非常用直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表77－２の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

※１：３号炉においては，蓄電池（非常用）をいう（以下，本条において同じ）。

表77－１

項　　目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池※2および充電器※3）が動作可能であること

※２：３号炉の蓄電池が動作不能時は，第84条（表84－15）の運転上の制限も確認する。

※３：充電器とは，充電器または後備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能とみなす。（以下，本条において同じ。）

表77－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.所要の非常用直流電源の蓄電池または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する※4。 および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※４：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

（非常用直流電源　－モード５，６および照射済燃料移動中－）

第77条　モード５，６および照射済燃料移動中において，非常用直流電源（蓄電池（非常用）および充電器）は，表77－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード５，６および照射済燃料移動中において，１週間に１回，浮動充電時の蓄電池端子電圧が126.5V 以上であることを確認する。

３　当直長は，非常用直流電源が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表77－２の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表77－１

項　　目	運転上の制限
非常用直流電源	所要の設備の維持に必要な非常用直流母線に接続する系統（蓄電池（非常用）※1および充電器※2）が動作可能であること

※１：蓄電池（非常用）が動作不能時は，第84条（表84－15）の運転上の制限も確認する。

※２：充電器とは，充電器または後備充電器のいずれかをいい，両方が機能喪失となって動作不能とみなす。（以下，本条において同じ。）

表77－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.所要の非常用直流電源の蓄電池（非常用）または充電器が動作不能である場合	A.1 当直長または安全技術課長は，照射済燃料の移動を中止する※3。 および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は，当該機器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※３：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

変更前

（所内非常用母線　－モード１，２，３および４－）

第78条　モード１，２，３および４において，所内非常用母線は，表78－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２，３および４において，１週間に１回，表78－１に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。

３　当直長は，所内非常用母線が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表78－２の措置を講じる。

表78－１

項　　目	運転上の制限
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1)　２つの非常用高圧母線 (2)　２号炉については２つ，３号炉については４つの非常用低圧母線 (3)　２つの非常用直流母線 (4)　４つの非常用計装用母線

※１：所内非常用母線の電源の自動切替の間は，運転上の制限を適用しない。

表78－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.非常用高圧母線または非常用低圧母線の１つが受電不能の場合	A.1　当直長は，当該母線を復旧する。	８時間
B.非常用直流母線の１つが受電不能の場合	B.1　当直長は，当該母線を復旧する。	２時間
C.非常用計装用母線の１つが受電不能の場合	C.1　当直長は，当該母線を復旧する。	２時間
D.条件Ａ，ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1　当直長は，モード３にする。 および D.2　当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

変更後

（所内非常用母線　－モード１，２，３および４－）

第78条　モード１，２，３および４において，所内非常用母線は，表78－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　所内非常用母線が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，モード１，２，３および４において，１週間に１回，表78－１に定める所内非常用母線が受電されていることを確認する。

３　当直長は，所内非常用母線が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表78－２の措置を講じる。

表78－１

項　　目	運転上の制限
所内非常用母線	次の所内非常用母線が受電していること※1 (1)　２つの非常用高圧母線 (2)　４つの非常用低圧母線 (3)　２つの非常用直流母線 (4)　４つの非常用計装用母線

※１：所内非常用母線の電源の自動切替の間は，運転上の制限を適用しない。

表78－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.非常用高圧母線または非常用低圧母線の１つが受電不能の場合	A.1　当直長は，当該母線を復旧する。	８時間
B.非常用直流母線の１つが受電不能の場合	B.1　当直長は，当該母線を復旧する。	２時間
C.非常用計装用母線の１つが受電不能の場合	C.1　当直長は，当該母線を復旧する。	２時間
D.条件Ａ，ＢまたはＣの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1　当直長は，モード３にする。 および D.2　当直長は，モード５にする。	12時間 56時間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（１次冷却材中のほう素濃度　－モード６－）

第80条　モード６において，１次冷却材中のほう素濃度は，表80－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却材中のほう素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード６において，３日に１回，１次冷却材中のほう素濃度を確認する。

(2)　当直長は，原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前において，ほう素希釈ラインが隔離されていることを確認する。

３　当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表80－２の措置を講じる。

表80－１

1. ２号炉

項　　目	運転上の制限
１次冷却材中のほう素濃度	3,000ppm以上であること

2. ３号炉

項　　目	運転上の制限
１次冷却材中のほう素濃度	4,400ppm以上であること

表80－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。 および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※１：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

（１次冷却材中のほう素濃度　－モード６－）

第80条　モード６において，１次冷却材中のほう素濃度は，表80－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　１次冷却材中のほう素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード６において，３日に１回，１次冷却材中のほう素濃度を確認する。

(2)　当直長は，原子炉格納容器内での燃料装荷および燃料取出作業前において，ほう素希釈ラインが隔離されていることを確認する。

３　当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表80－２の措置を講じる。

表80－１

項　　目	運転上の制限
１次冷却材中のほう素濃度	4,400ppm以上であること

表80－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A. １次冷却材中のほう素濃度が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※1。 および A.2 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度が低下する操作をすべて中止する。 および A.3 当直長は，１次冷却材中のほう素濃度の運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに 速やかに 速やかに

※１：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（原子炉キャビティ水位）

第81条　２号炉について原子炉格納容器内での燃料移動中，３号炉についてモード６（キャビティ高水位※1）において，原子炉キャビティ水位は，表81－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉キャビティ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，２号炉について原子炉格納容器内での燃料移動中，１日に１回，原子炉キャビティ水位を確認する。

(2)　当直長は，３号炉についてモード６（キャビティ高水位）において，１日に１回，原子炉キャビティ水位を確認する。

３　当直長は，原子炉キャビティ水位が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表81－２の措置を講じる。

※１：３号炉におけるキャビティ高水位とは，原子炉キャビティ水位がEL 31.7m以上である場合をいう。（以下，本条において同じ。）

表81－１

1. ２号炉

項　　目	運転上の制限
原子炉キャビティ水位	EL 31.8m以上であること

2. ３号炉

項　　目	運転上の制限
原子炉キャビティ水位	EL 31.7m以上であること※2

※２：計画的な原子炉キャビティ水抜きによりモード６（キャビティ低水位）に移行する場合，運転上の制限を適用しない。

表81－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※3。 および A.2 当直長は，原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに 速やかに

※３：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

（原子炉キャビティ水位）

第81条　モード６（キャビティ高水位※1）において，原子炉キャビティ水位は，表81－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉キャビティ水位が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次の各号を実施する。

(1)　当直長は，モード６（キャビティ高水位）において，１日に１回，原子炉キャビティ水位を確認する。

３　当直長は，原子炉キャビティ水位が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表81－２の措置を講じる。

※１：キャビティ高水位とは，原子炉キャビティ水位がEL 31.7m以上である場合をいう。（以下，本条において同じ。）

表81－１

項　　目	運転上の制限
原子炉キャビティ水位	EL 31.7m以上であること※2

※２：計画的な原子炉キャビティ水抜きによりモード６（キャビティ低水位）に移行する場合，運転上の制限を適用しない。

表81－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.原子炉キャビティ水位が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※3。 および A.2 当直長は，原子炉キャビティ水位の運転上の制限を回復させる措置を開始する。	速やかに 速やかに

※３：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>

（原子炉格納容器貫通部（２号炉）　－燃料移動中－）

第82条　２号炉について，原子炉格納容器内での燃料移動中において，原子炉格納容器貫通部は，表82－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，原子炉格納容器内での燃料装荷および取出作業前に，原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。

３　当直長は，原子炉格納容器貫通部が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表82－２の措置を講じる。

表82－１

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>運転上の制限</th></tr>
<tr><td>原子炉格納容器貫通部</td><td>(1)機器ハッチが４つ以上のボルトで閉じられていること
(2)各エアロックが１つ以上のドアで閉止可能であること※1
(3)原子炉格納容器内から屋外大気まで直通の原子炉格納容器貫通部のうち，原子炉格納容器給排気系については隔離弁で閉止可能であること※1。その他については隔離弁，閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること</td></tr>
</table>

※１：閉止可能であることとは，閉止状態であることを含む。

表82－２

<table>
<tr><th>条　　件</th><th>要求される措置</th><th>完了時間</th></tr>
<tr><td>A.原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合</td><td>A.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料の移動を中止する※2。</td><td>速やかに</td></tr>
</table>

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

</td>
<td>削除</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

変更前

（原子炉格納容器貫通部（３号炉）　－モード５および６－）

第82条の２　３号炉について，モード５および６において，原子炉格納容器貫通部は，表82の２－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，原子炉格納容器内での燃料装荷および取出作業前に，原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。

３　当直長は，原子炉格納容器貫通部が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表82の２－２の措置を講じる。

表82の２－１

項　　目	運転上の制限
原子炉格納容器貫通部	(1)機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2)各エアロックが１つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3)その他の貫通部のうち，隔離弁については閉止可能であること※2。隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3

※１：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は，速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足している場合に開放することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

ア　１次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系による冷却時において，加圧器安全弁が動作可能であることおよび加圧器水位が10%から50%の範囲内にある場合

イ　原子炉キャビティ水位がEL 31.7m以上である場合

ウ　１次冷却系の水位が原子炉容器フランジ面-30cm以上である場合であって，以下のいずれかを満足している場合

(ｱ)　燃料取出前の原子炉容器のふたを開放してから原子炉キャビティ水張り完了までの期間において，炉心崩壊熱が２MWt未満と評価できる場合

(ｲ)　燃料装荷後の原子炉キャビティ水抜き開始から１次冷却系水張り開始までの期間において，炉心崩壊熱が２MWt未満と評価できる場合

※２：閉止可能であることとは，閉止状態であることを含む。

※３：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は，速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。また，原子炉格納容器内で燃料移動を行っている場合において，燃料移送管については隔離弁により閉止可能であることを条件に開放することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表82の２－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は，移動を中止する※4。	速やかに
	および	
	A.2 当直長は，原子炉格納容器貫通部の機能を復旧する措置を開始する。	速やかに
	および	
	A.3 当直長は，１台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認※5する。	速やかに

※４：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※５：運転中のポンプについては運転状態により確認する。

変更後

（原子炉格納容器貫通部　－モード５および６－）

第82条　モード５および６において，原子炉格納容器貫通部は，表82－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　原子炉格納容器貫通部が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，原子炉格納容器内での燃料装荷および取出作業前に，原子炉格納容器貫通部の状態を確認する。

３　当直長は，原子炉格納容器貫通部が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表82－２の措置を講じる。

表82－１

項　　目	運転上の制限
原子炉格納容器貫通部	(1)機器ハッチが全ボルトで閉じられていること※1 (2)各エアロックが１つ以上のドアで閉止可能であること※2 (3)その他の貫通部のうち，隔離弁については閉止可能であること※2。隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること※3

※１：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は，速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足している場合に開放することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

ア　１次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系による冷却時において，加圧器安全弁が動作可能であることおよび加圧器水位が10%から50%の範囲内にある場合

イ　原子炉キャビティ水位がEL 31.7m以上である場合

ウ　１次冷却系の水位が原子炉容器フランジ面-30cm以上である場合であって，以下のいずれかを満足している場合

(ｱ)　燃料取出前の原子炉容器のふたを開放してから原子炉キャビティ水張り完了までの期間において，炉心崩壊熱が２MWt未満と評価できる場合

(ｲ)　燃料装荷後の原子炉キャビティ水抜き開始から１次冷却系水張り開始までの期間において，炉心崩壊熱が２MWt未満と評価できる場合

※２：閉止可能であることとは，閉止状態であることを含む。

※３：原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は，速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。また，原子炉格納容器内で燃料移動を行っている場合において，燃料移送管については隔離弁により閉止可能であることを条件に開放することが許容される。この場合，運転上の制限を満足していないとはみなさない。

表82－２

条　　件	要求される措置	完了時間
A.原子炉格納容器貫通部が運転上の制限を満足していない場合	A.1 当直長は，原子炉格納容器内での燃料移動中の場合は，移動を中止する※4。	速やかに
	および	
	A.2 当直長は，原子炉格納容器貫通部の機能を復旧する措置を開始する。	速やかに
	および	
	A.3 当直長は，１台の余熱除去ポンプを起動し，動作可能であることを確認※5する。	速やかに

※４：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

※５：運転中のポンプについては運転状態により確認する。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

変更前

（使用済燃料ピットの水位および水温）

第83条　使用済燃料ピットは，表83－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，１週間に１回，使用済燃料ピットの水位，水温を確認する。

３　当直長は，使用済燃料ピットが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表83－３の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表83－１

項　　目	運転上の制限
使用済燃料ピット	水位※1および水温が表83－２で定める制限値内にあること

※１：照射済燃料の移動を行っていない場合は，運転上の制限を適用しない。

表83－２

1. ２号炉

項　　目	制　限　値
水　　位	EL 31.8m以上
水　　温	65℃以下

2. ３号炉

項　　目	制　限　値
水　　位	EL 31.7m以上
水　　温	65℃以下

表83－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は，使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに 速やかに
B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は，使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更後

（使用済燃料ピットの水位および水温）

第83条　使用済燃料ピットは，表83－１で定める事項を運転上の制限とする。

２　使用済燃料ピットが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。

(1)　当直長は，１週間に１回，使用済燃料ピットの水位，水温を確認する。

３　当直長は，使用済燃料ピットが第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表83－３の措置を講じるとともに，安全技術課長による照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は，安全技術課長に通知する。通知をうけた安全技術課長は，同表の措置を講じる。

表83－１

項　　目	運転上の制限
使用済燃料ピット	水位※1および水温が表83－２で定める制限値内にあること

※１：照射済燃料の移動を行っていない場合は，運転上の制限を適用しない。

表83－２

項　　目	制　限　値
水　　位	EL 31.7m以上
水　　温	65℃以下

表83－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水位が制限値を満足していない場合	A.1 当直長は，使用済燃料ピットの水位を制限値内に回復させるための措置を開始する。 および A.2 当直長または安全技術課長は，使用済燃料ピット内での照射済燃料の移動を中止する※2。	速やかに 速やかに
B. 使用済燃料ピットの水温が制限値を満足していない場合	B.1 当直長は，使用済燃料ピットの水温を制限値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

※２：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（重大事故等対処設備（３号炉）） 第84条　３号炉について，次の各号の重大事故等対処設備は，表84－１で定める事項を運転上の制限とする。 (1)　緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2)　１次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備 (3)　炉心注水をするための設備 (4)　１次冷却系統の減圧をするための設備 (5)　原子炉格納容器スプレイをするための設備 (6)　原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7)　２次冷却系からの除熱（注水）をするための設備 (8)　２次冷却系からの除熱（蒸気放出）をするための設備 (9)　水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10)　水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11)　使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12)　発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13)　重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 (14)　電源設備 (15)　計装設備 (16)　中央制御室 (17)　監視測定設備 (18)　緊急時対策所 (19)　通信連絡を行うために必要な設備 (20)　中型ポンプ車 (21)　その他の設備 2　重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1)　各課長は，表84－２から表84－22に定める確認事項を実施する。また，各課長（発電課長および当直長を除く。）は，その結果を発電課長または当直長に通知する。 3　各課長は，重大事故等対処設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表84－２から表84－22の措置を講じるとともに，必要に応じ，関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は，同表に定める措置を講じる。	（重大事故等対処設備） 第84条　次の各号の重大事故等対処設備は，表84－１で定める事項を運転上の制限とする。 (1)　緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 (2)　１次冷却系統のフィードアンドブリードをするための設備 (3)　炉心注水をするための設備 (4)　１次冷却系統の減圧をするための設備 (5)　原子炉格納容器スプレイをするための設備 (6)　原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (7)　２次冷却系からの除熱（注水）をするための設備 (8)　２次冷却系からの除熱（蒸気放出）をするための設備 (9)　水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備 (10)　水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 (11)　使用済燃料ピットの冷却等のための設備 (12)　発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備 (13)　重大事故等の収束に必要となる水の供給設備 (14)　電源設備 (15)　計装設備 (16)　中央制御室 (17)　監視測定設備 (18)　緊急時対策所 (19)　通信連絡を行うために必要な設備 (20)　中型ポンプ車 (21)　その他の設備 2　重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため，次号を実施する。 (1)　各課長は，表84－２から表84－22に定める確認事項を実施する。また，各課長（発電課長および当直長を除く。）は，その結果を発電課長または当直長に通知する。 3　各課長は，重大事故等対処設備が第１項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合，表84－２から表84－22の措置を講じるとともに，必要に応じ，関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は，同表に定める措置を講じる。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表84－２　緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備

84－２－１　原子炉出力抑制（自動）※1

機　　能	設定値 ３号炉	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2 条　件	要求される措置	完了時間	確認事項 項　目	頻　度	担　当
１．多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）									
a．多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）論理回路	－	モード１および２	１系統	A．多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A.2 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	６時間 30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
b．蒸気発生器水位低	計器スパンの７％以上	モード１および２	３※5	A．１チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A.2 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	６時間 30日	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			

※１：本表における動作可能とは，当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また，動作不能とは，点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。
※２：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。
※３：電動補助給水ポンプ，タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気隔離弁をいう。
※４：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。
※５：多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）に使用するチャンネルに限る。

変更後	備考
表84－２　緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 84－２－１　原子炉出力抑制（自動）※1	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

機　　能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2		確認事項		
				条　件	要求される措置	完了時間	項　目	頻　度	担　当
１．多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）									
a．多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）論理回路	－	モード１および２	１系統	A．多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）が動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A.2 計装計画課長は，当該系統を動作可能な状態に復旧する。	６時間 30日	機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			
b．蒸気発生器水位低	計器スパンの７％以上	モード１および２	３※5	A．１チャンネルが動作不能である場合	A.1 当直長は，当該系統と同等な機能を持つ重大事故等対処設備※3が動作可能であることを確認する※4。 および A.2 計装計画課長は，当該チャンネルを動作可能な状態に復旧する。	６時間 30日	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	計装計画課長
							動作不能でないことを指示値により確認する。	１日に１回	当直長
				B．条件Ａの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直長は，モード３にする。	12時間			

※１：本表における動作可能とは，当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また，動作不能とは，点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。
※２：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。
※３：電動補助給水ポンプ，タービン動補助給水ポンプおよび主蒸気隔離弁をいう。
※４：「動作可能であること」の確認は，対象設備の至近の記録等により行う。
※５：多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）に使用するチャンネルに限る。

変更前	変更後	備考
（１次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施） 第85条　モード４および５において１次冷却系の耐圧・漏えい検査※1を実施する場合，表85－１で定める事項の適用を除外することができる。この場合，表85－２で定める事項を運転上の制限とする。 ２　前項を適用する場合，次の各号を実施する。 (1)　当直長は，１次冷却系の昇温開始※2から適用を除外する前までに，表85－２で定める運転上の制限を満足していることを確認する※3。 (2)　当直長は，１次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後，表85－１で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について，復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する※4。 ３　当直長は，第１項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合，表85－３の措置を講じる。 ※１：１次冷却系の耐圧・漏えい検査とは，１次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。（以下，本条において同じ。） ※２：１次冷却系の昇温開始とは，１次冷却材の昇温のために１次冷却材ポンプを起動した時点をいう。 ※３：格納容器隔離弁については，至近の記録，施錠管理の実施，区域管理の実施等により確認を行うことができる。 ※４：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は，運転上の制限の確認を行う必要はない。	**（１次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施）** 第85条　モード４および５において１次冷却系の耐圧・漏えい検査※1を実施する場合，表85－１で定める事項の適用を除外することができる。この場合，表85－２で定める事項を運転上の制限とする。 ２　前項を適用する場合，次の各号を実施する。 (1)　当直長は，１次冷却系の昇温開始※2から適用を除外する前までに，表85－２で定める運転上の制限を満足していることを確認する※3。 (2)　当直長は，１次冷却系の耐圧・漏えい検査終了後，表85－１で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について，復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する※4。 ３　当直長は，第１項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合，表85－３の措置を講じる。 ※１：１次冷却系の耐圧・漏えい検査とは，１次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。（以下，本条において同じ。） ※２：１次冷却系の昇温開始とは，１次冷却材の昇温のために１次冷却材ポンプを起動した時点をいう。 ※３：格納容器隔離弁については，至近の記録，施錠管理の実施，区域管理の実施等により確認を行うことができる。 ※４：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は，運転上の制限の確認を行う必要はない。	本頁変更なし

変更前

表85－１

適用を除外する運転上の制限	
第33条（計測および制御設備）	表33－３　第１項，第２項および第３項
第37条（１次冷却系　－モード４－）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち，２系統以上が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること
第38条（１次冷却系　－モード５ （１次冷却系満水）－）	(1)余熱除去系１系統が運転中であること (2)他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか，２号炉については１基以上，３号炉については２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること
第43条（加圧器安全弁）	すべてが動作可能であること
第45条（低温過加圧防護）	(1)-1　２台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり，２台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2　１台以上の加圧器安全弁が取り外されていること
第52条（非常用炉心冷却系 －モード４－）	(2)低圧注入系１系統以上が動作可能であること
第55条（原子炉格納容器）	(3)エアロックが動作可能であること (4)格納容器隔離弁が動作可能であること
第57条（原子炉格納容器スプレイ系）	(1)２系統が動作可能であること
第58条（アニュラス空気浄化系）	２系統が動作可能であること
第59条（アニュラス）	アニュラスの機能が健全であること
第84条（重大事故等対処設備）	84－３－１ (1)高圧注入系の２系統が動作可能であること (2)加圧器逃がし弁２台による１次冷却系統の減圧系が動作可能であること 84－４－１ (1)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること 84－４－３ 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系２系統が動作可能であること 84－４－４ 格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能であること

変更後

表85－１

適用を除外する運転上の制限	
第33条（計測および制御設備）	表33－３　第１項，第２項および第３項
第37条（１次冷却系　－モード４－）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち，２系統以上が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること
第38条（１次冷却系　－モード５ （１次冷却系満水）－）	(1)余熱除去系１系統が運転中であること (2)他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか，２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること
第43条（加圧器安全弁）	すべてが動作可能であること
第45条（低温過加圧防護）	(1)-1　２台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり，２台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2　１台以上の加圧器安全弁が取り外されていること
第52条（非常用炉心冷却系 －モード４－）	(2)低圧注入系１系統以上が動作可能であること
第55条（原子炉格納容器）	(3)エアロックが動作可能であること (4)格納容器隔離弁が動作可能であること
第57条（原子炉格納容器スプレイ系）	(1)２系統が動作可能であること
第58条（アニュラス空気浄化系）	２系統が動作可能であること
第59条（アニュラス）	アニュラスの機能が健全であること
第84条（重大事故等対処設備）	84－３－１ (1)高圧注入系の２系統が動作可能であること (2)加圧器逃がし弁２台による１次冷却系統の減圧系が動作可能であること 84－４－１ (1)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること 84－４－３ 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系２系統が動作可能であること 84－４－４ 格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能であること

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表85－１　つづき

適用を除外する運転上の制限	
第84条（重大事故等対処設備）	84－４－６ 高圧注入ポンプ（Ｂ，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能であること

表85－２

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上あること）のうち２系統以上が動作可能な状態であること※5
非常用炉心冷却系	低圧注入系１系統以上が動作可能な状態であること
原子炉格納容器	(1)エアロックが閉止可能な状態であること (2)格納容器隔離弁が閉止されているか，閉止可能な状態であること
原子炉格納容器スプレイ系	２系統が動作可能な状態であること
アニュラス空気浄化系	２系統が動作可能な状態であること
アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること
重大事故等対処設備	(1)電動補助給水ポンプによる補助給水系１系統以上が動作可能であること (2)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能な状態であること※6 (3)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能な状態であること (4)中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系２系統が動作可能な状態であること (5)格納容器スプレイポンプ（Ｂ，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能な状態であること (6)高圧注入ポンプ（Ｂ，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能な状態であること

※５：重大事故等対処設備を除く項目における動作可能な状態であることとは，ポンプ，ファンが手動起動できること，または運転中であることをいう。(以下，本条において同じ。)

※６：重大事故等対処設備における動作可能な状態であることとは，ポンプが手動起動（通常と異なる状態※7からの系統構成を含む）できること，または運転中であることをいう。(以下，本条において同じ。)

※７：電動弁の増し締めや手動弁を閉止している場合等，通常の系統状態と異なる状態をいう。

表85－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.第１項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直長は，当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直長は，１次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直長は，モード５にする。	速やかに 速やかに 20時間

変更後

表85－１　つづき

適用を除外する運転上の制限	
第84条（重大事故等対処設備）	84－４－６ 高圧注入ポンプ（Ｂ，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能であること

表85－２

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上あること）のうち２系統以上が動作可能な状態であること※5
非常用炉心冷却系	低圧注入系１系統以上が動作可能な状態であること
原子炉格納容器	(1)エアロックが閉止可能な状態であること (2)格納容器隔離弁が閉止されているか，閉止可能な状態であること
原子炉格納容器スプレイ系	２系統が動作可能な状態であること
アニュラス空気浄化系	２系統が動作可能な状態であること
アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること
重大事故等対処設備	(1)電動補助給水ポンプによる補助給水系１系統以上が動作可能であること (2)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能な状態であること※6 (3)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能な状態であること (4)中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系２系統が動作可能な状態であること (5)格納容器スプレイポンプ（Ｂ，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能な状態であること (6)高圧注入ポンプ（Ｂ，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能な状態であること

※５：重大事故等対処設備を除く項目における動作可能な状態であることとは，ポンプ，ファンが手動起動できること，または運転中であることをいう。（以下，本条において同じ。）

※６：重大事故等対処設備における動作可能な状態であることとは，ポンプが手動起動（通常と異なる状態※7からの系統構成を含む）できること，または運転中であることをいう。（以下，本条において同じ。）

※７：電動弁の増し締めや手動弁を閉止している場合等，通常の系統状態と異なる状態をいう。

表85－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.第１項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直長は，当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直長は，１次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直長は，モード５にする。	速やかに 速やかに 20時間

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考
（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施） 第85条の２　モード４および５において安全注入系逆止弁漏えい検査※1を実施する場合，表85の２－１で定める事項の適用を除外することができる。この場合，表85の２－２※2で定める事項を運転上の制限とする。 ２　前項を適用する場合，次の各号を実施する。 (1)　原子炉停止後の１次冷却系の降温過程において検査を実施する場合，当直長は，モード３となってから適用を除外する前までに，表85の２－２で定める運転上の制限を満足していることを確認する※3。 (2)　１次冷却系を昇温させて検査を実施する場合または１次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合，当直長は，１次冷却系の昇温開始※4から適用を除外する前までに，表85の２－２で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 (3)　モード５（１次冷却系非満水）において検査を実施する場合，当直長は，１次冷却系を満水にするための水張り開始から適用を除外する前までに，表85の２－２で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 (4)　当直長は，安全注入系逆止弁漏えい検査終了後，表85の２－１で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について，復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する※5。 ３　当直長は，第１項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合，表85の２－３の措置を講じる。 ※１：安全注入系逆止弁漏えい検査とは，１次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。（以下，本条において同じ。） ※２：モード４において実施する場合は表85の２－２(1)および表85の２－２(4)，モード５（１次冷却系満水）において実施する場合は表85の２－２(2) および表85の２－２(4)，モード５（１次冷却系非満水）において実施する場合は表85の２－２(3) および表85の２－２(4)を適用する。（以下，本条において同じ。） ※３：格納容器隔離弁については，至近の記録，施錠管理の実施，区域管理の実施等により確認を行うことができる。（以下，本条において同じ。） ※４：１次冷却系の昇温開始とは，１次冷却材の昇温のために１次冷却材ポンプを起動した時点をいう。 ※５：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は，運転上の制限の確認を行う必要はない。	**（安全注入系逆止弁漏えい検査の実施）** 第85条の２　モード４および５において安全注入系逆止弁漏えい検査※1を実施する場合，表85の２－１で定める事項の適用を除外することができる。この場合，表85の２－２※2で定める事項を運転上の制限とする。 ２　前項を適用する場合，次の各号を実施する。 (1)　原子炉停止後の１次冷却系の降温過程において検査を実施する場合，当直長は，モード３となってから適用を除外する前までに，表85の２－２で定める運転上の制限を満足していることを確認する※3。 (2)　１次冷却系を昇温させて検査を実施する場合または１次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合，当直長は，１次冷却系の昇温開始※4から適用を除外する前までに，表85の２－２で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 (3)　モード５（１次冷却系非満水）において検査を実施する場合，当直長は，１次冷却系を満水にするための水張り開始から適用を除外する前までに，表85の２－２で定める運転上の制限を満足していることを確認する。 (4)　当直長は，安全注入系逆止弁漏えい検査終了後，表85の２－１で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について，復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する※5。 ３　当直長は，第１項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合，表85の２－３の措置を講じる。 ※１：安全注入系逆止弁漏えい検査とは，１次冷却材圧力を検査圧力に保持している期間をいう。（以下，本条において同じ。） ※２：モード４において実施する場合は表85の２－２(1)および表85の２－２(4)，モード５（１次冷却系満水）において実施する場合は表85の２－２(2) および表85の２－２(4)，モード５（１次冷却系非満水）において実施する場合は表85の２－２(3) および表85の２－２(4)を適用する。（以下，本条において同じ。） ※３：格納容器隔離弁については，至近の記録，施錠管理の実施，区域管理の実施等により確認を行うことができる。（以下，本条において同じ。） ※４：１次冷却系の昇温開始とは，１次冷却材の昇温のために１次冷却材ポンプを起動した時点をいう。 ※５：復旧措置が適用モード外へ移行した後に行われている場合は，運転上の制限の確認を行う必要はない。	本頁変更なし

変更前

表85の２－１

適用を除外する運転上の制限	
第33条（計測および制御設備）	表33－３　第１項，第２項および第３項
第37条（１次冷却系　－モード４－）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち，２系統以上が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること
第38条［１次冷却系　－モード５（１次冷却系満水）－］	(1)余熱除去系１系統が運転中であること (2)他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか，２号炉については１基以上，３号炉については２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること
第39条［１次冷却系　－モード５（１次冷却系非満水）－］	余熱除去系２系統が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること
第43条（加圧器安全弁）	すべてが動作可能であること
第45条（低温過加圧防護）	(1)-1　２台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり，２台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2　１台以上の加圧器安全弁が取り外されていること
第52条［非常用炉心冷却系　－モード４－］	(2)低圧注入系１系統以上が動作可能であること
第55条（原子炉格納容器）	(3)エアロックが動作可能であること (4)格納容器隔離弁が動作可能であること
第57条（原子炉格納容器スプレイ系）	(1)２系統が動作可能であること
第58条（アニュラス空気浄化系）	２系統が動作可能であること
第59条（アニュラス）	アニュラスの機能が健全であること
第84条（重大事故等対処設備）	84－４－１ (1)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること 84－４－３ 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系２系統が動作可能であること 84－４－４ 格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能であること 84－４－６ 高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能であること

変更後

表85の２－１

適用を除外する運転上の制限	
第33条（計測および制御設備）	表33－３　第１項，第２項および第３項
第37条（１次冷却系　－モード４－）	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち，２系統以上が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること
第38条［１次冷却系　－モード５（１次冷却系満水）－］	(1)余熱除去系１系統が運転中であること (2)他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか，２基以上の蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上であること
第39条［１次冷却系　－モード５（１次冷却系非満水）－］	余熱除去系２系統が動作可能であり，そのうち１系統以上が運転中であること
第43条（加圧器安全弁）	すべてが動作可能であること
第45条（低温過加圧防護）	(1)-1　２台の加圧器逃がし弁が低圧設定で動作可能であり，２台の加圧器逃がし元弁が開状態であること (1)-2　１台以上の加圧器安全弁が取り外されていること
第52条［非常用炉心冷却系　－モード４－］	(2)低圧注入系１系統以上が動作可能であること
第55条（原子炉格納容器）	(3)エアロックが動作可能であること (4)格納容器隔離弁が動作可能であること
第57条（原子炉格納容器スプレイ系）	(1)２系統が動作可能であること
第58条（アニュラス空気浄化系）	２系統が動作可能であること
第59条（アニュラス）	アニュラスの機能が健全であること
第84条（重大事故等対処設備）	84－４－１ (1)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること (2)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能であること 84－４－３ 中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系２系統が動作可能であること 84－４－４ 格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能であること 84－４－６ 高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能であること

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表85の２－２(1)

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上あること）のうち２系統以上が動作可能な状態であること※6
非常用炉心冷却系	低圧注入系１系統以上が動作可能な状態であること
原子炉格納容器	(1)エアロックが閉止可能な状態であること (2)格納容器隔離弁が閉止されているか，閉止可能な状態であること
原子炉格納容器スプレイ系	２系統が動作可能な状態であること
アニュラス空気浄化系	２系統が動作可能な状態であること
アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること

※６：動作可能な状態であることとは，ポンプ，ファンが手動起動できること，または運転中であることをいう。(以下，本条において同じ。)

表85の２－２(2)

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上あること）のうち２系統以上が動作可能な状態であること

表85の２－２(3)

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系２系統が動作可能な状態であること

変更後

表85の２－２(1)

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上あること）のうち２系統以上が動作可能な状態であること※6
非常用炉心冷却系	低圧注入系１系統以上が動作可能な状態であること
原子炉格納容器	(1)エアロックが閉止可能な状態であること (2)格納容器隔離弁が閉止されているか，閉止可能な状態であること
原子炉格納容器スプレイ系	２系統が動作可能な状態であること
アニュラス空気浄化系	２系統が動作可能な状態であること
アニュラス	アニュラスドアが閉止可能な状態であること

※６：動作可能な状態であることとは，ポンプ，ファンが手動起動できること，または運転中であることをいう。（以下，本条において同じ。）

表85の２－２(2)

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系（蒸気発生器の水位（狭域）が計器スパンの５％以上あること）のうち２系統以上が動作可能な状態であること

表85の２－２(3)

項　　目	運転上の制限
１次冷却系	余熱除去系２系統が動作可能な状態であること

備考

本頁変更なし

変更前

表85の２－２(4)

項　　目	運転上の制限
重大事故等対処設備	(1)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能な状態であること※7 (2)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能な状態であること (3)中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系２系統が動作可能な状態であること (4)格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能な状態であること (5)高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能な状態であること

※７：重大事故等対処設備における動作可能な状態であることとは，ポンプが手動起動（通常と異なる状態※8からの系統構成を含む）できること，または運転中であることをいう。(以下，本条において同じ。)

※８：電動弁の増し締めや手動弁を閉止している場合等，通常の系統状態と異なる状態をいう。

表85の２－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.第１項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直長は，当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直長は，１次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直長は，モード５にする。	速やかに 速やかに 20時間

変更後

表85の２－２(4)

項　　目	運転上の制限
重大事故等対処設備	(1)高圧注入系および高圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能な状態であること※7 (2)低圧注入系および低圧再循環系それぞれ１系統以上が動作可能な状態であること (3)中型ポンプ車および加圧ポンプ車による代替炉心注水系２系統が動作可能な状態であること (4)格納容器スプレイポンプ（B，代替再循環配管使用）による代替再循環系が動作可能な状態であること (5)高圧注入ポンプ（B，海水冷却）による高圧再循環系が動作可能な状態であること

※７：重大事故等対処設備における動作可能な状態であることとは，ポンプが手動起動（通常と異なる状態※8からの系統構成を含む）できること，または運転中であることをいう。（以下，本条において同じ。）

※８：電動弁の増し締めや手動弁を閉止している場合等，通常の系統状態と異なる状態をいう。

表85の２－３

条　　件	要求される措置	完了時間
A.第１項で定める運転上の制限が満足されていない場合	A.1 当直長は，当該項目を満足させる措置を開始する。 および A.2 当直長は，１次冷却材の温度および圧力を上昇する措置を中止する。 および A.3 当直長は，モード５にする。	速やかに 速やかに 20時間

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考
（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合） 第88条　各課長は，予防保全を目的とした点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する※1。なお，運用方法については，表87の例に準拠するものとする。 2　各課長は，予防保全を目的とした点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合であって，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は，あらかじめ必要な安全措置を定め，原子炉主任技術者の確認を得て実施する※1。 3　各課長は，表88で定める設備について，保全計画等に基づき定期的に行う点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，同表に定める点検時の措置を実施する。この場合，第１項なお書の規定は適用しない。また，同表で定める設備について，要求される完了時間の範囲を超えて点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，同表に定める点検時の措置の実施について，原子炉主任技術者の確認を得る。この場合，第２項は適用しない。 4　第１項，第２項および第３項の実施については，第87条第１項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。 5　各課長は，第１項，第２項または第３項に基づく点検・保修を行う場合，関係課長と協議し実施する。 6　第１項，第２項および第３項の実施にあたっては，運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。 7　第１項を実施する場合，各課長は，運転上の制限外へ移行する前に，運転上の制限外へ移行した段階で要求される措置※2を順次実施し，その全てが終了した時点から２４時間以内に運転上の制限外へ移行する。なお，移行前に実施した措置については，移行時点で完了したものとみなす。 8　第１項，第２項または第３項に基づき運転上の制限外へ移行する場合は，第87条第３項，第７項，第８項，第９項および第10項に準拠する。なお，第３項に基づき運転上の制限外に移行する場合は，「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替える。 9　各課長は，第１項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合，第２項の場合において安全措置を実施できなかった場合または第３項の場合において点検時の措置を実施できなかった場合は，当該の運転上の制限を満足していないと判断する。 10　各課長は，運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰していると判断した場合は，当直長に通知する。 11　各課長は，第２項に基づく点検・保修および第３項において完了時間を超えて点検・保修を実施後，運転上の制限外から復帰していると判断した場合は，原子炉主任技術者に報告する。 ※１：この規定第２項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は，これに代えることができる。 ※２：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また，複数回の実施要求があるものについては，２回目以降の実施については除く。	**（予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合）** 第88条　各課長は，予防保全を目的とした点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する※1。なお，運用方法については，表87の例に準拠するものとする。 2　各課長は，予防保全を目的とした点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合であって，当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は，あらかじめ必要な安全措置を定め，原子炉主任技術者の確認を得て実施する※1。 3　各課長は，表88で定める設備について，保全計画等に基づき定期的に行う点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，同表に定める点検時の措置を実施する。この場合，第１項なお書の規定は適用しない。また，同表で定める設備について，要求される完了時間の範囲を超えて点検・保修を実施するため，計画的に運転上の制限外に移行する場合は，同表に定める点検時の措置の実施について，原子炉主任技術者の確認を得る。この場合，第２項は適用しない。 4　第１項，第２項および第３項の実施については，第87条第１項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。 5　各課長は，第１項，第２項または第３項に基づく点検・保修を行う場合，関係課長と協議し実施する。 6　第１項，第２項および第３項の実施にあたっては，運転上の制限外へ移行した時点を点検・保修に対する完了時間の起点とする。 7　第１項を実施する場合，各課長は，運転上の制限外へ移行する前に，運転上の制限外へ移行した段階で要求される措置※2を順次実施し，その全てが終了した時点から２４時間以内に運転上の制限外へ移行する。なお，移行前に実施した措置については，移行時点で完了したものとみなす。 8　第１項，第２項または第３項に基づき運転上の制限外へ移行する場合は，第87条第３項，第７項，第８項，第９項および第10項に準拠する。なお，第３項に基づき運転上の制限外に移行する場合は，「要求される措置」を「点検時の措置」に読み替える。 9　各課長は，第１項の場合において要求される措置を完了時間内に実施できなかった場合，第２項の場合において安全措置を実施できなかった場合または第３項の場合において点検時の措置を実施できなかった場合は，当該の運転上の制限を満足していないと判断する。 10　各課長は，運転上の制限外へ移行した場合および運転上の制限外から復帰していると判断した場合は，当直長に通知する。 11　各課長は，第２項に基づく点検・保修および第３項において完了時間を超えて点検・保修を実施後，運転上の制限外から復帰していると判断した場合は，原子炉主任技術者に報告する。 ※１：この規定第２項に基づく確認として同様の措置を実施している場合は，これに代えることができる。 ※２：点検・保修を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また，複数回の実施要求があるものについては，２回目以降の実施については除く。	本頁変更なし

変更前

表 88

関連条文	点検対象設備	第 88 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 72 条の 3	・外部電源（3 号炉）	モード 1，2，3，4，5，6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。	点検前※3 その後の 1 日に 1 回
			・所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機※4 が動作可能であることを確認する。※5	点検前※3 点検期間が完了時間（30 日）を超えて点検を実施する場合は，その後の 1 ヶ月に 1 回
第 84 条 （84-12-3）	・使用済燃料ピット水位（AM） ・使用済燃料ピット温度（AM） ・使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む） ・使用済燃料ピット広域水位（AM） ・可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットの水位が EL 31.7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	点検前※3 その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 （84-15-1）	・空冷式非常用発電装置	モード 1，2，3，4，5 および 6 以外	・所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機※4 が動作可能であることを確認する。※5	点検前※3 その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 （84-15-2）	・300kVA 電源車	モード 1，2，3，4，5 および 6 以外	・所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機※4 が動作可能であることを確認する。※5	点検前※3 その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 （84-15-4）	・75kVA 電源車 ・可搬型整流器	モード 1，2，3，4，5 および 6 以外	・所要の 3 号炉の非常用ディーゼル発電機※4 が動作可能であることを確認する。※5	点検前※3 その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 （84-15-5）	・代替電気設備受電盤 ・代替動力変圧器	モード 1，2，3，4，5 および 6 以外	・所内電気設備の系統電圧を確認し，使用可能であることを確認する。	点検前※3 その後の 1 日に 1 回

※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し，その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお，移行前に実施した措置については，移行時点で完了したものとみなす。

※4：モード 5，6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間（モード 1 からモード 6 以外の期間に限る）では，非常用ディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。

※5：「動作可能であること」の確認は，非常用ディーゼル発電機 1 基を起動し動作可能であることを確認するとともに，残りの非常用ディーゼル発電機 1 基が動作可能であることを至近の記録等により確認する。

変更後

表 88

関連条文	点検対象設備	第 88 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 72 条	・外部電源	モード 1，2，3，4，5，6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・動作可能な外部電源について，電圧が確立していることを確認する。	点検前※3 その後の 1 日に 1 回
			・所要の非常用ディーゼル発電機※4 が動作可能であることを確認する。※5	点検前※3 点検期間が完了時間（30 日）を超えて点検を実施する場合は，その後の 1 ヶ月に 1 回
第 84 条 （84-12-3）	・使用済燃料ピット水位（AM） ・使用済燃料ピット温度（AM） ・使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ冷却設備含む） ・使用済燃料ピット広域水位（AM） ・可搬型使用済燃料ピットエリアモニタ	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・使用済燃料ピットの水位が EL 31.7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	点検前※3 その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 （84-15-1）	・空冷式非常用発電装置	モード 1，2，3，4，5 および 6 以外	・所要の非常用ディーゼル発電機※4 が動作可能であることを確認する。※5	点検前※3 その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 （84-15-2）	・300kVA 電源車	モード 1，2，3，4，5 および 6 以外	・所要の非常用ディーゼル発電機※4 が動作可能であることを確認する。※5	点検前※3 その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 （84-15-4）	・75kVA 電源車 ・可搬型整流器	モード 1，2，3，4，5 および 6 以外	・所要の非常用ディーゼル発電機※4 が動作可能であることを確認する。※5	点検前※3 その後の 1 週間に 1 回
第 84 条 （84-15-5）	・代替電気設備受電盤 ・代替動力変圧器	モード 1，2，3，4，5 および 6 以外	・所内電気設備の系統電圧を確認し，使用可能であることを確認する。	点検前※3 その後の 1 日に 1 回

※3：運転上の制限外に移行する前に順次実施し，その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお，移行前に実施した措置については，移行時点で完了したものとみなす。

※4：モード 5，6 および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間（モード 1 からモード 6 以外の期間に限る）では，非常用ディーゼル発電機に非常用発電機 1 基を含めることができる。

※5：「動作可能であること」の確認は，非常用ディーゼル発電機 1 基を起動し動作可能であることを確認するとともに，残りの非常用ディーゼル発電機 1 基が動作可能であることを至近の記録等により確認する。

備考

伊方発電所 2 号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)

表 88　つづき

関連条文	点検対象設備	第 88 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 75 条 第 84 条 (84-15-6)	・重油タンク ・軽油タンク	モード１，２，３，４，５および６以外	・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源３回線以上の電圧が確立していること，および１回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。	点検前※6 その後の１週間に１回
第 84 条 (84-16-1)	・原子炉下部キャビティ水位	モード５，６	・代替パラメータが動作可能であることを確認する。	点検前※6 その後の１週間に１回
第 84 条 (84-17-1)	・中央制御室非常用給気ファン ・中央制御室空調ファン ・中央制御室再循環ファン ・中央制御室非常用給気フィルタユニット	モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外	・使用済燃料ピットの水位が EL 31.7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	点検前※6 その後の１週間に１回
第 84 条 (84-19-1)	・緊急時対策所用発電機	モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所内電気設備の系統電圧を確認し，使用可能であることを確認する。	点検前※6 その後の１日に１回
第 84 条 (84-19-2)	・緊急時対策所加圧装置	モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所空気浄化系が動作可能であることを確認する。	点検前※6 その後の１週間に１回

※6：運転上の制限外に移行する前に順次実施し，その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお，移行前に実施した措置については，移行時点で完了したものとみなす。

変更前

表 88　つづき

関連条文	点検対象設備	第 88 条適用時期	点検時の措置	実施頻度
第 75 条 第 84 条 (84-15-6)	・重油タンク ・軽油タンク	モード１，２，３，４，５および６以外	・所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源３回線以上の電圧が確立していること，および１回線以上は他の回線に対して独立性を有していることを確認する。	点検前※6 その後の１週間に１回
第 84 条 (84-16-1)	・原子炉下部キャビティ水位	モード５，６	・代替パラメータが動作可能であることを確認する。	点検前※6 その後の１週間に１回
第 84 条 (84-17-1)	・中央制御室非常用給気ファン ・中央制御室空調ファン ・中央制御室再循環ファン ・中央制御室非常用給気フィルタユニット	モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外	・使用済燃料ピットの水位が EL 31.7m 以上および水温が 65℃以下であることを確認する。	点検前※6 その後の１週間に１回
第 84 条 (84-19-1)	・緊急時対策所用発電機	モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・所内電気設備の系統電圧を確認し，使用可能であることを確認する。	点検前※6 その後の１日に１回
第 84 条 (84-19-2)	・緊急時対策所加圧装置	モード１，２，３，４，５，６および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	・緊急時対策所空気浄化系が動作可能であることを確認する。	点検前※6 その後の１週間に１回

※6：運転上の制限外に移行する前に順次実施し，その全てが終了した時点から 24 時間以内に運転上の制限外に移行する。なお，移行前に実施した措置については，移行時点で完了したものとみなす。

変更後

備考
本頁変更なし

変更前	変更後	備考
（異常時の基本的な対応） 第90条　当直長は，原子炉施設に次の各号に示す事態が発生した場合，発電課長に報告する。 (1)　原子炉の自動トリップ信号が発信した場合※1 (2)　原子炉が自動トリップすべき事態が発生したと判断されるにもかかわらず，自動トリップ信号が発信しない場合 (3)　原子炉を手動トリップした場合※1 ２　当直長は，３号炉の使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合，発電課長に報告する。 ３　発電課長は，第１項または第２項の報告をうけた場合，関係する各課長に，その原因調査および対応措置を依頼するとともに，所長および原子炉主任技術者に報告する。 ４　関係する各課長は，第３項の依頼をうけた場合，原因調査および対応措置を実施するとともに，その結果を発電課長に連絡する。 ５　発電課長は，第４項の連絡をうけた場合，原因および対応措置について，所長および原子炉主任技術者に報告するとともに，当直長に連絡※2する。 ６　第１項に該当する事態が発生した原因が，第92条第３項に該当する場合は，第３項から第５項を省略することができる。 ※１：予定された検査または確認による場合を除く。 ※２：この場合の当直長への連絡は，その時点での当直業務を担当している当直長への連絡をいう。	**（異常時の基本的な対応）** 第90条　当直長は，原子炉施設に次の各号に示す事態が発生した場合，発電課長に報告する。 (1)　原子炉の自動トリップ信号が発信した場合※1 (2)　原子炉が自動トリップすべき事態が発生したと判断されるにもかかわらず，自動トリップ信号が発信しない場合 (3)　原子炉を手動トリップした場合※1 ２　当直長は，使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合，発電課長に報告する。 ３　発電課長は，第１項または第２項の報告をうけた場合，関係する各課長に，その原因調査および対応措置を依頼するとともに，所長および原子炉主任技術者に報告する。 ４　関係する各課長は，第３項の依頼をうけた場合，原因調査および対応措置を実施するとともに，その結果を発電課長に連絡する。 ５　発電課長は，第４項の連絡をうけた場合，原因および対応措置について，所長および原子炉主任技術者に報告するとともに，当直長に連絡※2する。 ６　第１項に該当する事態が発生した原因が，第92条第３項に該当する場合は，第３項から第５項を省略することができる。 ※１：予定された検査または確認による場合を除く。 ※２：この場合の当直長への連絡は，その時点での当直業務を担当している当直長への連絡をいう。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（異常時の措置） 第91条　当直長は，第90条第１項または第２項に該当する事態が発生した場合，その状況，機器の動作状況等を確認するとともに，原因の除去，拡大防止のために必要な措置を講じる。 ２　当直長は，第１項の必要な措置を講じるにあたっては，添付１に示す「異常時の運転操作基準」に従って実施する。なお，３号炉の使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合は，放射性物質の原子炉施設外への漏えいを抑制するために，燃料取扱建屋空気浄化系の動作状況の確認または動作させる措置を講じる。 ３　第90条第１項または第２項に該当する事態が発生してから当直長がその収束を判断するまでの期間は，第３節運転上の制限は適用されない。 ４　当直長は，前項の判断を行う場合，原子炉主任技術者の確認を得る。 ５　第90条第１項に該当する事態が発生した原因が，第92条第３項に該当する場合は，第４項を省略することができる。	**（異常時の措置）** 第91条　当直長は，第90条第１項または第２項に該当する事態が発生した場合，その状況，機器の動作状況等を確認するとともに，原因の除去，拡大防止のために必要な措置を講じる。 ２　当直長は，第１項の必要な措置を講じるにあたっては，添付１に示す「異常時の運転操作基準」に従って実施する。なお，使用済燃料ピットにおいて燃料集合体の落下が発生した場合は，放射性物質の原子炉施設外への漏えいを抑制するために，燃料取扱建屋空気浄化系の動作状況の確認または動作させる措置を講じる。 ３　第90条第１項または第２項に該当する事態が発生してから当直長がその収束を判断するまでの期間は，第３節運転上の制限は適用されない。 ４　当直長は，前項の判断を行う場合，原子炉主任技術者の確認を得る。 ５　第90条第１項に該当する事態が発生した原因が，第92条第３項に該当する場合は，第４項を省略することができる。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（異常収束後の措置） 第92条　当直長は，第90条第１項に該当する事態の収束後に原子炉を再起動する場合，その原因に対する対策が講じられていることおよび各モードにおいて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。 ２　当直長は，第90条第１項に該当する事態の収束後に原子炉を再起動する場合，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 ３　当直長は，第90条第１項に該当する事態が発生した原因が，次のいずれかに該当する場合は，第２項によらず原子炉を再起動することができる。 (1)　発電所外で電気事故が発生し，その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合または波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合 (2)　第17条，第17条の２，第17条の３および第17条の７の措置として原子炉をトリップさせた場合	**（異常収束後の措置）** 第92条　当直長は，第90条第１項に該当する事態の収束後に原子炉を再起動する場合，その原因に対する対策が講じられていることおよび各モードにおいて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。 ２　当直長は，第90条第１項に該当する事態の収束後に原子炉を再起動する場合，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 ３　当直長は，第90条第１項に該当する事態が発生した原因が，次のいずれかに該当する場合は，第２項によらず原子炉を再起動することができる。 (1)　発電所外で電気事故が発生し，その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合または波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合 (2)　第17条，第17条の２および第17条の３の措置として原子炉をトリップさせた場合	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（新燃料の運搬） 第93条　安全技術課長は，新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は，補助建家クレーン（２号炉），燃料取扱棟クレーン（３号炉），ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 ２　安全技術課長は，発電所内において，新燃料を運搬する場合は，次の事項を遵守し，新燃料輸送容器に収納する。 (1)　法令に適合する容器を使用すること (2)　補助建家クレーン（２号炉），燃料取扱棟クレーン（３号炉），ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3)　新燃料が臨界に達しない措置を講じること ３　安全技術課長は，発電所内において，新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は，次の事項を遵守する。 (1)　容器の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (2)　法令に定める危険物と混載しないこと (3)　容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること (4)　ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合は，核燃料物質の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること ４　放射線・化学管理課長は，第３項の運搬において，容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第105条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 ５　放射線・化学管理課長は，安全技術課長が管理区域内で第105条第１項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 ６　安全技術課長は，新燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。	（新燃料の運搬） 第93条　安全技術課長は，新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は，燃料取扱棟クレーン，ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。 ２　安全技術課長は，発電所内において，新燃料を運搬する場合は，次の事項を遵守し，新燃料輸送容器に収納する。 (1)　法令に適合する容器を使用すること (2)　燃料取扱棟クレーン，ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (3)　新燃料が臨界に達しない措置を講じること ３　安全技術課長は，発電所内において，新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合または船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は，次の事項を遵守する。 (1)　容器の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (2)　法令に定める危険物と混載しないこと (3)　容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること (4)　ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料を運搬する場合は，核燃料物質の取扱いに関し，相当の知識および経験を有する者を同行させ，保安のために必要な監督を行わせること ４　放射線・化学管理課長は，第３項の運搬において，容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第105条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度について確認を省略できる。 ５　放射線・化学管理課長は，安全技術課長が管理区域内で第105条第１項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 ６　安全技術課長は，新燃料を発電所外に運搬する場合は，所長の承認を得る。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（新燃料の貯蔵） 第94条　安全技術課長は，新燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 (1)　新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること ただし，ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は，使用済燃料ピットに貯蔵すること また，３号炉について，１ヶ月に１回※1以上，巡視点検により，貯蔵状況等に異常のないことを確認すること (2)　貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3)　補助建家クレーン（２号炉），燃料取扱棟クレーン（３号炉），新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (4)　貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること ３号炉について，使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること (5)　３号炉について，新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は，原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で，使用済燃料ピットに１炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること ※１：毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回をいう。（以下，本章において同じ。）	**（新燃料の貯蔵）** 第94条　安全技術課長は，新燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。 (1)　新燃料貯蔵庫または使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること ただし，ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料は，使用済燃料ピットに貯蔵すること また，１ヶ月に１回※1以上，巡視点検により，貯蔵状況等に異常のないことを確認すること (2)　貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること (3)　燃料取扱棟クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること (4)　貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること (5)　新燃料を使用済燃料ピットに貯蔵する場合は，原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で，使用済燃料ピットに１炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること ※１：毎月１日を始期とする１ヶ月間に１回をいう。（以下，本章において同じ。）	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（燃料の取替等） 第96条　安全技術課長は，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は，取替炉心の配置，燃料装荷のための安全措置，方法，体制を燃料装荷実施計画に定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 2　安全技術課長は，第１項の燃料装荷実施計画を定める前に，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて，以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い，その評価結果が制限値を満足していることを確認する。 (1)　反応度停止余裕 (2)　最大線出力密度 (3)　燃料集合体最高燃焼度 (4)　F^N_{XY} (5)　減速材温度係数 (6)　最大反応度添加率 (7)　制御棒クラスタ落下時のワースおよび$F^N_{\Delta H}$ (8)　制御棒クラスタ飛出し時のワースおよびF_Q 3　燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に，第２項の期間を延長する場合には，あらかじめ安全技術課長は，その延長する期間も含め第２項に定める評価および確認を行い，原子炉主任技術者の確認を得て，所長に報告する。ただし，延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が，第２項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。 4　当直長は，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合，または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は，次の事項を遵守する。 (1)　燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は，第１項の燃料装荷実施計画に従うこと (2)　補助建家クレーン（２号炉），燃料取扱棟クレーン（３号炉），新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーン，燃料移送装置，燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること	**（燃料の取替等）** 第96条　安全技術課長は，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は，取替炉心の配置，燃料装荷のための安全措置，方法，体制を燃料装荷実施計画に定め，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 2　安全技術課長は，第１項の燃料装荷実施計画を定める前に，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて，以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い，その評価結果が制限値を満足していることを確認する。 (1)　反応度停止余裕 (2)　最大線出力密度 (3)　燃料集合体最高燃焼度 (4)　F^N_{XY} (5)　減速材温度係数 (6)　最大反応度添加率 (7)　制御棒クラスタ落下時のワースおよび$F^N_{\Delta H}$ (8)　制御棒クラスタ飛出し時のワースおよびF_Q 3　燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に，第２項の期間を延長する場合には，あらかじめ安全技術課長は，その延長する期間も含め第２項に定める評価および確認を行い，原子炉主任技術者の確認を得て，所長に報告する。ただし，延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が，第２項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。 4　当直長は，燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合，または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は，次の事項を遵守する。 (1)　燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は，第１項の燃料装荷実施計画に従うこと (2)　燃料取扱棟クレーン，新燃料エレベータ，使用済燃料ピットクレーン，燃料移送装置，燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（使用済燃料の貯蔵）
第97条　安全技術課長は，使用済燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。
(1)　１号炉，２号炉および３号炉の使用済燃料を表97に定める使用済燃料ピットに貯蔵し，３号炉について，１ヶ月に１回以上，巡視点検により，貯蔵状況等に異常のないことを確認すること
(2)　使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
(3)　使用済燃料ピットクレーンを使用すること
(4)　使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
３号炉について，使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること
(5)　３号炉について，原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で，使用済燃料ピットに１炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること

表97
<table>
<tr><th>１号炉，２号炉および３号炉の使用済燃料</th><th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th></tr>
<tr><td>１号炉</td><td>３号炉</td></tr>
<tr><td>２号炉</td><td>２号炉，３号炉※1</td></tr>
<tr><td>３号炉</td><td>３号炉</td></tr>
</table>
※１：使用済燃料ピットで２年以上冷却した燃料を貯蔵する。
</td>
<td>
（使用済燃料の貯蔵）
第97条　安全技術課長は，使用済燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。
(1)　１号炉，２号炉および３号炉の使用済燃料を使用済燃料ピットに貯蔵し，１ヶ月に１回以上，巡視点検により，貯蔵状況等に異常のないことを確認すること
(2)　使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
(3)　使用済燃料ピットクレーンを使用すること
(4)　使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること
(5)　原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で，使用済燃料ピットに１炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更(以下，本頁において同じ)</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
（使用済燃料ピットの管理（３号炉）） 第97条の２　安全技術課長は，３号炉の使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は，吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。 ２　各課長は，３号炉の使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について，落下防止対策を行う。	（使用済燃料ピットの管理） 第97条の２　安全技術課長は，使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は，吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。 ２　各課長は，使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について，落下防止対策を行う。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（放射性固体廃棄物の管理） 第99条　各課長は，次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて，それぞれ定められた処理を施したうえで，当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。 (1)　濃縮廃液は，発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し，放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。 (2)　強酸ドレン等は，２号炉については放射線・化学管理課長，３号炉については発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し，放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (3)　脱塩塔使用済樹脂は，発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。２号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は，発電課長がセメント固化装置（１号および２号炉共用）またはセメント固化装置（１号炉，２号炉および３号炉共用）で固型化し，放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 ３号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は，発電課長がセメント固化装置（１号炉，２号炉および３号炉共用）で固型化し，放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (4)　蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は，機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで，放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 また，炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は，設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで，放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 (5)　原子炉内で照射された使用済制御棒等は，安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 (6)　その他の雑固体廃棄物は，ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで，廃棄物庫に保管する。 なお，ドラム缶等の容器に封入するにあたっては，以下の処理を行うことができる。 イ　焼却する場合は，発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ　圧縮減容する場合は，放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。 2　放射線・化学管理課長は，第１項において封入または固型化したドラム缶等の容器には，放射性廃棄物を示す標識を付け，かつ，表132－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3　各課長は，次の事項を確認するとともに，その結果，異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1)　放射線・化学管理課長は，廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等，原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために，１週間に１回，廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに，３ヶ月に１回，保管量を確認する。 (2)　当直長は，使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために，１日に１回，使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 また，放射線・化学管理課長は，使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を３ヶ月に１回，確認する。 (3)　安全技術課長は，使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を３ヶ月に１回，確認する。	（放射性固体廃棄物の管理） 第99条　各課長は，次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて，それぞれ定められた処理を施したうえで，当該の廃棄施設等に貯蔵※1または保管する。 (1)　濃縮廃液は，発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し，放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。 (2)　強酸ドレン等は，発電課長が固化装置でドラム缶に固型化し，放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (3)　脱塩塔使用済樹脂は，発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固型化する場合は，発電課長がセメント固化装置（１号炉，２号炉および３号炉共用）で固型化し，放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。 (4)　原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は，機械計画第一課長または設備改良工事課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで，放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。 (5)　原子炉内で照射された使用済制御棒等は，安全技術課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。 (6)　その他の雑固体廃棄物は，ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで，廃棄物庫に保管する。 なお，ドラム缶等の容器に封入するにあたっては，以下の処理を行うことができる。 イ　焼却する場合は，発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。 ロ　圧縮減容する場合は，放射線・化学管理課長がベイラで圧縮減容する。 2　放射線・化学管理課長は，第１項において封入または固型化したドラム缶等の容器には，放射性廃棄物を示す標識を付け，かつ，表132－１の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。 3　各課長は，次の事項を確認するとともに，その結果，異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1)　放射線・化学管理課長は，廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における原子炉容器上部ふた等の保管状況を確認するために，１週間に１回，廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに，３ヶ月に１回，保管量を確認する。 (2)　当直長は，使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために，１日に１回，使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。 また，放射線・化学管理課長は，使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を３ヶ月に１回，確認する。 (3)　安全技術課長は，使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を３ヶ月に１回，確認する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
4　放射線・化学管理課長は，廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5　各課長は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は，次の事項を遵守する。 (1)　法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし，放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって，法令に定める障害防止の措置を講じた場合は，この限りでない。 (2)　容器等の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (3)　法令に定める危険物と混載しないこと (4)　容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 6　放射線・化学管理課長は，第５項の運搬において，容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと，および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第105条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。 7　放射線・化学管理課長は，各課長が管理区域内で第105条第１項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 8　放射線・化学管理課長は，放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は，所長の承認を得る。 ※１：貯蔵とは，保管の前段階のもので，廃棄とは異なるものをいう。（以下，本条において同じ。）	4　放射線・化学管理課長は，廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。 5　各課長は管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は，次の事項を遵守する。 (1)　法令に適合する容器に封入して運搬すること ただし，放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって，法令に定める障害防止の措置を講じた場合は，この限りでない。 (2)　容器等の車両への積付けに際し，運搬中に移動，転倒または転落を防止する措置を講じること (3)　法令に定める危険物と混載しないこと (4)　容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること 6　放射線・化学管理課長は，第５項の運搬において，容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと，および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。ただし，第105条第１項(1)に定める区域から運搬する場合は，表面汚染密度についての確認を省略できる。 7　放射線・化学管理課長は，各課長が管理区域内で第105条第１項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は，容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の１を超えていないことを確認する。 8　放射線・化学管理課長は，放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は，所長の承認を得る。 ※１：貯蔵とは，保管の前段階のもので，廃棄とは異なるものをいう。（以下，本条において同じ。）	本頁変更なし

変更前

（放射性液体廃棄物の管理）

第100条　当直長は，放射性液体廃棄物を放出する場合は，復水器冷却水放水口より放出するとともに，次の事項を管理する。

(1)　放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと

(2)　復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が，表100－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること

２　当直長は，復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が，表100－２に定める放出管理の基準値を超えないように努める。

３　放射線・化学管理課長は，表100－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，その結果を当直長に通知する。

表100－１

項　　目	放出管理目標値（１号炉，２号炉および３号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	7.4×10^{10} Bq／年

表100－２

項　　目	放出管理の基準値（１号炉，２号炉および３号炉合算）
ト　リ　チ　ウ　ム	9.3×10^{13} Bq／年

表100－３

分　類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	放出の都度	・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	１ヶ月に１回	

変更後

（放射性液体廃棄物の管理）

第100条　当直長は，放射性液体廃棄物を放出する場合は，復水器冷却水放水口より放出するとともに，次の事項を管理する。

(1)　放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと

(2)　復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が，表100－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること

２　当直長は，復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が，表100－２に定める放出管理の基準値を超えないように努める。

３　放射線・化学管理課長は，表100－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，その結果を当直長に通知する。

表100－１

項　　目	放出管理目標値（１号炉，２号炉および３号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	3.8×10^{10} Bq／年

表100－２

項　　目	放出管理の基準値（１号炉，２号炉および３号炉合算）
ト　リ　チ　ウ　ム	5.7×10^{13} Bq／年

表100－３

分　類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	放出の都度	・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	１ヶ月に１回	

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（放射性気体廃棄物の管理）

第101条　当直長または機械計画第一課長は，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表101－2に示す排気筒等より放出するとともに，次の事項を管理する。

(1)　排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと

(2)　排気筒からの放射性物質の放出量が表101－1に定める放出管理目標値を超えないように努めること

２　放射線・化学管理課長は，表101－２に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，その結果を当直長または機械計画第一課長に通知する。

３　表101－２に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は，次の事項を行う。ただし，第105条第１項(1)に定める区域における換気は，この限りでない。

(1)　作業の所管課長は，フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2)　放射線・化学管理課長は，表101－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお，換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は，この限りでない。

表101－１

項　　目	放出管理目標値 （１号炉，２号炉および３号炉合算）
放射性気体廃棄物 希　ガ　ス よう素131	 9.5×10^{14} Bq／年 4.4×10^{10} Bq／年

表101－２

分　類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常　　時	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	１週間に１回	
	雑固体焼却炉排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	１週間に１回	当直長
	雑固体焼却炉建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	１週間に１回	当直長
	原子炉格納容器漏えい率検査（Ａ種）排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	機械計画第一課長

表101－３

分　　類	測　定　項　目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度※1	作業の所管課長

※１：作業が１週間を超える場合は１週間に１回測定する。

変更後

（放射性気体廃棄物の管理）

第101条　当直長または機械計画第一課長は，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表101－2に示す排気筒等より放出するとともに，次の事項を管理する。

(1)　排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと

(2)　排気筒からの放射性物質の放出量が表101－1に定める放出管理目標値を超えないように努めること

２　放射線・化学管理課長は，表101－２に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，その結果を当直長または機械計画第一課長に通知する。

３　表101－２に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は，次の事項を行う。ただし，第105条第１項(1)に定める区域における換気は，この限りでない。

(1)　作業の所管課長は，フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2)　放射線・化学管理課長は，表101－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお，換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は，この限りでない。

表101－１

項　　目	放出管理目標値 （１号炉，２号炉および３号炉合算）
放射性気体廃棄物 希　ガ　ス よう素131	 3.7×10^{14} Bq／年 7.7×10^{9} Bq／年

表101－２

分　類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常　　時	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	１週間に１回	
	雑固体焼却炉排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	１週間に１回	当直長
	雑固体焼却炉建家排気口	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	１週間に１回	当直長
	原子炉格納容器漏えい率検査（Ａ種）排気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	検査の都度	機械計画第一課長

表101－３

分　　類	測　定　項　目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能測定装置	作業の都度※1	作業の所管課長

※１：作業が１週間を超える場合は１週間に１回測定する。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（放出管理用計測器の管理）

第102条　放射線・化学管理課長および計装計画課長は，表102に定める放出管理用計測器について，同表に定める数量を確保する。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理または代替品を補充する。

表102

分　　類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	２台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	２台※１
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	４台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	１台※１ ※２

※１：１号炉，２号炉および３号炉共用

※２：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

変更後

（放出管理用計測器の管理）

第102条　放射線・化学管理課長および計装計画課長は，表102に定める放出管理用計測器について，同表に定める数量を確保する。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理または代替品を補充する。

表102

分　　類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	１台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	２台※１
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	２台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	１台※１ ※２

※１：１号炉，２号炉および３号炉共用

※２：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（放射線計測器類の管理）

第114条　放射線・化学管理課長および計装計画課長は，表114に定める放射線計測器類について，同表に定める数量を確保する。

ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理または代替品を補充する。

表114

分　　類	計測器種類	担当課長	数　量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	１台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	４台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ		３台※1
	退出モニタ		３台※1
	試料放射能測定装置		３台※1※2
	積算線量計測定装置		１台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	４台※1
	モニタリングステーション		１台※1
	エリアモニタ	計装計画課長	23台※3※4
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	２台※1
	積算線量計測定装置		１台※1※5

※１：１号炉，２号炉および３号炉共用
※２：１台は表102の試料放射能測定装置と共用
※３：管理区域外測定用の３台を含む。
※４：１号炉および２号炉共用３台ならびに１号炉，２号炉および３号炉共用３台を含む。
※５：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

変更後

（放射線計測器類の管理）

第114条　放射線・化学管理課長および計装計画課長は，表114に定める放射線計測器類について，同表に定める数量を確保する。

ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理または代替品を補充する。

表114

分　　類	計測器種類	担当課長	数　量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	１台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	４台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ		３台※1
	退出モニタ		３台※1
	試料放射能測定装置		３台※1※2
	積算線量計測定装置		１台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	４台※1
	モニタリングステーション		１台※1
	エリアモニタ	計装計画課長	13台※3※4
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	２台※1
	積算線量計測定装置		１台※1※5

※１：１号炉，２号炉および３号炉共用
※２：１台は表102の試料放射能測定装置と共用
※３：管理区域外測定用の２台を含む。
※４：１号炉，２号炉および３号炉共用３台を含む。
※５：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（保守管理計画） 第 119 条　保守管理を実施するにあたり，以下の保守管理計画を定める。 【保守管理計画】 １．定　義 本保守管理計画における用語の定義は「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007)」に従うものとする。 ２．保守管理の実施方針および保守管理目標 (1)　社長は，原子炉施設の安全確保を最優先として，保守管理の継続的な改善を図るため，保守管理の現状等を踏まえ，保守管理の実施方針を定める。また，12. の保守管理の有効性評価の結果，および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2)　さらに，第 119 条の３に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には，長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。 (3)　組織は，保守管理の実施方針に基づき，保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また，12. の保守管理の有効性評価の結果，および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。 ３．保全プログラムの策定 組織は，2. の保守管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。 また，12. の保守管理の有効性評価の結果，および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。 ４．保全対象範囲の策定 組織は，原子力発電施設の中から，各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1)　重要度分類指針において，一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2)　重要度分類指針において，一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3)　「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和 40 年通商産業省令第 62 号）(以下,「省令 62 号」という。)」に規定される設備（２号炉） (4)　設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり，許可または認可を受けた設備（３号炉） (5)　多様性拡張設備※1（３号炉） (6)　炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (7)　その他自ら定める設備 ※１：多様性拡張設備とは，実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則上のすべての要求事項を満たすこと，およびすべてのプラント状況において使用することは困難であるが，プラント状況によっては，事故対応に有効な設備をいう。	**（保守管理計画）** 第 119 条　保守管理を実施するにあたり，以下の保守管理計画を定める。 【保守管理計画】 １．定　義 本保守管理計画における用語の定義は「原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に従うものとする。 ２．保守管理の実施方針および保守管理目標 (1)　社長は，原子炉施設の安全確保を最優先として，保守管理の継続的な改善を図るため，保守管理の現状等を踏まえ，保守管理の実施方針を定める。また，12. の保守管理の有効性評価の結果，および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理の実施方針の見直しを行う。 (2)　さらに，第 119 条の３に定める長期保守管理方針を策定または変更した場合には，長期保守管理方針に従い保全を実施することを保守管理の実施方針に反映する。 (3)　組織は，保守管理の実施方針に基づき，保守管理の改善を図るための保守管理目標を設定する。また，12. の保守管理の有効性評価の結果，および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保守管理目標の見直しを行う。 ３．保全プログラムの策定 組織は，2. の保守管理目標を達成するため 4. より 11. からなる保全プログラムを策定する。 また，12. の保守管理の有効性評価の結果，および保守管理を行う観点から特別な状態（7.3 参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。 ４．保全対象範囲の策定 組織は，原子力発電施設の中から，各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。 (1)　重要度分類指針において，一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2)　重要度分類指針において，一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3)　設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり，許可または認可を受けた設備 (4)　多様性拡張設備※1 (5)　炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6)　その他自ら定める設備 ※１：多様性拡張設備とは，実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則上のすべての要求事項を満たすこと，およびすべてのプラント状況において使用することは困難であるが，プラント状況によっては，事故対応に有効な設備をいう。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
５．保全重要度の設定 組織は，4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で，構築物，系統および機器の保全重要度を設定する。 (1)　系統の保全重要度は，原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき，確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮するとともに，重大事故等対処設備に該当するか否かも考慮して設定する。 (2)　機器の保全重要度は，当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお，この際，機器が故障した場合の系統機能への影響，確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。 (3)　構築物の保全重要度は，(1)または(2)に基づき設定する。 ６．保全活動管理指標の設定，監視計画の策定および監視 (1)　組織は，保全の有効性を監視，評価するために5.の保全重要度を踏まえ，プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 ａ．プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として，以下のものを設定する。 (a)　7000臨界時間あたりの計画外原子炉自動トリップ回数 (b)　7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数 (c)　工学的安全施設の計画外作動回数 ｂ．系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として，5.(1)の保全重要度の高い系統のうち，重要度分類指針クラス１，クラス２およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備（３号炉）に対して以下のものを設定する。 (a)　予防可能故障（ＭＰＦＦ）回数 (b)　非待機（ＵＡ）時間※2 (2)　組織は，以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また，11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 ａ．プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は，運転実績を踏まえて設定する。 ｂ．系統レベルの保全活動管理指標 (a)　予防可能故障（ＭＰＦＦ）回数の目標値は，運転実績，重要度分類指針の重要度，リスク重要度を考慮して設定する。 (b)　非待機（ＵＡ）時間の目標値は，点検実績および第４章第３節第19条から第85条の２の第３項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。 (3)　組織は，プラントまたは系統の供用開始までに，保全活動管理指標の監視項目，監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお，監視計画には，計画の始期および期間に関することを含める。 (4)　組織は，監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し，その結果を記録する。 ※２：非待機（ＵＡ）時間については，待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。	５．保全重要度の設定 組織は，4.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で，構築物，系統および機器の保全重要度を設定する。 (1)　系統の保全重要度は，原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき，確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮するとともに，重大事故等対処設備に該当するか否かも考慮して設定する。 (2)　機器の保全重要度は，当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお，この際，機器が故障した場合の系統機能への影響，確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮することができる。 (3)　構築物の保全重要度は，(1)または(2)に基づき設定する。 ６．保全活動管理指標の設定，監視計画の策定および監視 (1)　組織は，保全の有効性を監視，評価するために5.の保全重要度を踏まえ，プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。 ａ．プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標として，以下のものを設定する。 (a)　7000臨界時間あたりの計画外原子炉自動トリップ回数 (b)　7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数 (c)　工学的安全施設の計画外作動回数 ｂ．系統レベルの保全活動管理指標 系統レベルの保全活動管理指標として，5.(1)の保全重要度の高い系統のうち，重要度分類指針クラス１，クラス２およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備に対して以下のものを設定する。 (a)　予防可能故障（ＭＰＦＦ）回数 (b)　非待機（ＵＡ）時間※2 (2)　組織は，以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また，11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 ａ．プラントレベルの保全活動管理指標 プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は，運転実績を踏まえて設定する。 ｂ．系統レベルの保全活動管理指標 (a)　予防可能故障（ＭＰＦＦ）回数の目標値は，運転実績，重要度分類指針の重要度，リスク重要度を考慮して設定する。 (b)　非待機（ＵＡ）時間の目標値は，点検実績および第４章第３節第19条から第85条の２の第３項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。 (3)　組織は，プラントまたは系統の供用開始までに，保全活動管理指標の監視項目，監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお，監視計画には，計画の始期および期間に関することを含める。 (4)　組織は，監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し，その結果を記録する。 ※２：非待機（ＵＡ）時間については，待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
７．保全計画の策定 (1)　組織は，4.の保全対象範囲に対し，以下の保全計画を策定する。なお，保全計画には，計画の始期および期間に関することを含める。 ａ．点検計画（7.1 参照） ｂ．補修，取替えおよび改造計画（7.2 参照） ｃ．特別な保全計画（7.3 参照） (2)　組織は，保全計画の策定にあたって，5.の保全重要度を勘案し，必要に応じて次の事項を考慮する。また，11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 ａ．運転実績，事故および故障事例などの運転経験 ｂ．使用環境および設置環境 ｃ．劣化，故障モード ｄ．機器の構造等の設計的知見 ｅ．科学的知見 (3)　組織は，保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに，安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し，保全計画を策定する。 ７．１　点検計画の策定 (1)　組織は，原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は，あらかじめ保全方式を選定し，点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2)　組織は，構築物，系統および機器の適切な単位毎に，予防保全を基本として，以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 ａ．予防保全 (a)　時間基準保全 (b)　状態基準保全 ｂ．事後保全 (3)　組織は，選定した保全方式の種類に応じて，次の事項を定める。 ａ．時間基準保全 点検を実施する時期までに，次の事項を定める。 (a)　点検の具体的方法 (b)　構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準 (c)　実施頻度 (d)　実施時期 なお，時間基準保全を選定した機器に対して，運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取，巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は，状態監視の内容に応じて，状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 ｂ．状態基準保全 (a)　設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに，次の事項を定める。 ア　状態監視データの具体的採取方法 イ　機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目，評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 ウ　状態監視データ採取頻度 エ　実施時期 オ　機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 (b)　巡視点検を実施する時期までに，次の事項を定める。 ア　巡視点検の具体的方法	７．保全計画の策定 (1)　組織は，4.の保全対象範囲に対し，以下の保全計画を策定する。なお，保全計画には，計画の始期および期間に関することを含める。 ａ．点検計画（7.1 参照） ｂ．補修，取替えおよび改造計画（7.2 参照） ｃ．特別な保全計画（7.3 参照） (2)　組織は，保全計画の策定にあたって，5.の保全重要度を勘案し，必要に応じて次の事項を考慮する。また，11.の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。 ａ．運転実績，事故および故障事例などの運転経験 ｂ．使用環境および設置環境 ｃ．劣化，故障モード ｄ．機器の構造等の設計的知見 ｅ．科学的知見 (3)　組織は，保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに，安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し，保全計画を策定する。 ７．１　点検計画の策定 (1)　組織は，原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は，あらかじめ保全方式を選定し，点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2)　組織は，構築物，系統および機器の適切な単位毎に，予防保全を基本として，以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 ａ．予防保全 (a)　時間基準保全 (b)　状態基準保全 ｂ．事後保全 (3)　組織は，選定した保全方式の種類に応じて，次の事項を定める。 ａ．時間基準保全 点検を実施する時期までに，次の事項を定める。 (a)　点検の具体的方法 (b)　構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準 (c)　実施頻度 (d)　実施時期 なお，時間基準保全を選定した機器に対して，運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取，巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は，状態監視の内容に応じて，状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 ｂ．状態基準保全 (a)　設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに，次の事項を定める。 ア　状態監視データの具体的採取方法 イ　機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目，評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準 ウ　状態監視データ採取頻度 エ　実施時期 オ　機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 (b)　巡視点検を実施する時期までに，次の事項を定める。 ア　巡視点検の具体的方法	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
イ　構築物，系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準 ウ　実施頻度 エ　実施時期 オ　機器の状態が管理基準に達するか，または故障の兆候を発見した場合の対応方法 (c)　定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。 ア　定例試験の具体的方法 イ　構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準 ウ　実施頻度 エ　実施時期 オ　機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ｃ．事後保全 事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。 ７．２　補修，取替えおよび改造計画の策定 (1)　組織は，補修，取替えおよび改造を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き※3の要否を含む。）を策定する。 (2)　組織は，補修，取替えおよび改造を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 ａ．検査および試験の具体的方法 ｂ．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目，評価方法および管理基準 ｃ．検査および試験の実施時期 ※３：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第 43 条の３の８（変更の許可及び届出等），第 43 条の３の９（工事の計画の認可），第 43 条の３の 10（工事の計画の届出），第 43 条の３の 11（使用前検査）および第 43 条の３の 13（溶接安全管理検査）ならびに電気事業法第 47 条・第 48 条（工事計画），第 49 条・第 50 条（使用前検査）および第 52 条（溶接安全管理検査）に係る手続きをいう。 ７．３　特別な保全計画の策定 (1)　組織は，地震，事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。 (2)　組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 ａ．点検の具体的方法 ｂ．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法および管理基準 ｃ．点検の実施時期 ８．保全の実施 (1)　組織は，7. で定めた保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。 (2)　組織は，保全の実施にあたって，以下の必要なプロセスを実施する。 ａ．工事計画 ｂ．設計管理	イ　構築物，系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準 ウ　実施頻度 エ　実施時期 オ　機器の状態が管理基準に達するか，または故障の兆候を発見した場合の対応方法 (c)　定例試験を実施する時期までに，次の事項を定める。 ア　定例試験の具体的方法 イ　構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目，評価方法および管理基準 ウ　実施頻度 エ　実施時期 オ　機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ｃ．事後保全 事後保全を選定した場合は，機能喪失の発見後，修復を実施する前に，修復方法，修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。 ７．２　補修，取替えおよび改造計画の策定 (1)　組織は，補修，取替えおよび改造を実施する場合は，あらかじめその方法および実施時期を定めた計画（法令に基づく手続き※3の要否を含む。）を策定する。 (2)　組織は，補修，取替えおよび改造を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 ａ．検査および試験の具体的方法 ｂ．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目，評価方法および管理基準 ｃ．検査および試験の実施時期 ※３：法令に基づく手続きとは，原子炉等規制法第 43 条の３の８（変更の許可及び届出等），第 43 条の３の９（工事の計画の認可），第 43 条の３の 10（工事の計画の届出），第 43 条の３の 11（使用前検査）および第 43 条の３の 13（溶接安全管理検査）ならびに電気事業法第 47 条・第 48 条（工事計画），第 49 条・第 50 条（使用前検査）および第 52 条（溶接安全管理検査）に係る手続きをいう。 ７．３　特別な保全計画の策定 (1)　組織は，地震，事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは，特別な措置として，あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。 (2)　組織は，特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物，系統および機器が，所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに，次の事項を定める。 ａ．点検の具体的方法 ｂ．所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目，評価方法および管理基準 ｃ．点検の実施時期 ８．保全の実施 (1)　組織は，7. で定めた保全計画に従って点検・補修等の保全を実施する。 (2)　組織は，保全の実施にあたって，以下の必要なプロセスを実施する。 ａ．工事計画 ｂ．設計管理	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
c．調達管理 d．工事管理 (3)　組織は，点検・補修等の結果について記録する。 9．点検・補修等の結果の確認・評価 (1)　組織は，あらかじめ定めた方法で，保全の実施段階で採取した構築物，系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを，所定の時期※4までに確認･評価し，記録する。 (2)　組織は，最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には，定めたプロセスに基づき，点検・補修等が実施されていることを，所定の時期※4までに確認・評価し，記録する。 ※4：所定の時期とは，所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。 10．点検・補修等の不適合管理，是正処置および予防処置 (1)　組織は，以下のa.およびb.の場合には，不適合管理を行った上で，9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法，実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。 a．点検・補修等を実施した構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b．最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって，定めたプロセスに基づき，点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合 (2)　組織は，(1)a.およびb.の場合の不適合管理，是正処置および予防処置について記録する。 11．保全の有効性評価 組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (1)　組織は，あらかじめ定めた時期および内容に基づき，保全の有効性を評価する。 なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a．保全活動管理指標の監視結果 b．保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c．トラブルなど運転経験 d．高経年化技術評価 e．他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f．リスク情報，科学的知見 (2)　組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統および機器の保全方式を変更する場合には，7.1に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統および機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。 a．点検および取替結果の評価 b．劣化トレンドによる評価 c．類似機器等のベンチマークによる評価 d．研究成果等による評価 (3)　組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。 12．保守管理の有効性評価 (1)　組織は，11.の保全の有効性評価の結果および2.の保守管理目標の達成度から，定期的に	c．調達管理 d．工事管理 (3)　組織は，点検・補修等の結果について記録する。 9．点検・補修等の結果の確認・評価 (1)　組織は，あらかじめ定めた方法で，保全の実施段階で採取した構築物，系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを，所定の時期※4までに確認･評価し，記録する。 (2)　組織は，最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には，定めたプロセスに基づき，点検・補修等が実施されていることを，所定の時期※4までに確認・評価し，記録する。 ※4：所定の時期とは，所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。 10．点検・補修等の不適合管理，是正処置および予防処置 (1)　組織は，以下のa.およびb.の場合には，不適合管理を行った上で，9.の確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法，実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置を講じる。 a．点検・補修等を実施した構築物，系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b．最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって，定めたプロセスに基づき，点検・補修等が実施されていることが確認・評価できない場合 (2)　組織は，(1)a.およびb.の場合の不適合管理，是正処置および予防処置について記録する。 11．保全の有効性評価 組織は，保全活動から得られた情報等から，保全の有効性を評価し，保全が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (1)　組織は，あらかじめ定めた時期および内容に基づき，保全の有効性を評価する。 なお，保全の有効性評価は，以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a．保全活動管理指標の監視結果 b．保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 c．トラブルなど運転経験 d．高経年化技術評価 e．他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ f．リスク情報，科学的知見 (2)　組織は，保全の有効性評価の結果を踏まえ，構築物，系統および機器の保全方式を変更する場合には，7.1に基づき保全方式を選定する。また，構築物，系統および機器の点検間隔を変更する場合には，保全重要度を踏まえた上で，以下の評価方法を活用して評価する。 a．点検および取替結果の評価 b．劣化トレンドによる評価 c．類似機器等のベンチマークによる評価 d．研究成果等による評価 (3)　組織は，保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。 12．保守管理の有効性評価 (1)　組織は，11.の保全の有効性評価の結果および2.の保守管理目標の達成度から，定期的に	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
保守管理の有効性を評価し，保守管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (2)　組織は，保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。 13．情報共有 組織は，保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を，ＰＷＲ事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	保守管理の有効性を評価し，保守管理が有効に機能していることを確認するとともに，継続的な改善につなげる。 (2)　組織は，保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。 13．情報共有 組織は，保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を，ＰＷＲ事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針） 第119条の３　発電管理部長は，重要度分類指針におけるクラス１，２，３の機能を有する機器および構造物※1ならびに３号炉の常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※1※2について，各号炉毎，営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め，これに基づき以下の事項を実施する。 (1)　経年劣化に関する技術的な評価 (2)　前号に基づく長期保守管理方針の策定 ２　発電管理部長は，第11条の２に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件，評価方法を変更する場合は，前項(1)の評価の見直しを行い，その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。 ３　２号炉の長期保守管理方針は添付６に示すものとする。 ※１：動作する機能を有する機器および構造物に関し，原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※２：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 43 条第２項に規定される機器および構造物をいう。	（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針） 第119条の３　発電管理部長は，重要度分類指針におけるクラス１，２，３の機能を有する機器および構造物※1ならびに常設重大事故等対処設備に属する機器および構造物※1※2について，営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施手順および実施体制を定め，これに基づき以下の事項を実施する。 (1)　経年劣化に関する技術的な評価 (2)　前号に基づく長期保守管理方針の策定 ２　発電管理部長は，第11条の２に定める原子炉の運転期間を変更する場合その他前項(1)の評価を行うために設定した条件，評価方法を変更する場合は，前項(1)の評価の見直しを行い，その結果に基づき長期保守管理方針を変更する。 ※１：動作する機能を有する機器および構造物に関し，原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。 ※２：実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第 43 条第２項に規定される機器および構造物をいう。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（緊急作業従事者の選定）

第 121 条の２　安全技術課長は，次の事項全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者（女子については，妊娠不能と診断された者に限る。）から，緊急作業に従事させるための要員（以下，「緊急作業従事者」という。）を選定し，所長の承認を得る。

(1) 表 121 の２に定める緊急作業についての教育を受けた上で，緊急作業に従事する意思がある旨を，社長に書面で申し出た者

(2) 表 121 の２に定める緊急作業についての訓練を受けた者

(3) 実効線量について 250 ミリシーベルトまでを線量限度とする緊急作業に従事する者にあっては，第 121 条に定める原子力防災要員，原子力災害対策特別措置法第９条第１項に規定する原子力防災管理者または同法同条第３項に規定する副原子力防災管理者であること

表 121 の２

分　類	項　目	時間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法，身体等の汚染の状態の検査，保護具の性能および使用方法等）	３時間以上
	電離放射線の生体に与える影響，健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	１時間以上
訓練	緊急作業の方法※1	３時間以上
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	３時間以上

※１：兼用できる訓練

・第17条の５第１項，第17条の８第１項および第130条のうち，緊急作業の方法に関する訓練

※２：兼用できる訓練

・第17条の５第１項，第17条の６第１項，第17条の８第１項，第124条および第130条のうち，緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練

変更後

（緊急作業従事者の選定）

第 121 条の２　安全技術課長は，次の事項全ての要件に該当する所員および協力会社従業員等の放射線業務従事者（女子については，妊娠不能と診断された者に限る。）から，緊急作業に従事させるための要員（以下，「緊急作業従事者」という。）を選定し，所長の承認を得る。

(1) 表 121 の２に定める緊急作業についての教育を受けた上で，緊急作業に従事する意思がある旨を，社長に書面で申し出た者

(2) 表 121 の２に定める緊急作業についての訓練を受けた者

(3) 実効線量について 250 ミリシーベルトまでを線量限度とする緊急作業に従事する者にあっては，第 121 条に定める原子力防災要員，原子力災害対策特別措置法第９条第１項に規定する原子力防災管理者または同法同条第３項に規定する副原子力防災管理者であること

表 121 の２

分　類	項　目	時間
教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法，身体等の汚染の状態の検査，保護具の性能および使用方法等）	３時間以上
	電離放射線の生体に与える影響，健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	１時間以上
訓練	緊急作業の方法※1	３時間以上
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い※2	３時間以上

※１：兼用できる訓練

・第17条の５第１項および第130条のうち，緊急作業の方法に関する訓練

※２：兼用できる訓練

・第17条の５第１項，第17条の６第１項，第124条および第130条のうち，緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（所員への保安教育） 第130条　人材育成課長は，毎年度，原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130－１，表130－２および表130－３の実施方針にもとづいて作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 ２　人材育成課長は，第１項の保安教育実施計画の策定にあたり，第７条第２項にもとづき運営委員会の確認を得る。 ３　各課長は，保安教育の具体的な内容を定め，これにもとづき，第１項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに，年度毎に実施結果を所長に報告する。 　ただし，各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。 ４　人材育成課長は，第３項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め，これにもとづき，各課長は，第３項の保安教育の具体的な内容を見直しする。	**（所員への保安教育）** 第130条　人材育成課長は，毎年度，原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130－１，表130－２および表130－３の実施方針にもとづいて作成し，原子炉主任技術者の確認を得て，所長の承認を得る。 ２　人材育成課長は，第１項の保安教育実施計画の策定にあたり，第７条第２項にもとづき運営委員会の確認を得る。 ３　各課長は，保安教育の具体的な内容を定め，これにもとづき，第１項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに，年度毎に実施結果を所長に報告する。 　ただし，各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。 ４　人材育成課長は，第３項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め，これにもとづき，各課長は，第３項の保安教育の具体的な内容を見直しする。	本頁変更なし

（空白）ページ調整

変更前	備考

表130－1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容					対象者と教育時間 ※2						
					運転員						
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内　　容	実施時期	当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者	左記以外の技術系所員	事務系所員
入所時に実施する教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力発電所新規配属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
	原子炉施設の構造，性能に関すること	設備概要，主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	○ (0．5時間以上)	×
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること		法，令，労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内において核燃料物質，使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取扱う業務に就かせる時	対象者と教育時間は，表130－2参照						
	原子炉施設の構造，性能に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関すること								
	放射線管理に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの方法								
			管理区域への立ち入りおよび退去の手順								
			外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法								
			電離放射線が生体の細胞，組織，器官および全身に与える影響								
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬，貯蔵，廃棄の作業の方法・順序								
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法								
その他反復教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	総則，品質保証，保安管理体制，保安教育，記録および報告に関すること，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	1回／10年毎以上	対象者と実施時期，教育時間については，表130－3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
	原子炉施設の運転に関すること	運転管理	臨界管理に関すること							○ (1時間以上)	×
			運転上の留意事項に関すること，通則に関すること								
			運転上の制限に関すること								
			異常時の措置に関すること								
			原子炉物理・理論に関すること							×	
			巡視点検に関すること								
			定期的に実施するサーベランスの操作に関すること								
			異常時対応(現場機器対応)※3								
			異常時対応(中央制御室内対応)※3								
			異常時対応(指揮，状況判断)※3								
		運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ(直員連携訓練)								
			シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・警報発生時対応訓練)								
			シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練)								
		保守管理	保守管理計画に関すること							○ (1時間以上)	
	放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×
			管理区域への出入り管理等，区域管理に関すること								
			線量限度等，被ばく管理に関すること								
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること								
			管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること								
			協力会社の放射線防護に関すること								
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		対象者と実施時期，教育時間については，表130－3参照					○ (0．5時間以上)	×
		燃料管理	燃料管理における臨界管理							○ (0．5時間以上)	
			燃料の検査，取替，運搬および貯蔵に関すること								
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等，原子力防災対策活動に関すること(アクシデントマネジメント対応を含む)	1回／年以上	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎※4 (0．5時間以上)	◎※4 (0．5時間以上)	◎※4 (0．5時間以上)	◎※4 (0．5時間以上)
			重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること		◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)
			火災，内部溢水および火山影響等発生時ならびにその他自然災害(地震，津波および竜巻等)発生時の措置に関すること		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)

※1：各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※2：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。
※3：重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること，火災内部溢水および火山影響等発生時ならびにその他自然災害発生時の措置に関することを含み，その実施時期は1回／年以上とする。
※4：アクシデントマネジメント対応については，支援組織要員を対象とする。

◎：全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
○：業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり)
×：教育の対象外
( )：合計の教育時間

変更後	備考
表130－1　保安教育実施方針(総括表)	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

保安教育の内容					対象者と教育時間　※2						
					運転員(1号炉，2号炉および3号炉)						
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内　　容	実施時期	当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取替の業務に関わる者	左記以外の技術系所員	事務系所員
入所時に実施する教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力発電所新規配属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
	原子炉施設の構造，性能に関すること	設備概要，主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	○ (0．5時間以上)	×
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること		法，令，労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内において核燃料物質，使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取扱う業務に就かせる時	対象者と教育時間は，表130－2参照						
	原子炉施設の構造，性能に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造に関すること								
	放射線管理に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱いの方法								
			管理区域への立ち入りおよび退去の手順								
			外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法								
			電離放射線が生体の細胞，組織，器官および全身に与える影響								
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬，貯蔵，廃棄の作業の方法・順序								
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法								
その他反復教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	総則，品質保証，保安管理体制，保安教育，記録および報告に関すること，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	1回／10年毎以上	対象者と実施時期，教育時間については，表130－3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
	原子炉施設の運転に関すること	運転管理	臨界管理に関すること							○ (1時間以上)	×
			運転上の留意事項に関すること，通則に関すること								
			運転上の制限に関すること								
			異常時の措置に関すること								
			原子炉物理・理論に関すること							×	
			巡視点検に関すること								
			定期的に実施するサーベランスの操作に関すること								
			異常時対応(現場機器対応)※3								
			異常時対応(中央制御室内対応)※3								
			異常時対応(指揮，状況判断)※3								
		運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ(直員連携訓練)								
			シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・警報発生時対応訓練)								
			シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練)								
		保守管理	保守管理計画に関すること							○ (1時間以上)	
	放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×
			管理区域への出入り管理等，区域管理に関すること								
			線量限度等，被ばく管理に関すること								
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に関すること								
			管理区域外への移動等物品移動の管理に関すること								
			協力会社の放射線防護に関すること								
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		対象者と実施時期，教育時間については，表130－3参照					○ (0．5時間以上)	×
		燃料管理	燃料管理における臨界管理							○ (0．5時間以上)	
			燃料の検査，取替，運搬および貯蔵に関すること								
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等，原子力防災対策活動に関すること(アクシデントマネジメント対応を含む)	1回／年以上	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎※4 (0．5時間以上)	◎※4 (0．5時間以上)	◎※4 (0．5時間以上)	◎※4 (0．5時間以上)
			重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること		◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)
			火災，内部溢水および火山影響等発生時ならびにその他自然災害(地震，津波および竜巻等)発生時の措置に関すること		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)

※1：各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※2：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。
※3：重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること，火災内部溢水および火山影響等発生時ならびにその他自然災害発生時の措置に関することを含み，その実施時期は1回／年以上とする。
※4：アクシデントマネジメント対応については，支援組織要員を対象とする。

◎：全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
○：業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり)
×：教育の対象外
( )：合計の教育時間

変更前	備考

表130－2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内　　容	運		対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
				転員					
			主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者	燃料取替の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類 および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された物の種類および性状	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料 またはこれらによって汚染された 物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設における作業の 方法に関する知識
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらに よって汚染されたものの運搬，貯蔵および廃棄 の作業の方法および順序								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の保守および点検の 作業の方法および順序								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の 放射性物質の濃度の監視の方法								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去の方法								
非常の場合に講ずべき処置に 関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の 措置の方法								
・原子炉施設の構造，性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設 備の構造および取扱いの方法	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造 および取扱いの方法に関する 知識
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞，組織，器官および 全身に与える影響	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること　※1	法，令，労働安全衛生規則および電離放射線障害防 止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の 取扱い
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の運搬， 貯蔵および廃棄の作業								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の保守および点検の作業								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の 放射性物質の濃度の監視								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去								
・原子炉施設の構造，性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱い								
非常の場合に講ずべき処置に 関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置								

※1：各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※2：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
( )：合計の教育時間

変更後	備考
	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表130－２ 保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

総括表中分類との対応	内　　容	運転員（1号炉，2号炉および3号炉）		対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者	燃料取替の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類 および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された物の種類および性状	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	○ （0．5時間以上）	○ （0．5時間以上）	核燃料物質もしくは使用済燃料 またはこれらによって汚染された 物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	○ （1．5時間以上）	○ （1．5時間以上）	原子炉施設における作業の 方法に関する知識
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらに よって汚染されたものの運搬，貯蔵および廃棄 の作業の方法および順序								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の保守および点検の 作業の方法および順序								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の 放射性物質の濃度の監視の方法								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去の方法								
非常の場合に講ずべき処置に 関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の 措置の方法								
・原子炉施設の構造，性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	○ （1．5時間以上）	○ （1．5時間以上）	原子炉施設に係る設備の構造 および取扱いの方法に関する 知識
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞，組織，器官および 全身に与える影響	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	○ （0．5時間以上）	○ （0．5時間以上）	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること　　※1	法，令，労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	○ （1時間以上）	○ （1時間以上）	関係法令
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ （2時間以上）	◎ （2時間以上）	◎ （2時間以上）	◎ （2時間以上）	◎ （2時間以上）	○ （2時間以上）	○ （2時間以上）	原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の 取扱い
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の運搬， 貯蔵および廃棄の作業								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の保守および点検の作業								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の 放射性物質の濃度の監視								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去								
・原子炉施設の構造，性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱い								
非常の場合に講ずべき処置に 関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置								

※1：各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識
　　および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※2：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
（）：合計の教育時間

変更前	備考

表130－3 保安教育実施方針（運転員等）

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※1					実施頻度および時間
				運転員				燃料取替の業務に関わる者	
中分類	小分類（項目）	細目		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者		
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定		総則，品質保証，保安管理体制，保安教育，記録および報告に関する規則の概要，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	＜運転員＞ 3年間で30時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内） ＜燃料取替業務に関わる者＞ 3年間で3時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内）
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	
原子炉施設の運転に関すること	運転管理	原子炉物理・臨界管理	原子炉物理・臨界管理に関すること	◎	◎	◎	×	×	
		運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
			運転上の留意事項の概要						
			運転上の制限の概要						
			異常時の措置の概要						
		巡視点検・定期的検査Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
			定期的に実施するサーベランスの内容と頻度						
		異常時対応※3（現場機器対応）	原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	×	×	
			各設備の運転操作の概要（現場操作）				◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）		
			警報発生時の対応操作（現場操作）						
			異常時操作の対応（現場操作）				×		
		運転管理Ⅱ	運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	◎	×	×	
			運転上の留意事項の基準値と管理方法						
			運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置						
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠						
		巡視点検・定期的検査Ⅱ	巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	◎	×	×	
			定期的に実施するサーベランスの操作と基準値						
		異常時対応※3（中央制御室内対応）	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	◎	×	×	
			各設備の運転操作と監視項目						
			警報発生時の対応操作（中央制御室）						
			異常時操作の対応（中央制御室）						
		運転管理Ⅲ	運転上の通則に関する留意事項の根拠と制限を超える場合の措置	◎	◎	×	×	×	
			制限および制限を超えた場合の措置の根拠と運用						
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠						
		異常時対応※3（指揮，状況判断）	異常時操作の対応（判断・指揮命令）	◎	×	×	×	×	
			警報発生時の監視項目						
	運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の際の連携訓練	◎	◎	◎	×	×	3年間で15時間以上
		シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×	×	3年間で9時間以上
		シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	×	×	×	×	3年間で9時間以上
	保守管理	保守管理計画に関することⅠ	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×	＜運転員＞ 3年間で30時間以上※2 ※4（上記※4と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上 ※2 ※4（上記※4と同枠内） ＜燃料取替業務に関わる者＞ 3年間で3時間以上※2 ※4（上記※4と同枠内）
		保守管理計画に関することⅡ	定期検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×	
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること		◎	◎	◎	×	◎	
		燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関すること							

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※2：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある）。
・この○年間で○○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない）。
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。
※3：重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること，火災，内部溢水および火山影響等発生時ならびにその他自然災害発生時の措置に関することを含む。

◎：全員が教育の対象者
（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
×：教育の対象外

変更後	備考
	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表130－３ 保安教育実施方針（運転員等）

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※1					実施頻度および時間
				運転員（1号炉，2号炉および3号炉）				燃料取替の業務に関わる者	
中分類	小分類（項目）	細目		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者		
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定		総則，品質保証，保安管理体制，保安教育，記録および報告に関する規則の概要，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	＜運転員＞ 3年間で30時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内） ＜燃料取替業務に関わる者＞ 3年間で3時間以上※2 ※4（下記※4と同枠内）
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	
原子炉施設の運転に関すること	運転管理	原子炉物理・臨界管理	原子炉物理・臨界管理に関すること	◎	◎	◎	×	×	
		運転管理Ⅰ	運転上の通則についての概要	◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
			運転上の留意事項の概要						
			運転上の制限の概要						
			異常時の措置の概要						
		巡視点検・定期的検査Ⅰ	巡視点検の範囲と確認項目	◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
			定期的に実施するサーベランスの内容と頻度						
		異常時対応※3（現場機器対応）	原子炉の起動停止の概要	◎	◎	◎	×	×	
			各設備の運転操作の概要（現場操作）				◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）		
			警報発生時の対応操作（現場操作）						
			異常時操作の対応（現場操作）				×		
		運転管理Ⅱ	運転上の通則の適用と根拠	◎	◎	◎	×	×	
			運転上の留意事項の基準値と管理方法						
			運転上の制限の具体的値と制限を超えた場合の措置						
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠						
		巡視点検・定期的検査Ⅱ	巡視点検時の確認項目の根拠	◎	◎	◎	×	×	
			定期的に実施するサーベランスの操作と基準値						
		異常時対応※3（中央制御室内対応）	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目	◎	◎	◎	×	×	
			各設備の運転操作と監視項目						
			警報発生時の対応操作（中央制御室）						
			異常時操作の対応（中央制御室）						
		運転管理Ⅲ	運転上の通則に関する留意事項の根拠と制限を超える場合の措置	◎	◎	×	×	×	
			制限および制限を超えた場合の措置の根拠と運用						
			異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠						
		異常時対応※3（指揮，状況判断）	異常時操作の対応（判断・指揮命令）	◎	×	×	×	×	
			警報発生時の監視項目						
	運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の際の連携訓練	◎	◎	◎	×	×	3年間で15時間以上
		シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	×	◎	×	×	×	3年間で9時間以上
		シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	◎	×	×	×	×	3年間で9時間以上
	保守管理	保守管理計画に関することⅠ	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×	＜運転員＞ 3年間で30時間以上※2 ※4（上記※4と同枠内） ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ 3年間で24時間以上 ※2 ※4（上記※4と同枠内） ＜燃料取替業務に関わる者＞ 3年間で3時間以上※2 ※4（上記※4と同枠内）
		保守管理計画に関することⅡ	定期検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×	
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		◎	◎	◎	◎ （放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること		◎	◎	◎	×	◎	
		燃料の検査・取替・運搬および貯蔵に関すること							

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※2：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある）。
・この○年間で○○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない）。
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。
※3：重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること，火災，内部溢水および火山影響等発生時ならびにその他自然災害発生時の措置に関することを含む。

◎：全員が教育の対象者
（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
×：教育の対象外

変更前

（記　　録）

第132条　各課長は，表132-１に定める保安に関する記録のうち第１号および第２号については保存し，その他の号については作成し，保存する。ただし，表132-１第40号，第41号，第42号および第43号は，原子力部長が組織に作成させ，保存させる。なお，記録の作成にあたっては，適正に作成し管理するよう，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

２　各課長は，表132－２および表132－３に定める保安に関する記録を作成し，保存する。なお，記録の作成にあたっては，適正に作成し管理するよう，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

３　組織は，表132-４に定める保安に関する記録を作成し，保存する。なお，記録の作成にあたっては，適正に作成し管理するよう，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

４　原子力部長は，組織に表132-５に定める保安に関する記録を保存させる。

表132－１

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
１．使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
２．施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
３．発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日１回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後５年が経過するまでの期間
４．保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検･補修等の結果およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理，是正処置，予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後５年が経過するまでの期間
５．保守管理に関する方針，保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針，保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間

変更後

（記　　録）

第132条　各課長は，表132-１に定める保安に関する記録のうち第１号および第２号については保存し，その他の号については作成し，保存する。ただし，表132-１第40号，第41号，第42号および第43号は，原子力部長が組織に作成させ，保存させる。なお，記録の作成にあたっては，適正に作成し管理するよう，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

２　各課長は，表132－２および表132－３に定める保安に関する記録を作成し，保存する。なお，記録の作成にあたっては，適正に作成し管理するよう，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

３　組織は，表132-４に定める保安に関する記録を作成し，保存する。なお，記録の作成にあたっては，適正に作成し管理するよう，法令に定める記録に関する事項を遵守する。

４　原子力部長は，組織に表132-５に定める保安に関する記録を保存させる。

表132－１

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
１．使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
２．施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間
３．発電用原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名	毎日１回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後５年が経過するまでの期間
４．保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検･補修等の結果およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理，是正処置，予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	保守管理を実施した発電用原子炉施設を解体または廃棄した後５年が経過するまでの期間
５．保守管理に関する方針，保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した発電用原子炉施設の保守管理に関する方針，保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考

表132－１　つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
６．熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10年間
７．炉心の中性子束密度		10年間
８．炉心の温度		10年間
９．冷却材入口温度	モード１および２において１時間ごと	10年間
10．冷却材出口温度		10年間
11．冷却材圧力		10年間
12．冷却材流量		10年間
13．制御棒位置		１年間
14．再結合装置内の温度（３号炉） (1) 静的触媒式水素再結合装置温度 (2) イグナイタ温度	運転中※2 １時間ごと	１年間
15．発電用原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	モード１および２において毎日１回	１年間
16．発電用原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間
17．運転開始前の点検結果	開始の都度	１年間
18．運転停止後の点検結果	停止の都度	１年間
19．運転開始日時	その都度	１年間
20．臨界到達日時	同上	１年間
21．運転切替日時	同上	１年間
22．緊急しゃ断日時	同上	１年間
23．運転停止日時	同上	１年間
24．警報装置から発せられた警報の内容※3	同上	１年間
25．運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	１年間
26．使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	５年間
27．使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
28．燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後（装荷予定のない場合を除く）	取出後10年間
29．原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中１回	10年間
30．放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の１日間および３月間についての平均濃度	１日間の平均濃度にあっては毎日１回，３月間の平均濃度にあっては３月ごとに１回	10年間

表132－１　つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
６．熱出力	原子炉に燃料が装荷されている場合連続して	10年間
７．炉心の中性子束密度		10年間
８．炉心の温度		10年間
９．冷却材入口温度	モード１および２において１時間ごと	10年間
10．冷却材出口温度		10年間
11．冷却材圧力		10年間
12．冷却材流量		10年間
13．制御棒位置		１年間
14．再結合装置内の温度 (1) 静的触媒式水素再結合装置温度 (2) イグナイタ温度	運転中※2 １時間ごと	１年間
15．発電用原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	モード１および２において毎日１回	１年間
16．発電用原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	取出後10年間
17．運転開始前の点検結果	開始の都度	１年間
18．運転停止後の点検結果	停止の都度	１年間
19．運転開始日時	その都度	１年間
20．臨界到達日時	同上	１年間
21．運転切替日時	同上	１年間
22．緊急しゃ断日時	同上	１年間
23．運転停止日時	同上	１年間
24．警報装置から発せられた警報の内容※3	同上	１年間
25．運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	１年間
26．使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの都度	５年間
27．使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10年間
28．燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後（装荷予定のない場合を除く）	取出後10年間
29．原子炉本体，使用済燃料の貯蔵施設，放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中１回	10年間
30．放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の１日間および３月間についての平均濃度	１日間の平均濃度にあっては毎日１回，３月間の平均濃度にあっては３月ごとに１回	10年間

備考：伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表132－１　つづき	表132－１　つづき	本頁変更なし

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
31. 管理区域内における外部放射線に係る１週間の線量当量，空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週１回	10年間
32. 放射線業務従事者の４月１日を始期とする１年間の線量，女子※4の放射線業務従事者の４月１日，７月１日，10月１日および１月１日を始期とする各３月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月１日を始期とする１月間の線量	１年間の線量にあっては毎年度１回，３月間の線量にあっては３月ごとに１回，１月間の線量にあっては１月ごとに１回	※５
33. ４月１日を始期とする１年間の線量が２０ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該１年間を含む原子力規制委員会が定める５年間の線量	原子力規制委員会が定める５年間において毎年度１回（左欄に掲げる当該１年間以降に限る）	※５
34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※５
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める５年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※５
36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	１年間
37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※６

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
31. 管理区域内における外部放射線に係る１週間の線量当量，空気中の放射性物質の１週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週１回	10年間
32. 放射線業務従事者の４月１日を始期とする１年間の線量，女子※4の放射線業務従事者の４月１日，７月１日，10月１日および１月１日を始期とする各３月間の線量ならびに本人の申出等により所長が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月１日を始期とする１月間の線量	１年間の線量にあっては毎年度１回，３月間の線量にあっては３月ごとに１回，１月間の線量にあっては１月ごとに１回	※５
33. ４月１日を始期とする１年間の線量が２０ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該１年間を含む原子力規制委員会が定める５年間の線量	原子力規制委員会が定める５年間において毎年度１回（左欄に掲げる当該１年間以降に限る）	※５
34. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※５
35. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める５年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	※５
36. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量，その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	１年間
37. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類，当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量，当該放射性廃棄物を容器に封入し，または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日，場所および方法	その廃棄の都度	※６

変更前

表132－１　つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
38．放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※６
39．放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	１年間
40．事故の発生および復旧の日時	その都度	※６
41．事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※６
42．事故の原因	同上	※６
43．事故後の処置	同上	※６
44．風向および風速	連続して	10年間
45．降雨量	同上	10年間
46．大気温度	同上	10年間
47．保安教育の実施計画	策定の都度	３年間
48．保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	３年間

※１：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。
※２：添付３「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により，イグナイタを起動している期間
※３：「警報装置から発せられた警報」とは，省令６２号第２１条第１項に規定する範囲の警報（２号炉）ならびに実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第４７条第１項および第２項に規定する範囲の警報（３号炉）をいう。
※４：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。
※５：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が５年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
※６：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

変更後

表132－１　つづき

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合※1	保存期間
38．放射性廃棄物を容器に封入し，または容器に固型化した場合には，その方法	封入または固型化の都度	※６
39．放射性物質による汚染の広がりの防止および除去を行った場合には，その状況および担当者の氏名	広がりの防止および除去の都度	１年間
40．事故の発生および復旧の日時	その都度	※６
41．事故の状況および事故に際して採った処置	同上	※６
42．事故の原因	同上	※６
43．事故後の処置	同上	※６
44．風向および風速	連続して	10年間
45．降雨量	同上	10年間
46．大気温度	同上	10年間
47．保安教育の実施計画	策定の都度	３年間
48．保安教育の実施日時，項目および受けた者の氏名	実施の都度	３年間

※１：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障または消耗品の交換により記録不能な期間を除く。
※２：添付３「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に定める判断基準により，イグナイタを起動している期間
※３：「警報装置から発せられた警報」とは，実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第４７条第１項および第２項に規定する範囲の警報をいう。
※４：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を所長に書面で申し出た者を除く。
※５：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合，またはその記録を保存している期間が５年を超えた場合において，所長がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
※６：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表132－２

記録（実用炉規則第37条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
１．溶接事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容	検査の都度	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第43条の３の13第６項の通知を受けるまでの期間

表132－３

記録（実用炉規則第57条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
１．定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後５年が経過するまでの期間

変更後

表132－２

記録（実用炉規則第37条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
１．溶接事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容	検査の都度	当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間
(7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第43条の３の13第６項の通知を受けるまでの期間

表132－３

記録（実用炉規則第57条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
１．定期事業者検査の結果の記録 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは，その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において協力した事業者がある場合には，当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	その特定発電用原子炉施設が廃棄された後５年が経過するまでの期間

備考

本頁変更なし

変更前

表132－４※7

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
１．文書化した，品質方針および品質目標	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
２．第３条に定める品質保証計画	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
３．第３条4.2.1 表１に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する社内規定	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
４．第３条4.2.1 表１に定める組織内のプロセスの効果的な計画，運用および管理を確実に実施するために，組織が必要と判断した文書	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
５．第３条4.2.1 c)に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する記録	作成の都度	５年

※７：表132-1，表132-2および表132-3に掲げるものを除く。

表132－５

記録項目	保存期間
１．発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※８
２．発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※８

※８：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

変更後

表132－４※7

記録（実用炉規則第67条にもとづく記録）	記録すべき場合	保存期間
１．文書化した，品質方針および品質目標	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
２．第３条に定める品質保証計画	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
３．第３条4.2.1 表１に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する社内規定	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
４．第３条4.2.1 表１に定める組織内のプロセスの効果的な計画，運用および管理を確実に実施するために，組織が必要と判断した文書	変更の都度	変更後５年が経過するまでの期間
５．第３条4.2.1 c)に定めるJEAC4111の要求事項に基づき作成する記録	作成の都度	５年

※７：表132-1，表132-2および表132-3に掲げるものを除く。

表132－５

記録項目	保存期間
１．発電用原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価の結果	※８
２．発電用原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	※８

※８：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間

備考

本頁変更なし

変更前	変更後	備考
第２編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 （１号炉に係る保安措置） 廃止措置段階とは，「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の３の 33 第２項の規定に基づき認可を受け，廃止措置を実施する段階をいう。 また，廃止措置段階にある伊方発電所１号炉に係る発電用原子炉施設を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。	第２編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 （１号炉および２号炉に係る保安措置） 廃止措置段階とは，「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 43 条の３の 34 第２項の規定に基づき認可を受け，廃止措置を実施する段階をいう。 また，廃止措置段階にある伊方発電所１号炉および２号炉に係る発電用原子炉施設を廃止措置段階の発電用原子炉施設という。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（目　　的） 第201条　この規定第２編（第２編において，以下「本編」という。）は，原子炉等規制法第43条の３の24第１項の規定にもとづき，廃止措置段階のうち，解体工事準備期間中の伊方発電所１号炉原子炉施設（本編において，以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において，以下「保安活動」という。）を定め，核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。	（目　　的） 第201条　この規定第２編（第２編において，以下「本編」という。）は，原子炉等規制法第43条の３の24第１項の規定にもとづき，廃止措置段階のうち，解体工事準備期間中の伊方発電所１号炉および２号炉原子炉施設（本編において，以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において，以下「保安活動」という。）を定め，核燃料物質等または原子炉による災害の防止を図ることを目的とする。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（保安に関する職務） 第205条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。 2　原子力本部長は，品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。 3　考査室原子力監査担当部長は，内部監査に係る管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。 4　原子力部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに安全文化の醸成のための取組みを総括（内部監査部門を除く）する。 5　発電管理部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。 6　原子燃料サイクル部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち，燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。 7　原子力保安研修所長は，原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 8　土木建築部長は，土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 9　資材部長は，供給者の選定に関する業務を行う。 10　所長は，発電所における保安に関する業務を統括する。 11　品質保証部長は，品質保証課長，保安管理課長，定検検査課長，人材育成課長および工程管理課長の所管する業務を統括する。 12　品質保証課長は，発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13　保安管理課長は，発電所の保安管理に関する業務を行う。 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 16　工程管理課長は，定期検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 17　安全管理部長は，安全技術課長，放射線・化学管理課長，防災課長，訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 18　安全技術課長は，重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下，「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く），大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く），燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。 19　放射線・化学管理課長は，放射性固体・液体・気体廃棄物管理，放射線管理および化学管理に関する業務を行う。 20　防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し，または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	（保安に関する職務） 第205条　社長は，全社規程である「組織規程」により，発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行われることを確実にするための取組みを統括する。 2　原子力本部長は，品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る管理責任者として，品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。 3　考査室原子力監査担当部長は，内部監査に係る管理責任者として，品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに安全文化の醸成のための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。 4　原子力部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また，関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み，ならびに安全文化の醸成のための取組みを総括（内部監査部門を除く）する。 5　発電管理部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。 6　原子燃料サイクル部長は，原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち，燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。 7　原子力保安研修所長は，原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 8　土木建築部長は，土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。 9　資材部長は，供給者の選定に関する業務を行う。 10　所長は，発電所における保安に関する業務を統括する。 11　品質保証部長は，品質保証課長，保安管理課長，定検検査課長，人材育成課長および工程管理課長の所管する業務を統括する。 12　品質保証課長は，発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。 13　保安管理課長は，発電所の保安管理に関する業務を行う。 14　定検検査課長は，定期事業者検査に関する業務を行う。 15　人材育成課長は，保安教育の総括業務を行う。 16　工程管理課長は，定期検査および原子炉施設の保修，改造作業における工程管理に関する業務を行う。 17　安全管理部長は，安全技術課長，放射線・化学管理課長，防災課長，訓練計画課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。 18　安全技術課長は，重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下，「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く），大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（訓練計画課長が実施する業務を除く），燃料の管理に関する業務ならびに非常時の措置に関する業務を行う。 19　放射線・化学管理課長は，放射性固体・液体・気体廃棄物管理，放射線管理および化学管理に関する業務を行う。 20　防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し，または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
21　訓練計画課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち，教育および訓練の管理に関する業務を行う。 22　施設防護課長は，施設の出入管理に関する業務を行う。 23　発電部長は，発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。 24　発電課長は，原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。 25　当直長は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。 26　系統管理課長は，原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。 27　保修部長は，保修統括課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長，計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。 28　保修統括課長は，原子炉施設の保修，改造に関する総括業務を行う。 29　機械計画第一課長は，原子炉施設のうち原子炉設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 30　機械計画第二課長は，原子炉施設のうちタービン設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 31　電気計画課長は，原子炉施設のうち電気設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 32　計装計画課長は，原子炉施設のうち計装設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 33　設備改良工事課長は，原子炉施設のうち機械設備，電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。 34　土木建築部長は，土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。 35　土木建築課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 36　耐震工事課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。 37　廃止措置室長は，廃止措置課長の所管する業務を統括する。また，発電所における廃止措置に関する業務を総括する。 38　廃止措置課長は，廃止措置管理に関する業務を行う。 39　各課長（当直長を含む。）は，所掌業務にもとづき，廃止措置工事※1に関する業務，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等，非常時の措置，保安教育ならびに記録および報告を行う。 40　各課長は，課員を指示・指導し，所管する業務を遂行する。また，各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。 ※1：廃止措置工事とは，廃止措置計画に基づく，核燃料物質による汚染の除去工事，汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下，本編において同じ。）	21　訓練計画課長は，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務のうち，教育および訓練の管理に関する業務を行う。 22　施設防護課長は，施設の出入管理に関する業務を行う。 23　発電部長は，発電課長および系統管理課長の所管する業務を統括する。 24　発電課長は，原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。 25　当直長は，原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお，本編において当直長は，特に定めの無い限り１号炉および２号炉の当直長をいう。 26　系統管理課長は，原子炉施設の系統管理に関する業務（当直長が実施する業務を除く）を行う。 27　保修部長は，保修統括課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長，計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。 28　保修統括課長は，原子炉施設の保修，改造に関する総括業務を行う。 29　機械計画第一課長は，原子炉施設のうち原子炉設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 30　機械計画第二課長は，原子炉施設のうちタービン設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 31　電気計画課長は，原子炉施設のうち電気設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 32　計装計画課長は，原子炉施設のうち計装設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 33　設備改良工事課長は，原子炉施設のうち機械設備，電気設備および計装設備の改造に関する業務（工程管理課長，機械計画第一課長，機械計画第二課長，電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。 34　土木建築部長は，土木建築課長および耐震工事課長の所管する業務を統括する。 35　土木建築課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の保修，改造に関する業務（工程管理課長が実施する業務を除く）を行う。 36　耐震工事課長は，原子炉施設のうち土木・建築設備の耐震工事に関する業務（工程管理課長および土木建築課長が実施する業務を除く）を行う。 37　廃止措置室長は，廃止措置課長の所管する業務を統括する。また，発電所における廃止措置に関する業務を総括する。 38　廃止措置課長は，廃止措置管理に関する業務を行う。 39　各課長（当直長を含む。）は，所掌業務にもとづき，廃止措置工事※1に関する業務，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等，火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等，大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等，非常時の措置，保安教育ならびに記録および報告を行う。 40　各課長は，課員を指示・指導し，所管する業務を遂行する。また，各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。 ※1：廃止措置工事とは，廃止措置計画に基づく，核燃料物質による汚染の除去工事，汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下，本編において同じ。）	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（運転員の確保）
第212条　発電課長は，原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお，原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは，１号炉，２号炉または３号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。
２　発電課長は，原子炉施設の運転にあたって第１項で定める者の中から，１直あたり表212－１に定める人数の者をそろえ，５直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお，特別な事情がある場合を除き，連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また，表212－１に定める人数のうち，１名は当直長※1とし，運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。
３　当直長は，第２項で定める者のうち，表212－２に定める人数の者を班長以上の者の中から常時中央制御室に確保する。

※１：当直長は，１号炉および２号炉で兼務を行うことができる。（以下，本条において同じ。）

表212－１
<table>
<tr><td></td><td>１号炉
（１号炉および２号炉の合計人数）</td></tr>
<tr><td>照射済燃料移動中の場合</td><td>３名以上
（当直長を含む）</td></tr>
</table>

表212－２
<table>
<tr><td></td><td>１号炉
（１号炉および２号炉の合計人数）</td></tr>
<tr><td>照射済燃料移動中の場合</td><td>２名以上
（班長以上）</td></tr>
</table>
</td>
<td>
（運転員の確保）
第212条　発電課長は，原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお，原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは，１号炉，２号炉または３号炉の原子炉施設の運転に関する実務の研修をうけた者をいう。
２　発電課長は，原子炉施設の運転にあたって第１項で定める者の中から，１直あたり表212－１に定める人数の者をそろえ，５直以上を編成した上で交代勤務を行わせる。なお，特別な事情がある場合を除き，連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また，表212－１に定める人数のうち，１名は当直長※1とする。

３　当直長は，第２項で定める者のうち，表212－２に定める人数の者を常時中央制御室に確保する。

※１：当直長は，１号炉および２号炉で兼務を行うことができる。（以下，本条において同じ。）

表212－１
<table>
<tr><td></td><td>１号炉および２号炉の合計人数</td></tr>
<tr><td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>３名以上
（当直長を含む）</td></tr>
</table>

表212－２
<table>
<tr><td></td><td>１号炉および２号炉の合計人数</td></tr>
<tr><td>使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間</td><td>１名以上</td></tr>
</table>
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
（巡　　視） 第213条　当直長は，毎日１回以上，原子炉施設（第306条第１項で定める区域を除く。）を巡視する。 ２　当直長は，第306条第１項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く。）は，一定期間※1毎に巡視する。 ※１：一定期間とは，１ヶ月を超えない期間をいい，その確認の間隔は７日間を上限として延長することができる。ただし，確認回数の低減を目的として，恒常的に延長してはならない。なお，定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。	（巡　　視） 第213条　当直長（３号炉の当直長を含む）は，毎日１回以上，原子炉施設（第306条第１項で定める区域を除く。）を巡視する。ただし，３号炉の当直長は，１号炉，２号炉および３号炉共用の原子炉施設の巡視点検に限る。 ２　当直長は，第306条第１項で定める区域（特に立入が制限された区域を除く。）は，一定期間※1毎に巡視する。 ※１：一定期間とは，１ヶ月を超えない期間をいい，その確認の間隔は７日間を上限として延長することができる。ただし，確認回数の低減を目的として，恒常的に延長してはならない。なお，定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（引　　継） 第215条　当直長は，その業務を次直の当直長に引き継ぐ際には，施設運用状況を申し送る。	（引　　継） 第215条　当直長（３号炉の当直長を含む）は，その業務を次直の当直長（３号炉の当直長を含む）に引き継ぐ際には，施設運用状況を申し送る。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（火災発生時の体制の整備）
第217条　防災課長は，火災が発生した場合（以下，「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む火災防護計画を定め，所長の承認を得る。
(1)　火災の発生を消防機関へ通報するために，中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること※2
(2)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること
(3)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること
(4)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること
(5)　発電所における可燃物の適切な管理に関すること
(6)　初期消火活動のための体制の整備に関すること
(a)　防災課長は，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※2。
(b)　防災課長は，初期消火活動を行う要員として，11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。
(c)　防災課長は，初期消火活動を行うため，表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。
(d)　当直長は，第213条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。
(e)　各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度５弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。
(f)　防災課長は，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練および初期消火活動の結果を１年に１回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。
2　各課長は，前項の計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
3　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
4　各課長は，火災の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに，必要な措置について協議する。

※１：消防機関への通報，消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）
※２：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

表217
<table>
<tr><th>設　備</th><th>数　量</th></tr>
<tr><td>化学消防自動車※3</td><td>１台　※4※5</td></tr>
<tr><td>泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）</td><td>1,500L以上※5</td></tr>
</table>
※３：400L毎分の泡放射を同時に２口行うことが可能な能力を有すること。
※４：化学消防自動車が，点検または故障の場合には，※３に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。
※５：発電所合計数
</td>
<td>
（火災発生時の体制の整備）
第217条　防災課長は，火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行う体制の整備として，次の事項を含む火災防護計画を定め，所長の承認を得る。
(1)　火災の発生を消防機関へ通報するために，中央制御室から消防機関へ専用回線を使用した通報設備の設置に関すること※2
(2)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること
(3)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること
(4)　火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること
(5)　発電所における可燃物の適切な管理に関すること
(6)　初期消火活動のための体制の整備に関すること
(a)　防災課長は，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※2。
(b)　防災課長は，初期消火活動を行う要員として，11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。
(c)　防災課長は，初期消火活動を行うため，表217に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。
(d)　当直長（３号炉の当直長を含む）は，第213条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。
(e)　各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度５弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長および廃止措置主任者に報告する。
(f)　防災課長は，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練および初期消火活動の結果を１年に１回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。
2　各課長は，前項の計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。
3　各課長は，第２項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じ，防災課長に報告する。防災課長は，第１項に定める事項について定期的に評価を行うとともに，評価の結果に基づき必要な措置を講じる。
4　各課長は，火災の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，廃止措置主任者および関係課長に連絡するとともに，必要な措置について協議する。

※１：消防機関への通報，消火または延焼の防止その他消防機関の消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。（以下，本条において同じ。）
※２：一般回線の代替設備である専用回線，通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし，点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。

表217
<table>
<tr><th>設　備</th><th>数　量</th></tr>
<tr><td>化学消防自動車※3</td><td>１台　※4※5</td></tr>
<tr><td>泡消火薬剤（化学消防自動車保有分を含む）</td><td>1,500L以上※5</td></tr>
</table>
※３：400L毎分の泡放射を同時に２口行うことが可能な能力を有すること。
※４：化学消防自動車が，点検または故障の場合には，※３に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。
※５：発電所合計数
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
（工事の計画および実施） 第218条の２　各課長は，廃止措置工事を行う場合は，以下のうち必要なプロセスを実施する。 (1)　工事計画 (2)　設計管理 (3)　調達管理 (4)　工事管理 ２　各課長は，第１項の工事計画を策定するにあたり，工事の内容が２号炉および３号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。 ３　各課長は，廃止措置工事を実施するにあたり，廃止措置計画を踏まえ，必要に応じて次の各号の措置を講じる。 (1)　汚染拡大防止対策および漏えい防止対策 (2)　被ばく低減対策 (3)　事故防止対策 ４　各課長は，廃止措置工事の結果について記録する。	**（工事の計画および実施）** 第218条の２　各課長は，廃止措置工事を行う場合は，以下のうち必要なプロセスを実施する。 (1)　工事計画 (2)　設計管理 (3)　調達管理 (4)　工事管理 ２　各課長は，第１項の工事計画を策定するにあたり，工事の内容が３号炉の原子炉施設の機能に影響を与えないことを確認する。 ３　各課長は，廃止措置工事を実施するにあたり，廃止措置計画を踏まえ，必要に応じて次の各号の措置を講じる。 (1)　汚染拡大防止対策および漏えい防止対策 (2)　被ばく低減対策 (3)　事故防止対策 ４　各課長は，廃止措置工事の結果について記録する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（使用済燃料の貯蔵）
第297条　安全技術課長は，使用済燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。
(1)　使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること
(2)　使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
(3)　使用済燃料ピットクレーンを使用すること
(4)　使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
(5)　使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること

表297
<table><tr><th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th></tr><tr><td>１号炉，３号炉※1</td></tr></table>
※１：３号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については，第１編第97条にて実施する。
</td>
<td>
（使用済燃料の貯蔵）
第297条　安全技術課長は，使用済燃料を貯蔵する場合は，次の事項を遵守する。
(1)　使用済燃料を表297に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること
(2)　使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること
(3)　使用済燃料ピットクレーンを使用すること
(4)　使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること
(5)　使用済燃料ピット内において燃料配置変更を行う場合は，大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認した燃料配置の範囲内に限定すること

表297
<table><tr><th>１号炉および２号炉の使用済燃料</th><th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th></tr><tr><td>１号炉</td><td>１号炉，３号炉※1</td></tr><tr><td>２号炉</td><td>２号炉，３号炉※1</td></tr></table>
※１：３号炉使用済燃料ピットでの貯蔵については，第１編第97条にて実施する。
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

変更前

（放射性液体廃棄物の管理）

第300条　当直長は，放射性液体廃棄物を放出する場合は，復水器冷却水放水口より放出するとともに，次の事項を管理する。

(1)　放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと

(2)　復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が，表300－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること

２　当直長は，復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が，表300－２に定める放出管理の基準値を超えないように努める。

３　放射線・化学管理課長は，表300－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，その結果を当直長に通知する。

表300－１

項　　目	放出管理目標値（１号炉，２号炉および３号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	7.4×10^{10} Bq／年

表300－２

項　　目	放出管理の基準値（１号炉，２号炉および３号炉合算）
ト　リ　チ　ウ　ム	9.3×10^{13} Bq／年

表300－３

分　類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	放出の都度	・モニタタンク ・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	１ヶ月に１回	

変更後

（放射性液体廃棄物の管理）

第300条　当直長は，放射性液体廃棄物を放出する場合は，復水器冷却水放水口より放出するとともに，次の事項を管理する。

(1)　放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと

(2)　復水器冷却水放水口排水中の放射性物質（トリチウムを除く。）の放出量が，表300－１に定める放出管理目標値を超えないように努めること

２　当直長は，復水器冷却水放水口排水中のトリチウムの放出量が，表300－２に定める放出管理の基準値を超えないように努める。

３　放射線・化学管理課長は，表300－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，その結果を当直長に通知する。

表300－１

項　　目	放出管理目標値（１号炉，２号炉および３号炉合算）
放射性液体廃棄物 （トリチウムを除く。）	3.8×10^{10} Bq／年

表300－２

項　　目	放出管理の基準値（１号炉，２号炉および３号炉合算）
ト　リ　チ　ウ　ム	5.7×10^{13} Bq／年

表300－３

分　類	測定項目	計測器種類	測定頻度	試料採取箇所
放射性液体廃棄物	放射性物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	放出の都度	・廃液蒸留水タンク ・洗浄排水蒸留水タンク ・洗浄排水モニタタンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	１ヶ月に１回	

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（放射性気体廃棄物の管理）

第301条　当直長は，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表301－2に示す排気筒等より放出するとともに次の事項を管理する。

(1)　排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと

(2)　排気筒からの放射性物質の放出量が表301－1に定める放出管理目標値を超えないように努めること

２　放射線・化学管理課長は，表301－２に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，その結果を当直長に通知する。

３　表301－２に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は，次の事項を行う。ただし，第305条第１項(1)に定める区域における換気は，この限りでない。

(1)　作業の所管課長は，フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2)　放射線・化学管理課長は，表301－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお，換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は，この限りでない。

表301－１

項　　目	放出管理目標値 （１号炉，２号炉および３号炉合算）
放射性気体廃棄物 希　ガ　ス よう素131	 9.5×10^{14} Bq／年 4.4×10^{10} Bq／年

表301－２

分　類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常　　時	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	
	雑固体焼却炉排気筒	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	当直長
	雑固体焼却炉建家排気口	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	当直長

表301－３

分　　類	測　定　項　目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	作業の都度※1	作業の所管課長

※１：作業が１週間を超える場合は１週間に１回測定する。

変更後

（放射性気体廃棄物の管理）

第301条　当直長は，放射性気体廃棄物を放出する場合は，表301－2に示す排気筒等より放出するとともに次の事項を管理する。

(1)　排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の３ヶ月平均値が，法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと

(2)　排気筒からの放射性物質の放出量が表301－1に定める放出管理目標値を超えないように努めること

２　放射線・化学管理課長は，表301－２に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，その結果を当直長に通知する。

３　表301－２に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は，次の事項を行う。ただし，第305条第１項(1)に定める区域における換気は，この限りでない。

(1)　作業の所管課長は，フィルタ付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。

(2)　放射線・化学管理課長は，表301－３に定める項目について，同表に定める頻度で測定し，法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。なお，換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は，この限りでない。

表301－１

項　　目	放出管理目標値 （１号炉，２号炉および３号炉合算）
放射性気体廃棄物 希　ガ　ス よう素131	 3.7×10^{14} Bq／年 7.7×10^{9} Bq／年

表301－２

分　類	排気筒等	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長
放射性気体廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常　　時	当直長
		よう素131濃度 粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	
	雑固体焼却炉排気筒	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	当直長
	雑固体焼却炉建家排気口	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	１週間に１回	当直長

表301－３

分　　類	測　定　項　目	計測器種類	測定頻度	放出操作担当課長
その他作業等に伴う換気	粒子状物質濃度 （主要ガンマ線放出核種）	試料放射能測定装置	作業の都度※1	作業の所管課長

※１：作業が１週間を超える場合は１週間に１回測定する。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前

（放出管理用計測器の管理）

第302条　放射線・化学管理課長および計装計画課長は，表302に定める放出管理用計測器について，同表に定める数量を確保する。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理または代替品を補充する。

表302

分　　類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	１台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	２台※１
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	２台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	１台※１ ※２

※１：１号炉，２号炉および３号炉共用
※２：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

変更後

（放出管理用計測器の管理）

第302条　放射線・化学管理課長および計装計画課長は，表302に定める放出管理用計測器について，同表に定める数量を確保する。ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理または代替品を補充する。

表302

分　　類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	計装計画課長	２台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	２台※１
放射性気体廃棄物放出管理用計測器	排気筒モニタ	計装計画課長	４台
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	１台※１ ※２

※１：１号炉，２号炉および３号炉共用
※２：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

（放射線計測器類の管理）

第314条　放射線・化学管理課長および計装計画課長は，表314に定める放射線計測器類について，同表に定める数量を確保する。

ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理または代替品を補充する。

表314

分　　類	計測器種類	担当課長	数　量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	１台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	４台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ		３台※1
	退出モニタ		３台※1
	試料放射能測定装置		３台※1※2
	積算線量計測定装置		１台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	４台※1
	モニタリングステーション		１台※1
	エリアモニタ	計装計画課長	８台※3※4
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	２台※1
	積算線量計測定装置		１台※1※5

※１：１号炉，２号炉および３号炉共用
※２：１台は表302の試料放射能測定装置と共用
※３：管理区域外測定用の２台を含む。
※４：１号炉および２号炉共用３台ならびに１号炉，２号炉および３号炉共用３台を含む。
※５：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

変更後

（放射線計測器類の管理）

第314条　放射線・化学管理課長および計装計画課長は，表314に定める放射線計測器類について，同表に定める数量を確保する。

ただし，故障等により使用不能となった場合は，修理または代替品を補充する。

表314

分　　類	計測器種類	担当課長	数　量
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線・化学管理課長	１台※1
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線・化学管理課長	４台※1
	汚染密度測定用サーベイメータ		３台※1
	退出モニタ		３台※1
	試料放射能測定装置		３台※1※2
	積算線量計測定装置		１台※1
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線・化学管理課長	４台※1
	モニタリングステーション		１台※1
	エリアモニタ	計装計画課長	７台※3※4
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理課長	２台※1
	積算線量計測定装置		１台※1※5

※１：１号炉，２号炉および３号炉共用
※２：１台は表302の試料放射能測定装置と共用
※３：管理区域外測定用の１台を含む。
※４：１号炉，２号炉および３号炉共用３台を含む。
※５：放射線管理用計測器の積算線量計測定装置と共用

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
（保守管理計画） 第 319 条　保守管理を実施するにあたり，以下の保守管理計画を定める。 （中略） ９．点検・補修等の結果の確認・評価 (1)　組織は，あらかじめ定めた方法で，保全の実施段階で採取した構築物，系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを，所定の時期 ※3 までに確認･評価し，記録する。 (2)　組織は，最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には，定めたプロセスに基づき，点検・補修等が実施されていることを，所定の時期 ※2 までに確認・評価し，記録する。 ※２：所定の時期とは，所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。 （以下，省略）	**（保守管理計画）** 第 319 条　保守管理を実施するにあたり，以下の保守管理計画を定める。 （中略） ９．点検・補修等の結果の確認・評価 (1)　組織は，あらかじめ定めた方法で，保全の実施段階で採取した構築物，系統および機器の点検・補修等の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを，所定の時期 ※2 までに確認･評価し，記録する。 (2)　組織は，最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には，定めたプロセスに基づき，点検・補修等が実施されていることを，所定の時期 ※2 までに確認・評価し，記録する。 ※２：所定の時期とは，所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。 （以下，省略）	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
（所員への保安教育） 第330条　人材育成課長は，毎年度，原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表330－１，表330－２および表330－３の実施方針にもとづいて作成し，廃止措置主任者の確認を得て，所長の承認を得る。 ２　人材育成課長は，第１項の保安教育実施計画の策定にあたり，第207条第２項にもとづき運営委員会の確認を得る。 ３　各課長は，保安教育の具体的な内容を定め，これにもとづき，第１項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに，年度毎に実施結果を所長に報告する。 　ただし，各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。 ４　人材育成課長は，第３項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め，これにもとづき，各課長は，第３項の保安教育の具体的な内容を見直しする。	**（所員への保安教育）** 第330条　人材育成課長は，毎年度，原子炉施設の廃止措置を行う所員への保安教育実施計画を表330－１，表330－２および表330－３の実施方針にもとづいて作成し，廃止措置主任者の確認を得て，所長の承認を得る。 ２　人材育成課長は，第１項の保安教育実施計画の策定にあたり，第207条第２項にもとづき運営委員会の確認を得る。 ３　各課長は，保安教育の具体的な内容を定め，これにもとづき，第１項の保安教育実施計画による保安教育を実施するとともに，年度毎に実施結果を所長に報告する。 　ただし，各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。 ４　人材育成課長は，第３項の保安教育の具体的な内容の見直し頻度を定め，これにもとづき，各課長は，第３項の保安教育の具体的な内容を見直しする。	本頁変更なし

変更前	備考

表330－1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容					対象者と教育時間 ※2						
					運転員						
大分類	中分類 (実用炉規則第92条の内容)	小分類 (項目)	内　　容	実施時期	当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取扱の業務に関わる者	左記以外の技術系所員	事務系所員
入所時に実施する教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	入所時(原子力発電所新規配属時)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)
	原子炉施設の構造，性能に関すること	設備概要， 主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	○ (0．5時間以上)	×
	原子炉施設の廃止措置に関すること		原子炉施設の廃止措置の概要		◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること		法，令，労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内において核燃料物質，使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取扱う業務に就かせる時	対象者と教育時間は，表330－2参照						
	原子炉施設の構造，性能に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること								
	放射線管理に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法								
			管理区域への立ち入りおよび退去の手順								
			外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法								
			電離放射線が生体の細胞，組織，器官 および全身に与える影響								
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬，貯蔵，廃棄の作業の方法・順序								
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法								
その他反復教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	総則，品質保証，保安管理体制，保安教育，記録および報告に関すること，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	1回／10年毎以上	対象者と実施時期，教育時間については，表330－3参照					○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
	原子炉施設の廃止措置の運用に関すること	廃止措置管理	施設運用上の基準に関すること，通則に 関すること							○ (1時間以上)	×
			巡視に関すること							×	
			定期的に実施するサーベランスの操作に関すること								
			異常時対応(現場機器対応)								
			異常時対応(中央制御室内対応)								
			異常時対応(指揮，状況判断)								
		保守管理	保守管理計画に関すること							○ (1時間以上)	
	放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い		◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	×
			管理区域への出入り管理等，区域管理に 関すること								
			線量限度等，被ばく管理に関すること								
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること								
			管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること								
			協力会社の放射線防護に関すること								
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること		対象者と実施時期，教育時間については，表330－3参照					○ (0．5時間以上)	×
		燃料管理	燃料管理における臨界管理							○ (0．5時間以上)	
			燃料の運搬および貯蔵に関すること								
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等，原子力防災対策活動に関すること	1回／年以上	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)	◎ (0．5時間以上)
			重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること								
			火災，内部溢水および火山影響等発生時の措置に 関すること								

※1：各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識
　　および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※2：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
○：業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり)
×：教育の対象外
( )：合計の教育時間

変更後	備考
	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表330－1　保安教育実施方針（総括表）

保安教育の内容					対象者と教育時間　※2						
					運転員（1号炉，2号炉および3号炉）						
大分類	中分類（実用炉規則第92条の内容）	小分類（項目）	内　　容	実施時期	当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取扱の業務に関わる者	左記以外の技術系所員	事務系所員
入所時に実施する教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉等規制法	原子炉等規制法に関連する法令の概要，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	入所時（原子力発電所新規配属時）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）
	原子炉施設の構造，性能に関すること	設備概要，主要系統の機能	原子炉のしくみ		◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）
			原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系統等主要系統の機能・性能に関すること		◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	○ （0．5時間以上）	×
	原子炉施設の廃止措置に関すること		原子炉施設の廃止措置の概要		◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		非常時の場合に講ずべき処置の概要		◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）
放射線業務従事者教育 ※1	関係法令および保安規定の遵守に関すること		法，令，労働安全衛生規則および 電離放射線障害防止規則の関係条項	管理区域内において核燃料物質，使用済燃料またはこれらによって汚染された物を取扱う業務に就かせる時	対象者と教育時間は，表330－2参照						
	原子炉施設の構造，性能に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること								
	放射線管理に関すること		原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱いの方法								
			管理区域への立ち入りおよび退去の手順								
			外部放射線による線量当量率および 空気中の放射性物質の濃度の監視の方法								
			電離放射線が生体の細胞，組織，器官 および全身に与える影響								
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること		核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の種類および性状ならびに運搬，貯蔵，廃棄の作業の方法・順序								
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		異常な事態が発生した場合における応急措置の方法								
その他反復教育	関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定	総則，品質保証，保安管理体制，保安教育，記録および報告に関すること，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	1回／10年毎以上	対象者と実施時期，教育時間については，表330－3参照					○ （1時間以上）	○ （1時間以上）
	原子炉施設の廃止措置の運用に関すること	廃止措置管理	施設運用上の基準に関すること，通則に 関すること							○ （1時間以上）	×
			巡視に関すること							×	
			定期的に実施するサーベランスの操作に関すること								
			異常時対応（現場機器対応）								
			異常時対応（中央制御室内対応）								
			異常時対応（指揮，状況判断）								
		保守管理	保守管理計画に関すること							○ （1時間以上）	
	放射線管理に関すること	放射線管理	放射線測定器の取扱い		◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	○ （1時間以上）	×
			管理区域への出入り管理等，区域管理に 関すること								
			線量限度等，被ばく管理に関すること								
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること								
			管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること								
			協力会社の放射線防護に関すること								
	核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に 関すること		対象者と実施時期，教育時間については，表330－3参照					○ （0．5時間以上）	×
		燃料管理	燃料管理における臨界管理							○ （0．5時間以上）	
			燃料の運搬および貯蔵に関すること								
	非常の場合に講ずべき処置に関すること		緊急事態応急対策等，原子力防災対策活動に関すること	1回／年以上	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）
			重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること								
			火災，内部溢水および火山影響等発生時の措置に 関すること								

※1：各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識
　　および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※2：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
○：業務に関連する者が教育の対象（関連する業務内容に応じ教育内容に濃淡あり）
×：教育の対象外
（ ）：合計の教育時間

変更前	備考

表330－2 保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)

総括表中分類との対応	内　　容	運転員		対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物 処理設備の業務 に関わる者	燃料取扱の業務 に関わる者	左記以外の 技術系所員	事務系所員	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類 および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された物の種類および性状	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	核燃料物質もしくは使用済燃料 またはこれらによって汚染された 物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設における作業の 方法に関する知識
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらに よって汚染されたものの運搬，貯蔵および廃棄 の作業の方法および順序								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の保守および点検の 作業の方法および順序								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の 放射性物質の濃度の監視の方法								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去の方法								
非常の場合に講ずべき処置に 関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の 措置の方法								
・原子炉施設の構造，性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設 備の構造および取扱いの方法	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	◎ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	○ (1. 5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造 および取扱いの方法に関する 知識
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞，組織，器官および 全身に与える影響	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	◎ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	○ (0. 5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること　※1	法，令，労働安全衛生規則および電離放射線障害防 止規則の関係条項	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の 取扱い
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料または これらによって汚染された物の運搬， 貯蔵および廃棄の作業								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって 汚染された設備の保守および点検の作業								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の 放射性物質の濃度の監視								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の 確認および汚染の除去								
・原子炉施設の構造，性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の取扱い								
非常の場合に講ずべき処置に 関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置								

※1：各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識
　　および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※2：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
( )：合計の教育時間

変更後	備考
	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表330－２ 保安教育実施方針（放射線業務従事者教育）

総括表中分類との対応	内　　容	運転員（1号炉，2号炉および3号炉）		対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類
		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者	燃料取扱の業務に関わる者	左記以外の技術系所員	事務系所員	
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	①核燃料物質または使用済燃料の種類および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類および性状	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	○ （0．5時間以上）	○ （0．5時間以上）	核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	○ （1．5時間以上）	○ （1．5時間以上）	原子炉施設における作業の方法に関する知識
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染されたものの運搬，貯蔵および廃棄の作業の方法および順序								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業の方法および順序								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法								
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法								
・原子炉施設の構造，性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の構造および取扱いの方法	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	◎ （1．5時間以上）	○ （1．5時間以上）	○ （1．5時間以上）	原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類および性質 ②電離放射線が生体の細胞，組織，器官および全身に与える影響	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	◎ （0．5時間以上）	○ （0．5時間以上）	○ （0．5時間以上）	電離放射線の生体に与える影響
関係法令および保安規定の遵守に関すること　※1	法，令，労働安全衛生規則および電離放射線障害防止規則の関係条項	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	◎ （1時間以上）	○ （1時間以上）	○ （1時間以上）	関係法令
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入りおよび退去の手順	◎ （2時間以上）	◎ （2時間以上）	◎ （2時間以上）	◎ （2時間以上）	◎ （2時間以上）	○ （2時間以上）	○ （2時間以上）	原子炉施設における作業の方法および同施設に係る設備の取扱い
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質もしくは使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬，貯蔵および廃棄の作業								
核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の保守および点検の作業								
放射線管理に関すること ※1	④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視								
放射線管理に関すること ※1	⑤天井，床，壁，設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去								
・原子炉施設の構造，性能に関すること ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉，放射性廃棄物の廃棄設備およびその他の設備の取扱い								
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置								

※1：各課長が，所長により別途承認された基準に従い，各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については，該当する教育について省略することができる。
※2：各対象者に要求されている教育項目は，対象者となった時点から課せられる。

◎：全員が教育の対象者
○：業務に関連する者が教育の対象
（）：合計の教育時間

変更前	備考

表330－3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※1					実施頻度および時間
				運転員				燃料取扱の業務に関わる者	
中分類	小分類(項目)	細目		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者		
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定		総則，品質保証，保安管理体制，保安教育，記録および報告に関する規則の概要，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	＜運転員＞ 3年間で10時間以上※2 ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ 3年間で8時間以上※2 ＜燃料取扱の業務に関わる者＞ 3年間で1時間以上※2
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	
原子炉施設の廃止措置の運用に関すること	廃止措置管理	廃止措置管理	廃止措置管理の通則についての概要	◎	◎	◎	×	×	
			廃止措置管理の通則の適用と根拠						
			施設運用上の基準の概要						
			施設運用上の基準の具体的値と制限を超えた場合の措置						
			施設運用上の基準および施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	◎	×			
		巡視・定期的検査	巡視の範囲	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×	
			巡視の確認項目とその根拠						
			定期的に実施するサーベランスの内容と頻度						
			定期的に実施するサーベランスの操作と基準値						
		異常時対応	各設備の運転操作の概要(現場操作)	◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×	
			警報発生時の対応操作(現場操作)						
			各設備の運転操作と監視項目						
			警報発生時の対応操作(中央制御室)				×		
			警報発生時の監視項目(指揮，状況判断)	◎	×	×	×	×	
	保守管理	保守管理計画に関すること	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×	
			定期検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×	
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		◎	◎	◎	◎ (放射性廃棄物処理設備に関することのみ)	×	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること		◎	◎	◎	×	◎	
		燃料の運搬および貯蔵に関すること							

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※2：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある
(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。
・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、
上表はこの教育時間の中に含まれている(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない)。
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎：全員が教育の対象者
(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
×：教育の対象外

変更後	備考
	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

表330－３ 保安教育実施方針（運転員等）

保安教育の内容			具体的教育内容	対象者 ※1					実施頻度および時間
				運転員（1号炉，2号炉および3号炉）				燃料取扱の業務に関わる者	
中分類	小分類（項目）	細目		当直長 副当直長	主任 班長	運転員	放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者		
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定		総則，品質保証，保安管理体制，保安教育，記録および報告に関する規則の概要，ならびに関係法令および保安規定の遵守に関すること	◎	◎	◎	◎	◎	＜運転員＞ 3年間で10時間以上※2 ＜放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者＞ 3年間で8時間以上※2 ＜燃料取扱の業務に関わる者＞ 3年間で1時間以上※2
			保安に関する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	◎	×	×	×	×	
原子炉施設の廃止措置の運用に関すること	廃止措置管理	廃止措置管理	廃止措置管理の通則についての概要	◎	◎	◎	×	×	
			廃止措置管理の通則の適用と根拠						
			施設運用上の基準の概要						
			施設運用上の基準の具体的値と制限を超えた場合の措置						
			施設運用上の基準および施設運用上の基準を超えた場合の措置の根拠と運用	◎	◎	×			
		巡視・定期的検査	巡視の範囲	◎	◎	◎	◎（放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
			巡視の確認項目とその根拠						
			定期的に実施するサーベランスの内容と頻度						
			定期的に実施するサーベランスの操作と基準値						
		異常時対応	各設備の運転操作の概要（現場操作）	◎	◎	◎	◎（放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
			警報発生時の対応操作（現場操作）						
			各設備の運転操作と監視項目						
			警報発生時の対応操作（中央制御室）				×		
			警報発生時の監視項目（指揮，状況判断）	◎	×	×	×	×	
	保守管理	保守管理計画に関すること	定期検査時の検査項目概要	◎	◎	◎	×	×	
			定期検査時の検査項目の根拠	◎	×	×	×	×	
核燃料物質および核燃料物質により汚染された物の取扱いに関すること	放射性廃棄物管理	放射性固体・液体・気体廃棄物の管理に関すること		◎	◎	◎	◎（放射性廃棄物処理設備に関することのみ）	×	
	燃料管理	燃料の臨界管理に関すること		◎	◎	◎	×	◎	
		燃料の運搬および貯蔵に関すること							

※1：各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※2：記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある（ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある）。
・この○年間で○○時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている（上述の表の細目の時間を累積した時間ではない）。
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎：全員が教育の対象者
（関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり）
×：教育の対象外

変更前	変更後	備考
附　　則（平成 25 年 7 月 1 日） **（施行期日）** 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 ２　第74条の表74－１について，非常用発電機の運用を開始するまでは，所要の電力供給が可能な場合，他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。 （中略） 附　　則（令和元年６月 26 日） **（施行期日）** 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，第 95 回定時株主総会開催日より施行する。ただし，施行後の廃止措置室長，廃止措置課長および安全技術課長に係る事項は 2019 年７月１日より施行する。	附　　則（平成 25 年 7 月 1 日） **（施行期日）** 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 ２　第74条の表74－１について，非常用発電機の運用を開始するまでは，所要の電力供給が可能な場合，他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。 （中略） 附　　則（令和元年６月 26 日） **（施行期日）** 第１条　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，第 95 回定時株主総会開催日より施行する。ただし，施行後の廃止措置室長，廃止措置課長および安全技術課長に係る事項は 2019 年７月１日より施行する。 附　　則（　　年　月　日） （施行期日） 第１条　　この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた後，平成 30 年 10 月 10 日付原子力発第 18 163 号をもって認可申請した伊方発電所２号炉の廃止措置計画認可申請書について原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し，10 日以内に施行する。 ２　３号炉において，２号炉の非常用ディーゼル発電機を非常用発電機とみなす期間は，当該非常用ディーゼル発電機について，第 74 条第２項および第 75 条第２項に準じて，１ヶ月に１回，次の各号の事項により，動作可能であることを確認する。 (1) 非常用ディーゼル発電機を待機状態から起動し，無負荷運転時の電圧が 6,900±345V および周波数が 60±3Hz であることを確認する。 (2) 燃料油サービスタンク貯油量が 825L 以上あること。 (3) 所要の電力供給が可能な燃料油貯油槽の油量，潤滑油タンクの油量および起動用空気貯槽圧があること。 ３　従前の２号炉の原子炉主任技術者は，２号炉の運転段階における第４条の体制（第１編の第４条に同じ）で，２号炉の運転段階における第９条に定める職務（第１編の第９条に同じ）を引き続き遂行する。ただし，この規定施行後 10 日以内に職務を完了させる。	附則の追加

変更前	変更後	備考
添付１　異常時の運転操作基準 （第９１条関連）	添付１　異常時の運転操作基準 （第９１条関連）	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
異常時の運転操作基準（２号炉） 炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので，著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために，原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること，および発電所外への放射能の放出を防止するために，原子炉格納容器の健全性を確保することを目的として，原子炉の未臨界の維持，原子炉冷却の維持，格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め，異常発生時の運転操作を実施する場合の指針として使用する。 異常発生時には，事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し，事象に適した運転操作基準を使用する。 事象ベース運転操作基準が適用できない場合または事象ベース運転操作基準による操作中において，安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば，安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。 なお，当直長は，安全上必要と判断した場合は，本運転操作基準にかかわらず，安全側の処置を講じることができる。 異常の発生 ↓ 第 14 条で定める内規にもとづく対応 事象ベース運転操作基準 １．原子炉トリップ　表－１ ２．非常用炉心冷却系作動　表－２ （１）　１次冷却材喪失事象収束操作　表－３ （２）　２次冷却材喪失事象収束操作　表－４ （３）　蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作　表－５ （４）　非常用炉心冷却系誤作動収束操作　表－６ ３．原子炉格納容器スプレイ系作動　表－７ ４．　サポート系の確保 （１）　全交流電源喪失　表－８ （２）　原子炉補機冷却機能喪失　表－９ 安全機能ベース運転操作基準 １．　未臨界の維持　表－10 ２．　炉心冷却の維持　表－11 ３．　蒸気発生器除熱機能の維持　表－12 ４．　格納容器健全性の確保　表－13 ５．放射能放出防止　表－14 ６．１次系保有水の維持　表－15 ↓ 異常の収束	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－１（２号炉） 事象ベース運転操作基準 １．原子炉トリップ ① 目　的 ・原子炉を停止し，未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し，モード３（高温停止）を確立する。 ② 導入条件 ・原子炉トリップ設定値に達した場合 ・原子炉を手動トリップした場合 ③ 主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 １．原子炉トリップの警報発信を確認する。 ２．制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを，以下により確認する。なお，原子炉が自動トリップする設定値になっても，自動トリップしない場合には，手動によりトリップを行う。 ・原子炉トリップしゃ断器の開放表示灯の点灯 ・制御棒炉底表示灯の点灯 ・中性子束出力指示値の低下 ３．手動による原子炉トリップに成功しなければ，『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。 タービン・発電機トリップの確認 １．タービンがトリップし，引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお，自動トリップしなければ，手動によりトリップを行う。 蒸気発生器による除熱確認 １．主蒸気ダンプ弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し，モード３（高温停止）となることを，１次冷却材温度により確認する。 ２．蒸気発生器水位異常低信号の発信により，補助給水ポンプが起動し，蒸気発生器へ給水されることを確認する。 ３．補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。 加圧器圧力・水位の整定 １．加圧器逃がし弁が閉止しており，加圧器圧力が正常であることを確認する。 ２．加圧器水位が正常であることを確認する。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－２（２号炉） 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 ①目　的 ・１次冷却材喪失事象，２次冷却材喪失事象，蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に，炉心の冷却および負の反応度添加を行う。 ②導入条件 ・非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合 ③主な監視操作内容 非常用炉心冷却系警報の確認 １．非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。 非常用炉心冷却系作動信号の確認 １．非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお，非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には，手動にて信号を発信させる。 原子炉トリップの確認 １．非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。 非常用炉心冷却系作動機器の確認 １．非常用炉心冷却系作動信号，格納容器隔離信号により，自動作動する弁，ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。 ２．非常用ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお，自動起動していなければ手動にて起動を試みる。 ３．非常用炉心冷却系作動シーケンスにより，非常用炉心冷却系作動機器が，自動作動することを確認する。なお，自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。 主給水系隔離状態の確認 １．主給水系の隔離状態を確認する。なお，隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。 中央制御室換気系隔離状態の確認 １．中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお，隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。 主蒸気系隔離状態の確認 １．主蒸気系隔離作動信号が発信されれば，当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。 原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認 １．格納容器圧力が上昇し，原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば，『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
原子炉冷却系の状況確認 １．各パラメータの確認を行う。 ・加圧器圧力および水位 ・１次冷却材圧力および温度 ・蒸気発生器圧力および水位 ・格納容器圧力およびサンプ水位 ・各非常用炉心冷却系流量 ・放射線モニタ 事象判別 １．以下の徴候がある場合は，格納容器内での1次冷却材喪失事象と判断し，『１次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。 ・原子炉格納容器圧力の上昇 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器サンプ水位の上昇 ２．以下の徴候がある場合は，格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象と判断し，『１次冷却材喪失事象収束操作「格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合」』へ移行する。 ・加圧器水位の低下 ・加圧器圧力の低下 ・格納容器外での漏えい確認，または補助建屋内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器圧力に変化がない。 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示に有意な変化がない。 ・復水器空気抽出器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタの指示に有意な変化がない。 ３．以下の徴候がある場合は，２次冷却材喪失事象と判断し，『２次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。 ・１次冷却材温度が連続して低下 ・１基またはすべての蒸気発生器の２次側圧力および水位が異常に低下 ・１基またはすべての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 ４．以下の徴候がある場合は，蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し，『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。 ・復水器空気抽出器ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタ，高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇 ・破損蒸気発生器水位の上昇 ５．以下の場合は，非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し，『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。 ・格納容器内での１次冷却材喪失事象，格納容器外での余熱除去系からの1次冷却材喪失事象，２次冷却材喪失事象，蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－３（２号炉） 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 （１）１次冷却材喪失事象収束操作 ① 目　的 ・１次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 ② 主な監視操作内容 『格納容器内での１次冷却材喪失事象』 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 １．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ１台分の給水，または１基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 ２．非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず，燃料取替用水タンク水位が，再循環切替水位となれば，「非常用炉心冷却系再循環切替」へ移行する。 モード５（低温停止）への移行 １．ほう酸による負の反応度を添加し，停止余裕を確保した後，モード５（低温停止）に移行する。 「非常用炉心冷却系再循環切替」 １．低圧注入系および高圧注入系の水源を，燃料取替用水タンクから再循環サンプに切替える。 ・非常用炉心冷却系の再循環サンプ切替が不能となった場合は，「非常用炉心冷却系再循環切替不能」へ移行する。 ２．再循環サンプを水源として長期的な冷却を継続する。 ・非常用炉心冷却系の再循環サンプ切替後に，原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ，「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」へ移行する。 「非常用炉心冷却系再循環切替不能」 １．非常用炉心冷却系の再循環サンプへの切替を試みる。 ２．燃料取替用水タンク水の消費を減らすため，燃料取替用水タンクを水源とするポンプは，高圧注入系１系統のみとする。 ３．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させ，破断流を減少させる。 ４．１次冷却系への注入を長期間続けるために，燃料取替用水タンクに水を補給する。 ５．代替再循環ポンプによる非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。 ６．燃料取替用水タンク水位が，水位異常低以下となれば，燃料取替用水タンクを水源としているすべてのポンプを停止し，水位が回復してくれば，運転を再開する。 ７．非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば，非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」 １．原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。 ２．原子炉補機冷却水ポンプおよび海水ポンプ運転台数に合わせた系統構成に組み合わせ，「非常用炉心冷却系再循環切替」に戻る。 ３．原子炉補機冷却水ポンプ全台停止中の場合は，低圧注入系の冷却のため消火水系により代替補機冷却を開始する。 ・代替補機冷却が開始できるまでの間，炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達した場合には，高圧注入系または，代替補機冷却を実施していない低圧注入系を間欠運転する。 ４．１次冷却材温度が飽和温度以上に達すれば，代替補機冷却を開始した低圧注入系を起動する。 『格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合』 １．燃料取替用水タンク水が，破断点から流出するのを防止するため，余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。 ２．１次冷却材圧力が低下傾向で，炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。 ３．余熱除去系を１次冷却系より隔離する。 ・隔離できていなければ，「破断点が隔離できない場合」へ移行する。 ４．余熱除去系の系統分離を行い，破断系統を確認する。 ５．モード５（低温停止）に移行する。 「破断点が隔離できない場合」 １．燃料取替用水タンク水の消費を減らすため，燃料取替用水タンクを水源とするポンプは，高圧注入系１系統のみとする。 ２．１次冷却系への注入を長期間続けるために，燃料取替用水タンクに水を補給する。 ３．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。 ４．非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，満足している場合は，高圧注入系を充てん系に切替える。 ・満足していない場合には，充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で，高圧注入系を充てん系に切替える。 ５．余熱除去系の系統分離を行い，健全側余熱除去系による１次冷却系の冷却を行う。 ・余熱除去系による１次冷却系の冷却ができなければ，加圧器逃がし弁を強制開とし，非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。 ６．非常用炉心冷却系再循環運転を行う。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－４（２号炉） 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 （２）２次冷却材喪失事象収束操作 ① 目　的 ・２次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。 ② 主な監視操作内容 蒸気発生器の隔離 １．破損蒸気発生器を隔離する。 ・破損蒸気発生器の隔離ができず，全蒸気発生器の２次側圧力が低下傾向にある場合は，「全蒸気発生器の異常な減圧」へ移行する。 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 １．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・１次冷却材圧力が安定または上昇 ・補助給水ポンプ２台以上運転で健全蒸気発生器水位が上昇，または１基の健全蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 モード５（低温停止）への移行 １．ほう酸による負の反応度を添加し，停止余裕を確保した後，モード５（低温停止）に移行する。 「全蒸気発生器の異常な減圧」 １．破損蒸気発生器の隔離を試みる。 ・隔離に成功すれば，「非常用炉心冷却系の停止条件の確認」に戻る。 ２．１次冷却系の希釈の停止を確認する。 ３．１次冷却系の過冷却を防止しつつ，蒸気発生器の除熱機能を維持するために，補助給水流量の調整を行う。 ４．１次冷却材温度を確認し，安定または低下していない場合は，主蒸気逃がし弁により１次冷却系の冷却を行う。 ５．復水タンク水位が，補助給水系代替水源切替水位となれば，補助給水系の水源を代替水源に切替える。 ６．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・１次冷却材圧力が安定または上昇 ７．モード５（低温停止）に移行する。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－５（２号炉） 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 （３）蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 ① 目　的 ・蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 ② 主な監視操作内容 破損蒸気発生器の隔離 １．破損蒸気発生器を隔離する。 ・当該蒸気発生器２次側圧力の低下が継続する場合は，「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」へ移行する。 ２次系からの汚染拡大防止措置 １．復水器の排気が隔離されていることを確認する。 ２．２次冷却材から系外への排水を停止する。 １次冷却系の減圧 １．破損蒸気発生器２次側圧力の飽和温度を目標に，健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を行う。 ２．健全側の１次冷却材高温側温度が破損蒸気発生器２次側圧力の飽和温度未満になれば，１次冷却系圧力を破損蒸気発生器２次側圧力まで減圧する。 ・１次冷却系の減圧ができなければ，「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」へ移行する。 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 １．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・１次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇 モード５（低温停止）への移行 １．ほう酸による負の反応度を添加し，停止余裕を確保した後，モード５（低温停止）に移行する。 「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」 １．破損蒸気発生器の隔離を確認する。 ・隔離に成功し，破損蒸気発生器２次側圧力の低下が停止すれば，「１次冷却系の減圧」に戻る。 ２．健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。 ３．１次冷却系への注入を長期間続けるため，燃料取替用水タンクへ水を補給する。 ４．破損蒸気発生器２次側への漏えいを低減するため，サブクールを確保できる範囲で１次冷却系を減圧する。 ５．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ１台分の給水，または１基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 ６．余熱除去系による１次冷却系の冷却を行い，モード５（低温停止）に移行する。余熱除去系による１次冷却系の冷却ができなければ，加圧器逃がし弁を強制開とし，非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。 ７．非常用炉心冷却系再循環運転を行う。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」 １．１次冷却系の減圧機能の回復を試みる。 ・１次冷却系の減圧機能が回復すれば，「１次冷却系の減圧」に戻る。 ２．破損蒸気発生器水位が，水位異常高以上の場合，または加圧器水位が下端以上に回復した場合は，高圧注入系を充てん系に切替える。 ３．健全側の１次冷却系ループのサブクールを確保するため，健全側の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を行う。 ・１次冷却系の減圧機能が回復されるまで，１次冷却系の冷却を継続し，減圧機能が回復すれば，「１次冷却系の減圧」に戻る。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－６（２号炉） 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 （４）非常用炉心冷却系誤作動収束操作 ①目　的 ・誤作動時に原子炉を安全に停止する。 ②主な監視操作内容 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 １．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇 ・電動補助給水ポンプ１台分の給水，または１基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 モード３（高温停止）の確立 １．ほう酸濃縮を実施し，モード３（高温停止）を確立する。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－７（２号炉） 事象ベース運転操作基準 ３．原子炉格納容器スプレイ系作動 ①目　的 ・原子炉格納容器の健全性を確保する。 ②導入条件 ・原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合 ③主な監視操作内容 原子炉格納容器スプレイ系警報の確認 １．原子炉格納容器スプレイ系作動，格納容器隔離作動の警報発信を確認する。 原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認 １．原子炉格納容器スプレイ系作動信号，格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお，原子炉格納容器スプレイ系作動信号，格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には，手動にて発信させる。 原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認 １．原子炉格納容器スプレイ系作動信号，格納容器隔離信号により，自動作動する弁，ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。 ・原子炉格納容器スプレイ系不作動の場合は，『安全機能ベース運転操作基準「格納容器健全性の確保」』へ移行する。 ２．原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば，原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 ３．燃料取替用水タンク水位が，再循環切替水位となれば，原子炉格納容器スプレイ系の水源を，燃料取替用水タンクから再循環サンプに切替える。 ・原子炉格納容器スプレイ系の再循環サンプ切替が不能となった場合は，「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」へ移行する。 「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」 １．原子炉格納容器スプレイ系の再循環サンプへの切替を試みる。 ２．原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 ３．原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。 ４．燃料取替用水タンクに水を補給する。 ５．原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば，格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を行う。 ６．原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となり，燃料取替用水タンク水位が，水位異常低以上となれば，１系統の原子炉格納容器スプレイ系の運転を再開する。なお，水位異常低以下となれば，原子炉格納容器スプレイ系の運転を停止する。 ７．原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し，原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば，原子炉格納容器スプレイ系を停止する。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－８（２号炉） 事象ベース運転操作基準 ４．サポート系の確保 （１）全交流電源喪失 ①目　的 ・すべての交流電源が喪失した状態でプラントを安定させ，早期に電源を回復させる。 ②導入条件 ・すべての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト ③主な監視操作内容 １．原子炉トリップを確認する。 ２．タービントリップを確認する。 ３．タービン動補助給水ポンプにより蒸気発生器に給水されていることを確認する。 ４．非常用ディーゼル発電機手動起動により非常用母線の電源回復操作を行う。 ・非常用ディーゼル発電機による電源回復ができない場合は，外部電源による電源回復操作を行う。 ・電源が回復されれば，モード３（高温停止）に移行する。 ５．主要機器の自動起動ブロックを行う。 ６．不要な直流負荷を切り離す。 ７．　隣接ユニットの非常用母線から号機間電源融通を行い，崩壊熱除去に必要な機器を起動する。なお，電源が確立されるまでの間，「順序８～１１」の操作を並行して行う。 ８．蒸気発生器の給水および蒸気ラインの隔離を確認する。 ９．復水タンク水位が補助給水系代替水源切替水位となれば，補助給水系の水源を代替水源に切替える。 １０．主蒸気逃がし弁により１次冷却系の冷却を行う。 １１．非常用炉心冷却系作動信号，原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信された場合は，格納容器隔離の作動状況を確認後，作動信号をリセットし，必要な機器の作動は非常用母線 の電源回復後に手動にて行う。 １２．非常用母線電源もしくは号機間電源融通により電源が確立された場合は，モード３（高温停止）に移行する。 １３．号機間電源融通中に非常用母線の電源が回復した場合は，号機間電源融通を解除する。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－９（２号炉） 事象ベース運転操作基準 ４．サポート系の確保 （２）原子炉補機冷却機能喪失 ① 目　的 ・原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合に，原子炉補機冷却水系の機能を維持するため，適切な運転操作を行うことを目的とする。 ② 導入条件 ・原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合 ③ 主な監視操作内容 １．手動による原子炉トリップを行う。 ２．１次冷却材ポンプを全台停止する。 ３．原子炉補機冷却水ポンプを全台停止する。 ４．健全ヘッダからの流出を防止するため系統分離を行う。 ５．充てん系ポンプを停止する。 ６．制御用空気系の空気供給を所内用空気系より行う。 ７．原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。 ８．破断箇所が判明したら，「破断ヘッダに対応した措置」に移行する。 ・破断箇所が不明の場合には，「充てん系ポンプ停止の措置」へ移行する。 「破断ヘッダに対応した措置」 １．１台の充てん系ポンプの冷却を，代替補機冷却を行うことにより確保し，当該充てん系ポンプを起動し，１次冷却系にほう酸水を注入する。 ２．余熱除去系による冷却ができるまで，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を行う。 ３．余熱除去系による冷却ができるまで，加圧器逃がし弁により１次冷却系の減圧を行う。 ４．健全ヘッダの隔離を解除する。 ５．破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。 ６．原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。 ７．充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は，「充てん系ポンプ停止の措置」に移行する。 ８．健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば，健全ヘッダの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。 ９．充てん系ポンプの冷却を行っていた代替補機冷却を停止する。 １０．健全ヘッダ側の制御用空気系を起動し所内用空気系からの空気供給を停止する。 １１．モード５（低温停止）に移行する。 「充てん系ポンプ停止の措置」 １．非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。 ２．余熱除去系による冷却ができるまで，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を行う。 ３．余熱除去系による冷却ができるまで，加圧器逃がし弁により１次冷却系の減圧を行う。 ４．非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は，非常用炉心冷却系作動信号をリセットし，必要な機器の起動は，原子炉補機冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。 ５．低圧注入系の冷却のため消火水系により代替補機冷却を開始する。 ６．１次冷却系温度が飽和温度以上になれば，代替補機冷却を実施した低圧注入系を起動する。 ７．原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信された場合には，原子炉格納容器スプレイ系作動信号をリセットする。 ８．健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば，健全ヘッダの原子炉補機冷却水ポンプを起動する。 ・代替補機冷却を原子炉補機冷却水系による冷却に戻す。 ９．「破断ヘッダに対応した措置　順序１０」に移行する。	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表－10（２号炉）
安全機能ベース運転操作基準
１．未臨界の維持
①目　的
・原子炉を停止し，未臨界を維持する。
・原子炉停止後の未臨界性を確保する。
②導入条件
（１）原子炉出力が５％以上，または中間領域起動率が正
（２）線源領域起動率が正，またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大
④ 脱出条件
（１）原子炉出力が５％未満，および中間領域起動率が零または負
（２）線源領域起動率が零または負，および P-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下
③主な監視操作内容
「原子炉出力が５％以上，または中間領域起動率の正が確認された場合」
１．原子炉トリップを確認し，できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。
・手動原子炉トリップ
・ＭＧセットの電源を断
・制御棒手動挿入
・現地原子炉トリップしゃ断器の開放
２．タービントリップを確認し，できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。
・手動タービントリップ
・主蒸気隔離弁，および主蒸気バイパス隔離弁の閉止
・蒸気加減弁の閉止
・現地タービントリップ
３．蒸気発生器２次側の給水量を確認し，給水量を調整する。
４．ほう酸注入を実施する。
５．ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。
６．１次冷却材温度を確認し，低下していれば，主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。
７．蒸気発生器２次側圧力を確認し，低下している蒸気発生器があれば，当該蒸気発生器を隔離する。
８．原子炉出力が５％未満，および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ，「順序４」へ戻る。

「線源領域起動率が正，またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大が確認された場合」
１．ほう酸注入を実施する。
２．ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。
３．１次冷却材温度を確認し，低下していれば，主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。
４．蒸気発生器２次側圧力を確認し，低下している蒸気発生器があれば，当該蒸気発生器を隔離する。
５．線源領域起動率が零，または負，およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下を確認できなければ，「順序１」に戻る。</td>
<td>削除</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表－11（２号炉）
<table>
<tr><td colspan="2">安全機能ベース運転操作基準
２．炉心冷却の維持</td></tr>
<tr><td colspan="2">①目　的
・炉心の冷却が不適切な場合，炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い，炉心冷却を維持する。</td></tr>
<tr><td>②導入条件
（１）炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上</td><td>④ 脱出条件
（１）炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも１系統の高圧注入系または低圧注入系による注入がなされていること</td></tr>
<tr><td>（２）１次冷却系が飽和状態または過熱状態</td><td>（２）炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度未満</td></tr>
<tr><td colspan="2">③主な監視操作内容
「炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合」
１．少なくとも１系統の非常用炉心冷却系による注入を確認する。
・非常用炉心冷却系により注入されていない場合は，非常用炉心冷却系の回復を図る。
・非常用炉心冷却系による注入ができなければ，「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」へ移行する。
２．蒸気発生器へ給水されていることを確認する。
・蒸気発生器へ給水されていない場合は，給水の回復を図る。
３．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。
４．炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ，「順序２」に戻る。

「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」
１．充てん系による注入を試みる。
２．蒸気発生器へ給水されていることを確認する。
・給水されていない場合は，給水の回復を図る。
・給水の回復ができず，蓄圧注入系，低圧注入系による注入が可能であれば，加圧器逃がし弁の強制開により１次冷却系を減圧し，蓄圧注入系，低圧注入系による注入を行う。
３．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。
４．炉心出口温度が飽和温度以下，および少なくとも１系統の高圧注入系または低圧注入系による注入が確認できなければ，「順序２」に戻る。

「１次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合」
１．少なくとも１系統の非常用炉心冷却系による注入を確認する。
・非常用炉心冷却系により注入されていない場合は，非常用炉心冷却系の回復を図る。
２．加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお，閉止されていなければ，手動による閉止または元弁を閉止する。
３．蒸気発生器へ給水されていることを確認する。
・蒸気発生器へ給水されていない場合は，給水の回復を図る。
４．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。
５．炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ，「順序３」に戻る。</td></tr>
</table>
</td>
<td>削除</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
表－12（２号炉）
<table>
<tr><td colspan="2">安全機能ベース運転操作基準
３．蒸気発生器除熱機能の維持</td></tr>
<tr><td colspan="2">①目　的
・蒸気発生器２次側の保有水を回復し，蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い蒸気発生器除熱機能を維持する。</td></tr>
<tr><td>②導入条件
・全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ１台分の給水流量未満
・いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続</td><td>④脱出条件
・１次冷却材圧力が健全蒸気発生器圧力より低い場合
または
・余熱除去系による除熱ができる場合
または
・補助給水流量が電動補助給水ポンプ１台分の給水流量以上，またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">③主な監視操作内容
蒸気発生器蒸気放出経路の確保
１．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁による蒸気放出経路の回復を図る。

蒸気発生器給水の確保
１．補助給水系による蒸気発生器の給水回復を図る。
・回復できなければ主給水系により，蒸気発生器への給水を回復させる。
・蒸気発生器への給水が回復せず，全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば，「フィードアンドブリード運転」へ移行する。

フィードアンドブリード運転
１．非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。
２．加圧器逃がし弁を強制開としフィードアンドブリード運転を開始する。
・いずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上となれば，加圧器逃がし弁を閉止し『事象ベース運転操作基準「１次冷却材喪失事象収束操作」』に戻る。</td></tr>
</table>
</td>
<td>削除</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表－13（２号炉）
<table>
<tr><td colspan="2">安全機能ベース運転操作基準
４．格納容器健全性の確保</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 目　的
・原子炉格納容器圧力上昇により，原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合，原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い，原子炉格納容器の健全性を確保する。</td></tr>
<tr><td>② 導入条件
・原子炉格納容器圧力が，原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</td><td>④ 脱出条件
・原子炉格納容器スプレイ系が作動し，原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合</td></tr>
<tr><td colspan="2">③主な監視操作内容
１．格納容器隔離信号により，自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。
２．１系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。
３．２次冷却材喪失事象の場合は，破損蒸気発生器の隔離を行う。
４．原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。
５．原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば，格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。
６．原子炉格納容器スプレイ系が１系統以上作動し，格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ，「順序２」に戻る。</td></tr>
</table>
</td>
<td>削除</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表－14（２号炉）
<table>
<tr><td colspan="2">安全機能ベース運転操作基準
５．放射能放出防止</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 目　的
・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合，原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い，放射性物質放出を防止する。</td></tr>
<tr><td>② 導入条件
・原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が１×10^3mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動</td><td>④ 脱出条件
・原子炉格納容器スプレイ系作動</td></tr>
<tr><td colspan="2">③ 主な監視操作内容
１．格納容器隔離信号を手動で発信する。
２．格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。
３．原子炉格納容器内放射線レベルが，１×10^4mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号，原子炉格納容器スプレイ系作動信号を手動で発信し，原子炉格納容器スプレイ系を起動する。</td></tr>
</table>
</td>
<td>削除</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表－15（２号炉）
<table>
<tr><td colspan="2">安全機能ベース運転操作基準
６．１次系保有水の維持</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 目　的
・１次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い，１次系保有水を維持する。</td></tr>
<tr><td>② 導入条件
・加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし，非常用炉心冷却系が作動している場合を除く）</td><td>④ 脱出条件
・加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">③主な監視操作内容
１．抽出水ラインの隔離を確認する。なお，隔離できていなければ手動により隔離を試みる。
２．充てん流量を確保し，加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</td></tr>
</table>
</td>
<td>削除</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>参考
<table><tr><th></th><th>２号炉</th></tr><tr><td>再循環切替水位</td><td>燃料取替用水タンク水位計
計器スパンの 15%</td></tr><tr><td>燃料取替用水タンク水位異常低</td><td>燃料取替用水タンク水位計
計器スパンの４％</td></tr><tr><td>補助給水系代替水源切替水位</td><td>復水タンク水位計
１ｍ</td></tr><tr><td>加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td><td>加圧器水位計
計器スパンの 19%</td></tr></table></td><td>削除</td><td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td></tr>
</table>

変更前	変更後	備考
異常時の運転操作基準（３号炉）	異常時の運転操作基準	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

炉心は発電所において最大の放射能インベントリを有する部分であるので，著しい放射能の放出となる炉心の損傷を防止するために，原子炉内の核分裂反応を停止し炉心の冷却を維持すること，および発電所外への放射能の放出を防止するために，原子炉格納容器の健全性を確保することを目的として，原子炉の未臨界の維持，原子炉冷却の維持，原子炉格納容器健全性の確保に関する以下の事象ベース運転操作基準および安全機能ベース運転操作基準を定め，異常発生時の運転操作を実施する場合の指針として使用する。

異常発生時には，事象ベース運転操作基準の導入条件および安全機能ベース運転操作基準の導入条件である安全機能パラメータを監視し，事象に適した運転操作基準を使用する。

事象ベース運転操作基準が適用できない場合または事象ベース運転操作基準による操作中において，安全機能パラメータが安全機能ベース運転操作基準の導入条件となれば，安全機能ベース運転操作基準に移行し安全機能の回復を図る。

これらの運転操作基準による対応で事故収束せず，炉心損傷に至った場合は，炉心の著しい損傷が発生した場合に対処する手順に移行し，対応処置を実施する。

なお，当直長は，安全上必要と判断した場合は，本運転操作基準にかかわらず，安全側の処置を講じることができる。

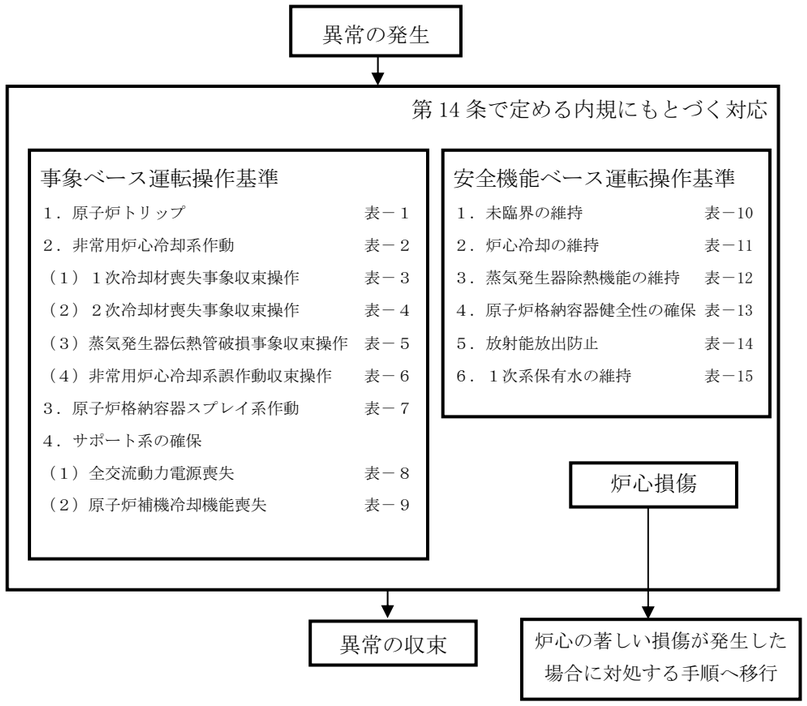

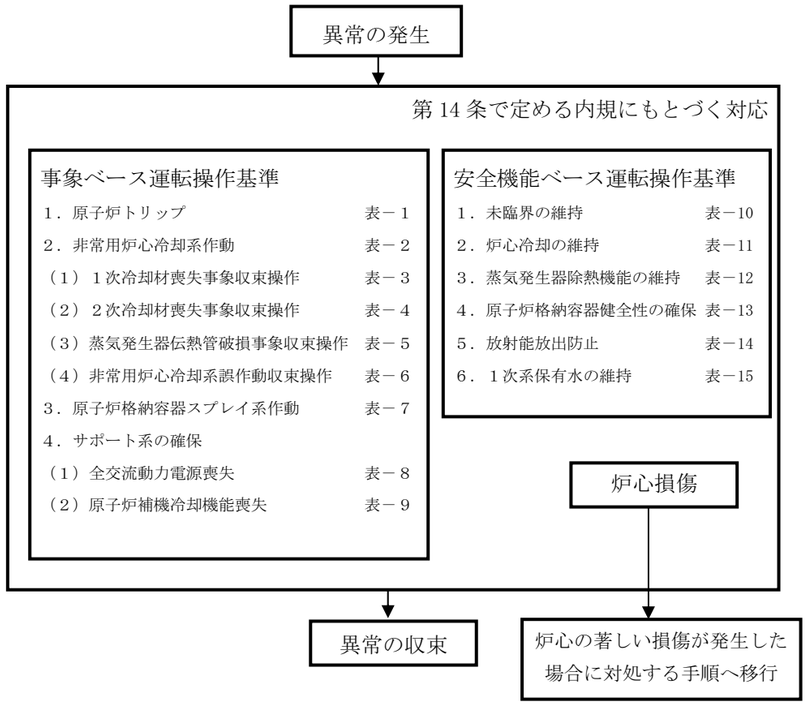

変更前	変更後	備考
表－１（３号炉） 事象ベース運転操作基準 １．原子炉トリップ ① 目　的 ・原子炉を停止し，未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し，モード３（高温停止）を確立する。 ② 導入条件 ・原子炉トリップ設定値に達した場合 ・原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合 ③ 主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 １．原子炉トリップの警報発信を確認する。 ２．制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを，以下により確認する。 ・原子炉トリップ遮断器の開放表示灯の点灯 ・制御棒炉底表示灯の点灯 ・中性子束出力指示値の低下 ３．自動および手動による原子炉トリップに成功しなければ，『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。 タービン・発電機トリップの確認 １．タービンがトリップし，引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお，自動トリップしなければ，手動によりトリップを行う。 蒸気発生器による除熱確認 １．主蒸気ダンプ弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し，モード３（高温停止）となることを，１次冷却材温度により確認する。 ２．蒸気発生器水位低信号の発信により，補助給水ポンプが起動し，蒸気発生器へ注水されることを確認する。 ３．補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。 加圧器圧力・水位の整定 １．加圧器逃がし弁が閉止しており，加圧器圧力が正常であることを確認する。 ２．加圧器水位が正常であることを確認する。	表－１ 事象ベース運転操作基準 １．原子炉トリップ ① 目　的 ・原子炉を停止し，未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の炉心崩壊熱を除去し，モード３（高温停止）を確立する。 ② 導入条件 ・原子炉トリップ設定値に達した場合 ・原子炉トリップ設定値に達する前に原子炉を手動トリップした場合 ③ 主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 １．原子炉トリップの警報発信を確認する。 ２．制御棒が全挿入し原子炉がトリップしたことを，以下により確認する。 ・原子炉トリップ遮断器の開放表示灯の点灯 ・制御棒炉底表示灯の点灯 ・中性子束出力指示値の低下 ３．自動および手動による原子炉トリップに成功しなければ，『安全機能ベース運転操作基準「未臨界の維持」』へ移行する。 タービン・発電機トリップの確認 １．タービンがトリップし，引き続き発電機がトリップしたことを確認する。なお，自動トリップしなければ，手動によりトリップを行う。 蒸気発生器による除熱確認 １．主蒸気ダンプ弁または主蒸気逃がし弁の制御状態を確認し，モード３（高温停止）となることを，１次冷却材温度により確認する。 ２．蒸気発生器水位低信号の発信により，補助給水ポンプが起動し，蒸気発生器へ注水されることを確認する。 ３．補助給水系により蒸気発生器水位の調整を行う。 加圧器圧力・水位の整定 １．加圧器逃がし弁が閉止しており，加圧器圧力が正常であることを確認する。 ２．加圧器水位が正常であることを確認する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－２（３号炉） 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 ①目　的 ・１次冷却材喪失事象，２次冷却材喪失事象，蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に，炉心の冷却および負の反応度添加を行う。 ②導入条件 ・非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合 ③主な監視操作内容 非常用炉心冷却系警報の確認 １．非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。 非常用炉心冷却系作動信号の確認 １．非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお，非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には，手動にて信号を発信させる。 原子炉トリップの確認 １．非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。 非常用炉心冷却系作動機器の確認 １．非常用炉心冷却系作動信号，格納容器隔離信号により，自動作動する弁，ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。 ２．ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお，自動起動していなければ手動にて起動を試みる。 ３．非常用炉心冷却系作動シーケンスにより，非常用炉心冷却系作動機器が，自動作動することを確認する。なお，自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。 主給水系隔離状態の確認 １．主給水系の隔離状態を確認する。なお，隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。 中央制御室換気系隔離状態の確認 １．中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお，隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。 主蒸気系隔離状態の確認 １．主蒸気系隔離作動信号が発信されれば，当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。 原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認 １．格納容器内圧力が上昇し，原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば，『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。	表－２ 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 ①目　的 ・１次冷却材喪失事象，２次冷却材喪失事象，蒸気発生器伝熱管破損事象等の事故時に，炉心の冷却および負の反応度添加を行う。 ②導入条件 ・非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合 ③主な監視操作内容 非常用炉心冷却系警報の確認 １．非常用炉心冷却系作動の警報発信を確認する。 非常用炉心冷却系作動信号の確認 １．非常用炉心冷却系作動信号が発信していることを確認する。なお，非常用炉心冷却系作動信号が発信する設定値になっても発信しない場合には，手動にて信号を発信させる。 原子炉トリップの確認 １．非常用炉心冷却系作動信号による原子炉トリップを確認する。 非常用炉心冷却系作動機器の確認 １．非常用炉心冷却系作動信号，格納容器隔離信号により，自動作動する弁，ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。 ２．ディーゼル発電機が自動起動することを確認する。なお，自動起動していなければ手動にて起動を試みる。 ３．非常用炉心冷却系作動シーケンスにより，非常用炉心冷却系作動機器が，自動作動することを確認する。なお，自動作動していない機器があれば手動にて起動を試みる。 主給水系隔離状態の確認 １．主給水系の隔離状態を確認する。なお，隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。 中央制御室換気系隔離状態の確認 １．中央制御室換気系隔離状態を確認する。なお，隔離できていなければ手動にて隔離を試みる。 主蒸気系隔離状態の確認 １．主蒸気系隔離作動信号が発信されれば，当該信号により自動作動する弁が正規の状態となることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。 原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認 １．格納容器内圧力が上昇し，原子炉格納容器スプレイ系作動信号が発信すれば，『原子炉格納容器スプレイ系作動』も確認する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
原子炉冷却系の状況確認 １．以下の各パラメータの確認を行う。 ・加圧器圧力および水位 ・１次冷却材圧力および温度 ・蒸気発生器圧力および水位 ・原子炉格納容器圧力およびサンプ水位 ・各非常用炉心冷却系流量 ・放射線モニタ 事象判別 １．以下の徴候がある場合は，原子炉格納容器内での１次冷却材喪失事象と判断し，『１次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。 ・原子炉格納容器圧力の上昇 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器サンプ水位の上昇 ２．以下の徴候がある場合は，原子炉格納容器外での余熱除去系からの１次冷却材喪失事象と判断し，『１次冷却材喪失事象収束操作「原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合」』へ移行する。 ・加圧器水位の低下 ・１次冷却材圧力の低下 ・原子炉格納容器外での漏えい確認，または補助建屋内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器圧力に変化がない。 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示に有意な変化がない。 ・復水器排気ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示に有意な変化がない。 ・余熱除去ポンプ出口圧力上昇 ３．以下の徴候がある場合は，２次冷却材喪失事象と判断し，『２次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。 ・１次冷却材温度が連続して低下 ・１基またはすべての蒸気発生器の２次側圧力および水位が異常に低下 ・１基またはすべての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 ４．以下の徴候がある場合は，蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し，『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。 ・復水器排気ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇 ・破損蒸気発生器水位および圧力の上昇 ５．以下の場合は，非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し，『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。 ・原子炉格納容器内での１次冷却材喪失事象，原子炉格納容器外での余熱除去系からの１次冷却材喪失事象，２次冷却材喪失事象，蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。	原子炉冷却系の状況確認 １．以下の各パラメータの確認を行う。 ・加圧器圧力および水位 ・１次冷却材圧力および温度 ・蒸気発生器圧力および水位 ・原子炉格納容器圧力およびサンプ水位 ・各非常用炉心冷却系流量 ・放射線モニタ 事象判別 １．以下の徴候がある場合は，原子炉格納容器内での１次冷却材喪失事象と判断し，『１次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。 ・原子炉格納容器圧力の上昇 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器サンプ水位の上昇 ２．以下の徴候がある場合は，原子炉格納容器外での余熱除去系からの１次冷却材喪失事象と判断し，『１次冷却材喪失事象収束操作「原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合」』へ移行する。 ・加圧器水位の低下 ・１次冷却材圧力の低下 ・原子炉格納容器外での漏えい確認，または補助建屋内放射線モニタの指示上昇 ・原子炉格納容器圧力に変化がない。 ・原子炉格納容器内放射線モニタの指示に有意な変化がない。 ・復水器排気ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示に有意な変化がない。 ・余熱除去ポンプ出口圧力上昇 ３．以下の徴候がある場合は，２次冷却材喪失事象と判断し，『２次冷却材喪失事象収束操作』へ移行する。 ・１次冷却材温度が連続して低下 ・１基またはすべての蒸気発生器の２次側圧力および水位が異常に低下 ・１基またはすべての蒸気発生器の蒸気流量が異常に増加 ４．以下の徴候がある場合は，蒸気発生器伝熱管破損事象と判断し，『蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作』へ移行する。 ・復水器排気ガスモニタ，蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタの指示が上昇 ・破損蒸気発生器水位および圧力の上昇 ５．以下の場合は，非常用炉心冷却系作動信号の誤作動であると判断し，『非常用炉心冷却系誤作動収束操作』へ移行する。 ・原子炉格納容器内での１次冷却材喪失事象，原子炉格納容器外での余熱除去系からの１次冷却材喪失事象，２次冷却材喪失事象，蒸気発生器伝熱管破損事象に該当する徴候がみられない。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
表－３（３号炉） 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 （１）１次冷却材喪失事象収束操作 ① 目　的 ・１次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 ② 主な監視操作内容 『原子炉格納容器内での１次冷却材喪失事象』 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 １．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ１台分の注水，または１基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 ２．非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず，燃料取替用水タンク水位が，再循環切替水位となれば，「非常用炉心冷却系再循環切替」へ移行する。 モード５（低温停止）への移行 １．ほう酸による負の反応度を添加し，停止余裕を確保した後，モード５（低温停止）に移行する。 「非常用炉心冷却系再循環切替」 １．低圧注入系および高圧注入系の水源を，燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプに切替える。 ・非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプ切替が不能となった場合は，「非常用炉心冷却系再循環切替不能」へ移行する。 ２．格納容器再循環サンプを水源として長期的な冷却を継続する。 ・非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプ切替後に，原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ，「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」へ移行する。 「非常用炉心冷却系再循環切替不能」 １．非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプへの切替を試みる。 ２．燃料取替用水タンク水の消費を減らすため，燃料取替用水タンクを水源とするポンプは，高圧注入系１系統のみとする。 ３．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させ，破断流を減少させる。 ４．１次冷却系への注水を長期間続けるために，燃料取替用水タンクに水を補給する。 ５．格納容器再循環サンプＢ隔離弁バイパス弁「開」による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。 ６．燃料取替用水タンク水位が，水位異常低以下となれば，燃料取替用水タンクを水源としているすべてのポンプを停止し，水位が回復してくれば，運転を再開する。 ７．非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば，非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。	表－３ 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 （１）１次冷却材喪失事象収束操作 ① 目　的 ・１次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 ② 主な監視操作内容 『原子炉格納容器内での１次冷却材喪失事象』 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 １．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ１台分の注水，または１基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 ２．非常用炉心冷却系の停止条件を満足せず，燃料取替用水タンク水位が，再循環切替水位となれば，「非常用炉心冷却系再循環切替」へ移行する。 モード５（低温停止）への移行 １．ほう酸による負の反応度を添加し，停止余裕を確保した後，モード５（低温停止）に移行する。 「非常用炉心冷却系再循環切替」 １．低圧注入系および高圧注入系の水源を，燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプに切替える。 ・非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプ切替が不能となった場合は，「非常用炉心冷却系再循環切替不能」へ移行する。 ２．格納容器再循環サンプを水源として長期的な冷却を継続する。 ・非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプ切替後に，原子炉補機冷却水系および原子炉補機冷却海水系が設計どおり作動していなければ，「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」へ移行する。 「非常用炉心冷却系再循環切替不能」 １．非常用炉心冷却系の格納容器再循環サンプへの切替を試みる。 ２．燃料取替用水タンク水の消費を減らすため，燃料取替用水タンクを水源とするポンプは，高圧注入系１系統のみとする。 ３．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させ，破断流を減少させる。 ４．１次冷却系への注水を長期間続けるために，燃料取替用水タンクに水を補給する。 ５．格納容器再循環サンプＢ隔離弁バイパス弁「開」による非常用炉心冷却系の代替再循環を開始する。 ６．燃料取替用水タンク水位が，水位異常低以下となれば，燃料取替用水タンクを水源としているすべてのポンプを停止し，水位が回復してくれば，運転を再開する。 ７．非常用炉心冷却系の再循環切替が成功すれば，非常用炉心冷却系の代替再循環を停止する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」 １．原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。 ２．低圧注入系による代替再循環運転のため空調用冷水系による代替補機冷却および格納容器内自然対流冷却の準備を開始する。 ・代替補機冷却が開始できるまでの間，炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達した場合には，高圧注入系または代替補機冷却を実施しない低圧注入系を間欠運転する。 ３．空調用冷水系による代替補機冷却を開始すれば，低圧注入系による代替再循環運転を行う。 ・低圧注入系による代替再循環運転ができない場合は，高圧注入系による代替再循環のため，中型ポンプ車を用いた海水通水による代替補機冷却を行い，高圧注入系による代替再循環運転を行う。高圧注入系による代替再循環運転開始後は，格納容器内自然対流冷却を行う。 『原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合』 １．燃料取替用水タンク水が，破断点から流出するのを防止するため，余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。 ２．１次冷却材圧力が低下傾向で，炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。 ３．余熱除去系を１次冷却系より隔離する。 ・隔離できていなければ，「破断点が隔離できない場合」へ移行する。 ４．余熱除去系の系統分離を行い，破断系統を確認する。 ５．ﾓｰﾄﾞ５（低温停止）に移行する。 「破断点が隔離できない場合」 １．燃料取替用水タンク水の消費を減らすため，燃料取替用水タンクを水源とするポンプは，高圧注入系１系のみとする。 ２．１次冷却系への注水を長期間続けるため，燃料取替用水タンクに水を補給する。 ３．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。 ４．非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，満足している場合は，高圧注入系を充てん系に切替える。 ・満足していない場合には，充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で，高圧注入系を充てん系に切替える。 ５．余熱除去系の系統分離を行い，健全側余熱除去系による１次冷却系の冷却を行う。 ・余熱除去系による１次冷却系の冷却ができなければ，加圧器逃がし弁を強制開とし，非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。 ６．非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 ７．健全側余熱除去系が確認できない場合は，２次冷却系からの除熱による１次冷却系の冷却を継続する。	「非常用炉心冷却系再循環切替後の原子炉補機冷却機能喪失」 １．原子炉補機冷却水が供給されている機器を停止する。 ２．低圧注入系による代替再循環運転のため空調用冷水系による代替補機冷却および格納容器内自然対流冷却の準備を開始する。 ・代替補機冷却が開始できるまでの間，炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達した場合には，高圧注入系または代替補機冷却を実施しない低圧注入系を間欠運転する。 ３．空調用冷水系による代替補機冷却を開始すれば，低圧注入系による代替再循環運転を行う。 ・低圧注入系による代替再循環運転ができない場合は，高圧注入系による代替再循環のため，中型ポンプ車を用いた海水通水による代替補機冷却を行い，高圧注入系による代替再循環運転を行う。高圧注入系による代替再循環運転開始後は，格納容器内自然対流冷却を行う。 『原子炉格納容器外で余熱除去系からの漏えいが発生した場合』 １．燃料取替用水タンク水が，破断点から流出するのを防止するため，余熱除去系を燃料取替用水タンクより隔離する。 ２．１次冷却材圧力が低下傾向で，炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上に達すれば，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。 ３．余熱除去系を１次冷却系より隔離する。 ・隔離できていなければ，「破断点が隔離できない場合」へ移行する。 ４．余熱除去系の系統分離を行い，破断系統を確認する。 ５．ﾓｰﾄﾞ５（低温停止）に移行する。 「破断点が隔離できない場合」 １．燃料取替用水タンク水の消費を減らすため，燃料取替用水タンクを水源とするポンプは，高圧注入系１系のみとする。 ２．１次冷却系への注水を長期間続けるため，燃料取替用水タンクに水を補給する。 ３．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。 ４．非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，満足している場合は，高圧注入系を充てん系に切替える。 ・満足していない場合には，充てん系による崩壊熱除去が可能となった時点で，高圧注入系を充てん系に切替える。 ５．余熱除去系の系統分離を行い，健全側余熱除去系による１次冷却系の冷却を行う。 ・余熱除去系による１次冷却系の冷却ができなければ，加圧器逃がし弁を強制開とし，非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を確保する。 ６．非常用炉心冷却系再循環運転を行う。 ７．健全側余熱除去系が確認できない場合は，２次冷却系からの除熱による１次冷却系の冷却を継続する。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
表－４（３号炉） 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 （２）２次冷却材喪失事象収束操作 ① 目　的 ・２次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。 ② 主な監視操作内容 蒸気発生器の隔離 １．破損蒸気発生器を隔離する。 ・破損蒸気発生器の隔離ができず，全蒸気発生器の２次側圧力が低下傾向にある場合は，「全蒸気発生器の異常な減圧」へ移行する。 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 １．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・１次冷却材圧力が安定または上昇 ・補助給水ポンプ２台以上運転で健全側蒸気発生器水位が上昇，または１基の健全側蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 モード５（低温停止）への移行 １．ほう酸による負の反応度を添加し，停止余裕を確保した後，モード５（低温停止）に移行する。 「全蒸気発生器の異常な減圧」 １．破損蒸気発生器の隔離を試みる。 ・隔離に成功すれば，「非常用炉心冷却系の停止条件の確認」に戻る。 ２．１次冷却系の希釈の停止を確認する。 ３．１次冷却系の過冷却を防止しつつ，蒸気発生器の除熱機能を維持するために，補助給水流量の調整を行う。 ４．１次冷却材温度を確認し，安定または低下していない場合は，主蒸気逃がし弁により１次冷却系の冷却を行う。 ５．補助給水タンク水位が，補助給水系代替水源切替水位となれば，補助給水系の水源を代替水源に切替える。 ６．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・１次冷却材圧力が安定または上昇 ７．モード５（低温停止）に移行する。	表－４ 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 （２）２次冷却材喪失事象収束操作 ① 目　的 ・２次冷却材喪失事象発生時に原子炉を安全に停止し未臨界を維持する。 ② 主な監視操作内容 蒸気発生器の隔離 １．破損蒸気発生器を隔離する。 ・破損蒸気発生器の隔離ができず，全蒸気発生器の２次側圧力が低下傾向にある場合は，「全蒸気発生器の異常な減圧」へ移行する。 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 １．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・１次冷却材圧力が安定または上昇 ・補助給水ポンプ２台以上運転で健全側蒸気発生器水位が上昇，または１基の健全側蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 モード５（低温停止）への移行 １．ほう酸による負の反応度を添加し，停止余裕を確保した後，モード５（低温停止）に移行する。 「全蒸気発生器の異常な減圧」 １．破損蒸気発生器の隔離を試みる。 ・隔離に成功すれば，「非常用炉心冷却系の停止条件の確認」に戻る。 ２．１次冷却系の希釈の停止を確認する。 ３．１次冷却系の過冷却を防止しつつ，蒸気発生器の除熱機能を維持するために，補助給水流量の調整を行う。 ４．１次冷却材温度を確認し，安定または低下していない場合は，主蒸気逃がし弁により１次冷却系の冷却を行う。 ５．補助給水タンク水位が，補助給水系代替水源切替水位となれば，補助給水系の水源を代替水源に切替える。 ６．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・１次冷却材圧力が安定または上昇 ７．モード５（低温停止）に移行する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－５（３号炉） 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 （３）蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 ① 目　的 ・蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 ② 主な監視操作内容 破損蒸気発生器の隔離 １．破損蒸気発生器を隔離する。 ・破損蒸気発生器２次側圧力の低下が継続する場合は，「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」へ移行する。 ２次系からの汚染拡大防止措置 １．復水器の排気が隔離されていることを確認する。 ２．２次冷却材から系外への排水を停止する。 １次冷却系の減圧 １．破損蒸気発生器２次側圧力の飽和温度を目標に，健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を行う。 ２．健全側ループの１冷却材高温側温度が破損蒸気発生器２次側圧力の飽和温度未満になれば，１次冷却系圧力を破損蒸気発生器２次側圧力まで減圧する。 ・１次冷却系の減圧ができなければ，「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」へ移行する。 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 １．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・１次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇 モード５（低温停止）への移行 １．ほう酸による負の反応度を添加し，停止余裕を確保した後，モード５（低温停止）に移行する。 「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」 １．破損蒸気発生器の隔離を確認する。 ・隔離に成功し，破損蒸気発生器２次側圧力の低下が停止すれば，「１次冷却系の減圧」に戻る。 ２．健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。 ３．１次冷却系への注水を長期間続けるため，燃料取替用水タンクへ水を補給する。 ４．破損蒸気発生器２次側への漏えいを低減するため，サブクールを確保できる範囲で１次冷却系を減圧する。 ５．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ１台分の注水または１基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 ６．余熱除去系による１次冷却系の冷却を行い，モード５（低温停止）に移行する。余熱除去系による１次冷却系の冷却ができなければ，加圧器逃がし弁を強制開とし，非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。 ７．非常用炉心冷却系代替再循環運転を行う。	表－５ 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 （３）蒸気発生器伝熱管破損事象収束操作 ① 目　的 ・蒸気発生器伝熱管破損事象発生時に原子炉を安全に停止し冷却する。 ② 主な監視操作内容 破損蒸気発生器の隔離 １．破損蒸気発生器を隔離する。 ・破損蒸気発生器２次側圧力の低下が継続する場合は，「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」へ移行する。 ２次系からの汚染拡大防止措置 １．復水器の排気が隔離されていることを確認する。 ２．２次冷却材から系外への排水を停止する。 １次冷却系の減圧 １．破損蒸気発生器２次側圧力の飽和温度を目標に，健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を行う。 ２．健全側ループの１冷却材高温側温度が破損蒸気発生器２次側圧力の飽和温度未満になれば，１次冷却系圧力を破損蒸気発生器２次側圧力まで減圧する。 ・１次冷却系の減圧ができなければ，「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」へ移行する。 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 １．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・１次冷却材圧力が減圧操作停止後に安定または上昇 モード５（低温停止）への移行 １．ほう酸による負の反応度を添加し，停止余裕を確保した後，モード５（低温停止）に移行する。 「蒸気発生器伝熱管破損時破損蒸気発生器減圧継続」 １．破損蒸気発生器の隔離を確認する。 ・隔離に成功し，破損蒸気発生器２次側圧力の低下が停止すれば，「１次冷却系の減圧」に戻る。 ２．健全側蒸気発生器の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。 ３．１次冷却系への注水を長期間続けるため，燃料取替用水タンクへ水を補給する。 ４．破損蒸気発生器２次側への漏えいを低減するため，サブクールを確保できる範囲で１次冷却系を減圧する。 ５．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・電動補助給水ポンプ１台分の注水または１基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 ６．余熱除去系による１次冷却系の冷却を行い，モード５（低温停止）に移行する。余熱除去系による１次冷却系の冷却ができなければ，加圧器逃がし弁を強制開とし，非常用炉心冷却系再循環運転に必要な水量を満足する水量を確保する。 ７．非常用炉心冷却系代替再循環運転を行う。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」 １．１次冷却系の減圧機能の回復を試みる。 ・１次冷却系の減圧機能が回復すれば，「１次冷却系の減圧」に戻る。 ２．破損蒸気発生器水位が，水位異常高以上の場合，または加圧器水位が下端以上に回復した場合は，高圧注入系を充てん系に切替える。 ３．健全側の１次冷却系ループのサブクールを確保するため，健全側の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を行う。 ・１次冷却系の減圧機能が回復されるまで，１次冷却系の冷却を継続し，減圧機能が回復すれば，「１次冷却系の減圧」に戻る。	「蒸気発生器伝熱管破損時減圧操作不能」 １．１次冷却系の減圧機能の回復を試みる。 ・１次冷却系の減圧機能が回復すれば，「１次冷却系の減圧」に戻る。 ２．破損蒸気発生器水位が，水位異常高以上の場合，または加圧器水位が下端以上に回復した場合は，高圧注入系を充てん系に切替える。 ３．健全側の１次冷却系ループのサブクールを確保するため，健全側の主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を行う。 ・１次冷却系の減圧機能が回復されるまで，１次冷却系の冷却を継続し，減圧機能が回復すれば，「１次冷却系の減圧」に戻る。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
表－６（３号炉） 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 （４）非常用炉心冷却系誤作動収束操作 ①目　的 ・誤作動時に原子炉を安全に停止する。 ②主な監視操作内容 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 １．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇 ・電動補助給水ポンプ１台分の注水，または１基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 モード３（高温停止）の確立 １．ほう酸濃縮を実施し，モード３（高温停止）を確立する。	表－６ 事象ベース運転操作基準 ２．非常用炉心冷却系作動 （４）非常用炉心冷却系誤作動収束操作 ①目　的 ・誤作動時に原子炉を安全に停止する。 ②主な監視操作内容 非常用炉心冷却系の停止条件の確認 １．以下の非常用炉心冷却系の停止条件を確認し，すべて満足していれば，非常用炉心冷却系作動機器を停止する。 ・１次冷却材温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下 ・加圧器水位が下端以上 ・加圧器圧力が原子炉圧力異常低による非常用炉心冷却系作動設定値以上で安定または上昇 ・電動補助給水ポンプ１台分の注水，または１基の蒸気発生器水位が蒸気発生器伝熱管上端以上 モード３（高温停止）の確立 １．ほう酸濃縮を実施し，モード３（高温停止）を確立する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－７（３号炉） 事象ベース運転操作基準 ３．原子炉格納容器スプレイ系作動 ①目　的 ・原子炉格納容器の健全性を確保する。 ②導入条件 ・原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合 ③主な監視操作内容 原子炉格納容器スプレイ系警報の確認 １．原子炉格納容器スプレイ系作動，格納容器隔離作動の警報発信を確認する。 原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認 １．原子炉格納容器スプレイ系作動信号，格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお，原子炉格納容器スプレイ系作動信号，格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には，手動にて発信させる。 原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認 １．原子炉格納容器スプレイ系作動信号，格納容器隔離信号により，自動作動する弁，ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。 ・原子炉格納容器スプレイ系不作動の場合は，『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。 ２．原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば，原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 ３．燃料取替用水タンク水位が，再循環切替水位となれば，原子炉格納容器スプレイ系の水源を，燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプに切替える。 ・原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプ切替が不能となった場合は，「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」へ移行する。 「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」 １．原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプへの切替を試みる。 ２．原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 ３．原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。 ４．燃料取替用水タンクに水を補給する。 ５．原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となれば，格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始するとともに代替格納容器スプレイの準備を行う。 ６．原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば，代替格納容器スプレイを開始する。 ７．原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し，原子炉格納容器スプレイ系再循環を開始すれば，代替格納容器スプレイを停止する。 ８．原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば，原子炉格納容器スプレイ系を停止する。	表－７ 事象ベース運転操作基準 ３．原子炉格納容器スプレイ系作動 ①目　的 ・原子炉格納容器の健全性を確保する。 ②導入条件 ・原子炉格納容器スプレイ系作動設定値に達した場合 ③主な監視操作内容 原子炉格納容器スプレイ系警報の確認 １．原子炉格納容器スプレイ系作動，格納容器隔離作動の警報発信を確認する。 原子炉格納容器スプレイ系作動信号の確認 １．原子炉格納容器スプレイ系作動信号，格納容器隔離信号が発信していることを確認する。なお，原子炉格納容器スプレイ系作動信号，格納容器隔離信号が発信する設定値になっても発信しない場合には，手動にて発信させる。 原子炉格納容器スプレイ系作動機器の確認 １．原子炉格納容器スプレイ系作動信号，格納容器隔離信号により，自動作動する弁，ダンパおよび機器が正規の状態になることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。 ・原子炉格納容器スプレイ系不作動の場合は，『安全機能ベース運転操作基準「原子炉格納容器健全性の確保」』へ移行する。 ２．原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば，原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 ３．燃料取替用水タンク水位が，再循環切替水位となれば，原子炉格納容器スプレイ系の水源を，燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプに切替える。 ・原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプ切替が不能となった場合は，「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」へ移行する。 「原子炉格納容器スプレイ系再循環切替不能」 １．原子炉格納容器スプレイ系の格納容器再循環サンプへの切替を試みる。 ２．原子炉格納容器スプレイ系を停止する。 ３．原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。 ４．燃料取替用水タンクに水を補給する。 ５．原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となれば，格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始するとともに代替格納容器スプレイの準備を行う。 ６．原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば，代替格納容器スプレイを開始する。 ７．原子炉格納容器スプレイ系の再循環切替が成功し，原子炉格納容器スプレイ系再循環を開始すれば，代替格納容器スプレイを停止する。 ８．原子炉格納容器圧力が通常圧力に低下すれば，原子炉格納容器スプレイ系を停止する。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－８（３号炉） 事象ベース運転操作基準 ４．サポート系の確保 （１）全交流動力電源喪失 ①目　的 ・すべての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ，早期に電源を回復させる。 ②導入条件 ・すべての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト ③主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 １．原子炉トリップを確認する。 タービン・発電機トリップの確認 １．タービントリップ，発電機トリップを確認する。 全交流動力電源喪失判断 １．外部電源喪失，ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 ２．交流動力電源の早期回復不能を判断し，全交流動力電源喪失時の処置を開始する。 １次冷却系からの漏えいの有無の確認 １．　１次冷却材漏えいの有無を確認する。 代替炉心注水他準備 １．代替炉心注水の準備，アニュラス空気浄化系および中央制御室空調系の準備ならびに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 補助給水ライン流量の確認 １．補助給水ライン流量により補助給水機能が健全であることを確認する。 ２次冷却系による強制冷却 １．補助給水機能が確保されていれば，主蒸気逃がし弁を現場にて手動により全開とし，１次冷却系の強制冷却を行う。 ２．１次冷却系の減圧により，蓄圧注入系が動作していることを確認する。 使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確認 １．使用済燃料ピットの冷却状態を確認し，水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。 代替電源からの受電 １．代替電源（空冷式非常用発電装置等）から受電したことを確認する。 所内直流電源の確保 １．代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は，不要な直流負荷切り離しや蓄電池（重大事故等対処用）からの受電を行う。 １次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離 １．１次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。	表－８ 事象ベース運転操作基準 ４．サポート系の確保 （１）全交流動力電源喪失 ①目　的 ・すべての交流動力電源が喪失した状態でプラントを安定させ，早期に電源を回復させる。 ②導入条件 ・すべての非常用母線および常用母線の電圧が零ボルト ③主な監視操作内容 原子炉トリップの確認 １．原子炉トリップを確認する。 タービン・発電機トリップの確認 １．タービントリップ，発電機トリップを確認する。 全交流動力電源喪失判断 １．外部電源喪失，ディーゼル発電機起動不能等により所内電源が喪失したことを確認する。 ２．交流動力電源の早期回復不能を判断し，全交流動力電源喪失時の処置を開始する。 １次冷却系からの漏えいの有無の確認 ２．１次冷却材漏えいの有無を確認する。 代替炉心注水他準備 １．代替炉心注水の準備，アニュラス空気浄化系および中央制御室空調系の準備ならびに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 補助給水ライン流量の確認 １．補助給水ライン流量により補助給水機能が健全であることを確認する。 ２次冷却系による強制冷却 １．補助給水機能が確保されていれば，主蒸気逃がし弁を現場にて手動により全開とし，１次冷却系の強制冷却を行う。 ２．１次冷却系の減圧により，蓄圧注入系が動作していることを確認する。 使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確認 １．使用済燃料ピットの冷却状態を確認し，水位低下が見られれば必要に応じて水補給を行う。 代替電源からの受電 １．代替電源（空冷式非常用発電装置等）から受電したことを確認する。 所内直流電源の確保 １．代替電源からの給電が長期にわたり行えない場合は，不要な直流負荷切り離しや蓄電池（重大事故等対処用）からの受電を行う。 １次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離 １．１次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
蓄圧タンク隔離 １．１次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり，代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。 代替炉心注水 １．１次冷却材圧力が１次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり，代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。 再循環運転 １．格納容器再循環サンプ水位が，再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え，炉心冷却を継続する。 原子炉格納容器内自然対流冷却の開始 １．原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり，中型ポンプ車からの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により，原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。	蓄圧タンク隔離 １．１次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力となり，代替電源からの給電が可能となれば蓄圧タンクの出口弁を閉止する。 代替炉心注水 １．１次冷却材圧力が１次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり，代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。 再循環運転 １．格納容器再循環サンプ水位が，再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え，炉心冷却を継続する。 原子炉格納容器内自然対流冷却の開始 １．原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり，中型ポンプ車からの海水供給が可能となれば格納容器再循環ユニットへの海水通水により，原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
表－９（３号炉） 事象ベース運転操作基準 ４．サポート系の確保 （２）原子炉補機冷却機能喪失 ① 目　的 ・原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合または，原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に，原子炉補機冷却水系の機能を維持するため，適切な運転操作を行うことを目的とする。 ② 導入条件 ・原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合または，原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合 ③ 主な監視操作内容 原子炉補機冷却水系の機能回復操作 １．現場の状況を確認し，原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。 原子炉手動停止 １．手動による原子炉トリップを行う。 １次冷却材ポンプ手動停止 １．１次冷却材ポンプを全台停止する。 原子炉補機冷却水系の状態確認 １．原子炉補機冷却水系の状態を確認する。 ・原子炉補機冷却水系の漏えいがあり，原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合は，「原子炉補機冷却水系の漏えいの場合」へ移行する。 ・原子炉補機冷却水系の漏えいがなく，原子炉補機冷却水ポンプが全台停止している場合は，充てん系ポンプを全台停止し，制御用空気系の空気供給を所内用空気系へ切替え，１次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離および使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確保を行い，「原子炉補機冷却水系機能喪失の場合」へ移行する。 「原子炉補機冷却水系の漏えいの場合」 原子炉補機冷却水ヘッダ隔離（破断ヘッダの確認） １．運転中の原子炉補機冷却水ポンプを停止する。 ２．健全ヘッダ側からの流出を防止するため系統分離を行う。 原子炉補機冷却水系隔離（破断ヘッダ）後の処置 １．充てん系ポンプを全台停止する。 ２．制御用空気系の空気供給を所内用空気系より行う。 ３．原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。 １次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離 １．１次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確保 １．使用済燃料ピットの冷却状態を確認し，水位低下が見られれば，必要に応じて水補給を行う。 破断箇所の特定 １．破断箇所が判明したら，「破断ヘッダに対応した措置」へ移行する。 ２．破断箇所が不明の場合には，「充てん系ポンプ停止後の措置」へ移行する。 「破断ヘッダに対応した措置」 １．１台の充てん系ポンプの冷却を，代替補機冷却により確保し，当該充てん系ポンプを起動し１次冷却材ポンプ封水注入を再開するとともに，１次冷却系にほう酸水を注入する。 ２．余熱除去系による冷却ができるまで，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を行う。 ３．余熱除去系による冷却ができるまで，加圧器逃がし弁により１次冷却系の減圧を行う。	表－９ 事象ベース運転操作基準 ４．サポート系の確保 （２）原子炉補機冷却機能喪失 ① 目　的 ・原子炉補機冷却水系において配管等に破損が生じた場合または，原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合に，原子炉補機冷却水系の機能を維持するため，適切な運転操作を行うことを目的とする。 ② 導入条件 ・原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合または，原子炉補機冷却水系の機能が喪失した場合 ③ 主な監視操作内容 原子炉補機冷却水系の機能回復操作 １．現場の状況を確認し，原子炉補機冷却水系の機能回復に努める。 原子炉手動停止 １．手動による原子炉トリップを行う。 １次冷却材ポンプ手動停止 １．１次冷却材ポンプを全台停止する。 原子炉補機冷却水系の状態確認 １．原子炉補機冷却水系の状態を確認する。 ・原子炉補機冷却水系の漏えいがあり，原子炉補機冷却水サージタンク水位が維持できない場合は，「原子炉補機冷却水系の漏えいの場合」へ移行する。 ・原子炉補機冷却水系の漏えいがなく，原子炉補機冷却水ポンプが全台停止している場合は，充てん系ポンプを全台停止し，制御用空気系の空気供給を所内用空気系へ切替え，１次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離および使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確保を行い，「原子炉補機冷却水系機能喪失の場合」へ移行する。 「原子炉補機冷却水系の漏えいの場合」 原子炉補機冷却水ヘッダ隔離（破断ヘッダの確認） １．運転中の原子炉補機冷却水ポンプを停止する。 ２．健全ヘッダ側からの流出を防止するため系統分離を行う。 原子炉補機冷却水系隔離（破断ヘッダ）後の処置 １．充てん系ポンプを全台停止する。 ２．制御用空気系の空気供給を所内用空気系より行う。 ３．原子炉補機冷却水サージタンクに補給されていることを確認する。 １次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離 １．１次冷却材ポンプ封水系および原子炉補機冷却水系の隔離を行う。 使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確保 １．使用済燃料ピットの冷却状態を確認し，水位低下が見られれば，必要に応じて水補給を行う。 破断箇所の特定 １．破断箇所が判明したら，「破断ヘッダに対応した措置」へ移行する。 ２．破断箇所が不明の場合には，「充てん系ポンプ停止後の措置」へ移行する。 「破断ヘッダに対応した措置」 １．１台の充てん系ポンプの冷却を，代替補機冷却により確保し，当該充てん系ポンプを起動し１次冷却材ポンプ封水注入を再開するとともに，１次冷却系にほう酸水を注入する。 ２．余熱除去系による冷却ができるまで，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を行う。 ３．余熱除去系による冷却ができるまで，加圧器逃がし弁により１次冷却系の減圧を行う。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
４．健全ヘッダ側の隔離を解除する。 ５．破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。 ６．原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。 ７．充てん系ポンプの冷却が確保されており，健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば，「原子炉補機冷却水系機能回復の場合」に移行する。 充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は，「充てん系ポンプ停止後の措置」に移行する。 「原子炉補機冷却水系機能喪失の場合」 代替炉心注水他準備 １．代替炉心注水の準備，アニュラス排気ファンおよび中央制御室空調系の準備ならびに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 １次冷却系からの漏えいの有無の確認 １．１次冷却材漏えいの有無を確認する。 充てん系ポンプ停止後の措置 １．非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。 ２．余熱除去系による冷却ができるまで，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を行う。 ３．余熱除去系による冷却ができるまで，加圧器逃がし弁により１次冷却系の減圧を行う。 ４．　非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は，非常用炉心冷却系作動信号をリセットし，必要な機器の起動は，原子炉補機冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。 蓄圧タンク隔離 １．１次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力未満となれば，蓄圧タンクの出口弁を閉止する。 代替炉心注水 １．１次冷却材圧力が１次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり，代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。 原子炉補機冷却水系機能回復の確認 １．健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確認されれば，「原子炉補機冷却水系機能回復の場合」へ移行する。 原子炉補機冷却水系機能が回復していなければ，中型ポンプ車からの海水供給による代替補機冷却により再循環運転へ移行する。 ２．「海水冷却機能喪失の場合」は，海水冷却機能回復の確認へ移行する。 再循環運転 １．格納容器再循環サンプ水位が，再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え，炉心冷却を継続する。 原子炉格納容器内自然対流冷却の開始 １．原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり，中型ポンプ車からの海水供給が可能となれば，格納容器再循環ユニットへの海水通水により，原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。 「原子炉補機冷却水系機能回復の場合」 原子炉補機冷却水ポンプ運転可能の場合 １．健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水ポンプを起動する。 ２．充てん系ポンプの代替補機冷却を行っていた場合は，代替補機冷却を停止する。 ３．充てん系ポンプによる充てん，封水注入を再開する。 ４．制御用空気系を起動し所内用空気系からの空気供給を停止する。 ５．モード５（低温停止）に移行する。 「海水冷却機能喪失の場合」 １．原子炉の手動停止を行い１次冷却材ポンプを全台停止，制御用空気系の空気供給を所内用空気系へ切替え，使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確保を行う。	４．健全ヘッダ側の隔離を解除する。 ５．破断ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクへの補給を停止する。 ６．原子炉補機冷却水冷却器への海水の通水を確認する。 ７．充てん系ポンプの冷却が確保されており，健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確保されれば，「原子炉補機冷却水系機能回復の場合」に移行する。 充てん系ポンプの冷却が確保されていない場合は，「充てん系ポンプ停止後の措置」に移行する。 「原子炉補機冷却水系機能喪失の場合」 代替炉心注水他準備 １．代替炉心注水の準備，アニュラス排気ファンおよび中央制御室空調系の準備ならびに原子炉格納容器内自然対流冷却の準備を行う。 １次冷却系からの漏えいの有無の確認 １．１次冷却材漏えいの有無を確認する。 充てん系ポンプ停止後の措置 １．非常用炉心冷却系作動信号および原子炉格納容器スプレイ系作動信号発信時に作動する機器の自動起動ブロックを行う。 ２．余熱除去系による冷却ができるまで，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を行う。 ３．余熱除去系による冷却ができるまで，加圧器逃がし弁により１次冷却系の減圧を行う。 ４．　非常用炉心冷却系作動信号が発信された場合は，非常用炉心冷却系作動信号をリセットし，必要な機器の起動は，原子炉補機冷却水ポンプ起動後に手動にて行う。 蓄圧タンク隔離 １．１次冷却材圧力が蓄圧タンクからの窒素ガスの混入を防止するための圧力未満となれば，蓄圧タンクの出口弁を閉止する。 代替炉心注水 １．１次冷却材圧力が１次冷却材ポンプ封水戻りライン逃がし弁吹き止まり圧力未満となり，代替炉心注水系の準備が整えば代替炉心注水を開始する。 原子炉補機冷却水系機能回復の確認 １．健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水サージタンクに水位が確認されれば，「原子炉補機冷却水系機能回復の場合」へ移行する。 原子炉補機冷却水系機能が回復していなければ，中型ポンプ車からの海水供給による代替補機冷却により再循環運転へ移行する。 ２．「海水冷却機能喪失の場合」は，海水冷却機能回復の確認へ移行する。 再循環運転 １．格納容器再循環サンプ水位が，再循環可能水位となれば代替炉心注水から再循環運転に切替え，炉心冷却を継続する。 原子炉格納容器内自然対流冷却の開始 １．原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上となり，中型ポンプ車からの海水供給が可能となれば，格納容器再循環ユニットへの海水通水により，原子炉格納容器内自然対流冷却を開始する。 「原子炉補機冷却水系機能回復の場合」 原子炉補機冷却水ポンプ運転可能の場合 １．健全ヘッダ側の原子炉補機冷却水ポンプを起動する。 ２．充てん系ポンプの代替補機冷却を行っていた場合は，代替補機冷却を停止する。 ３．充てん系ポンプによる充てん，封水注入を再開する。 ４．制御用空気系を起動し所内用空気系からの空気供給を停止する。 ５．モード５（低温停止）に移行する。 「海水冷却機能喪失の場合」 １．原子炉の手動停止を行い１次冷却材ポンプを全台停止，制御用空気系の空気供給を所内用空気系へ切替え，使用済燃料ピット冷却状態確認および保有水確保を行う。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
２．２次冷却系からの除熱による１次冷却系の減温，減圧を実施し，海水冷却機能が回復すればモード５（低温停止）に移行する。 ３．充てん系ポンプを全台停止し，１次冷却材ポンプ封水系隔離，原子炉補機冷却水ポンプを全台停止後，「原子炉補機冷却水系機能喪失の場合」へ移行する。 海水冷却機能回復の確認 １．海水冷却機能が回復すれば，海水系，原子炉補機冷却水系を復旧後，必要補機を起動しモード５（低温停止）に移行する。 回復していなければ，中型ポンプ車からの海水供給による代替補機冷却により再循環運転へ移行する。	２．２次冷却系からの除熱による１次冷却系の減温，減圧を実施し，海水冷却機能が回復すればモード５（低温停止）に移行する。 ３．充てん系ポンプを全台停止し，１次冷却材ポンプ封水系隔離，原子炉補機冷却水ポンプを全台停止後，「原子炉補機冷却水系機能喪失の場合」へ移行する。 海水冷却機能回復の確認 １．海水冷却機能が回復すれば，海水系，原子炉補機冷却水系を復旧後，必要補機を起動しモード５（低温停止）に移行する。 回復していなければ，中型ポンプ車からの海水供給による代替補機冷却により再循環運転へ移行する。	本頁変更なし

変更前	変更後	備考
表－10（３号炉） 安全機能ベース運転操作基準 １．未臨界の維持 ①目　的 ・原子炉を停止し，未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の未臨界性を確保する。 ②導入条件 （１）原子炉出力が５％以上，または中間領域起動率が正 （２）線源領域起動率が正，またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大 ④ 脱出条件 （１）原子炉出力が５％未満，および中間領域起動率が零または負 （２）線源領域起動率が零または負，およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下 ③主な監視操作内容 「原子炉出力が５％以上，または中間領域起動率の正が確認された場合」 １．原子炉トリップを確認し，できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 ・手動原子炉トリップ ・ＭＧセットの電源を断 ・制御棒手動挿入およびＭＧセットモータ遮断器の開放 ・現地原子炉トリップ遮断器またはＭＧセット出力遮断器の開放 ２．多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）の作動により吹鳴装置が作動した場合，多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）による以下の作動状態を確認する。 ・タービントリップ ・主蒸気隔離弁の閉止 ・補助給水ポンプの起動 ３．タービントリップを確認し，できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。 ・手動タービントリップ ・主蒸気隔離弁，および主蒸気バイパス隔離弁の閉止 ・蒸気加減弁の閉止 ・現地タービントリップ ４．蒸気発生器２次側の注水量を確認し，注水量を調整する。 ５．ほう酸水注入を実施する。 ６．ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。 ７．１次冷却材温度を確認し，低下していれば，主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。 ８．蒸気発生器２次側圧力を確認し，低下している蒸気発生器があれば，当該蒸気発生器を隔離する。 ９．原子炉出力が５％未満，および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ，「順序５」へ戻る。 「線源領域起動率が正，またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大が確認された場合」 １．ほう酸水注入を実施する。 ２．ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。 ３．１次冷却材温度を確認し，低下していれば，主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。 ４．蒸気発生器２次側圧力を確認し，低下している蒸気発生器があれば，当該蒸気発生器を隔離する。 ５．線源領域起動率が零，または負，およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下を確認できなければ，「順序１」に戻る。	表－10 安全機能ベース運転操作基準 １．未臨界の維持 ①目　的 ・原子炉を停止し，未臨界を維持する。 ・原子炉停止後の未臨界性を確保する。 ②導入条件 （１）原子炉出力が５％以上，または中間領域起動率が正 （２）線源領域起動率が正，またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大 ④ 脱出条件 （１）原子炉出力が５％未満，および中間領域起動率が零または負 （２）線源領域起動率が零または負，およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下 ③主な監視操作内容 「原子炉出力が５％以上，または中間領域起動率の正が確認された場合」 １．原子炉トリップを確認し，できていなければ次のいずれかにより原子炉をトリップさせる。 ・手動原子炉トリップ ・ＭＧセットの電源を断 ・制御棒手動挿入およびＭＧセットモータ遮断器の開放 ・現地原子炉トリップ遮断器またはＭＧセット出力遮断器の開放 ２．多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）の作動により吹鳴装置が作動した場合，多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）による以下の作動状態を確認する。 ・タービントリップ ・主蒸気隔離弁の閉止 ・補助給水ポンプの起動 ３．タービントリップを確認し，できていなければ次のいずれかによりタービンをトリップさせる。 ・手動タービントリップ ・主蒸気隔離弁，および主蒸気バイパス隔離弁の閉止 ・蒸気加減弁の閉止 ・現地タービントリップ ４．蒸気発生器２次側の注水量を確認し，注水量を調整する。 ５．ほう酸水注入を実施する。 ６．ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。 ７．１次冷却材温度を確認し，低下していれば，主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。 ８．蒸気発生器２次側圧力を確認し，低下している蒸気発生器があれば，当該蒸気発生器を隔離する。 ９．原子炉出力が５％未満，および中間領域起動率の零または負の確認ができなければ，「順序５」へ戻る。 「線源領域起動率が正，またはP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPMより大が確認された場合」 １．ほう酸水注入を実施する。 ２．ほう酸希釈ラインの隔離を確認する。 ３．１次冷却材温度を確認し，低下していれば，主蒸気隔離弁および主蒸気バイパス隔離弁の閉止を確認する。 ４．蒸気発生器２次側圧力を確認し，低下している蒸気発生器があれば，当該蒸気発生器を隔離する。 ５．線源領域起動率が零，または負，およびP-6以上で中間領域起動率が-0.2DPM以下を確認できなければ，「順序１」に戻る。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前

表－11（３号炉）

安全機能ベース運転操作基準

２．炉心冷却の維持

①目　的

・炉心の冷却が不適切な場合，炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い，炉心冷却を維持する。

②導入条件	④ 脱出条件
（１）炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上または，安全注入動作を伴う１次冷却材喪失事象時に高圧および低圧注入流量が確認できない場合	（１）炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも１系統の高圧注入系または低圧注入系による注水がなされていること
（２）１次冷却系が飽和状態または過熱状態	（２）炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度未満

③主な監視操作内容

「炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合」

１．少なくとも１系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。
　・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は，非常用炉心冷却系の回復を図る。
　・非常用炉心冷却系による注水ができなければ，「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」へ移行する。

２．蒸気発生器へ注水されていることを確認する。
　・蒸気発生器へ注水されていない場合は，注水の回復を図る。

３．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。

４．炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ，「順序２」に戻る。

「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」

１．充てん系による注水を試みる。

２．蒸気発生器へ注水されていることを確認する。
　・注水されていない場合は，注水の回復を図る。
　・注水の回復ができず，蓄圧注入系，低圧注入系による注水が可能であれば，加圧器逃がし弁の強制開により１次冷却系を減圧し，蓄圧注入系，低圧注入系による注水を行う。

３．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。

４．炉心出口温度が飽和温度以下，および少なくとも１系統の高圧注入系または低圧注入系による注水が確認できなければ，「順序２」に戻る。

「１次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合」

１．少なくとも１系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。
　・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は，非常用炉心冷却系の回復を図る。

２．加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお，閉止されていなければ，手動による閉止または元弁を閉止する。

３．蒸気発生器へ注水されていることを確認する。
　・蒸気発生器へ注水されていない場合は，注水の回復を図る。

４．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。

５．炉心出口温度が１次冷却系圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ，「順序３」に戻る。

変更後

表－11

安全機能ベース運転操作基準

２．炉心冷却の維持

①目　的

・炉心の冷却が不適切な場合，炉心冷却機能の回復を図るための適切な運転操作を行い，炉心冷却を維持する。

②導入条件	④ 脱出条件
（１）炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上または，安全注入動作を伴う１次冷却材喪失事象時に高圧および低圧注入流量が確認できない場合	（１）炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下で少なくとも１系統の高圧注入系または低圧注入系による注水がなされていること
（２）１次冷却系が飽和状態または過熱状態	（２）炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度未満

③主な監視操作内容

「炉心出口温度が１次冷却系最高使用圧力に対する飽和温度以上の場合」

１．少なくとも１系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。
　・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は，非常用炉心冷却系の回復を図る。
　・非常用炉心冷却系による注水ができなければ，「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」へ移行する。

２．蒸気発生器へ注水されていることを確認する。
　・蒸気発生器へ注水されていない場合は，注水の回復を図る。

３．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。

４．炉心出口温度が１次冷却材圧力に対する飽和温度以下であることが確認できなければ，「順序２」に戻る。

「非常用炉心冷却系の確立ができない場合」

１．充てん系による注水を試みる。

２．蒸気発生器へ注水されていることを確認する。
　・注水されていない場合は，注水の回復を図る。
　・注水の回復ができず，蓄圧注入系，低圧注入系による注水が可能であれば，加圧器逃がし弁の強制開により１次冷却系を減圧し，蓄圧注入系，低圧注入系による注水を行う。

３．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。

４．炉心出口温度が飽和温度以下，および少なくとも１系統の高圧注入系または低圧注入系による注水が確認できなければ，「順序２」に戻る。

「１次冷却系が飽和状態または過熱状態となった場合」

１．少なくとも１系統の非常用炉心冷却系による注水を確認する。
　・非常用炉心冷却系により注水されていない場合は，非常用炉心冷却系の回復を図る。

２．加圧器逃がし弁の閉止を確認する。なお，閉止されていなければ，手動による閉止または元弁を閉止する。

３．蒸気発生器へ注水されていることを確認する。
　・蒸気発生器へ注水されていない場合は，注水の回復を図る。

４．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。

５．炉心出口温度が１次冷却系圧力に対する飽和温度未満であることが確認できなければ，「順序３」に戻る。

備考

伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
表－12（３号炉） 安全機能ベース運転操作基準 ３．蒸気発生器除熱機能の維持 ①目　的 ・蒸気発生器２次側の保有水を回復し，蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い蒸気発生器除熱機能を維持する。 ②導入条件 ・全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ１台分の注水流量未満 ・いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続 ④脱出条件 ・１次冷却材圧力が健全側蒸気発生器圧力より低い場合 または ・余熱除去系による除熱ができる場合 または ・補助給水ライン流量が電動補助給水ポンプ１台分の注水流量以上，またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上 ③主な監視操作内容 蒸気発生器蒸気放出経路の確保 １．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁による蒸気放出経路の回復を図る。 蒸気発生器給水の確保 １．補助給水系による蒸気発生器の注水回復を図る。 ・回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により，蒸気発生器への注水を回復させる。 ・蒸気発生器への注水が回復せず，全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば，１次冷却系統のフィードアンドブリード開始へ移行する。 １次冷却系統のフィードアンドブリード開始 １．非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。 ２．加圧器逃がし弁を強制開とし１次冷却系統のフィードアンドブリードを開始する。 １次冷却系統のフィードアンドブリード停止 １．２次冷却系による除熱機能が回復すれば，２次冷却系による１次冷却系の冷却を行い，１次冷却系統のフィードアンドブリードを停止する。 回復できなければ，余熱除去系による１次冷却系の冷却を行い，１次冷却系統のフィードアンドブリードを停止する。 ２．２次冷却系からの除熱による１次冷却系の冷却後，余熱除去系による冷却を行う。	表－12 安全機能ベース運転操作基準 ３．蒸気発生器除熱機能の維持 ①目　的 ・蒸気発生器２次側の保有水を回復し，蒸気放出経路を確保するための適切な運転操作を行い蒸気発生器除熱機能を維持する。 ②導入条件 ・全蒸気発生器狭域水位が下端以下および補助給水流量が電動補助給水ポンプ１台分の注水流量未満 ・いずれかの蒸気発生器圧力が主蒸気安全弁作動設定値圧力以上で上昇継続 ④脱出条件 ・１次冷却材圧力が健全側蒸気発生器圧力より低い場合 または ・余熱除去系による除熱ができる場合 または ・補助給水ライン流量が電動補助給水ポンプ１台分の注水流量以上，またはいずれかの蒸気発生器狭域水位が下端以上 ③主な監視操作内容 蒸気発生器蒸気放出経路の確保 １．主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁による蒸気放出経路の回復を図る。 蒸気発生器給水の確保 １．補助給水系による蒸気発生器の注水回復を図る。 ・回復できなければ主給水系または蒸気発生器水張り系により，蒸気発生器への注水を回復させる。 ・蒸気発生器への注水が回復せず，全蒸気発生器広域水位が可視範囲以下となれば，１次冷却系統のフィードアンドブリード開始へ移行する。 １次冷却系統のフィードアンドブリード開始 １．非常用炉心冷却系作動信号を手動にて発信させる。 ２．加圧器逃がし弁を強制開とし１次冷却系統のフィードアンドブリードを開始する。 １次冷却系統のフィードアンドブリード停止 １．２次冷却系による除熱機能が回復すれば，２次冷却系による１次冷却系の冷却を行い，１次冷却系統のフィードアンドブリードを停止する。 回復できなければ，余熱除去系による１次冷却系の冷却を行い，１次冷却系統のフィードアンドブリードを停止する。 ２．２次冷却系からの除熱による１次冷却系の冷却後，余熱除去系による冷却を行う。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表－13（３号炉）
安全機能ベース運転操作基準
４．原子炉格納容器健全性の確保
① 目　的
・原子炉格納容器圧力上昇により，原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合，原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い，原子炉格納容器の健全性を確保する。
② 導入条件
・原子炉格納容器圧力が，原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動
④ 脱出条件
・原子炉格納容器スプレイ系が作動し，原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合
③主な監視操作内容
１．格納容器隔離信号により，自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。
２．１系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。
３．２次冷却材喪失事象の場合は，破損蒸気発生器の隔離を行う。
４．原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。
５．格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始するとともに代替格納容器スプレイの準備を行う。
６．原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば，代替格納容器スプレイを開始する。
７．原子炉格納容器スプレイ系が１系統以上作動し，原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ，「順序２」に戻る。</td>
<td>表－13
安全機能ベース運転操作基準
４．原子炉格納容器健全性の確保
① 目　的
・原子炉格納容器圧力上昇により，原子炉格納容器の健全性が脅かされる可能性がある場合，原子炉格納容器圧力上昇を減少させるための適切な運転操作を行い，原子炉格納容器の健全性を確保する。
② 導入条件
・原子炉格納容器圧力が，原子炉格納容器スプレイ系作動設定値以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動
④ 脱出条件
・原子炉格納容器スプレイ系が作動し，原子炉格納容器圧力が原子炉格納容器最高使用圧力以下となった場合
③主な監視操作内容
１．格納容器隔離信号により，自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。
２．１系統以上の原子炉格納容器スプレイ系の起動を試みる。
３．２次冷却材喪失事象の場合は，破損蒸気発生器の隔離を行う。
４．原子炉格納容器の圧力上昇緩和のため，主蒸気逃がし弁または主蒸気ダンプ弁により１次冷却系の冷却を促進させる。
５．格納容器再循環ユニットによる原子炉格納容器内自然対流冷却を開始するとともに代替格納容器スプレイの準備を行う。
６．原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以上となれば，代替格納容器スプレイを開始する。
７．原子炉格納容器スプレイ系が１系統以上作動し，原子炉格納容器圧力が最高使用圧力以下へ低下することが確認できなければ，「順序２」に戻る。</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表－14（３号炉）
安全機能ベース運転操作基準
５．放射能放出防止
① 目　的
・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合，原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い，放射性物質放出を防止する。
② 導入条件
・原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が１×10^{3}mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動
④ 脱出条件
・原子炉格納容器スプレイ系作動
③ 主な監視操作内容
１．格納容器隔離信号を手動で発信する。
２．格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。
３．原子炉格納容器内放射線レベルが，１×10^{4}mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号，原子炉格納容器スプレイ系作動信号を手動で発信し，原子炉格納容器スプレイ系を起動する。</td>
<td>表－14
安全機能ベース運転操作基準
５．放射能放出防止
① 目　的
・原子炉格納容器から環境に放射性物質が放出される可能性がある場合，原子炉格納容器内放射能レベル低減のための適切な運転操作を行い，放射性物質放出を防止する。
② 導入条件
・原子炉格納容器内高レンジエリアモニタ指示値が１×10^{3}mSv/h 以上および原子炉格納容器スプレイ系不作動
④ 脱出条件
・原子炉格納容器スプレイ系作動
③ 主な監視操作内容
１．格納容器隔離信号を手動で発信する。
２．格納容器隔離信号により自動作動する弁およびダンパが正規の状態になることを確認する。なお，正規の状態にならなければ回復を試みる。
３．原子炉格納容器内放射線レベルが，１×10^{4}mSv/h に達すれば非常用炉心冷却系作動信号，原子炉格納容器スプレイ系作動信号を手動で発信し，原子炉格納容器スプレイ系を起動する。</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>表－15（３号炉）
<table>
<tr><td colspan="2">安全機能ベース運転操作基準
６．１次系保有水の維持</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 目　的
・１次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い，１次系保有水を維持する。</td></tr>
<tr><td>② 導入条件
・加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし，非常用炉心冷却系が作動している場合を除く）</td><td>④ 脱出条件
・加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">③主な監視操作内容
１．抽出水ラインの隔離を確認する。なお，隔離できていなければ手動により隔離を試みる。
２．充てん流量を確保し，加圧器水位が水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</td></tr>
</table>
</td>
<td>表－15
<table>
<tr><td colspan="2">安全機能ベース運転操作基準
６．１次系保有水の維持</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 目　的
・１次系保有水を回復するための適切な運転操作を行い，１次系保有水を維持する。</td></tr>
<tr><td>② 導入条件
・加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以下となった場合（ただし，非常用炉心冷却系が作動している場合を除く）</td><td>④ 脱出条件
・加圧器水位が，水位低抽出水隔離弁閉設定値以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">③主な監視操作内容
１．抽出水ラインの隔離を確認する。なお，隔離できていなければ手動により隔離を試みる。
２．充てん流量を確保し，加圧器水位が水位低抽出水隔離弁閉設定値以上となるよう加圧器水位の調整を行う。</td></tr>
</table>
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
参考
<table>
<tr><th></th><th>３号炉</th></tr>
<tr><td>再循環切替水位</td><td>燃料取替用水タンク水位計
計器スパンの 16%</td></tr>
<tr><td>燃料取替用水タンク水位異常低</td><td>燃料取替用水タンク水位計
計器スパンの３％</td></tr>
<tr><td>補助給水系代替水源切替水位</td><td>補助給水タンク水位計
計器スパンの８％</td></tr>
<tr><td>加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td><td>加圧器水位計
計器スパンの 17%</td></tr>
</table>
</td>
<td>
参考
<table>
<tr><td>再循環切替水位</td><td>燃料取替用水タンク水位計
計器スパンの 16%</td></tr>
<tr><td>燃料取替用水タンク水位異常低</td><td>燃料取替用水タンク水位計
計器スパンの3%</td></tr>
<tr><td>補助給水系代替水源切替水位</td><td>補助給水タンク水位計
計器スパンの8%</td></tr>
<tr><td>加圧器水位低抽出水隔離弁閉設定値</td><td>加圧器水位計
計器スパンの 17%</td></tr>
</table>
</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>

変更前	変更後	備考
火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準	火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準	
本「実施基準」は，火災が発生した場合，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合，火山影響等発生時およびその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。	本「実施基準」は，火災が発生した場合，発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合，火山影響等発生時およびその他自然災害が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。	
1 火　災 防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。また，各課長は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	1 火　災 防災課長は，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として，次の1.1項から1.6項を含む火災防護計画を策定する。また，各課長は，火災防護計画に基づき，火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。	
1.1　初期消火活動のための体制の整備 (1)　防災課長は，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※1。 (2)　防災課長は，連絡責任者，運転員および消防要員からなる初期消火活動を行う要員として，11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (3)　防災課長は，初期消火活動を行うため，表1に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。 (4)　当直長は，第13条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。 (5)　各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，発電所内※2の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (6)　防災課長は，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。	1.1　初期消火活動のための体制の整備 (1)　防災課長は，発電所から消防機関へ通報するため，専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する※1。 (2)　防災課長は，連絡責任者，運転員および消防要員からなる初期消火活動を行う要員として，11名以上（発電所合計数）を常駐させるとともに，この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。 (3)　防災課長は，初期消火活動を行うため，表1に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また，初期消火活動に必要なその他資機材を定め，配備する。 (4)　当直長（1号炉および2号炉の当直長を含む）は，第13条に定める巡視により，火災発生の有無を確認する。 (5)　各課長は，最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合，地震終了後，発電所内※2の火災発生の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (6)　防災課長は，前各号に定める初期消火活動のための体制について，総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに，評価結果に基づき，より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。	伊方発電所2号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）
（中略）	（中略）	
1.3　教育訓練の実施（3号炉）	1.3　教育訓練の実施	
（中略）	（中略）	
1.4　資機材の配備（3号炉）	1.4　資機材の配備	
（中略）	（中略）	
1.5　手順書の整備（3号炉）	1.5　手順書の整備	
（中略）	（中略）	
1.6　原子炉施設の保全のための活動の実施（3号炉）	1.6　原子炉施設の保全のための活動の実施	
（中略）	（中略）	

変更前	変更後	備考
1.7　定期的な評価（３号炉） （中略） 1.8　原子炉施設の災害を未然に防止するための措置（３号炉） （中略） ３ 火山現象（降灰），降雪 （中略） 3.7　原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 (1) 各課長は，火山影響等発生時および降雪の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 a.　火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 火山影響等発生時において，非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付けに着手し，かつ，第 72 条の３に定める外部電源について，すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合（外部電源の点検・保修等により，すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない状態において，火山灰フィルタの取付けに着手することとなった場合を含む。） ４ 地　震 （中略） 4.8　その他関連する活動 (1) 原子力部長は，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a．新たな知見等の収集，反映 発電管理部長は，必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ基準地震動の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。 b．波及的影響防止 発電管理部長は，４つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 c．地震観測および影響確認 発電管理部長は，３号炉の原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して，地震観測等により振動性状の把握を行い，それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことの確認をする。	1.7　定期的な評価 （中略） 1.8　原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 （中略） ３ 火山現象（降灰），降雪 （中略） 3.7　原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 (1) 各課長は，火山影響等発生時および降雪の影響により，原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は，所長，原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに，必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。 a.　火山影響等発生時における原子炉停止の判断基準 火山影響等発生時において，非常用ディーゼル発電機への火山灰フィルタの取付けに着手し，かつ，第 72 条に定める外部電源について，すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合（外部電源の点検・保修等により，すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない状態において，火山灰フィルタの取付けに着手することとなった場合を含む。） ４ 地　震 （中略） 4.8　その他関連する活動 (1) 原子力部長は，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a．新たな知見等の収集，反映 発電管理部長は，必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ基準地震動の評価を行い，必要な事項を適切に反映する。 b．波及的影響防止 発電管理部長は，４つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 c．地震観測および影響確認 発電管理部長は，原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対して，地震観測等により振動性状の把握を行い，それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことの確認をする。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
5　津　波 （中略） 5.4　手順書の整備 (1) 各課長は，津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a.　津波の襲来が予想される場合の対応 (a) 当直長は，発電所の近傍を震源とする地震に起因して大津波警報が発令された場合，原則として３号炉の原子炉を停止し，冷却操作を実施する。ただし，以下の場合はその限りではない。 ア　大津波警報が誤報であった場合 イ　発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって，愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到達するまでの間に，大津波警報が解除または見直された場合 (b) 各課長は，燃料等輸送船に関し，津波警報等が発令された場合，荷役作業を中断し，陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。 (c) 各課長は，緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 (d) 当直長は，海面監視カメラおよび耐震型海水ピット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 b.　水密扉の閉止状態の管理 当直長は，中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により，水密扉の閉止状態の確認を行う。また，各課長は，水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 c.　津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は，発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は，大津波警報解除後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 d.　津波評価条件の変更の要否確認 (a) 防災課長は，設備改造等を行う場合，都度，津波評価への影響確認を行う。 (b) 防災課長は，津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。 （以下，省略）	5　津　波 （中略） 5.4　手順書の整備 (1) 各課長は，津波発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a.　津波の襲来が予想される場合の対応 (a) 当直長は，発電所の近傍を震源とする地震に起因して大津波警報が発令された場合，原則として原子炉を停止し，冷却操作を実施する。ただし，以下の場合はその限りではない。 ア　大津波警報が誤報であった場合 イ　発電所から遠方で発生した地震に伴う津波であって，愛媛県瀬戸内海沿岸区域に津波が到達するまでの間に，大津波警報が解除または見直された場合 (b) 各課長は，燃料等輸送船に関し，津波警報等が発令された場合，荷役作業を中断し，陸側作業員および輸送物の退避に関する措置を実施する。 (c) 各課長は，緊急離岸する船側と退避状況に関する情報連絡を行う。 (d) 当直長は，海面監視カメラおよび耐震型海水ピット水位計による津波の襲来状況の監視を実施する。 b.　水密扉の閉止状態の管理 当直長は，中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により，水密扉の閉止状態の確認を行う。また，各課長は，水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 c.　津波発生時の原子炉施設への影響確認 各課長は，発電所を含む地域に大津波警報が発令された場合は，大津波警報解除後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 d.　津波評価条件の変更の要否確認 (a) 防災課長は，設備改造等を行う場合，都度，津波評価への影響確認を行う。 (b) 防災課長は，津波評価に係る評価条件を定期的に確認する。 （以下，省略）	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

変更前	変更後	備考
重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 本「実施基準」は，重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。 また，重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については，表－１から表－19に定める。なお，多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については，社内規定に定める。 １　重大事故等対策 1.1　重大事故等対策のための計画の策定 （中略） (1) 重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等 （中略） d.　発電所への非常招集ルート圏内（伊方町，八幡浜市等圏内）に３号炉の原子炉主任技術者または代行者１名を配置する。休日・夜間に重大事故等が発生した場合，３号炉の原子炉主任技術者または代行者は，当直長からの情報連絡（プラントの状況，対策の状況）を受け，原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。 （中略） (2)　体制の整備 （中略） h.　複数号炉の同時被災の場合における実施組織の対応については，以下のとおりとする。 （中略） (b)　各号炉の原子炉主任技術者は，号炉ごとの保安監督を誠実かつ，最優先に行うこととし，担当号炉のプラント状況把握および事故対策に専念することにより，複数号炉の同時被災が発生した場合においても保安上必要な指示を的確に実施する。 （中略）	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 本「実施基準」は，重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に対処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。 また，重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については，表－１から表－19に定める。なお，多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については，社内規定に定める。 １　重大事故等対策 1.1　重大事故等対策のための計画の策定 （中略） (1) 重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等 （中略） d.　発電所への非常招集ルート圏内（伊方町，八幡浜市等圏内）に原子炉主任技術者または代行者１名を配置する。休日・夜間に重大事故等が発生した場合，原子炉主任技術者または代行者は，当直長からの情報連絡（プラントの状況，対策の状況）を受け，原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。 （中略） (2)　体制の整備 （中略） h.　複数号炉の同時被災の場合における実施組織の対応については，以下のとおりとする。 （中略） (b)　原子炉主任技術者は，保安監督を誠実かつ，最優先に行うこととし，プラント状況把握および事故対策に専念することにより，複数号炉の同時被災が発生した場合においても保安上必要な指示を的確に実施する。 （中略）	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
1.　休日・夜間において重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために，第12条に規定する運転員，緊急時対応要員について，以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。 (a)　安全技術課長および発電課長は，３号炉が運転中においては，発電所内に運転員10名ならびに通報連絡および重大事故等の対応を行う緊急時対応要員22名の合計32名を確保する。 運転停止中※については，運転員を８名とし合計30名，さらに使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては，運転員を５名とし合計27名を確保する。 ※余熱除去設備により原子炉を冷却している期間および原子炉内に燃料体が１体以上ある期間 （中略） (7) 手順書の整備 （中略） a.　発電課長は，全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失，安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または複数号炉の同時被災等の過酷な状態において，限られた時間の中で３号炉の原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類，その入手の方法および判断基準を定める。	1.　休日・夜間において重大事故等が発生した場合に速やかに対応するために，第12条に規定する運転員，緊急時対応要員について，以下のとおり役割および人数を割り当て確保する。 (a)　安全技術課長および発電課長は，運転中においては，発電所内に運転員10名ならびに通報連絡および重大事故等の対応を行う緊急時対応要員22名の合計32名を確保する。 運転停止中※については，運転員を８名とし合計30名，さらに使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては，運転員を５名とし合計27名を確保する。 ※余熱除去設備により原子炉を冷却している期間および原子炉内に燃料体が１体以上ある期間 （中略） (7) 手順書の整備 （中略） a.　発電課長は，全ての交流動力電源および常設直流電源系統の喪失，安全系の機器もしくは計測器類の多重故障または複数号炉の同時被災等の過酷な状態において，限られた時間の中で原子炉施設の状態の把握および実施すべき重大事故等対策の適切な判断に必要な情報の種類，その入手の方法および判断基準を定める。	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更（以下，本頁において同じ）

変更前	変更後	備考
添付６　長期保守管理方針 （第１１９条の３関連）	削除	伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更

<table>
<tr><th>変更前</th><th>変更後</th><th>備考</th></tr>
<tr>
<td>
（１）２号炉　長期保守管理方針（始期：平成24年3月19日，適用期間：10年間）
<table>
<tr><th>No.</th><th>保全管理の項目</th><th>実施時期※1</th></tr>
<tr><td>1</td><td>余熱除去ポンプの主軸のフレッティング疲労割れについては，ポンプの分解点検時に，主軸の超音波探傷検査を実施する。</td><td>中長期</td></tr>
<tr><td>2</td><td>スタッドボルト等*の大気接触部の腐食については，伊方２号炉も含め原子力発電所共通として，基礎ボルトを取り外す機会を利用してサンプリング等により調査を実施する。

＊：スタッドボルト
メカニカルアンカ
ケミカルアンカ</td><td>中長期</td></tr>
<tr><td>3</td><td>ケミカルアンカの樹脂の劣化については，伊方２号炉も含め原子力発電所共通として，ケミカルアンカを取り外す機会を利用してサンプリング等により調査を実施する。</td><td>中長期</td></tr>
</table>
※１：実施時期における，中長期とは，平成２４年３月１９日からの１０年間をいう。
</td>
<td>削除</td>
<td>伊方発電所２号炉発電用原子炉施設の廃止措置を実施するための変更</td>
</tr>
</table>